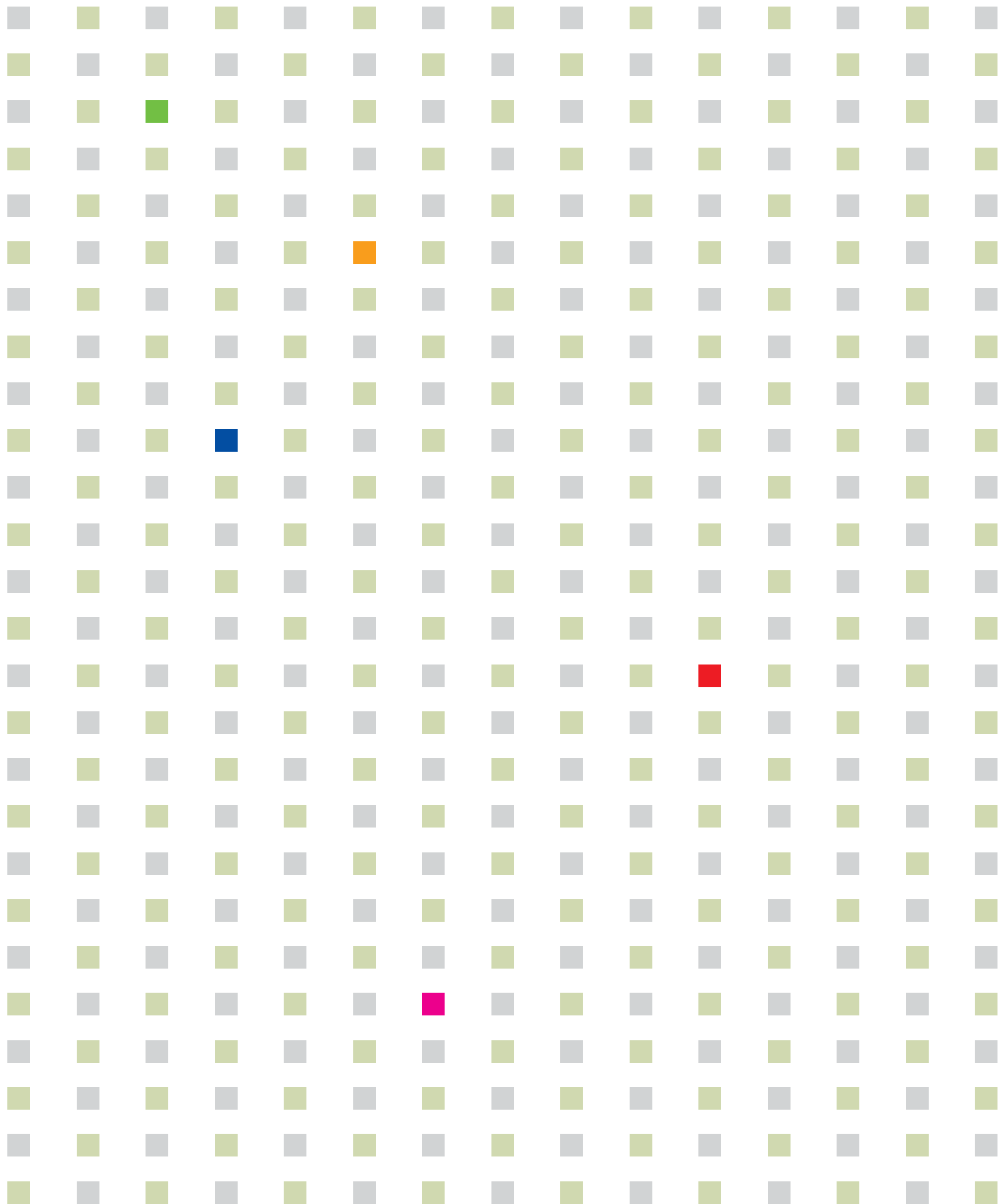


# 富山市総合計画

2007-2016

富山市



# 富山市総合計画

2007-2016  
富山市

## ごあいさつ



私たちが住む富山市は、平成17年4月、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村の7市町村が合併し、新たな歴史を刻み始めました。それぞれの地域の先人のご努力によって築かれた繁栄を礎として、豊かな自然と高度な都市機能を併せ持つ日本海側有数の中核都市として発展を続けています。

今日、我が国は、本格的な人口減少と少子高齢社会の到来や、情報通信技術の急速な進歩、さらには地球規模での環境問題など、様々な問題や大きな変化に絶えず対応していくことが求められています。また、地方分権の進展に伴い、これからの地域づくりには、地方の自主性・自立性を高め、自らの判断と責任において行政運営を推進することが求められており、そこに暮らす市民が主体となって、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを進めていくことが一層重要になっています。

このような中で、市民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すとともに、住む人が誇りを持ち、また国内外の人から「訪れてみたい」、「住んでみたい」と思われるような、誰からも選ばれる魅力ある富山市を築いていく必要があります。

そのためには、公共交通の活性化や効率的な都市機能の形成によるコンパクトなまちづくりを進めながら、福祉や環境など市民の暮らしに関わりの深い分野の施策について一層の充実を図るとともに、未来を担う人づくりやさまざまな産業の振興を推進していかなければならないと考えています。

このたびの総合計画は、富山地域合併協議会で策定された新市建設計画を継承し、「共生・交流・創造」を基本理念として、『人・まち・自然が調和する 活力都市とやま』という都市像を目指し、「安心」、「安全」、「潤い」、「活力」、「協働」をキーワードとして5つのまちづくりの目標を設定しました。

しかしながら、まちづくりは行政だけでなしえるものではなく、市民・企業・行政それぞれが主体性と責任を持ちながら相互に協力する「協働」により進めることが何よりも重要です。

このことから、この計画では、施策の実施によって得られる成果ができるだけわかりやすくなるよう「目標とする指標」を示すとともに、まちづくりへの参画を身近に感じていただけるよう「市民に期待する役割」を記載しておりますので、市民の皆様、企業や関係団体の方々の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、地域別ワークショップや市民説明会、パブリックコメントなどを通して参画をいただいた多くの市民の皆様や、熱心なご審議を賜りました富山市総合計画審議会委員の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成19年3月

富山市長 森 雅志

# 基本構想

- 1 総合計画策定の趣旨／2
- 2 総合計画の構成／3
- 3 時代の潮流／4
- 4 富山市の特性等／7
- 5 人口の見通し／9
- 6 まちづくりの主要課題／11
- 第1章 まちづくりの基本理念／14
- 第2章 期 間／15
- 第3章 都市像／16
- 第4章 まちづくりの目標／17
- 第5章 土地利用の方向性／18
- 第6章 まちづくりの目標達成のための施策／19
  - 第1節 人が輝き安心して暮らせるまち 19
    - 1 すべての世代が学び豊かな心を育むまちづくり／19
    - 2 いきいきと働き豊かに暮らすまちづくり／20
    - 3 健康で健全に暮らす元気なまちづくり／20
    - 4 誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり／21
    - 5 共に生き共に支えるふれあいのまちづくり／21
  - 第2節 すべてにやさしい安全なまち／22
    - 1 安全に暮らせる社会の実現／22
    - 2 人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり／23
    - 3 地球にやさしい環境づくり／24
    - 4 暮らしの安全を守る森づくり／24
  - 第3節 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち／25
    - 1 都市と自然が共生する賑わいとゆとりのまちづくり／25
    - 2 「海・川・森・山」水と緑が映える潤いと安らぎのまちづくり／26
    - 3 コンパクトなまちづくり／26
    - 4 生活拠点をつなぐ交通体系の充実／27
  - 第4節 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち／28
    - 1 出会いと発見に満ちた魅力ある観光のまちづくり／28
    - 2 個性豊かな文化・歴史を守り育てるまちづくり／29
    - 3 人・もの・情報が行き交う多彩な交流の促進／29
    - 4 新しい価値を創造する活力ある産業の振興／30
  - 第5節 新しい富山を創る協働のまち 31
    - 1 いきいきと輝く市民が主役の社会の実現／31
    - 2 新しい「行財政システム」の確立／32

# 前期基本計画(総論)

- 第1章 基本計画の趣旨／36
- 第2章 基本計画の期間／37
- 第3章 人口の見通し／38
  - 第1節 総人口・年齢別人口／38
  - 第2節 世帯数／40
  - 第3節 昼間人口／41
  - 第4節 産業分類別人口／42
- 第4章 5つのまちづくりの目標／43
- 第5章 施策の体系／49
- 第6章 主要課題に対応する主な施策の推進／57
- 第7章 土地利用の方針／60
  - 第1節 土地利用の基本方針／60
  - 第2節 都市構造形成の基本方針／62
  - 第3節 交通体系の整備方針／66
  - 第4節 水と緑の整備方針／67
- 第8章 市民の視点に立った計画の推進／68
  - 第1節 協働によるまちづくり／68
  - 第2節 成果重視のまちづくり／69
- 第9章 財政の見通し／70

# 前期基本計画(各論)

## I 人が輝き安心して暮らせるまち

- 政策1 すべての世代が学び豊かな心を育むまちづくり/74
- 施策1 子育て環境の充実/74
  - 施策2 学校教育の充実/78
  - 施策3 高等教育の推進/82
  - 施策4 市民の自主的な学習環境の充実/84
- 政策2 いきいきと働き豊かに暮らすまちづくり/88
- 施策1 個性や能力を生かした多様な雇用機会の創出/88
  - 施策2 勤労者福祉の向上/90
- 政策3 健康で健全に暮らす元気なまちづくり/92
- 施策1 スポーツ・レクリエーション活動の充実/92
  - 施策2 健康づくり活動の充実/96
  - 施策3 介護予防活動の充実/100
- 政策4 誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり/104
- 施策1 高齢者・障害者への支援/104
  - 施策2 社会参加と生きがいづくり活動への支援/108
- 政策5 共に生き共に支えるふれあいのまちづくり/110
- 施策1 保健・医療・福祉の連携、充実/110
  - 施策2 コミュニティの再生/114
  - 施策3 家庭・地域における教育力の向上/116

## II すべてにやさしい安全なまち

- 政策1 安全に暮らせる社会の実現/118
- 施策1 災害に強いまちづくり/118
  - 施策2 雪に強いまちづくり/122
  - 施策3 消防・救急体制の整備/124
  - 施策4 交通安全対策の充実/128
  - 施策5 防犯・防災体制の充実/132
- 政策2 人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり/134
- 施策1 安全で快適なまちづくり/134
  - 施策2 安全・安心な消費生活の推進/138
  - 施策3 快適な生活環境づくり/140
- 政策3 地球にやさしい環境づくり/144
- 施策1 循環型まちづくりの基盤整備/144
  - 施策2 エネルギーの有効活用/148
  - 施策3 市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み/152
- 政策4 暮らしの安全を守る森づくり/154
- 施策1 森林機能の再生・強化/154
  - 施策2 生態系の保護・回復/156

## III 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

- 政策1 都市と自然が共生する賑わいとゆとりのまちづくり/158
- 施策1 賑わいと交流の都市空間の整備・充実/158
  - 施策2 地域の個性と特性を生かしたまちづくり/164
  - 施策3 ふるさと景観の保全・形成/168
  - 施策4 ゆとりが感じられる都市生活基盤の整備/170
- 政策2 「海・川・森・山」水と緑が映える潤いと安らぎのまちづくり/172
- 施策1 水辺環境の保全・育成/172
  - 施策2 公園・緑地の整備/174
  - 施策3 中山間地域の振興/178
- 政策3 コンパクトなまちづくり/180
- 施策1 歩いて暮らせるまちづくりの推進/180
  - 施策2 まちなか居住の推進/184
  - 施策3 地域の生活拠点地区の整備/188
- 政策4 生活拠点をつなぐ交通体系の充実/190
- 施策1 公共交通の利用促進/190
  - 施策2 拠点を結ぶ交通体系の再構築/192
  - 施策3 地域を結び生活を支える道路網の整備/194

## IV 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

- 政策1 出会いと発見に満ちた魅力ある観光のまちづくり/196
- 施策1 広域・滞在型観光の推進/196
  - 施策2 観光資源のネットワーク化の推進/198
  - 施策3 富山ブランドの発掘・発信/202
  - 施策4 コンベンションの振興/204
  - 施策5 おもてなしの心の醸成/206
- 政策2 個性豊かな文化・歴史を守り育てるまちづくり/208
- 施策1 伝統的文化・文化遺産の保全、活用/208
  - 施策2 新たな芸術文化の発信/212
  - 施策3 市民の芸術文化活動への支援/216
- 政策3 人・もの・情報が行き交う多彩な交流の促進/220
- 施策1 広域交流の推進・充実/220
  - 施策2 発展と交流を支える広域交通ネットワークの整備・充実/222
  - 施策3 世界とふれあう多様な交流の促進/226
- 政策4 新しい価値を創造する活力ある産業の振興/230
- 施策1 とやまの活力を生み出す人づくり 230
  - 施策2 とやまの魅力と活力を築くものづくり・しくみづくり 234
  - 施策3 とやまの未来を拓く新産業・新事業の創造 242

# 総合計画事業

総合計画事業概要一覧／264

目標とする指標一覧／273

主な協働事業一覧／279

## V 新しい富山を創る協働のまち

- 政策1 いきいきと輝く市民が主役の社会の実現／246
  - 施策1 一人ひとりが尊重される平和な社会づくり／246
  - 施策2 市民主体のまちづくり／248
  - 施策3 男女共同参画の推進／250
- 政策2 新しい「行財政システム」の確立／252
  - 施策1 職員の意識改革と組織の活性化／252
  - 施策2 計画的で効率的な行財政運営の推進／254
  - 施策3 開かれた行政の確立／256
  - 施策4 情報化の推進／258
  - 施策5 地方分権・広域行政への対応／260

## 資料編

1 総合計画策定の経過／282

2 総合計画策定体制図／283

3 富山市総合計画審議会／284

- (1) 総合計画審議会への諮問、市長への答申／284
- (2) 富山市総合計画審議会条例／292
- (3) 富山市総合計画審議会委員名簿／293

4 富山市総合計画策定方針／294

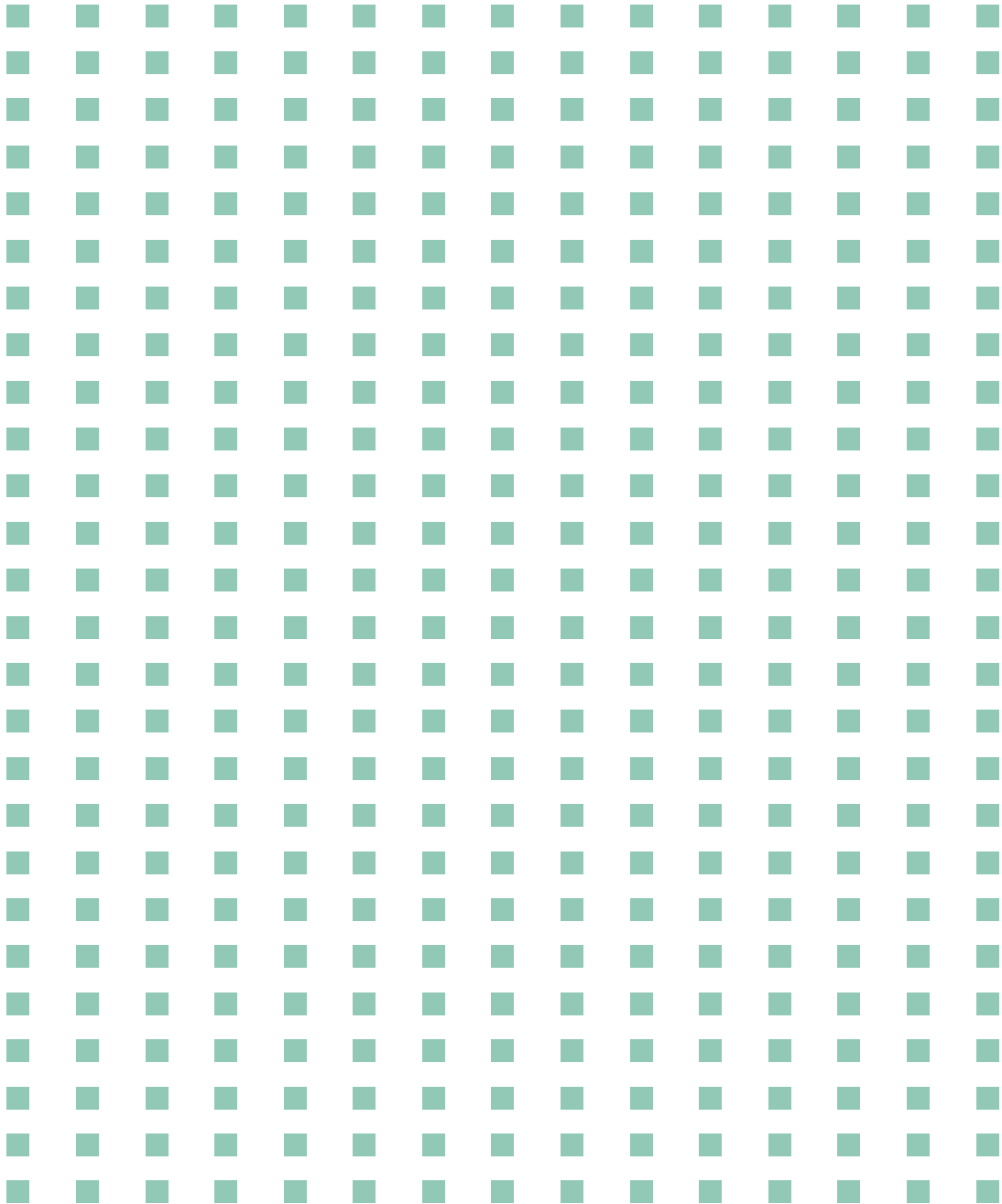
5 市民参画等／296

用語説明／298

※この計画書に記載してある用語のうち、専門的な用語などは、関連の頁に説明を記述しました。

※また、資料編の用語説明では50音順に整理して再掲しています。

# 基本構想



この基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定により、平成18年9月25日富山市議会において議決されたものです。

#### 地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」



## 1

## 総合計画策定の趣旨



私たちの富山市は、平成17年4月に、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村が合併し誕生しました。

本市は、富山県の中央部に位置し、急峻な山岳地帯の山々から富山湾までの広範な面積を有する豊かな自然に恵まれ、また、県都として経済などの諸機能が集積した魅力あふれる都市です。

私たちは、これまで先人によって築かれた繁栄を礎に、より一層魅力ある都市にするため、それぞれの地域で受け継がれてきた、自然・歴史・文化などの貴重な資源を大切にしながら、市全体の一体感の醸成を図るとともに、これまでのまちづくりの成果をさらに発展させて次の世代に引き継いでいかなければなりません。

また、今後、本市が持続的に発展し続けていくためには、時代の大きな変化に対応しながら、本市がもつ多彩な魅力を最大限に発揮し、市民が誇りを持って暮らすことができるまちづくりを進めていくことが大切です。

この総合計画は、本市のまちづくりにおける長期的かつ基本的な方向を示し、本市が、日本海側有数の中核都市として発展を遂げていくための都市像を掲げるとともに、市民の皆さんと行政の共通の目標を定め、これらを実現していくための指針として定めるものです。

# 2

## 総合計画の構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

### 1 基本構想

基本構想は、長期的な展望のもと、本市が目指す都市像とまちづくりの目標を定め、その目標を達成するための施策の基本的な方向を定めるものです。

### 2 基本計画

基本計画は、基本構想を具体化するための基本的な施策を体系的に明らかにするものです。

### 3 実施計画

実施計画は、基本計画で定める施策を計画的に実施するため必要な事業を明らかにするものであり、社会・経済情勢などの変化に応じながら、施策の実効性の確保を図るため、毎年度策定するものです。

# 3

## 時代の潮流

本市が、合併によって引き継いださまざまな貴重な資源を大切にしながら、持続的に発展するためには、時代の潮流をとらえ、的確に対応していく必要があります。

このため、今日の時代潮流を特に次のようなものとしてとらえ、まちづくりを進めていきます。

### 1 人口減少と少子・超高齢社会<sup>\*1</sup>の進行

出生率の低下などに伴い、人口が減少に転じるとともに、少子・超高齢社会の進行が、今後さらに加速していくものと予想されます。

人口が減少していく中で、高齢者や女性の能力が十分に発揮されないままでは、経済活動を維持していくための労働力の低下をもたらします。

また、団塊の世代<sup>\*2</sup>の定年退職により、この世代が築き上げてきた熟練技術の継承が困難になるということが懸念されます。

このため、それぞれの人がもつさまざまな技術や能力が発揮できる社会、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指す必要があります。

### 2 日常生活における危機感の高まり

国内外において、台風や集中豪雨、地震、津波などの災害が多発し、また、人命に関わるさまざまな事件、事故が頻発しています。

さらに、犯罪形態も凶悪化、複雑化しており、これらが住民の不安の増大につながっているものと思われます。

このような状況の中で、市民の安全と安心を確保することは、行政の基本的な責務であるとともに、経済・社会の持続的発展のための重要な基盤となります。

また、安全の確保のためには、市民一人ひとりが危機管理意識をもつとともに、市民、地域、企業、行政などが連携し、安全な社会の実現に向けたさまざまな活動を推進する必要があります。

※1 超高齢社会 総人口に占める高齢者人口（65歳以上の人口）の割合が21パーセント以上の社会。

※2 団塊の世代 戦後のベビーブーム時代といわれる昭和22年から昭和24年に生まれた世代。

### 3 グローバル化<sup>※3</sup>の進展と環境問題に対する地球規模での取り組み

近年、社会経済活動のグローバル化・ボーダレス化<sup>※4</sup>が急速に進展し、人・もの・資本・情報などの移動が多様かつ活発になり、世界単一市場化<sup>※5</sup>の流れが加速しつつあります。

さらに、世界的な企業間競争や国際競争の激化、国際分業<sup>※6</sup>の深化などが進んでいくとともに、アジア市場をはじめとした高い購買力のある市場が急速に拡大しています。

このような中で、新産業の創出や付加価値の高い製品の開発、新分野への転換などにより国際競争力を高めることが求められています。

また、経済発展などに伴い、地球温暖化<sup>※7</sup>への対応や、エネルギーの安定的確保が世界的規模での重要な課題となっており、その解決のために、国際的枠組みづくりが急務となっています。

環境保全と経済活動の両立を図りつつ、脱温暖化社会を実現するためには、二酸化炭素などの温室効果ガス<sup>※8</sup>の排出削減や森林の整備・保全などの取り組みを確実に実施するとともに、技術開発や市民レベルでの運動を展開するなど、環境・エネルギー問題に総合的に対処していく必要があります。

### 4 情報化の進展と知的・文化的価値観を尊重する社会の到来

情報化の進展により、時間的・地理的距離を超えて価値を共有する枠組み・連携が活発になっており、これに伴い、働き方、住み方、人のつながりなどの生活スタイルも大きく変化してきています。

また、知的価値の生産やその活用がより重視され、文化的な価値がより尊重される時代を迎えつつあります。

これまでの工業社会で必要とされていた、大量の均質な労働力ではなく、情報を活用し、総合的な発想力をもつ多様な個人が知的価値・文化的価値を生み出していくこととなります。

このため、広い視野と豊かな創造性を持ち、時代の要請に的確かつ機動的に応えることができる人材の育成や、独創的・先端的な学術研究、芸術文化活動の推進を図る必要があります。

### 5 地方分権・構造改革・規制緩和の進展

地方分権一括法<sup>※9</sup>の施行により、国と地方の権限面での見直しが行われ、さらに、いわゆる「三位一体の改革<sup>※10</sup>」により国と地方の税財源面での改革が進んでいます。

一方、全国的に市町村合併が急速に進展し、市町村の規模が拡大し、行政能力の向上が図られつつあります。

※3 グローバル化 世界規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。

※4 ボーダレス化 従来は区別や差異のあった複数のものの中で、交流や融合化が起こること。

※5 世界単一市場化 地域や国境の隔たりを越えて、人、もの、資本、サービスが自由に移動し、一つの市場となること。

※6 国際分業 国と国との間の分業。各国が自国の生産条件に見合った商品の生産を行い、その一部を輸出し、他の商品は外国から輸入すること。

※7 地球温暖化 主に人為的な要因によって、二酸化炭素などの温室効果をもたらすガスが蓄積し気候が温暖化すること。

※8 温室効果ガス 太陽熱を封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。

※9 地方分権一括法 地方分権を推進する観点から地方自治法をはじめとする475の関係法律について必要な改正を行うため、平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。

※10 三位一体の改革 「国庫補助負担金の削減、地方交付税の改革、国から地方への税源移譲」を一体的に推進しようとする改革。

このような状況の中で、基礎自治体である市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として自己決定・自己責任の原則のもと、これまで以上に自立性を高め、分権型社会の新しい行政システムを構築していくことが求められています。

今後、権限移譲などによる地域の知恵と工夫の発揮、成果を重視した政策への転換、さらには、自由な経済活動を活性化するための規制の見直し、行政の簡素化や透明性の確保に努めるなど、地域の自主的・自立的な取り組みのための環境整備などを進め、活力ある持続可能な地域づくりが必要です。



# 4

## 富山市の特性等

### 1 地理的特性

#### ①位置・面積

本市は、富山県の中央部に位置し、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は岐阜県に接し、北は日本海の富山湾に面しています。

市域は、東西60.7キロメートル、南北43.8キロメートルで、総面積が、1,241.85平方キロメートルと富山県の約3割を占め、国内においても最大級の面積を有する日本海側有数の中核都市です。

#### ②地勢

本市の南部には、急峻な山岳があり、これらの山々を源に、大小の河川が中山間地域<sup>\*1</sup>を経て、肥沃な平野部を形成し、富山湾に注いでいます。

このように、海拔0メートルから標高3,000メートルに及ぶ広大な面積を有する本市は、主要な河川の上流から下流までが一体となった都市です。

また、交通面では、JR北陸本線、北陸自動車道、国道8号が東西の幹線として、また、JR高山本線、国道41号が南北幹線として整備されています。

さらに、富山港、富山空港も国内外との交流拠点として整備が進んでおり、本市は、陸、海、空の広域交通の結節点になっています。

### 2 歴史的特性

富山市の平野部は、豊かな農耕地帯として、また北陸路などの交通の要所として古くから栄え、戦国時代には、佐々成政が富山城に入城し、治水事業を手がけ、農業がますます盛んになりました。

江戸時代になると、富山藩十万石が置かれ、薬業や和紙などの産業が奨励され、飛騨街道や北前船航路などの交通・物流網の整備や越中売薬の独特の商法も相まって「くすりのとやま」として全国に知られるようになりました。

明治以降、県庁所在地として、また北陸初の水力発電所が建設される

※1 中山間地域 山間地とその周辺の地域を指す。全国の森林の約8割、農地の4割が中山間地域にあり、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水資源の涵養などの多くの機能を有している地域。

など、豊かな電力を基盤とした工業のまちとして順調な発展をとげましたが、昭和20年8月の空襲により市街地は壊滅的な被害を受けました。

戦後、都市基盤の整備や産業経済の進展により、現在では日本海側有数の商工業都市として発展してきました。また、平成8年には旧富山市が中核市<sup>※2</sup>に指定され、平成17年4月には、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村の7市町村が合併し、新しい「富山市」が誕生しました。

### 3 富山市を取り巻く状況

本市は、平成17年4月に富山地域7市町村の合併によって誕生した新しい市であり、今後、持続的に発展していくためには、新市の一体性の確保に向けた取り組みを推進していく必要があります。

本市は、海岸部から山岳地帯まで広大で豊かな自然に恵まれた都市であり、また、それぞれの地域の特性を生かして、農業や商工業などのさまざまな産業が発展してきているとともに、特色ある地域の歴史・文化の魅力にもあふれています。

しかしながら、平野部においては、自動車への依存や持ち家志向が高いことなどを背景として、市街地が拡大し続け、人口密度の低い、薄く広がった市街地を形成し、中心市街地の空洞化が進んでおり、また、中山間地域<sup>※3</sup>においても、過疎化が進行しております。これらのことから、地域におけるコミュニティ機能が低下してきており、今後の人口減少、少子・超高齢社会の進行により、その傾向が一層進むことが懸念されます。

一方、本市の面積の約7割を占める森林については、林業の衰退などにより荒廃が進み、森林機能が低下し、土砂災害などの発生が危惧されます。

このようなことから、本市においては、中心市街地の活性化と地域の生活拠点地区の機能強化による市全体の活力の底上げが必要であり、それぞれの地域の特性を踏まえて中心市街地と周辺地域・中山間地域が互いに交流し、連携を深めることで、市全体がバランスよく発展していく必要があります。

また、本市は、県都として、居住・就業・娯楽などの市民生活に必要な機能が集積しているとともに、鉄道・道路・空港・港湾などが整備され、国内外への交通の結節点となっており、産業・経済・文化・観光などの面で、日本海側有数の中核都市として地域をリードする役割が期待されています。

今後は、北陸新幹線の開業による大量輸送と時間短縮効果により、人・もの・情報の交流が活発になることから、行ってみたいまち、暮らしたいまちとして人々から選ばれるよう、豊富で多彩な資源を富山らしい魅力として一層高め、国内外に広く発信し、観光の振興や広域的な経済活動の展開を積極的に促進する必要があります。

※2 中核市 地方自治法に基づいて指定される地域の中核的都市機能を備えた都市で、人口30万人以上を要件とする。指定を受けると、福祉や保健衛生、都市計画などの権限が都道府県より移譲される。

※3 中山間地域 山間地とその周辺の地域を指す。全国の森林の約8割、農地の4割が中山間地域にあり、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水資源の涵養などの多くの機能を有している地域。

# 5

## 人口の見通し

日本の総人口は、厚生労働省の全国人口動態統計によると、平成17年から減少過程に入ったとされています。

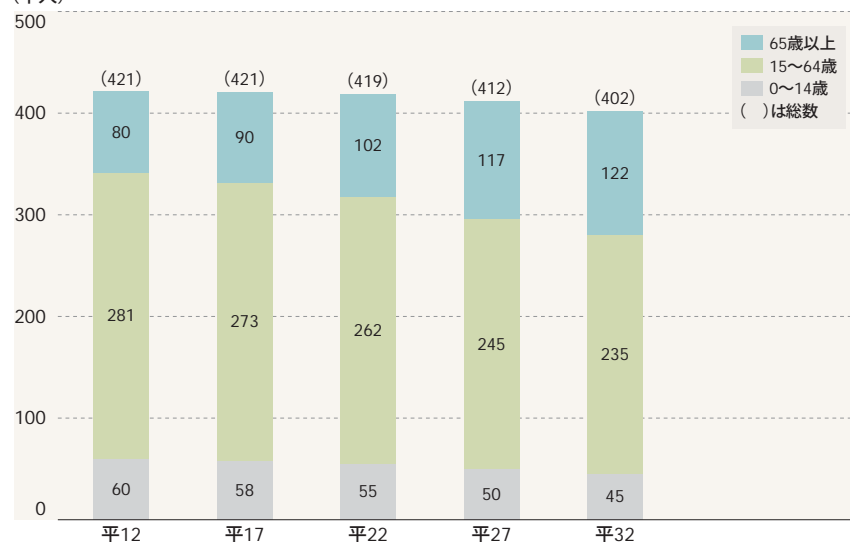
本市におけるこれまでの趨勢からみた人口は、平成17年の約42万1千人をピークに減少に転じると見込まれます。

平成27年には、約41万2千人まで減少し、さらに、その後も減少傾向が続いていくものと見込まれます。

年齢構成別人口については、年少人口（0～14歳）の減少が続く一方、高齢人口（65歳以上）は増加し続け、平成32年には、30%に達すると見込まれます。

### 年齢別人口

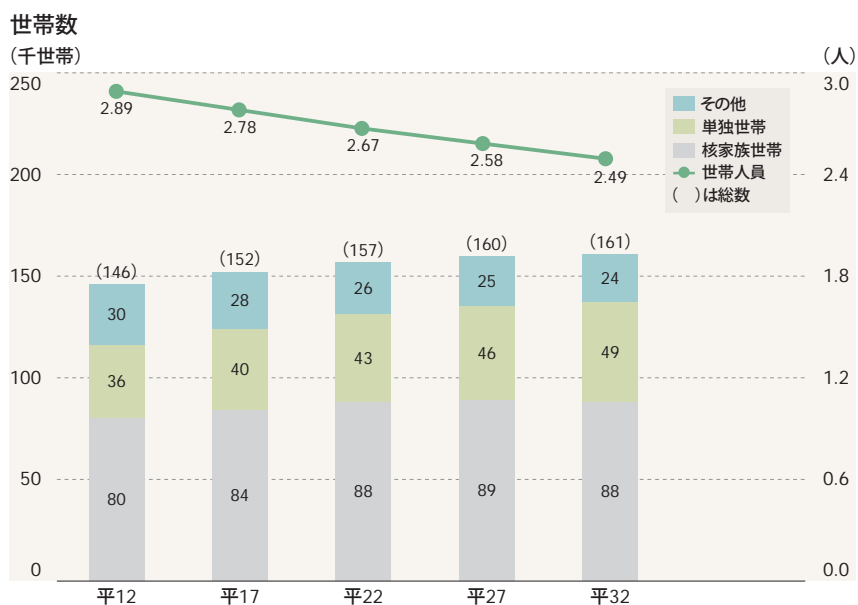
(千人)



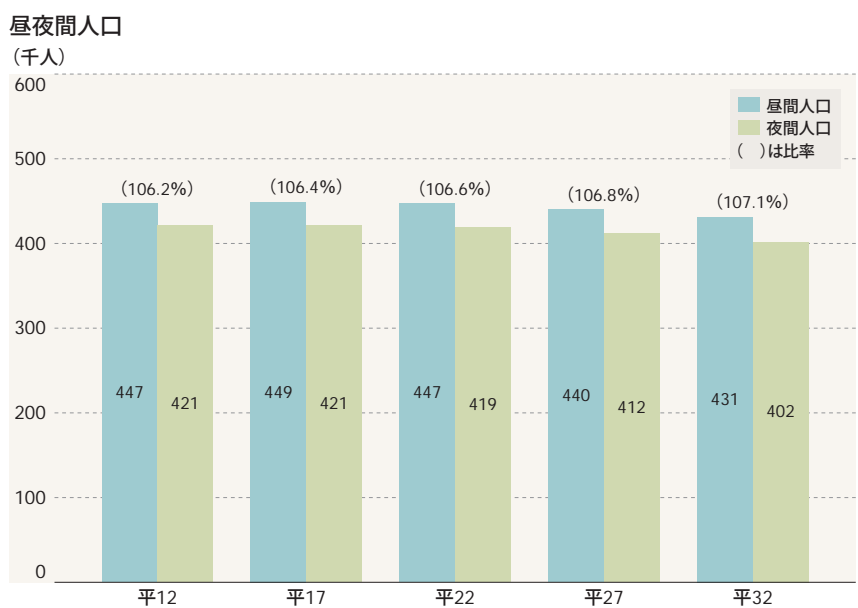
また、世帯数は、平成2年の12万4千世帯、平成7年の13万6千世帯、平成12年の14万6千世帯と増加してきました。

今後も核家族化の進展などにより世帯数は増え続け、平成27年には約16万世帯になると見込まれますが、単独世帯の増加により一世帯あたりの人員は、2.58人まで減少すると見込まれます。





昼間人口については、平成17年をピークに減少に転じると予想されますが、夜間人口との比率については大きな変化がないと見込まれます。



これらの推計結果を踏まえ、基本構想の目標年度である平成28年における本市の総人口は、41万2千人、世帯数は、16万世帯と見込まれます。

# 6

## まちづくりの主要課題

今後のまちづくりを進めるにあたり、その主要課題として、次に掲げる12項目を設定し、その対応に取り組んでいきます。

### 1 人口減少と少子化への対応

本市の人口は、減少傾向に転じ、年少人口も減少し続けていくと予測しています。少子化が進展し、人口が減少し続けると、地域の活力の低下を招くばかりではなく、現行の各種制度の維持が困難になります。

今後は、あらゆる分野において子どもを生ま育てやすい環境の整備を図るとともに、子どもたちの個性を尊重し、生きる力を育む教育の充実に努めながら、人口減少社会を見据えた施策を推進する必要があります。

### 2 超高齢社会<sup>\*1</sup>への対応

本市の人口構成は、平成30年代には概ね総人口の3人に1人が65歳以上の高齢者になり、核家族化の進展により一人暮らしの高齢者も増加すると予測しています。

今後は、高齢者一人ひとりの生活が尊重され、住み慣れた地域で生涯にわたり健康で生きがいをもって暮らせる社会づくりを進める必要があります。

### 3 危機管理・防災対策

本市は、急峻な山々や大小の河川、特別豪雪地帯<sup>\*2</sup>、活断層<sup>\*3</sup>などを有しているため、災害の発生が危惧されています。

今後は、これら自然災害への防災対策に加え、感染症の発生、危険物の流出、さらにはテロなどへの対応を含めた総合的な危機管理体制を整備する必要があります。

### 4 環境政策

本市の豊かな自然環境などを将来に継承し、さらには地球温暖化<sup>\*4</sup>をはじめとする地球規模の環境問題に積極的に取り組む必要があります。

※1 **超高齢社会** 総人口に占める高齢者人口（65歳以上の人口）の割合が21パーセント以上の社会。

※2 **特別豪雪地帯** 豪雪地帯対策特別措置法の規定により指定される、積雪の度が特に高く、積雪により長期間自動車の交通が途絶するなどにより住民生活に著しい支障を生ずる地域。

※3 **活断層** 過去に変動したことがあり、将来も活動する可能性のある断層。

※4 **地球温暖化** 主に人為的な要因によって、二酸化炭素などの温室効果をもたらすガスが蓄積し気候が温暖化すること。

今後は、市民・企業・行政が一体となって「もったいない」の心がけによりエネルギー資源の無駄をなくすため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を実践するとともに、新エネルギーの積極的な活用を図るなど、地球環境の保全に向けた活動を展開していく必要があります。

## 5 森林政策

本市の面積の約7割は森林が占めていますが、林業の衰退により森林荒廃が進み、土砂崩壊防止や野生鳥獣保護などの森林の果たす多面的な機能の低下が懸念されています。

今後は、市民共通の認識のもと多様な森林政策を推進し、自然との共生を図っていく必要があります。

## 6 個性ある地域の発展と一体性の確保

本市には、海岸部から山岳地帯までの広大な市域に、それぞれの地域が受け継いできた豊かな自然、歴史・伝統文化があります。

今後は、これらの地域の個性を大切にしながら、それぞれの地域が交流・連携し、それぞれの持つ特性を全市民共通の財産としていくことにより一体性を確保し、一層の発展につなげていく必要があります。

## 7 広域的な拠点性の向上

本市は、鉄道、道路、空港、港湾などの基盤整備が進んでおり、交通の要衝地となっています。

さらに、北陸新幹線や富山高山連絡道路の整備、富山空港の機能充実により国内外との物流や交流人口の増加が見込まれる一方、いわゆるストロー現象<sup>※5</sup>の発生が懸念されています。

今後は、「街の顔」となる富山駅周辺や中心市街地の高次都市機能<sup>※6</sup>を一層集積させるとともに、環日本海地域などとの交流を促進し、中核都市としての拠点性を高める必要があります。

## 8 コンパクトなまちづくり

本市は、中心市街地の人口の空洞化が進み、薄く広がった市街地を形成しており、このような人口が拡散した都市はさまざまな機能が非効率であるといえます。

今後は、市街地の拡散に歯止めをかけ、都心部やそれぞれの地域の生活拠点地区への人口回帰を図り、都市機能や生活の諸機能を集積させ、鉄軌道やバスなどの公共交通の活性化を軸とした、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進める必要があります。

※5 ストロー現象 高速交通手段が整備されることにより、企業の支店などが廃止されるなど、地方都市の拠点性が低下し、経済力のある大都市に吸い取られる現象。

※6 高次都市機能 居住、就業、娯楽、交通などの単一都市機能を複合化することにより、多様で質の高いサービスの提供と、より快適な都市活動ができる機能。

## 9 地域力の強化

本市には、住民組織、ボランティア団体、教育・文化団体など、地域で活発に活動している組織・団体が数多くあります。

今後は、これらの組織・団体をはじめとして、市民との協働により福祉や環境、防犯・防災などのさまざまな分野を担う人づくりや、家庭、学校、地域の連携をより深め、子どもたちを健やかに育てるなど、地域全体で支えあう仕組みづくりを進め、地域力を高める必要があります。

## 10 地域産業の活性化

本市では、「くすりの富山」として有名な医薬品製造などの工業や、稲作を中心とする農業、富山湾での水産業など、市民の暮らしを支えるさまざまな産業が発展してきました。

今後は、これらの基盤産業の発展を図るとともに、企業立地の促進や新たな産業の育成にも努め、地域産業を活性化する必要があります。

## 11 富山の魅力の発信

本市には、海・川・森・山などの豊かな自然環境があり、これらに育まれた魚介類や農産物をはじめとする特産品や食文化、さらには、歴史・伝統文化など多様な資源があります。

今後は、市民一人ひとりがこれらの資源に誇りを持ち、守り育てるとともに、国内外にその魅力を発信する必要があります。

## 12 効率的な行財政運営

本市の財政状況は、市税収入をはじめとした歳入の伸びが期待できない一方、扶助費<sup>※7</sup>や公債費<sup>※8</sup>などの義務的経費が増嵩するため、今後も極めて厳しい状況が続くと見込まれます。

今後は、財政の健全性を維持しつつ、成果を重視した効果的かつ効率的な行政運営を進めていく必要があります。

※7 扶助費 市町村が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の法令や条例等に基づいて、生活困窮者などに対して経済的に支援するために支給する費用。

※8 公債費 市町村の借入金（資金調達のために負担した債務）の償還に必要な元金及び利子。

## まちづくりの基本理念

---

「共生・交流・創造」をまちづくりの基本理念とします。

都市と自然がともに調和しながら、それぞれの機能を高めるとともに、さまざまな交流活動の促進を図り、新しい活力と魅力を創造していくことを基本理念とします。

# 期間

---

基本構想の期間は、平成19年度を初年度として、10年後の平成28年度を目標年度とします。

# 第3章

## 都市像

本市が目指す都市像を次のとおり定めます。

### 「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」

市民の暮らしは、海岸から山岳部までの広大な範囲のさまざまな地域で営まれています。賑やかな都市部と、自然豊かな山間部など、それぞれが持つ個性を大切にしながら、産業や文化活動などにおける企業や市民の活動が活発で、躍動している都市を目指します。



# 第4章

## まちづくりの目標

本市の今日的な主要課題に対応し、都市像を実現するため、5つのまちづくりの目標を設定します。

### I 人が輝き安心して暮らせるまち

すべてのライフステージで学ぶことができ、多様な価値観が尊重されながら、地域の中でやさしさに包まれ安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### II すべてにやさしい安全なまち

あらゆる危機に対応するため、市民と行政の役割分担を再構築し、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

### III 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

都心部から自然豊かな中山間地域<sup>\*1</sup>までの特色あるそれぞれの地域で、個人のライフスタイルを尊重した多様な住み方・暮らし方が実現できるまちづくりを進めます。

### IV 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

さまざまな資源を生かしながら、富山の魅力を高め、文化・観光・産業などの分野において、新しい価値が創造できるまちづくりを進めます。

### V 新しい富山を創る協働のまち

市民が主体となった取り組みを促進し、新しい時代に持続的に対応できる協働のまちづくりを進めます。



※1 中山間地域 山間地とその周辺の地域を指す。全国の森林の約8割、農地の4割が中山間地域にあり、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水資源の涵養などの多くの機能を有している地域。



## 土地利用の方向性



都市的土地利用と自然的土地利用の調和を基本として、環境との共生、地域の個性やニーズに配慮したゾーニングを行い、合理的かつ機能的な土地利用を図ります。

### 1 市街地ゾーン

既成市街地及びその周辺地域は、市街地ゾーンとして位置付け、コンパクトで効率的な市街地の形成を図ります。

特に、富山駅周辺を含む都心部は、新幹線の整備なども踏まえ、中核都市にふさわしい商業・業務・文化・行政・コンベンション<sup>\*1</sup>等の高次都市機能<sup>\*2</sup>の整備やバリアフリー<sup>\*3</sup>化を進め、広域拠点としての利便性・快適性の確保と、中心市街地としての賑わいづくりを促進するとともに、居住機能も含めた土地の高度利用を図ります。

また、市街地全体として、防災機能の向上や良好な居住環境の整備などを進めるとともに、海岸沿いの地域は海辺環境の整備・保全を促進します。

### 2 田園環境共生ゾーン

田園地帯の広がる神通川、常願寺川中流域は田園環境共生ゾーンとして位置付け、良好な田園環境・景観を保全しながら、農業振興を図ります。

また、生活環境の整備を促進するとともに、優良農地の保全と適正な土地利用の誘導を図ります。

### 3 自然環境共生ゾーン

中山間地域<sup>\*4</sup>などは、自然環境共生ゾーンとして位置付け、良好な自然及び景観の保全に努めるとともに、レクリエーションなど、自然を身近に楽しむことができる場として活用を図ります。

### 4 自然環境保全ゾーン

自然度の高い山間部などは、自然環境保全ゾーンと位置付け、水源涵養機能<sup>\*5</sup>や優れた景観を有する貴重な自然環境として積極的な保全を図ります。

※1 コンベンション 国際会議、大規模な会議や見本市など。国の内外から多くの人々を集めるなど、経済的、文化的波及効果が高い。

※2 高次都市機能 居住、就業、娯楽、交通などの単一都市機能を複合化することにより、多様で質の高いサービスの提供と、より快適な都市活動ができる機能。

※3 バリアフリー 段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便な障害となっていること（バリア）を除去（フリー）し、障害者などが安心して暮らせる環境をつくること。

※4 中山間地域 山間地とその周辺の地域を指す。全国の森林の約8割、農地の4割が中山間地域にあり、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水資源の涵養などの多くの機能を有している地域。

※5 水源涵養機能 森林が降った雨水を蓄えておくことで、洪水緩和や渇水の幅を少なくし、河川の流量を一定に保つ機能。

## まちづくりの 目標達成のための施策

### 第1節 人が輝き安心して暮らせるまち

#### 1 すべての世代が学び豊かな心を育むまちづくり

安心して子どもを生き育てることができる環境を整備するとともに、子どもたちの心身の健全な発達を促し、生きる力を育む教育の充実を図ります。

また、市民が生涯を通して学ぶことができる学習環境を整備し、活力あふれる人づくりを推進します。

##### <子育て環境の充実>

安心して子どもを生き育てることができるよう、家庭・地域・企業・行政が一体となって、多様な保育サービスの充実や、子育てに関する相談支援体制の整備を図ります。

##### <学校教育の充実>

心身の健全な発達や豊かな人間性、確かな学力など、子どもたちの生きる力を育み、子どもたちの夢や志が未来に大きく花開くように、家庭・学校・地域が相互に連携しながら、一人ひとりの個性を生かした教育の充実を図ります。

##### <高等教育の推進>

大学などの高等教育機関は、国際化に向けた人材育成、学術研究、地域産業の活性化などに大きく貢献し、若年人口の交流による地域活性化も期待されるため、産学官の連携を図り、貴重な地域資源として機能の充実を促進します。

##### <市民の自主的な学習環境の充実>

すべてのライフステージにおいて学び、その成果を生かすことができる学習環境の整備・充実を図り、生きがいのある地域社会づくりと、活力あふれる人づくりを総合的に推進します。





## 2 いきいきと働き豊かに暮らすまちづくり

多様な就業機会の確保に努めるとともに、働きやすい環境づくりを進め、安全で快適な労働環境の整備に努めます。

### <個性や能力を生かした多様な雇用機会の創出>

技術革新や産業構造の変化により多様化する労働力需要に対応するための技能向上や知識習得への支援に努めるとともに、女性の能力の活用、若年者や高齢者の雇用拡大のための相談・情報提供機能の充実、障害者の雇用促進に努めます。

### <勤労者福祉の向上>

勤労者が仕事と子育てなどを両立し、安心して働くことができる就労環境を実現するため次世代育成支援対策の啓発・推進に努めます。

また、勤労者の生活の安定と福利厚生向上を図るため、勤労者福利厚生事業の充実に努めます。

## 3 健康で健全に暮らす元気なまちづくり

余暇活動の充実と心身の健康保持・増進や体力の向上に資するスポーツ・レクリエーション環境の整備を図ります。

また、健康情報などの提供や相談・指導の充実に努めるとともに、高齢者の介護予防や健康の増進を図ります。

### <スポーツ・レクリエーション活動の充実>

余暇活動の充実と心身の健康保持・増進、体力づくりや競技力の向上に資するため、スポーツ・レクリエーションを楽しむことができる環境整備を図るとともに、指導者や選手の育成、地域の特性を生かしたスポーツの振興を図ります。

### <健康づくり活動の充実>

市民一人ひとりが自ら心身の健康づくりに取り組む意識の醸成を図り、すべての市民が健やかに暮らすことができるよう、健康づくりの推進に努めます。

このため、生活習慣病をはじめとする疾病の予防対策として、各種検診の充実や食生活の改善を推進するとともに、健康情報の提供や相談・指導の充実に努めます。

### <介護予防活動の充実>

高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って元気に生活できるよう、また、疾病や障害があっても、安心して暮らし続けられる社会の構築に努

めるとともに、介護保険制度の安定的な運営にも資するよう、介護予防や健康増進対策を推進します。

## 4 誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり

誰もが人としての尊厳を失うことなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活環境を整備するとともに、高齢者、障害者の活動の場と機会の拡充に努めます。

### <高齢者・障害者への支援>

高齢者、障害者が地域の中で安心して暮らせるよう、自立の支援と地域力の向上を図るとともに、公共施設等のバリアフリー※1化を進め、さらに誰にとっても使いやすく快適な機能を備えた住まいなどの生活環境の整備に努めます。

### <社会参加と生きがいがづくり活動への支援>

高齢者、障害者が社会に参加できるよう、さまざまな活動の場と機会の拡充に努め、生きがいのある生活を送れるよう、多様な活動を支援します。

## 5 共に生き共に支えるふれあいのまちづくり

医療に対する市民ニーズの多様化に対応した医療体制の充実に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携による総合的なサービス提供体制の確立を図ります。

また、全ての市民がお互いに支え合い信頼し合いながら生活できる地域づくりを推進します。

### <保健・医療・福祉の連携、充実>

医療に対する市民ニーズの多様化に対応し、いつでも安心して適切に受診できるよう、地域医療体制を確立するとともに、救急医療体制の充実に努めます。

また、保健・医療・福祉を担う人材の育成に努めるとともに、関係機関の相互連携の強化を図り、良質で総合的なサービス提供体制の確立を目指します。

### <コミュニティの再生>

お互いに支え合い信頼し合いながら安心して生活できる地域コミュニティの構築を図るため、地域福祉活動やボランティア活動の促進に努め、市民一人ひとりの思いやりの心を醸成し、すべての市民が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりを推進します。



※1バリアフリー 段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便な障害となっていること（バリア）を除去（フリー）し、障害者などが安心して暮らせる環境をつくること。

### <家庭・地域における教育力の向上>

子どもの基本的な生活習慣や社会性などの資質を育む家庭の役割の重要性を啓発するとともに、家庭の教育力が向上するよう支援します。

さらに、地域力を生かし、子どもを地域社会全体で守り育てる体制づくりを支援します。

## 第2節 すべてにやさしい安全なまち

### 1 安全に暮らせる社会の実現

危機管理の意識を常に念頭に置き、自然災害への対応や住民の安全を確保するための総合的な消防・防災体制の確立を図るとともに、交通安全活動や防犯活動を強化し、多様な災害などに対する備えに万全を期します。

また、市民の危機管理意識の高揚を図るとともに、万一、災害や事件、事故などの不測の事態が発生した場合には、被害の回避・低減に努めるなど、安全に暮らせるまちづくりを推進します。



#### <災害に強いまちづくり>

災害に強いまちづくりを推進するため、河川・水路の整備による浸水対策や、急傾斜地崩壊・土石流などの土砂災害対策を促進します。

また、災害発生時に確実な情報伝達ができる体制の整備や、市民参加の防災訓練の実施などにより市民の防災意識を高揚し、自主防災組織の育成など地域防災力の向上を図るとともに、大規模災害時の救急活動や緊急物資の輸送に活用する幹線道路の整備を図ります。

さらに、グローバル化<sup>※1</sup>・ボーダレス化<sup>※2</sup>の進展がもたらすさまざまな危機事象に対応するため、危機管理機能の強化と市民の危機管理意識の高揚を図ります。

#### <雪に強いまちづくり>

冬期間における市民の経済活動の安定を図るため、道路除雪の充実を図るとともに、歩行者が安全で安心して通行できるよう通学路などの歩道の除雪に努めます。

また、地域ぐるみで行う除排雪活動を支援します。

#### <消防・救急体制の整備>

市民の防火意識の高揚と消防・救急体制の強化を図り、火災の未然防止と被害の軽減及び迅速な救急業務の遂行に努めるとともに、地域に密着した消防活動を担う消防団の充実を図ります。

さらに、地震などの災害発生時に緊急対応ができるよう、総合的な消防・防災体制の確立を図り、市民の安全の確保と安心して暮らせる地域づ

※1 グローバル化 世界規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。

※2 ボーダレス化 従来は区別や差異のあった複数のものの中で、交流や融合化が起こること。

くりを推進します。

#### <交通安全対策の充実>

交通安全は市民の共通した願いであり、市民とのパートナーシップ※<sup>3</sup>に立った相互の連携と協働により、事故防止に努めます。

そのため、交通安全意識の普及啓発を図るとともに、人と車、自転車が共存し、安心して歩ける道路環境及び交通安全施設の整備を進めます。

#### <防犯・防災体制の充実>

犯罪がなく、安全に暮らせる地域社会を創造するため、地域の防犯環境を整備するとともに、防犯・防災意識の啓発を図ります。

さらに、市民が主体となる防犯・防災体制の整備を促進し、関係機関と連携した地域ぐるみの活動を支援します。

## 2 人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり

環境保全対策の強化を図るとともに、自然と調和した安全で快適な生活環境の確保に努めます。

また消費生活の向上や食育※<sup>4</sup>の推進により健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

#### <安全で快適なまちづくり>

人の健康や生態系に深刻な影響を及ぼす大気汚染や水質汚濁などを防止するため、環境保全対策の強化を図ります。

また、身近な公園などの快適な環境を維持するため、地域・行政が連携した安全な環境づくり活動を推進するとともに、食中毒や感染症などの健康危機の発生時に、迅速かつ適切に対処するため、健康危機管理体制の整備に努めます。

#### <安全・安心な消費生活の推進>

消費者意識の普及・啓発、消費生活に必要な情報の提供や相談業務の充実、情報化に対応した安全性の確保など、消費生活の向上を図ります。

また、食の安全・安心の観点から、市民が安心して暮らせる健康で潤いのある豊かな食生活の確保に努めます。

#### <快適な生活環境づくり>

人や自然にやさしい生活環境を維持するため上下水道や排水路などの整備を推進するとともに、清潔で快適な都市環境を確保するため、環境衛生の向上に努めます。



※<sup>3</sup> パートナーシップ 協力関係。それぞれが対等の立場で他者の主体性を尊重し、かつ、相互作用による創造的な効果を発揮していく関係。

※<sup>4</sup> 食育 食べ物の安全に関する知識を身につけ、「食事の自己管理能力」を養うための教育。広義には、食卓での一家団らんを通じて社会性を育むなど、わが国の食文化を理解することも含む。

### 3 地球にやさしい環境づくり

環境への負荷の少ないまちづくりを目指し、市民・企業・行政が一体となって地球温暖化<sup>※5</sup>防止や循環型社会<sup>※6</sup>の形成への取り組みを推進します。

#### <循環型まちづくりの基盤整備>

循環型社会の形成のため、市民・企業・行政の役割と責任を明確化するとともに、各主体の連携を促進し、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進に向けた基盤の整備に努めます。

さらに、廃棄物の適正処理、不法投棄防止に向けた取り組みを推進します。

#### <エネルギーの有効活用>

地球温暖化の原因となる温室効果ガス<sup>※7</sup>の削減を図るため、石油などの消費を抑制し、本市の特性を生かした新エネルギーの積極的な利用に向けた取り組みを推進します。

また、企業の事業活動や市民の日常生活における省エネルギーを推進します。

#### <市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み>

市民・企業・行政が一体となり環境負荷の低減につなげるため、環境に対する意識の啓発はもとより、環境教育や実践に向けた情報の提供を行うとともに、それぞれの連携や協働を促進し、地球温暖化防止対策などの環境保全活動を推進します。

### 4 暮らしの安全を守る森づくり

森林資源が有する多面的な機能の再生と強化を図るとともに、豊かな里山整備による人と野生生物との共生を図ります。

#### <森林機能の再生・強化>

森林資源が有する地球温暖化の抑制、水源の涵養などの公益的機能<sup>※8</sup>を発揮させるため、適正な森林施業<sup>※9</sup>の実施により、健全な森林資源の維持に努めます。

特に、中山間地域<sup>※10</sup>では、過疎化・高齢化の進展に伴う担い手不足から森林荒廃の進行が懸念されることから、ボランティア活動などの市民参加による森林の保全活動を推進します。

#### <生態系の保護・回復>

森林を管理することは、森林資源のもつ地球温暖化抑制などの機能の維

※5 地球温暖化 主に人為的な要因によって、二酸化炭素などの温室効果をもたらすガスが蓄積し気候が温暖化すること。

※6 循環型社会 大量生産・大量消費・大量廃棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。平成12年に、生産者に廃棄物の最終責任を求める循環型社会形成推進基本法が制定された。

※7 温室効果ガス 太陽熱を封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。

※8 森林の公益的機能 森林の機能には木材の生産機能、水源の涵養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収、飛砂防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供などの機能がある。そのうち、木材等の生産機能以外のものをいう。

※9 森林施業 植栽（植林）、下刈り、除伐、間伐、伐採などを行うこと。

※10 中山間地域 山間地とその周辺の地域を指す。全国の森林の約8割、農地の4割が中山間地域にあり、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水資源の涵養などの多くの機能を有している地域。

持に加え、動植物の良好な生息環境を確保することにつながることから、生態系の保護を考慮した森林整備への取り組みを進めます。

また、野生生物との緩衝帯としての機能が果たせるよう、豊かな里山整備を図るとともに、人と野生生物との共生についての意識啓発を図ります。

## 第3節 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

### 1 都市と自然が共生する賑わいとゆとりのまちづくり

都市機能が集積する中心市街地などの都市部と、自然が豊かな周辺地域それぞれの拠点性と魅力を高めながら調和を図り、賑わいとゆとりが感じられるまちづくりを推進します。

#### <賑わいと交流の都市空間の整備・充実>

さまざまな都市中枢機能が集積する富山駅周辺などの中心市街地において、都市の賑わいや魅力を再構築するため、都市の拠点性、求心性を高め、多様な人が活動し、暮らし、集う総合的なまちづくりを推進します。

#### <地域の個性と特性を生かしたまちづくり>

地域における交流活動を活性化するため、地域の個性・特性を生かした交流拠点の整備を図ります。

また、地域の個性を大切にしたまちづくりを進めるため、歴史・文化などの地域資源を生かし、魅力ある地域づくりを推進します。

#### <ふるさと景観の保全・形成>

立山連峰をはじめとする優れた眺望や豊かな自然がもたらす美しい景観、歴史的建造物がもたらす景観などを保全・活用し、自然風景や地域の特色ある風景に配慮した美しいまち並み景観の創出に努めます。

また、地域住民の意向を反映したまちづくりを推進する地区計画<sup>※1</sup>の策定や、建築協定<sup>※2</sup>・緑地協定<sup>※3</sup>の締結を促進するなど、市民意識の高揚に努めます。

#### <ゆとりが感じられる都市生活基盤の整備>

市街地の土地を有効活用し、機能的な市街地の形成と良好な居住環境を実現するため、土地区画整理による計画的な市街地整備を図ります。

また、市内での定住を促進するため、良質で多様な住宅の供給を推進します。



※1 地区計画 地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区の目標・将来像や公共施設の整備、建築物に関する事項などを定める計画。

※2 建築協定 建築基準法などによる規制に加え、より良い地域環境の形成・保全を図るため、関係者全員の合意により区域を設定し、建築物についての必要な基準を定める協定。

※3 緑地協定 都市緑地法に基づき、関係者全員の合意によって区域を設定し、市街地の良好な環境を確保するため、緑地の保全又は緑化に関する事項を定める協定。





## 2 「海・川・森・山」水と緑が映える潤いと 安らぎのまちづくり

市民が身近で緑や水と親しめる親水空間や公園などの環境整備を図るとともに、中山間地域<sup>※4</sup>の豊かな自然を活用した交流活動の活性化を推進します。

### <水辺環境の保全・育成>

市民の憩いの場となる水辺空間を創出するため、海岸や河川などを活用し、景観や親水性に配慮した整備に努めます。

また、豊かな水辺空間において、親水公園や遊歩道の整備などを行い、身近で水や緑と親しめる環境づくりを進めます。

### <公園・緑地の整備>

市民の身近な安らぎの場、自然と親しみふれあえる場、スポーツ・レクリエーションの場、近隣や広域的な交流の場、災害時の避難場所など、多様な機能を有する公園を市民共有の財産として整備・活用するとともに、市民、企業、行政のパートナーシップ<sup>※5</sup>による花と緑のまちづくりを推進します。

### <中山間地域の振興>

美しい自然に恵まれた中山間地域の特性を生かすため、人々が自然と親しみ、ふれあうことができる空間の整備を図るとともに、都市部と中山間地域の交流活動を促進し、活力ある地域社会の創造を目指します。

また、冬期間の雪を有効活用するため、親雪・利雪に向けた取り組みを推進します。

## 3 コンパクトなまちづくり

まちなかの定住人口の増加を図り、まちの賑わいを取り戻すことに努めるとともに、地域の生活拠点地区においても計画的な土地利用の推進を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合した、暮らしやすいまちづくりに努めます。

### <歩いて暮らせるまちづくりの推進>

都市基盤や都市施設の整備状況、都市機能の既存集積、人口密度などの市街地の状況に応じて、鉄道の駅や、路面電車・バスの主要な停留所を拠点として、生活サービス機能を誘導するなど、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

※4 中山間地域 山間地とその周辺の地域を指す。全国の森林の約8割、農地の4割が中山間地域にあり、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水資源の涵養などの多くの機能を有している地域。

※5 パートナーシップ 協力関係。それぞれが対等の立場で他者の主体性を尊重し、かつ、相互作用による創造的な効果を発揮していく関係。

### <まちなか居住の推進>

まちなかの定住人口を増やし、賑わいを取り戻すことを目指します。

そのため、都心地区での共同住宅の建設や住宅取得を促進するとともに、生活に根ざした商業・文化・教育・医療・福祉などさまざまな都市機能の拡充、公共交通機関の充実、出会いの場・集いの場としての広場や歩行空間の整備、緑の保全や美しい景観への配慮などを通して、生活拠点としての活性化に取り組みます。



### <地域の生活拠点地区の整備>

地域の生活拠点地区としての機能強化を図るため、公共交通機関などの充実による都心部とのアクセス機能を高めるとともに、居住地の拡散を防止するため、計画的な土地利用を推進し、地域の特性や豊かな自然環境に配慮したまちづくりを推進します。

## 4 生活拠点をつなぐ交通体系の充実

公共交通の確保及び利用促進を図るとともに、地域での生活を支える道路網の整備を進め、利便性の高い交通体系の充実に努めます。

### <公共交通の利用促進>

自家用車利用から公共交通利用への転換を促進するため、公共交通の果たす役割や効果についての啓発に努めます。

また、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすく利便性の高い公共交通の確保に努めます。



### <拠点を結ぶ交通体系の再構築>

交通機関利用の多様性を拡大するため、公共交通の充実を図るとともに、各地域での交通拠点となる主要な駅などへのアクセス性の向上を図るなど、誰もが多様なライフスタイルを享受できる交通体系の確立を目指します。

### <地域を結び生活を支える道路網の整備>

地域住民の生活の利便性を確保するため、地域を結ぶ幹線道路の整備を進めます。

また、道路の交通渋滞の解消を図るとともに、歩行者や自転車にも配慮した安全で快適な道路網の整備に努めます。

## 第4節 個性と創造性に満ちた 活力あふれるまち



### 1 出会いと発見に満ちた魅力ある観光のまちづくり

富山らしさがイメージできる「富山ブランド」を確立し、多彩な観光資源の魅力を高めるとともに、それらのネットワーク化に努め、国内外からの誘客促進を図ります。

また、国際的・全国的なコンベンション※1の誘致を促進するとともに、市民一人ひとりのおもてなしの心の醸成に努めます。

#### <広域・滞在型観光の推進>

高速交通体系の整備促進が期待される中で、今後さらに国内外からの観光客の増加が見込まれることから、その受入体制の整備を図るとともに、周辺市町村との連携により、滞在型観光への転換を図ります。

そのため、おわら・くすり・立山などを活用した富山ならではの広域・滞在型周遊ルートを構築し、誘客促進を図ります。

#### <観光資源のネットワーク化の推進>

豊富な魚介類に恵まれた富山湾から3,000メートル級の山岳地帯まで連なるダイナミックな自然と、快適で魅力あふれる都市空間、歴史の息吹が感じられるまち並み、美しい田園風景、生活の中で育まれた伝統・文化・芸術など、既存の観光資源をより効果的に活用するため、市民・企業・行政の枠を超えた幅広い協力体制を構築することで、観光拠点相互の連携と補完を図るとともに、主要観光地などを結ぶアクセス道路などの整備や情報のネットワーク化に努めます。



#### <富山ブランドの発掘・発信>

おわら、くすりなど確立された「富山ブランド」の維持・発展と、富山らしさをイメージさせる独自性のある観光資源や特産品などの発掘、開発の支援に努めるとともに、市内外に広く情報発信することで、ブランド化を推進します。

#### <コンベンションの振興>

地域の産業発展の歴史や産業文化などを資源とする新たな観光のあり方が注目されている中で、国際会議観光都市としての魅力を発信し、国際的・全国的なコンベンションの誘致に努めます。

#### <おもてなしの心の醸成>

市民一人ひとりが観光客に対して、おもてなしの心をもって接することができるよう、市民意識の醸成を図るとともに、観光ボランティアな

※1 コンベンション 国際会議、大規模な会議や見本市など。国の内外から多くの人々を集めるなど、経済的、文化的波及効果が高い。

どの活動を支援します。

## 2 個性豊かな文化・歴史を守り育てるまちづくり

伝統芸能・伝統工芸や文化遺産の保存・活用を図るとともに、ガラス工芸などの新しい文化の創造に努めます。

また、市民の自主的な芸術文化活動に対して支援するとともに、新たに芸術文化に取り組むことができる環境づくりに努めます。

### <伝統的文化・文化遺産の保全、活用>

地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、伝統的なまち並み、先人から継承した伝統芸能・伝統工芸や貴重な文化遺産の保存、活用を図るとともに、次代を担う子どもたちに引き継いでいきます。

### <新たな芸術文化の発信>

新しい文化の創造と地場産業育成の観点から、ガラス工芸などの魅力を市内外に広く発信し、知名度の向上を図るとともに、将来を担う優れた人材の育成など、環境の整備に努めます。

また、若手デザイナーなどの活動を支援するとともに、デザイン作品の展示などによりデザインの普及啓発を推進します。

### <市民の芸術文化活動への支援>

個性豊かな地域文化を創造するため、優れた芸術文化の鑑賞機会の拡充、創造的に活動できる環境の充実、各種芸術文化施設のネットワーク化を図ります。

また、市民が生きがいと誇りをもって心豊かに暮らせるよう、市民の自主的な芸術文化活動に対して支援するとともに、誰もが新たに芸術文化に取り組むことができる環境づくりに努めます。

## 3 人・もの・情報が行き交う多彩な交流の促進

広域的な連携・交流を進めることにより新たな出会いを生み出し、都市の活力と魅力の創出を図ります。

また、国内外との交流を促進し、国際性豊かな人づくり・まちづくりを推進します。

### <広域交流の推進・充実>

市民・企業・行政それぞれが、市域を越えた広域的な連携・交流を進め、新たな「人・もの・情報」などの出会いを生み出し、都市の活力と魅力の創出を図ります。



### <発展と交流を支える広域交通ネットワークの整備・充実>

国内、さらには海外との交流を活性化させるため、北陸新幹線の整備や空港、港湾、高速道路の機能強化と、地域高規格道路<sup>※2</sup>をはじめとした国道、県道などの広域的幹線道路の整備を促進します。

### <世界とふれあう多様な交流の促進>

本市の歴史・文化・芸術的特性を継承しつつ、世界中のさまざまな文化や価値観を共に認め、尊重しあえる豊かな社会づくりを目指し、国際性豊かな人づくりに努めます。

また、外国人と市民の相互理解を深めるための活動や市民の国際協力活動への支援に努めるとともに、外国人にとっても魅力あるまちづくりを推進します。

## 4 新しい価値を創造する活力ある産業の振興

地域経済の活力の源である産業の発展を支える多様な担い手など人材の育成・確保、インキュベーション<sup>※3</sup>機能の充実強化を図ります。

また、農林漁業においては、地産地消<sup>※4</sup>の推進、多面的機能を維持・活用するための農山漁村環境の整備を図ります。

さらに、先端技術産業などの立地を促進するとともに、産学官連携を促進し、新産業・新事業が育まれる環境づくりを進めます。

※2 地域高規格道路 高速自動車道路などと一体となって高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する道路で、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、60～80km/hの高速サービスを提供できる道路として整備される。

※3 インキュベーション 英語の卵を抱くこと、卵がかえることの意味から、創業者や起業者の経営が軌道にのるまで、施設や資金などの援助を行い、育成すること。

※4 地産地消 地域で生産されたものを、地域で消費すること。食の安全性、低い食料自給率、農林水産業の縮小化傾向の問題などから、「地場産品」を見直し、地域の活性化を図ろうという運動。

※5 コミュニティビジネス 地域の人材や、施設、資金などの資源を活用し、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、ビジネスの手法で地域コミュニティの活性化に取り組むもの。

※6 バイオテクノロジー 生物工学。生物を工学的に研究し、医薬品や食品の生産などに応用する技術。

※7 ベンチャー企業 新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業。

### <とやまの活力を生み出す人づくり>

地域経済の活力の源である産業の発展を支え、創造的な事業展開を図ろうとする人材の育成と支援に努めます。

特に、担い手の減少が懸念される農林漁業においては、次代を担う新規に就業する人材の発掘や生産組織化の促進を図るとともに、高齢者・女性グループなど多様な担い手の確保に努めます。

また、新規に開業を目指す創業者を支援するため、インキュベーション機能の充実強化を図ります。

### <とやまの魅力と活力を築くものづくり・しくみづくり>

魅力ある資源や特性を生かした地域産業を振興し、活力ある産業の発展に努めます。

そのため、商業・流通施設や生産施設などの整備、これまで本市に培われてきたものづくりの基盤の生産技術の高度化や中小企業の経営基盤強化などを支援します。

また、農林漁業においては、それぞれの地域での特産物を活用した加工品の開発・販売機能の充実、地産地消の推進、地場産材の活用促進に努めるとともに、農林漁業がもつ自然環境の保全や防災機能、都市との交流などの多面的機能を維持・活用するため農山漁村環境の整備を図ります。

さらに、福祉、環境などの地域の身近な課題を解決することを目指すコミュニティビジネス<sup>※5</sup>の事業化への取り組みを支援します。

#### <とやまの未来を拓く新産業・新事業の創造>

成長が期待される新たな産業の育成に向けた体制づくりを進めるとともに、バイオテクノロジー<sup>※6</sup>や情報通信技術など先端技術産業などの立地を促進します。

また、地域経済の基盤強化を図るため、産業支援機関と連携し、異業種交流を促すとともに、産学官共同研究による既存企業の新事業展開やベンチャー企業<sup>※7</sup>の新技术・新製品開発を促進するなど、新産業・新事業が育まれる環境づくりを進めます。

## 第5節 新しい富山を創る協働のまち

### 1 いきいきと輝く市民が主役の社会の実現

市民自らがまちづくりを進めていくとの視点に立った市政運営のもと、新しい協働の仕組みづくりに努めます。

また、すべての人が尊重され、個性と能力が十分に発揮できるまちづくりを推進します。

#### <一人ひとりが尊重される平和な社会づくり>

すべての人々が尊重され、平和で幸福な生活を送り、いきいきと活動できるまちづくりを推進します。

#### <市民主体のまちづくり>

市民と行政のパートナーシップ<sup>※1</sup>を強化し、市民の視点に立った市政運営に努めます。

また、それぞれの地域におけるさまざまな交流・連携の仕組みを発展させながら、さらに新たな協働の関係が生み出されるよう努めるとともに、地域の再生や活性化に向けた、市民主体で行う公益的な活動を支援します。

#### <男女共同参画の推進>

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、指導者の養成や意識啓発に努めるなど、男女共同参画を推進します。



※1パートナーシップ 協力関係。それぞれが対等の立場で他者の主体性を尊重し、かつ、相互作用による創造的な効果を発揮していく関係。



## 2 新しい「行財政システム」の確立

厳しい財政状況が続くと見込まれる中、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、効率的な行財政システムの確立を図るとともに、市民の視点から見てわかりやすい行政運営に努めます。

### <職員の意識改革と組織の活性化>

複雑多様化する行政需要に対応するため、職員の意識改革や政策形成能力などの職務能力の開発を図り、新たな行政課題に迅速かつ適切に対応できる職員の育成に取り組みます。

### <計画的で効率的な行財政運営の推進>

効率的かつ効果的に市政を進めるため、組織・機構の適正化、財源の重点的な配分、受益と負担の適正化など中長期的な展望のもと計画的で効率的な行財政運営を推進します。

また、市民・企業・行政の役割分担見直しによる市民サービスの向上を図ります。

### <開かれた行政の確立>

積極的に市政情報を公開し、各種計画の策定過程などにおいて市民からの意見を募集するなど、市民の市政への参画を促すとともに、透明性を確保し開かれた行政の確立に努めます。

### <情報化の推進>

地域の情報化や電子自治体の構築を進めることにより、市民サービスの向上や行政事務の効率化・高度化・簡素化に努めます。

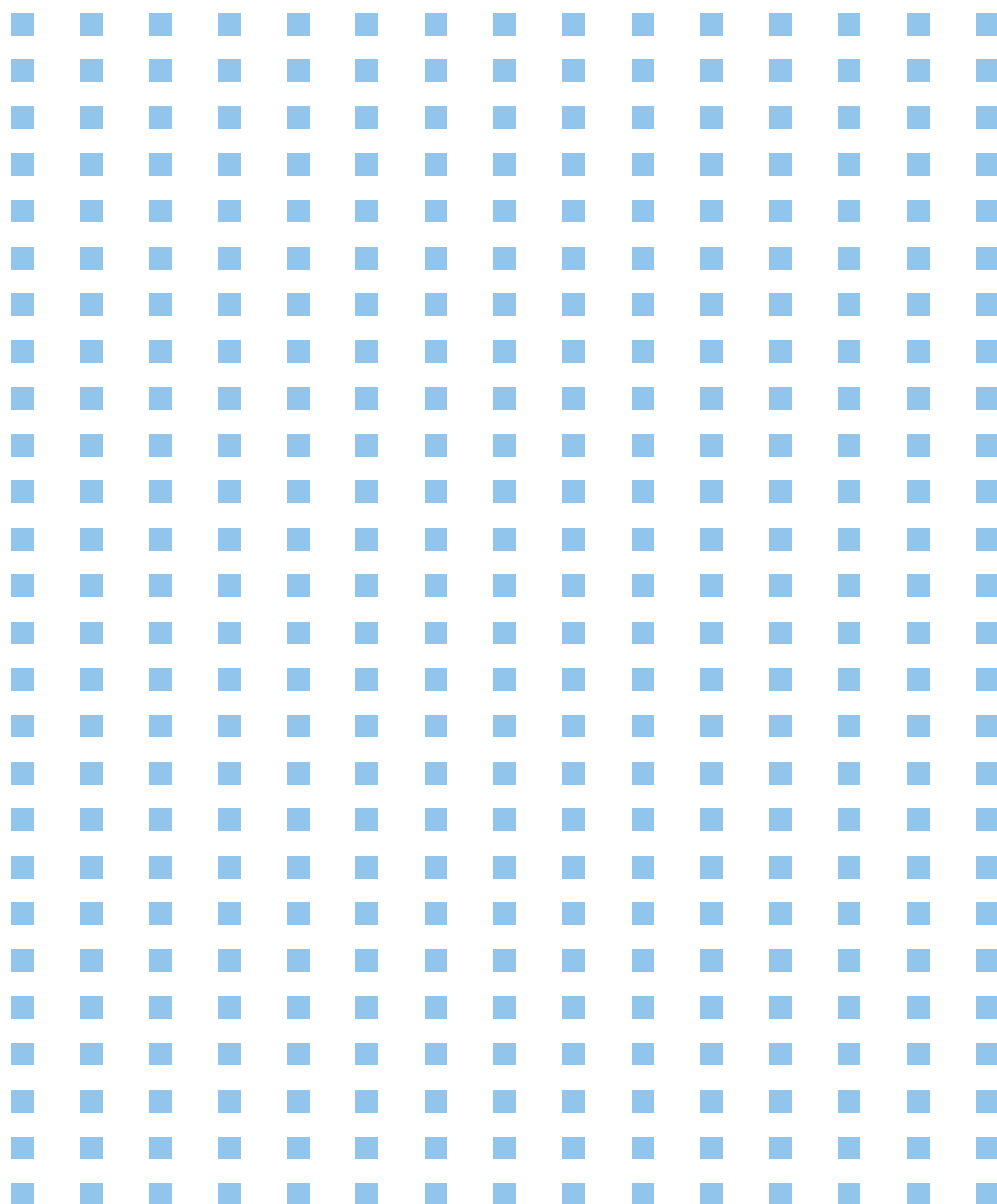
また、情報化社会の進展に伴いますますます重要となっていく情報セキュリティ<sup>※2</sup>対策の徹底を図ります。

### <地方分権・広域行政への対応>

地方分権のさらなる進展の中、自立した自治体として、自己決定・自己責任のもと適切かつ効率的な行政運営を図るとともに、多様で広域的な行政需要に対応するため近隣市町村などとの連携に努めます。

※2 情報セキュリティ 不正アクセスやデータの改ざんなどからコンピューター内の個人情報などの電子情報を守ること。

# 前期基本計画(総論)





# 第1章 基本計画の趣旨

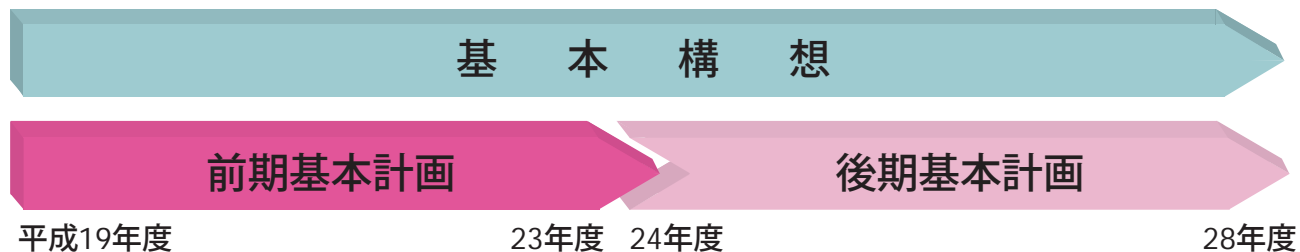
この基本計画は、基本構想で示したまちづくりの目標を実現するための基本的な施策を体系的に明らかにするものです。

また、基本計画は、市の進める施策の基本となるとともに、市民と行政が協働してまちづくりを展開するための指針としての役割をもつものです。

なお、この計画に盛り込まれている事業の実施年度、事業内容、事業費などは、実施計画で定めます。

## 第2章 基本計画の期間

前期基本計画の期間は、初年度を平成19年度、目標年度を平成23年度とします。



# 第3章 人口の見通し

## 第1節 総人口・年齢別人口

### (1) 総人口

日本の総人口は、厚生労働省の全国人口動態統計によると、平成17年から減少過程に入ったとされています。

本市の総人口は、国勢調査の結果では、平成12年の420,804人、平成17年の421,239人と、微増傾向で推移してきましたが、今後は減少に転じ、基本計画の目標年次に最も近い平成22年には、平成17年と比較して約2,200人減少し、約419,000人になると見込まれます。

### (2) 年齢3区分別人口

#### (年少人口)

年少人口（0～14歳）の総人口に占める割合は、平成12年では14.2%でしたが、長期的な出生数の減少傾向から、平成22年には約13%になることが予想されます。

#### (生産年齢人口)

生産年齢人口（15～64歳）についても、少子化の影響により、平成22年には約262,000人になるものと見込まれます。

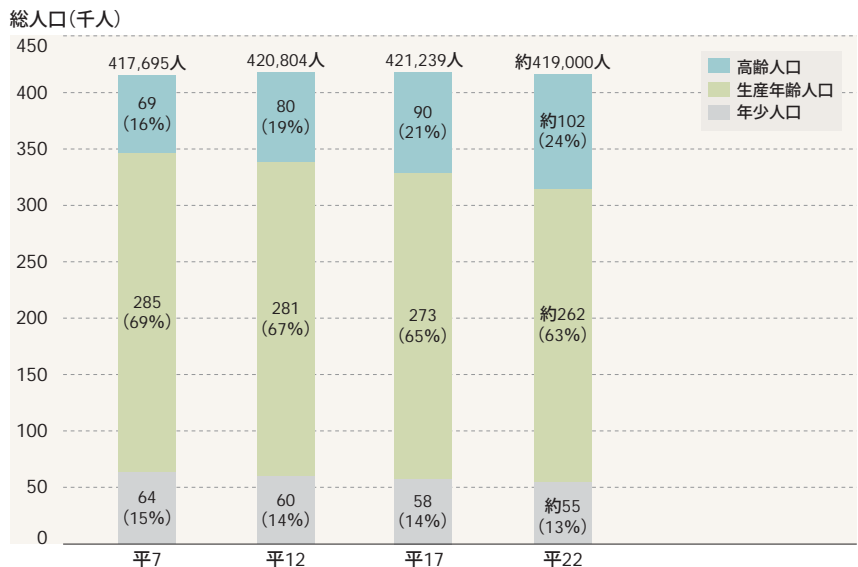
生産年齢人口の総人口に占める割合は、平成22年には約63%になることが予想されます。

#### (高齢人口)

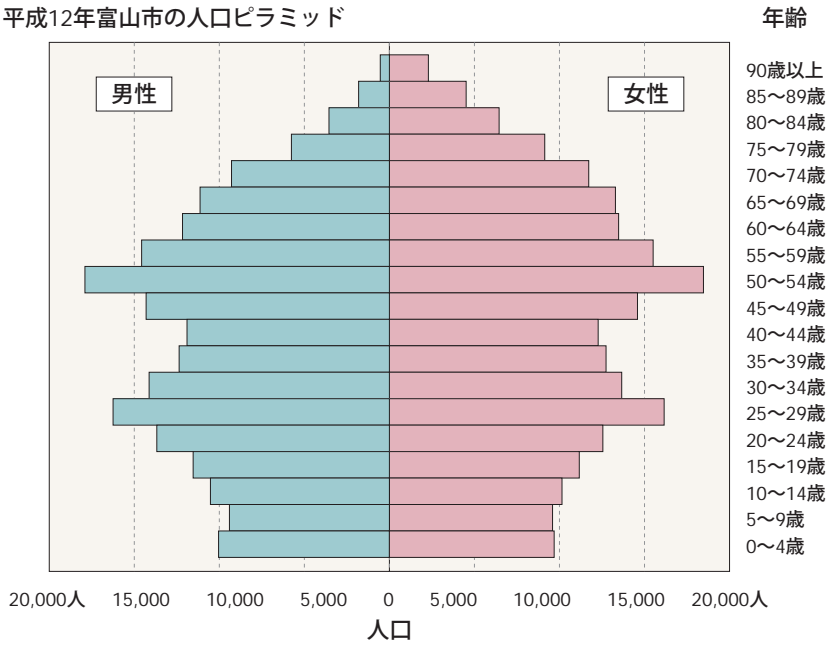
高齢人口（65歳以上）は、平均寿命の伸びなどにより、平成22年には約102,000人になるものと見込まれます。

高齢人口の総人口に占める割合は、平成12年では19.0%でしたが、平成22年には約24%となり、高齢化が一段と進むものと予想されます。

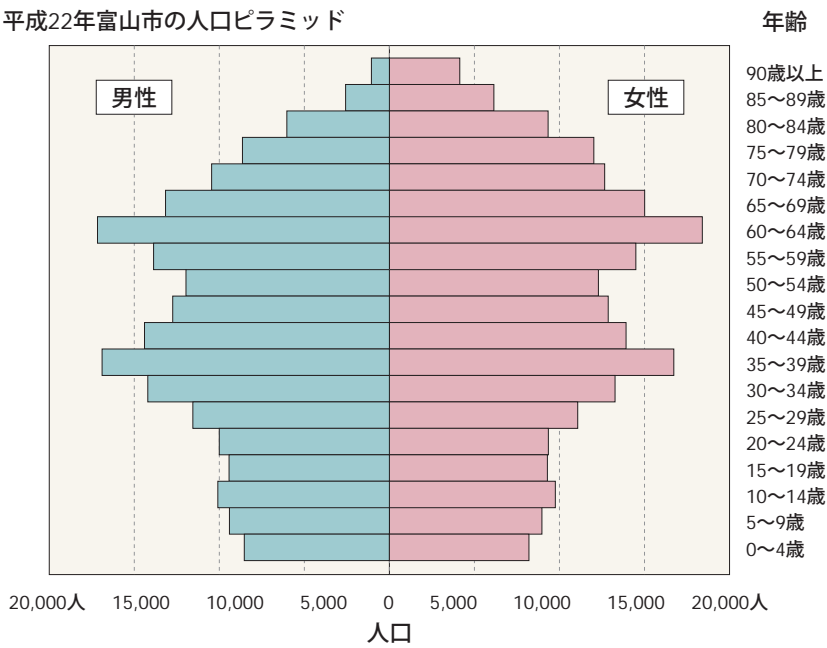
人口の推移と見通し



平成12年富山市の人口ピラミッド



平成22年富山市の人口ピラミッド

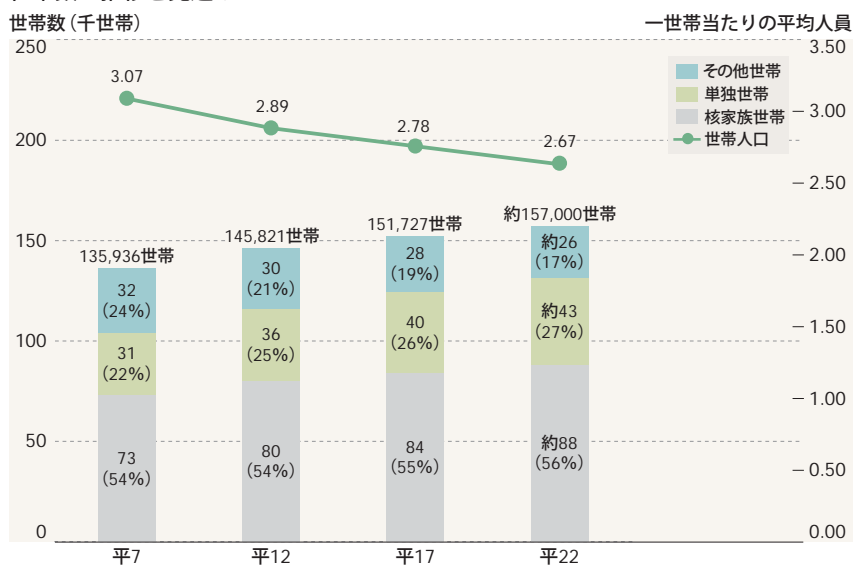


## 第2節 世帯数

世帯数は、平成17年には151,727世帯で、一世帯当たりの平均人員は2.78人でした。今後も、核家族化の進展や単独世帯の増加により、世帯数が増えていくものと予想され、平成22年には約157,000世帯になるものと推定されます。その中でも特に高齢者の単独世帯が増加するものと予想されます。

また、一世帯当たりの平均人員は、平成22年には2.67人に減少するものと推定されます。

世帯数の推移と見通し

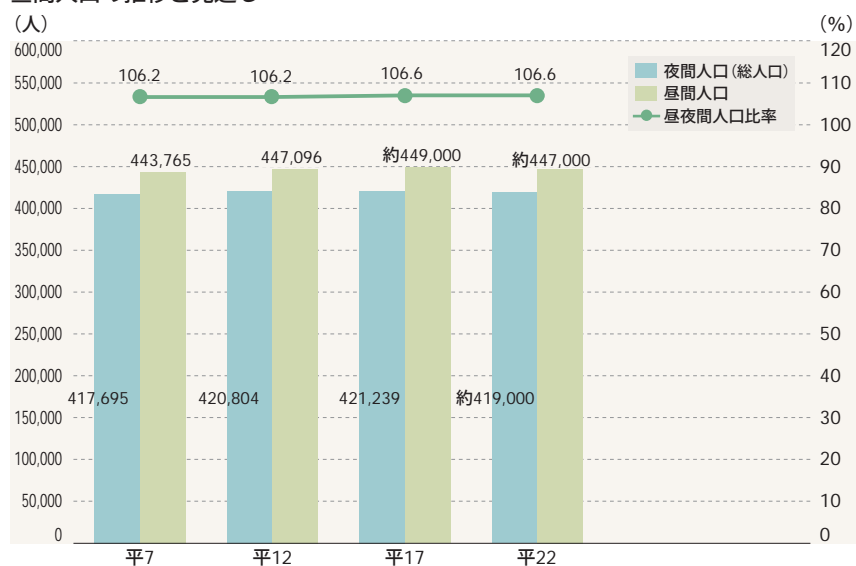


### 第3節 昼間人口

昼間人口は、平成17年をピークに減少に転じ、平成22年には約447,000人になると見込まれます。

一方、昼夜間人口比率（夜間人口（総人口）に対する昼間人口の比率）については、今後も、現在と同程度の比率で推移するものと見込まれます。

昼間人口の推移と見通し



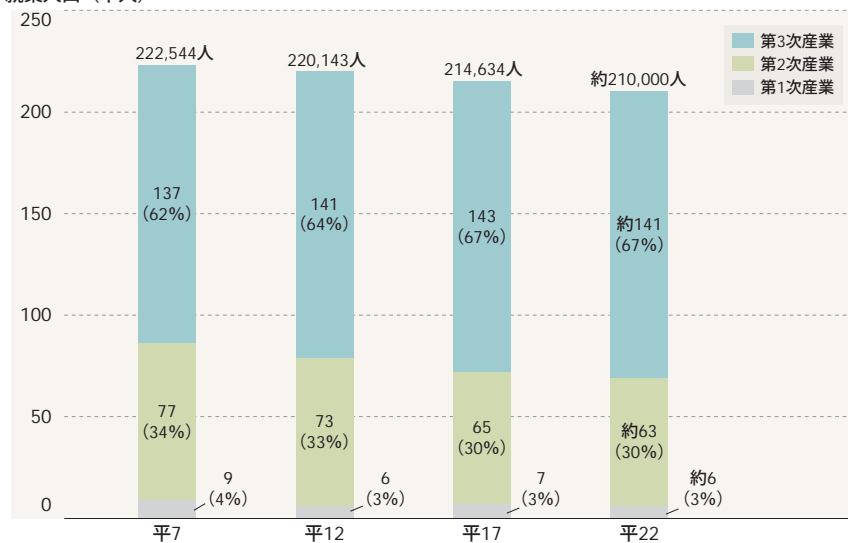
## 第4節 産業分類別人口

就業人口は、平成12年では220,143人でしたが、平成22年には約210,000人に減少するものと見込まれます。

特に、第2次産業において減少傾向が続くものと考えられ、第1次産業と合わせて、担い手や後継者不足などの問題がより一層懸念されます。

### 就業人口の推移と見通し

就業人口（千人）



# 第4章 5つのまちづくりの目標

基本構想で示したまちづくりの主要課題に対応し、本市が目指す都市像「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」の実現に向け、目標とする5つのまちづくりを推進します。





# ① キーワード 安心

人口が減少傾向に転じ、年少人口も減少し続ける一方、高齢人口が増加し続け、平成32年には総人口の30パーセントに達し、特にひとり暮らしの高齢者世帯が増加するものと見込まれます。

このことは、労働力人口の減少や地域におけるさまざまな活動の担い手不足につながる事が予想されます。

これらのことから、子育て環境の充実や学校教育・福祉の充実、働きやすい環境づくり、さらにはコミュニティの再生などにより、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

キーワード  
**安心**

## 主要課題

- 人口減少と少子化への対応
- 超高齢社会への対応
- 地域力の強化
- 地域産業の活性化



## まちづくりの目標 I

### 人が輝き安心して暮らせるまち

すべてのライフステージで学ぶことができ、多様な価値観が尊重されながら、地域の中でやさしさに包まれ安心して暮らせるまちづくりを推進します。

## ② キーワード 安全

自然災害への備えに加え、感染症の発生、危険物の流出など危機事象への対応を含めた総合的な危機管理体制を整備する必要があります。

また、市民・企業・行政が一体となって地球環境の保全に向けた活動を展開していく必要があります。

さらに、森林荒廃が進み、土砂崩壊防止などの森林の多面的機能の低下が懸念されているため、市民共通の認識のもと多様な森林政策を推進していく必要があります。

これらのことから、災害や犯罪のない明るい社会を目指して、災害時等に対する体制整備やエネルギー対策、豊かな森づくりなどを推進し、市民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。

### キーワード 安全

#### 主要課題

- 危機管理・防災対策
- 環境政策
- 森林政策
- 地域力の強化



#### まちづくりの目標Ⅱ

#### すべてにやさしい安全なまち

あらゆる危機に対応するため、市民と行政の役割分担を再構築し、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

### ③ キーワード 潤い

海岸部から山岳地帯までの広大な市域のそれぞれの地域で受け継いできた歴史・伝統文化などを大切にしながら一体性を確保するとともに、国内外との交流人口の増加を図るため、街の顔となる富山駅周辺や中心市街地の拠点性を高める必要があります。

また、一方では、都市機能が非効率となる市街地の拡散に歯止めをかけるようなまちづくりを進める必要があります。

これらのことから、豊かな自然や地域の個性・特性を生かすとともに、都心部や地域の生活拠点地区での都市機能の整備と公共交通の充実を図るなど、都市と自然の調和による潤いが実感できるまちづくりを進めます。

#### キーワード 潤い

##### 主要課題

- 環境政策
- 個性ある地域の発展と一体性の確保
- 広域的な拠点性の向上
- コンパクトなまちづくり



##### まちづくりの目標Ⅲ

#### 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

都心部から自然豊かな中山間地域までの特色あるそれぞれの地域で、個人のライフスタイルを尊重した多様な住み方・暮らし方が実現できるまちづくりを進めます。

## ④ キーワード 活力

広域的な拠点性を高め、交流人口の増加による賑わいを創出しながら、工業や農業、水産業などの基盤産業の発展を図り、さらに、企業立地の促進や新たな産業の育成にも努め、地域産業を活性化する必要があります。

また、豊かな自然環境や特産品、食文化、さらには、歴史・伝統文化など多様な資源を守り育てるとともに、国内外にその魅力を発信する必要があります。

これらのことから、多彩な資源を生かした観光の振興や基盤産業の担い手の確保、新産業の育成などにより都市の活力を高めるまちづくりを進めます。

### キーワード 活力

#### 主要課題

- 個性ある地域の発展と一体性の確保
- 広域的な拠点性の向上
- 地域産業の活性化
- 富山の魅力の発信



#### まちづくりの目標Ⅳ

#### 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

さまざまな資源を生かしながら、富山の魅力を高め、文化・観光・産業などの分野において、新しい価値が創造できるまちづくりを進めます。

## ⑤ キーワード 協働

今後も、少子・超高齢社会が進行することが見込まれることから、福祉・環境・防犯などさまざまな分野で市民と一体となった取り組みの推進が課題となっています。

一方では、財政の健全性を維持しつつ、成果を重視した効果的かつ効率的な行政運営を進めていく必要があります。

このことから、積極的に市政情報を公開し、情報の共有化を図り、市民が主体的に市政や各種活動に参画できる協働のまちづくりを進めます。

### キーワード 協働

#### 主要課題

- 高齢社会への対応
- 危機管理・防災対策
- 環境政策
- 地域力の強化
- 効率的な行財政運営



#### まちづくりの目標Ⅴ

#### 新しい富山を創る協働のまち

市民が主体となった取り組みを促進し、新しい時代に持続的に対応できる協働のまちづくりを進めます。

# 第5章 施策の体系

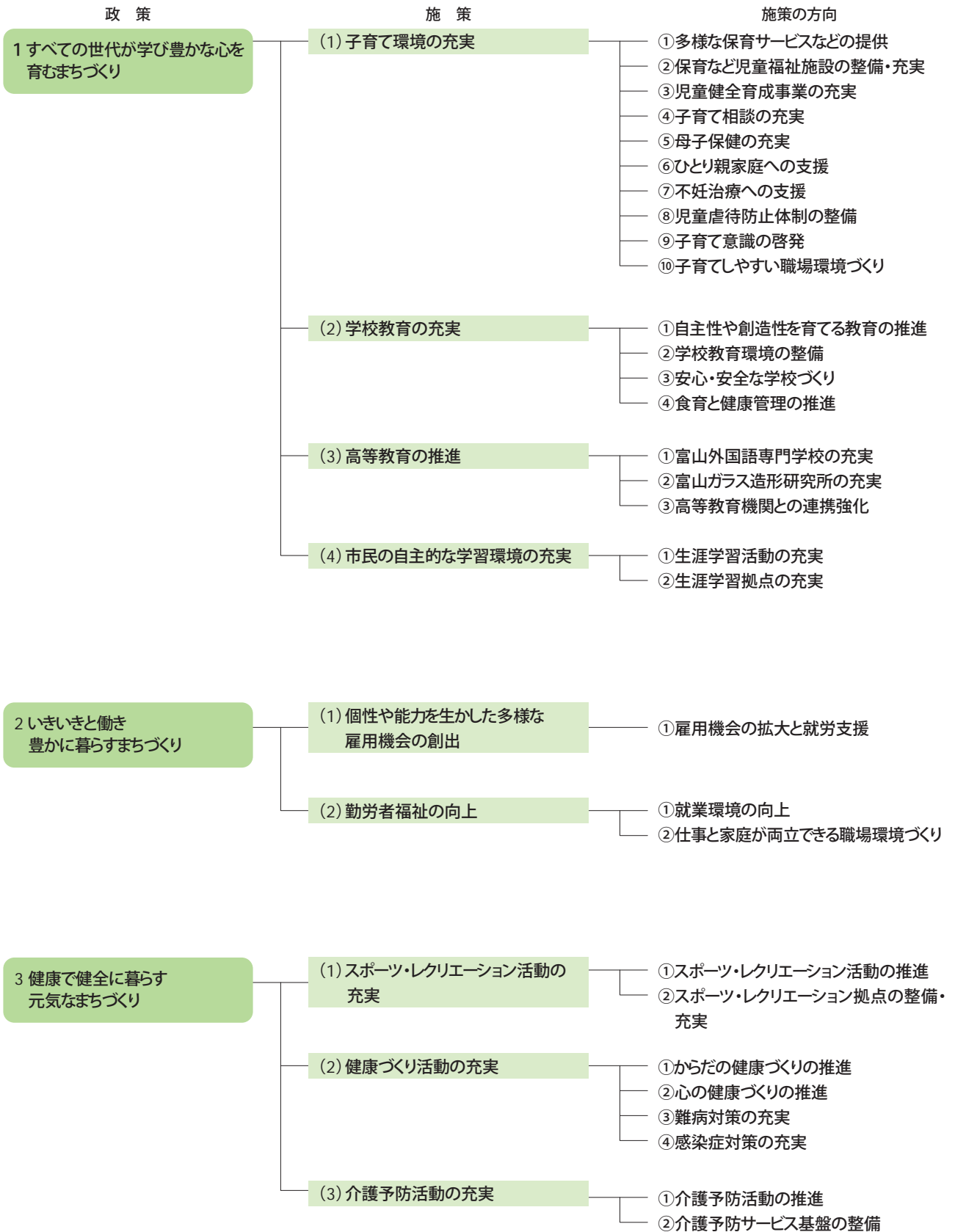
本市の目指す都市像『人・まち・自然が調和する 活力都市とやま』を実現するために、5つのまちづくりの目標を設定し、その下に体系的に施策及び総合計画事業を位置づけて目標を明確にした行政を進めます。

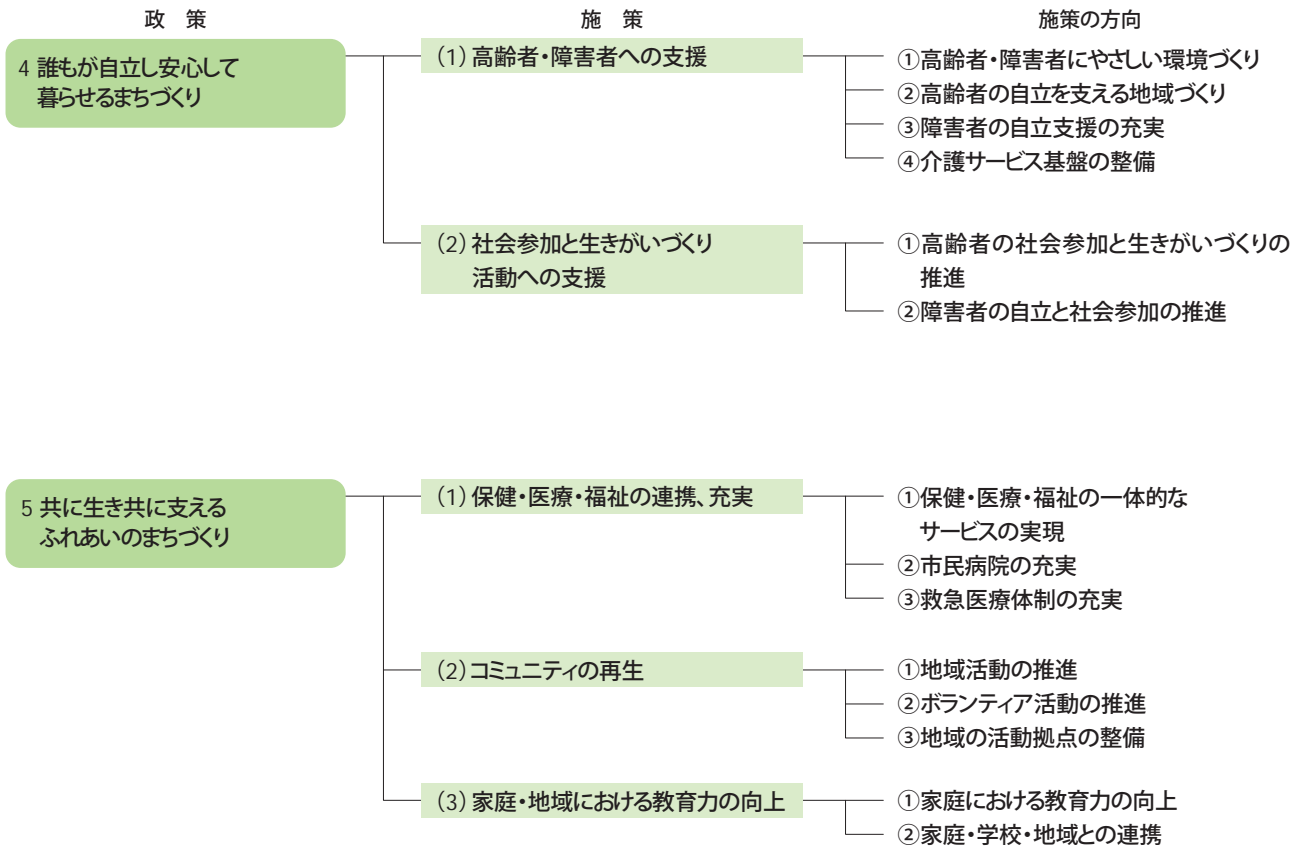
## 施策体系の階層構造



※総合計画事業 施策を実現するための事業のうち、特に計画的・重点的に推進する事業を総合計画事業と位置づけます。

## I 人が輝き安心して暮らせるまち

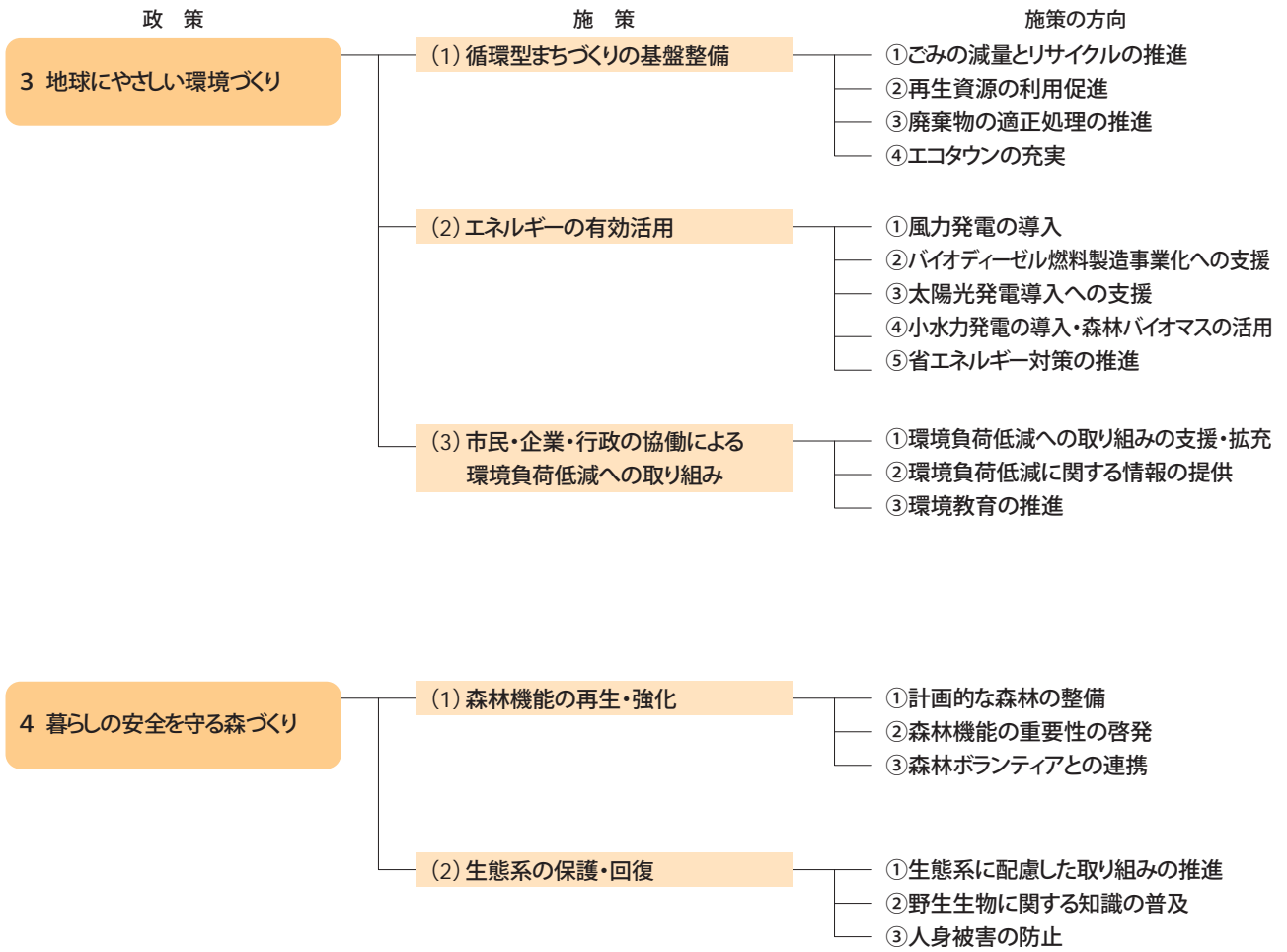




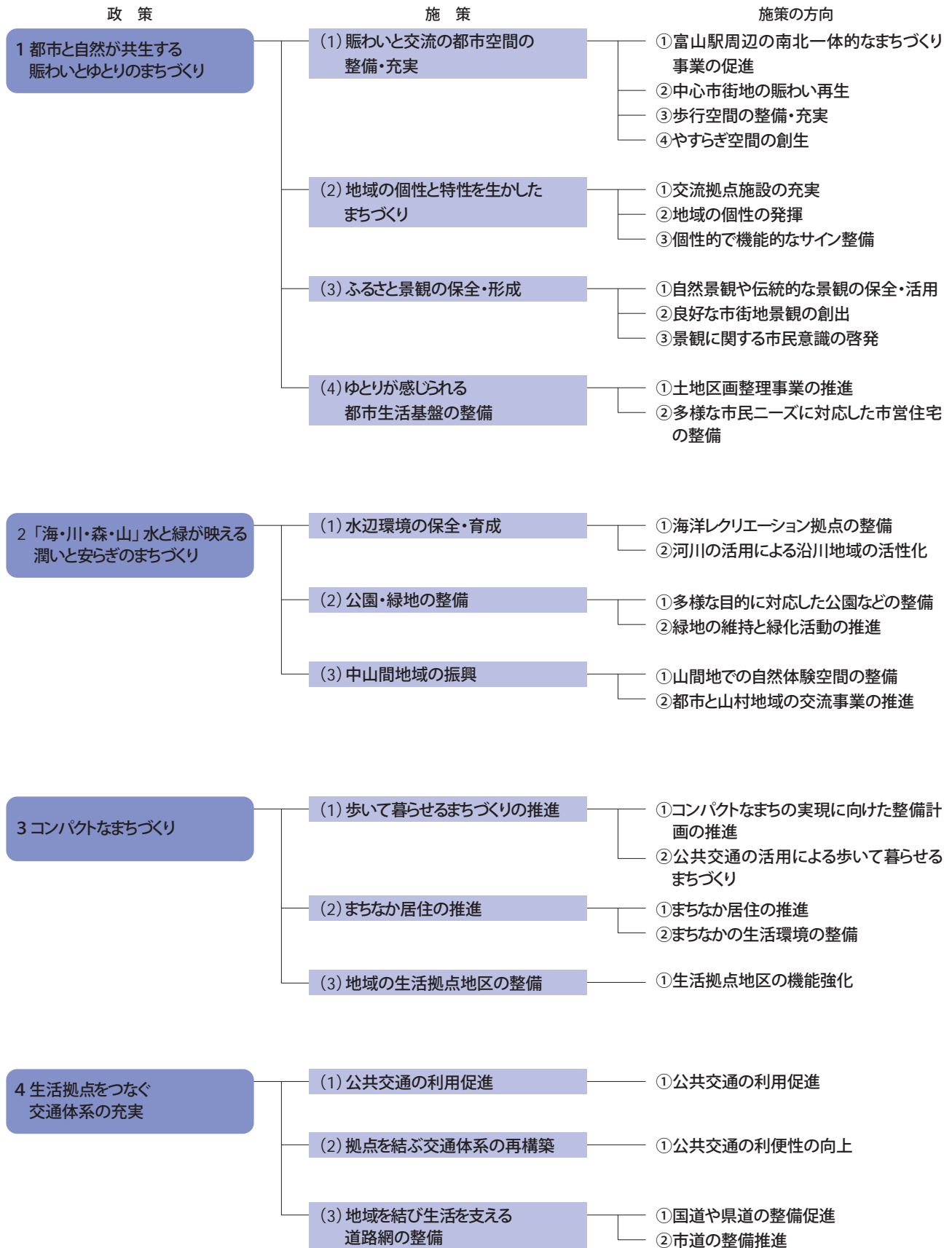


## II すべてにやさしい安全なまち

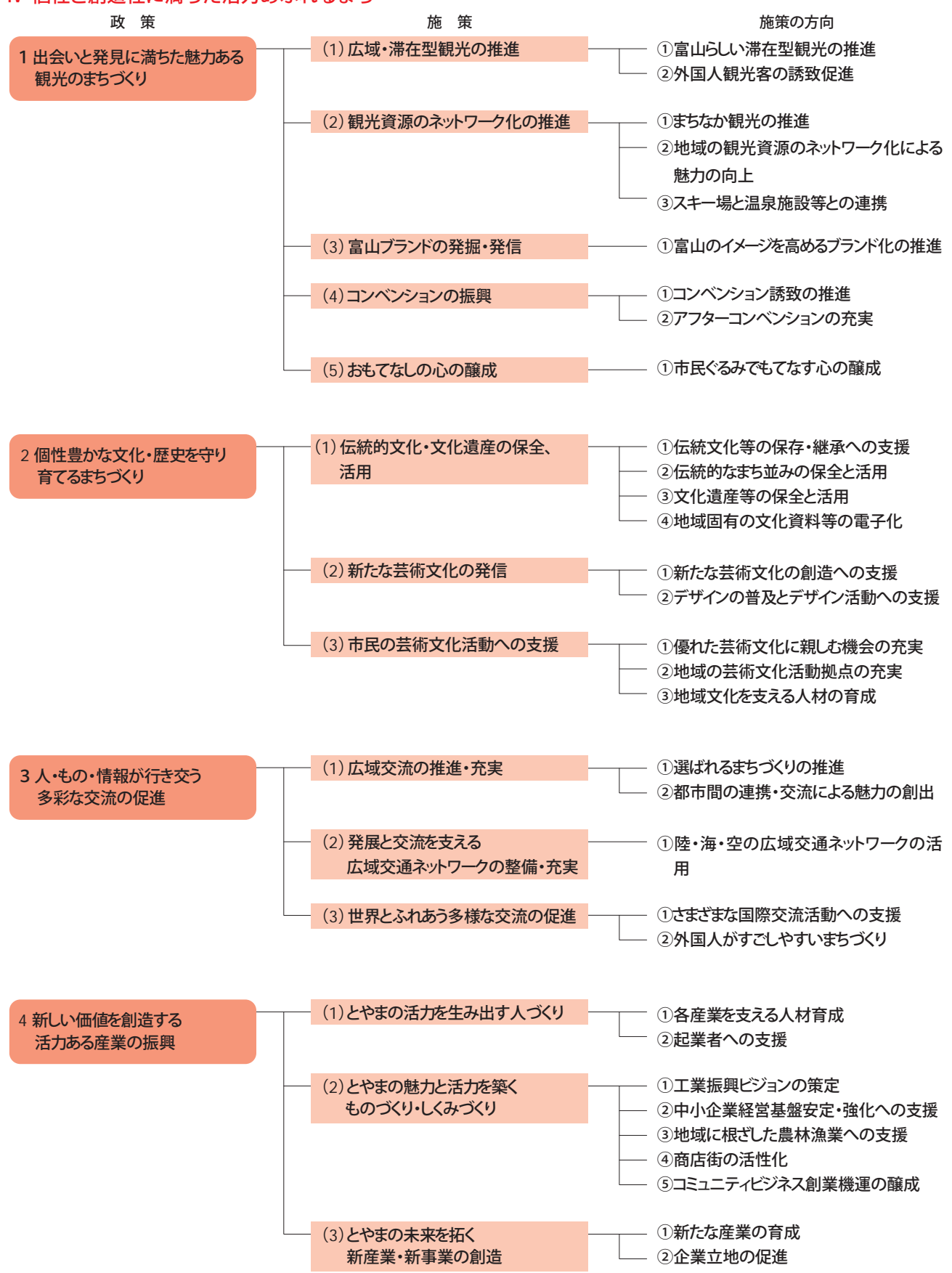




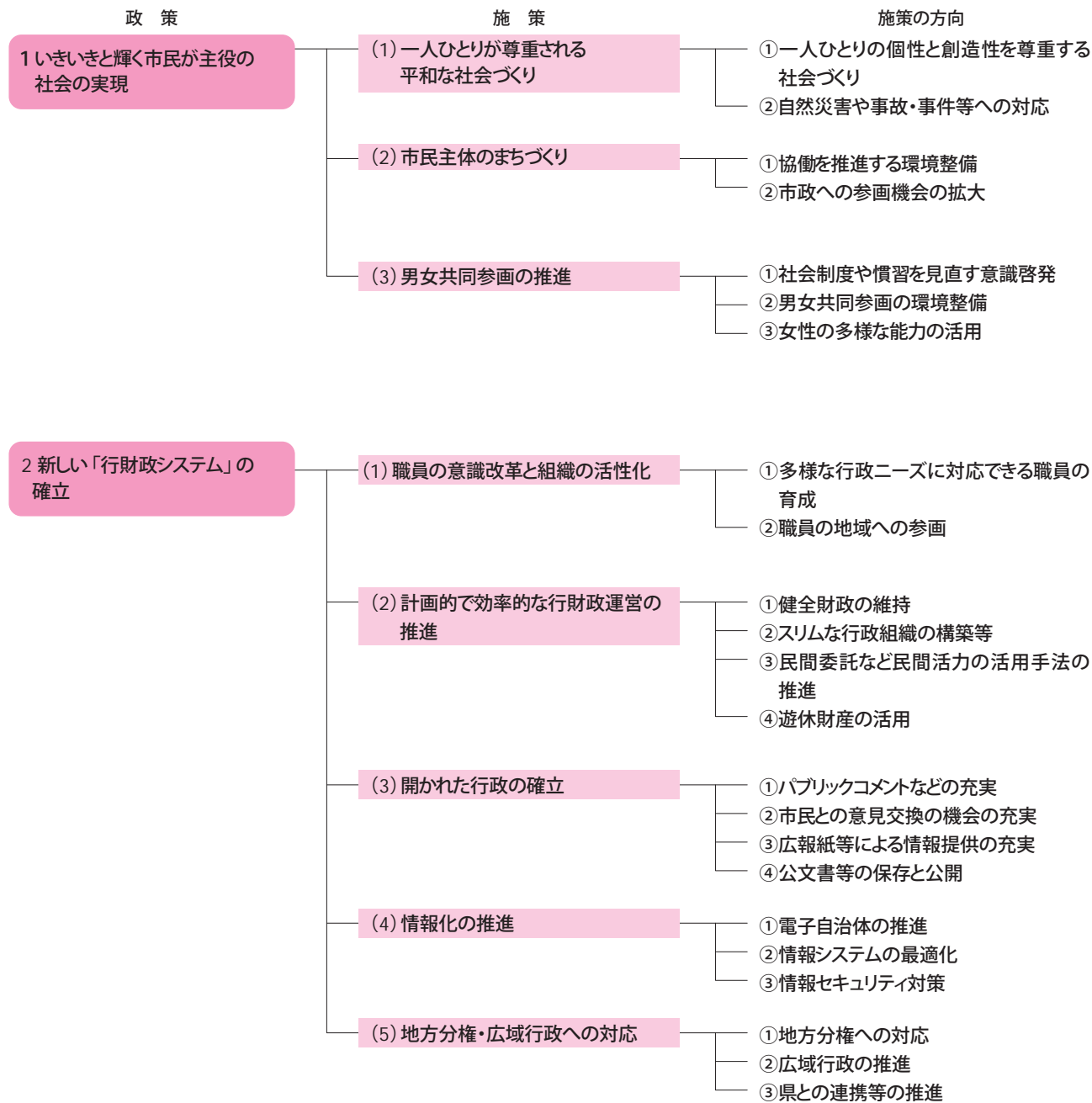
### III 都市と自然が調和した潤いを実感できるまち



## IV 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち



## V 新しい富山を創る協働のまち



# 第6章 主要課題に対応する主な施策の推進

基本構想で示したまちづくりの主要課題に対応するため、次のとおり  
主な施策を推進します。

| 主 要 課 題          | 主要課題に対応する主な施策   |
|------------------|---|
| (1) 人口減少と少子化への対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な保育サービスの提供など子育て環境の充実</li> <li>・自主性や主体性を育てる教育の推進</li> <li>・雇用機会の拡大と就労支援</li> <li>・仕事と家庭の両立を支援する勤労者福祉の向上</li> <li>・元気な子どもを育てるスポーツ・レクリエーション活動の充実</li> <li>・家庭・地域における教育力の向上</li> <li>・子どもや高齢者に対する交通安全対策の充実</li> <li>・子どもたちが集う公園・緑地の整備</li> <li>・団塊の世代などの定住促進を図る選ばれるまちづくりの推進</li> </ul>      |
| (2) 超高齢社会への対応    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり活動の充実</li> <li>・介護予防活動の充実</li> <li>・福祉サービスの充実による高齢者・障害者への支援</li> <li>・高齢者の社会参加と生きがいづくり活動への支援</li> <li>・子どもや高齢者に対する交通安全対策の充実</li> <li>・公共交通の活用による歩いて暮らせるまちづくりの推進</li> <li>・都心地区でのまちなか居住の推進</li> <li>・地域の生活拠点地区の機能強化</li> <li>・公共交通の利便性向上による拠点を結ぶ交通体系の再構築</li> </ul>                   |
| (3) 危機管理・防災対策    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校などの公共施設の耐震化の推進</li> <li>・浸水対策の強化など災害に強いまちづくり</li> <li>・除排雪体制の強化など雪に強いまちづくり</li> <li>・消防・救急体制の整備</li> <li>・交通安全施設の整備など交通安全対策の充実</li> <li>・防犯・防災体制の充実</li> <li>・大気の監視活動の強化など安全で快適なまちづくり</li> <li>・水道施設の整備など快適な生活環境づくり</li> <li>・土砂災害防止などの森林機能の再生・強化</li> <li>・避難場所としての公園・緑地の整備</li> </ul> |
| (4) 環境政策         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気の監視活動の強化など安全で快適なまちづくり</li> <li>・地域の環境美化などによる快適な生活環境づくり</li> <li>・リサイクルの推進など循環型まちづくりの基盤整備</li> <li>・太陽光発電などのエネルギーの有効活用</li> <li>・市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み</li> <li>・環境にやさしい公共交通の利用促進</li> </ul>  |

| 主 要 課 題              | 主要課題に対応する主な施策  |
|----------------------|--|
| (5) 森林政策             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林機能の再生・強化</li> <li>・森林における生態系に配慮した取り組みの推進</li> <li>・木のアートなど地域の個性と特性を生かしたまちづくり</li> <li>・森林公園の整備など中山間地域の振興</li> <li>・地場産材の活用促進</li> </ul>  |
| (6) 個性ある地域の発展と一体性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自然環境調査など市民の自主的な学習環境の充実</li> <li>・地域の個性と特性を生かしたまちづくり</li> <li>・歴史的まち並みなどのふるさと景観の保存・育成</li> <li>・グリーンツーリズムなど都市と農村の交流による中山間地域の振興</li> <li>・地域の生活拠点地区の整備</li> <li>・公共交通の利便性向上による拠点を結ぶ交通体系の再構築</li> <li>・地域を結び生活を支える道路網の整備</li> <li>・祭りや遺跡など伝統的文化・文化遺産の保全、活用</li> <li>・地域の特産物を生かした農林漁業の支援</li> </ul> |
| (7) 広域的な拠点性の向上       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山駅周辺の南北一体的なまちづくり事業や中心市街地の再開発など賑わいと交流の都市空間の整備・充実</li> <li>・広域・滞在型観光の推進</li> <li>・観光資源のネットワーク化</li> <li>・コンベンションの振興</li> <li>・国際交流活動への支援</li> <li>・広域交通ネットワークの活用</li> </ul>   |
| (8) コンパクトなまちづくり      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山駅周辺の南北一体的なまちづくり事業や中心市街地の再開発など賑わいと交流の都市空間の整備・充実</li> <li>・公共交通の活用による歩いて暮らせるまちづくりの推進</li> <li>・都心地区でのまちなか居住の推進</li> <li>・地域の生活拠点地区の整備</li> <li>・鉄軌道などの公共交通の利用促進</li> <li>・公共交通の利便性向上による拠点を結ぶ交通体系の再構築</li> <li>・地域を結び生活を支える道路網の整備</li> </ul>  |

| 主 要 課 題        | 主要課題に対応する主な施策  |
|----------------|--|
| (9) 地域力の強化     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の連携による高齢者・障害者の自立支援</li> <li>・地域活動の推進などコミュニティの再生</li> <li>・家庭・地域における教育力の向上</li> <li>・自主防災組織による災害に強いまちづくり</li> <li>・地域ぐるみの除排雪活動など雪に強いまちづくり</li> <li>・消防団員の確保など消防・救急体制の整備</li> <li>・地域に根ざした交通安全対策の充実</li> <li>・地域防犯組織の育成など防犯・防災体制の充実</li> <li>・資源ごみの集団回収など循環型まちづくりの基盤整備</li> <li>・市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み</li> <li>・ふるさと景観の保存・育成</li> <li>・地域住民が管理をサポートする公園・緑地の整備</li> <li>・祭りなどの伝統的文化・文化遺産の保全、活用</li> </ul> |
| (10) 地域産業の活性化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消の推進や地場産材の活用促進</li> <li>・商店街の活性化など賑わいと交流の都市空間の整備・充実</li> <li>・特産品の開発など地域に根ざした農林漁業への支援</li> <li>・広域・滞在型観光の推進</li> <li>・富山ブランドの発掘・発信</li> <li>・コンベンションの振興</li> <li>・ガラスやデザインなど新たな芸術文化の発信</li> <li>・とやまの活力を生み出す人づくり</li> <li>・とやまの未来を拓く新産業・新事業の創造</li> </ul>   |
| (11) 富山の魅力の発信  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の顔となる中心市街地の賑わいと交流の都市空間の整備・充実</li> <li>・地域の個性と特性を生かしたまちづくり</li> <li>・ふるさと景観の保存・育成</li> <li>・自然公園などの活用による中山間地域の振興</li> <li>・広域・滞在型観光の推進</li> <li>・富山ブランドの発掘・発信</li> <li>・コンベンションの振興</li> <li>・おもてなしの心の醸成</li> <li>・伝統的文化・文化遺産の保全、活用</li> <li>・ガラスやデザインなど新たな芸術文化の発信</li> <li>・とやまの未来を拓く新産業・新事業の創造</li> </ul>  |
| (12) 効率的な行財政運営 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と行政の協働で進める市民主体のまちづくり</li> <li>・民間委託など民間活力の活用手法の推進</li> <li>・市民参画の推進による開かれた行政の確立</li> <li>・電子自治体の構築を目指す情報化の推進</li> </ul>  |



# 第7章

# 土地利用の方針

## 第1節

## 土地利用の基本方針



### (1) 土地利用の考え方

本市の土地利用については、これまでの形態を尊重しつつ、都市的な土地利用と農業・自然的な土地利用の調和を基本として、市街地ゾーン、田園環境共生ゾーン、自然環境共生ゾーン、自然環境保全ゾーンの4つの区分を定めます。また、市街地ゾーンについては、主要な用途である商業系、産業系、住宅系に区分して土地利用を進めます。

### (2) 土地利用の将来像

#### ①市街地ゾーン

##### ア. 商業系土地利用

本市の都心及び婦中地域の速星駅周辺では広域的な商業地が形成され、地域生活拠点を中心とした地域ではそれぞれに核となる商業地が形成されています。また、都市計画道路草島東線などの沿道でも商業立地が進行しています。

商業系の土地利用は、広域的な商業機能の一層の充実を図るとともに、地域生活拠点のうち、地域の商業核となっている地区においては、生活に身近な商業機能の充実を図ります。また、沿道での商業立地は、広域的な商業機能及び地域的な商業機能の集積に影響を及ぼさない業種・業態を基本とします。

このため、商業系の土地利用は、広域的な商業地や地域的な商業地の配置を推進するとともに、沿道での商業立地の適正化を図ります。

##### イ. 産業系土地利用

富山地域の臨海部及び神通川沿いなどのほか、速星駅周辺（婦中）、富山八尾中核工業団地、中大久保企業団地（大沢野）などに工業機能が集積しています。また、流通業務機能の拠点として、富山問屋センターや中央卸売市場等があります。

産業系の土地利用は、既存の工場や新たな工業用地について、周辺環境と調和のとれた生産環境の形成を図ります。

また、中央卸売市場及びその周辺、並びに富山問屋センターにおいて、流通業務に関連する事務所、店舗等の集積を図ります。

このため、産業系の土地利用は、既存の工業用地や新たな工業用地、流通施設を中心とした適切な誘導配置を行います。

##### ウ. 住宅系土地利用

都心地区周辺は、商業機能等と共存した利便性の高い住宅市街地が形成されています。また、富山地域の郊外部及び大沢野地域・大山地域・八尾地域・婦中地域では戸建住宅を主体とする住宅地が形成されています。交通利便性の高い沿道や工業集積地の周辺では、商業系や工業系の土地利用と住宅とが複合しています。



住宅系土地利用では、戸建住宅を中心とした低層住宅地や周辺と調和のとれた中高層住宅地において、良好な住環境の保全・創出を図ります。また、住宅を主体としつつ、身近な商業等の利便性を享受できる住環境の形成を図ります。さらに、商業機能や工業機能と複合している住宅地では、住宅と諸機能が調和した住環境の形成を図ります。

このため、住宅系の土地利用は、専ら住宅を主体とする住宅地や、商業等の生活利便施設を許容する住宅地、商業機能や産業機能を主体として住宅と複合する地区など、地域の特性を生かした配置を行います。

## ② 田園環境共生ゾーン

神通川、常願寺川中流域は、主として農用地としての利用がなされており、集落や住宅団地、工業団地が点在しています。

田園環境共生ゾーンでは、平坦部に広がる農用地について、水循環や景観などの公益的機能の維持・充実を図るとともに、集落では、良好な環境の形成を図ります。

このため、田園環境共生ゾーンでは、まとまりのある農用地の保全及び集落機能の維持を基本とし、住宅団地や工業団地は、地域の活性化の観点からその機能を確保し適正な土地利用の誘導を図ります。

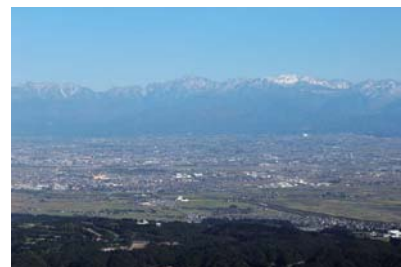


## ③ 自然環境共生ゾーン

丘陵性の地形の中山間地域は、川沿いや道路等の交通網沿いに農地・集落が点在しています。

自然環境共生ゾーンでは、農地・集落が空間的に一体となって、水循環や景観などの公益的機能を果たしており、その機能の維持・充実を図ります。

このため、自然環境共生ゾーンは、中山間地域の農地を保全し、集落機能の維持を図ります。



## ④ 自然環境保全ゾーン

山間部は、主として森林としての利用がなされ、中部山岳国立公園や有峰県立自然公園、白木水無県立自然公園、神通峡県定公園に指定されており、優れた自然環境や景観を有しており、水源地帯としても重要です。

自然環境保全ゾーンでは、丘陵及び山間部の森林を維持しながら、水源の涵養機能や貴重な自然の保全を図ります。

このため、自然環境保全ゾーンは、自然度の高い山間部等も含めて、良好な自然環境・景観を保全します。

## 第2節 都市構造形成の基本方針

本市は、これまで、人口の増加とともに薄く広がった拡散型の市街地を形成してきました。

今後は、人口減少・超高齢社会の本格的な到来を見据え、農山村部の集落機能の維持など地域特性にも配慮しながら、各地域のストックを生かした、拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指し、次のような方針で都市構造を形成していきます。

### (1) 拠点の形成と都市構造の将来像

#### ① 都心と地域生活拠点の形成

本市が、コンパクトなまちづくりを進めていくためには、これまでのような市街地の拡大傾向を抑制するとともに、既成市街地への都市機能の集約を図ることが必要です。

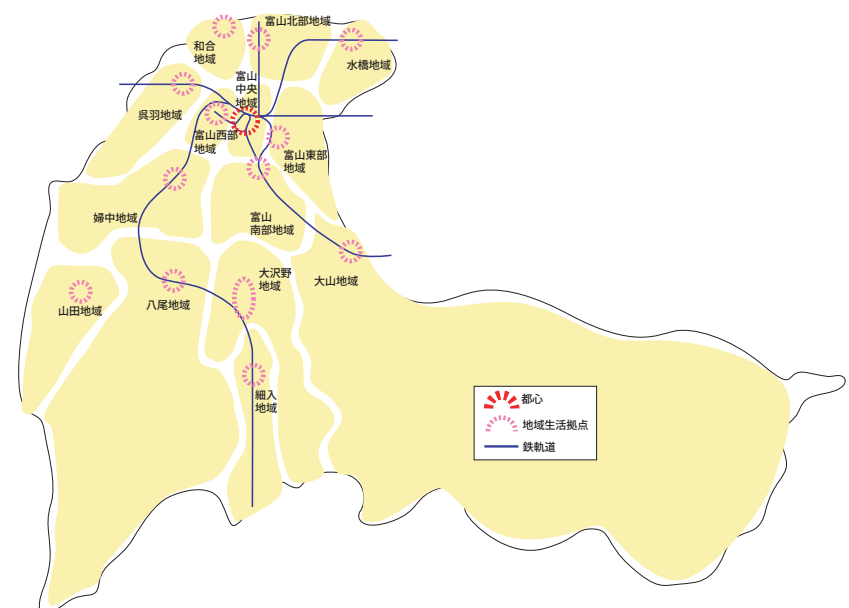
また、都市機能の集約にあたっては、本市の顔となる中心的な拠点を「都心」と位置けるとともに、市域を複数の地域生活圏に分割し、地域住民の日常的な生活に必要な機能が備わっている拠点を「地域生活拠点」と位置付けます。

#### ② 地域生活圏の区分

地域生活拠点を中心に、地理的・歴史的なつながりをもった、まとまりのある地域を、地域生活圏と位置付けます。

富山地域では、河川等の地形や小中学校区などを考慮し、8つの地域生活圏に区分するとともに、大沢野地域、大山地域、八尾地域、婦中地域、山田地域、細入地域は、それぞれ1つの地域生活圏として区分します。

#### 都心及び地域生活拠点



### ③都市構造の将来像

地域生活圏ごとに、それぞれの地域特性や地域資源を生かしたまちづくりを進めます。また、都心と地域生活拠点、地域生活拠点間を結ぶ公共交通の機能の維持・向上を軸とした、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。都心と各地域生活拠点が有機的に連携することにより、市域全体として均衡のとれた都市構造を目指します。

また、本市の川上から川下までのさまざまな地域の特性を踏まえ、山・川・海など自然環境との調和を図るとともに、自然とまちと人間が共生した自然を守り、育てるまちづくりを目指します。



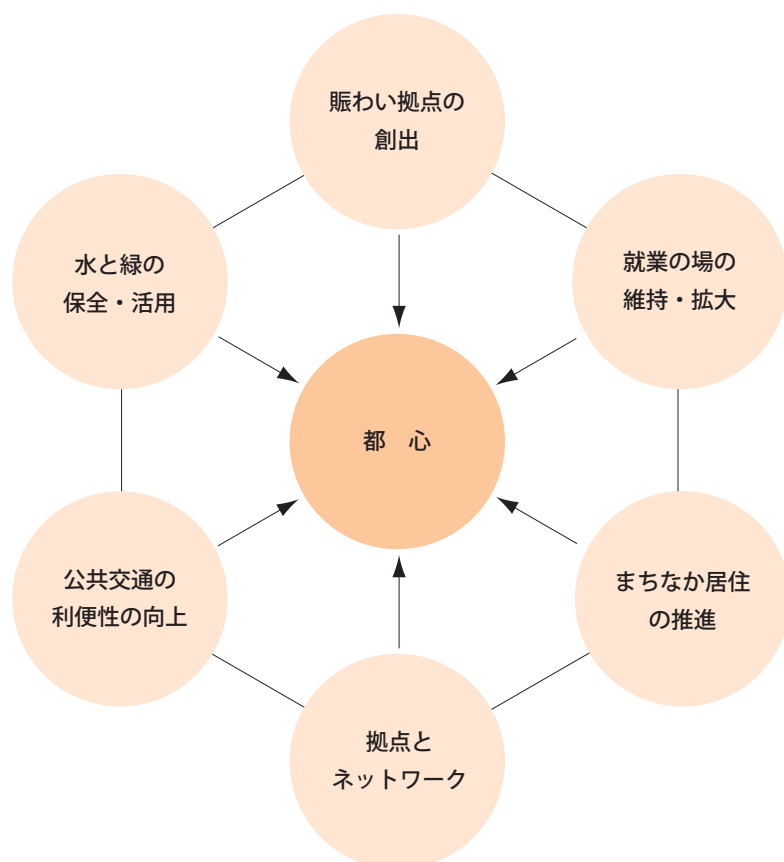
### (2) 都心整備の基本方針

本市の都心は、商業、業務などの都市活動の面で、県都としての役割や広域中枢の拠点としての役割を担っています。

このため、都心が本市の顔として、また、地域文化を醸成する場所として発展していくためには、多様な人びとで賑わう魅力あるまちづくりが必要です。



#### 都心の求心力





### ①賑わい拠点の創出

人が集い、社会的、文化的活動が活発に行われ、都市活動の中心となるとともに、市全体がより活力ある地域経済社会を確立していく拠点として、魅力と活力を創出する市の「顔」にふさわしい都心を形成します。

### ②就業の場の維持・拡大

都心は働く場所が集中していることによって、求心性を維持しています。このため、商業・業務機能の集積による就業の場の維持・拡大を図ります。

### ③まちなか居住の推進

都心の賑わいや活動の基となる定住人口を増加させるため、積極的にまちなか居住の推進を図ります。

また、市街地再開発事業などにより都心型住宅の整備を図るとともに、生活利便施設の併設など、都心居住者に対する生活サービスの充実を図ります。

### ④拠点とネットワーク

市街地再開発事業などの動きを支援し、整備を円滑に進めるために、個別の市街地再開発を「拠点」、それらを連絡する道路などを「ネットワーク」と捉えたまちづくりを進め、都心全体の機能・空間の質を高めていきます。



### ⑤公共交通の利便性の向上

都心の魅力である充実した交通基盤を生かした公共交通の活性化により、都心への来街者にとっての利便性の向上を図るとともに、居住者にとっても暮らしやすい都心を形成します。

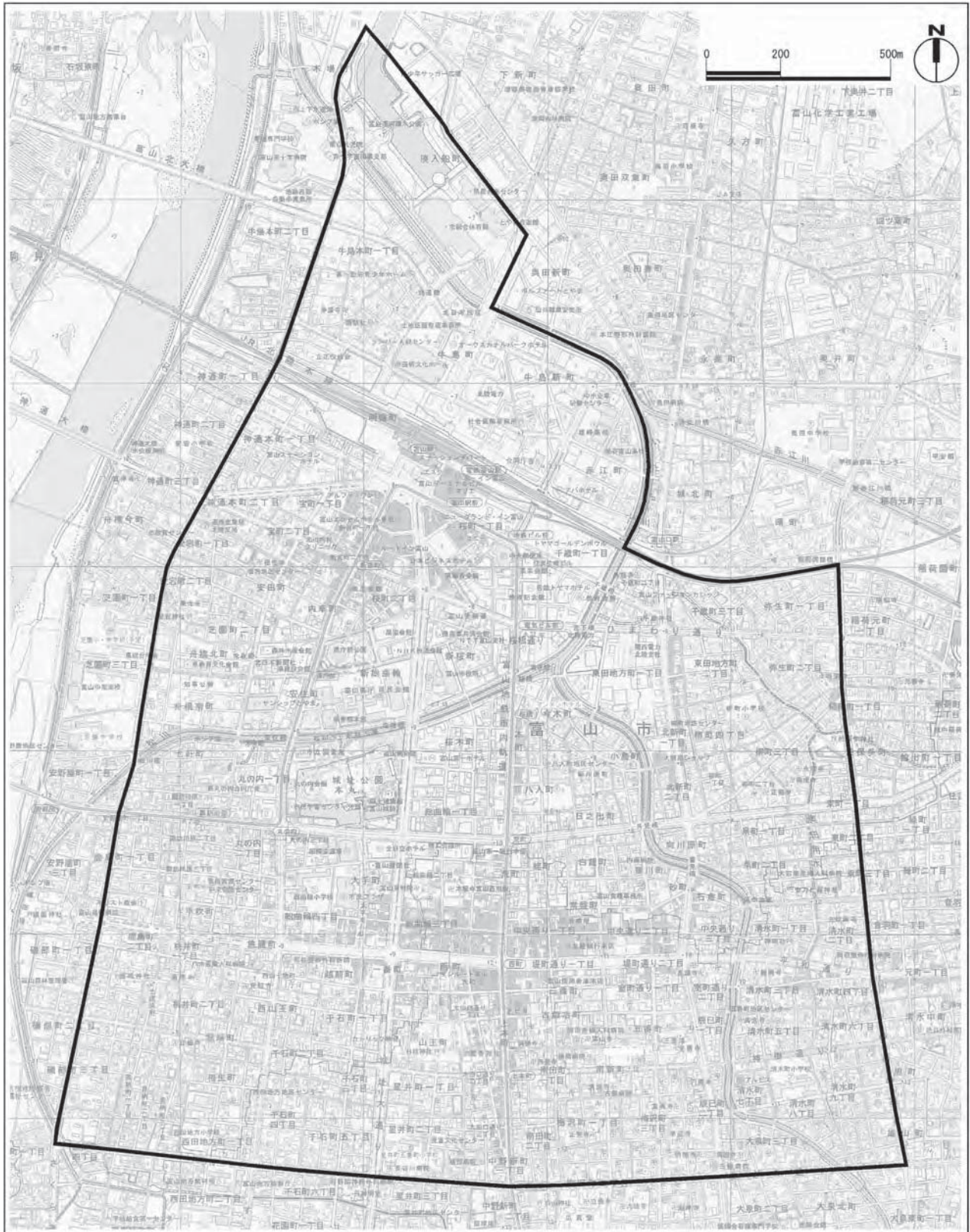
### ⑥水と緑の保全・活用

立山連峰、富山湾、神通川、呉羽丘陵など、どこからでも自然が感じられることが、本市の特質です。

都心においても、松川、いたち川、富岩運河環水公園などの水辺空間が整備されており、城址大通りには豊かな街路樹が育てられています。

このような自然環境を大切に保存していくとともに、より積極的に水と緑の環境を享受できるような場所を形成していきます。

都心地区の範囲



※ 都心地区は、東側をしのめ通り、西側をけやき通り、南側をあざみ通り、北側をいたち川・富岩運河舟溜りで囲まれる面積約436haの地区とします。

### 第3節 交通体系の整備方針

県都としての発展を見据え、道路・鉄道・空路等のさまざまな交通手段が選択できる総合的な交通体系の確保に努めます。

道路については、北陸自動車道及びその他の国道からなる広域幹線道路や、都心と地域生活圏を結ぶ放射状道路、都心への過度な自動車流入を抑制する環状道路、東西の地域間を連絡する道路などの主要幹線道路による都市の骨格となる道路網の形成に努めます。

また、公共交通としては、鉄軌道や都心と地域生活拠点を結ぶバス路線などの確保に努めるとともに、利便性の維持・向上を図ります。

さらに、国内外との広範な交流を展開する上で重要な基盤である新幹線、空港、港湾といった広域交通施設の整備・充実を促進します。

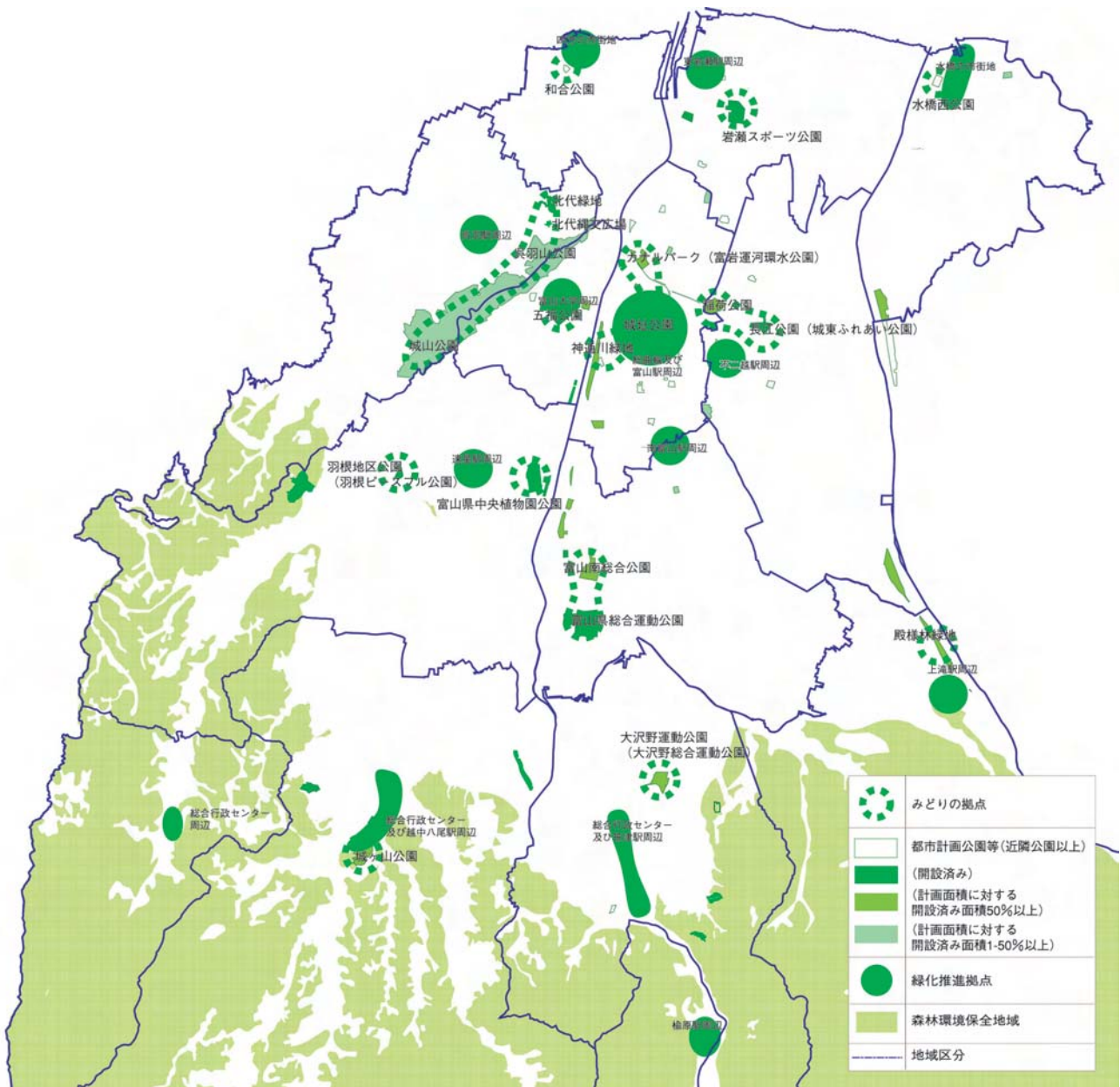


## 第4節 水と緑の整備方針

本市は、南部の山々を源とした神通川と常願寺川の二大河川を有しており、これらは中山間地域や田園地帯などを潤し、良好な水辺環境を形成しながら海へと注いでいます。この水辺環境を大切な自然資源として保全していくよう努めます。

また、地域住民のレクリエーションや災害時の避難場所など多様な機能をもつ総合公園や運動公園などを、地域の特性を生かしたみどりの拠点として設定するとともに、子どもから高齢者まで誰もが気軽に憩い楽しむことができる身近な公園・緑地の配置に努めます。

さらに、街路樹の植栽や公共施設の緑化を進め、潤いのある都市環境の創出を図ります。





## 第8章 市民の視点に立った計画の推進

### 第1節 協働によるまちづくり

これまで地域社会を支えてきた地域への愛着心、仲間意識、相互扶助意識などの連帯意識が、価値観や生活様式の多様化に伴い希薄化しており、さらに今後進展する人口減少や高齢化により地域活動を担う人材の確保が困難となることが懸念されています。

このことから、地域活動を担う新しい仕組みづくりが重要となっており、市民と行政が適切に役割分担を行い、時代に対応した協働の仕組みを構築していく必要があります。

このため、既存のさまざまな組織や人の組み合わせによる機能的な組織の構築を図るとともに、新たな人材の発掘につながる交流の場づくりが必要となっています。

本計画では、施策ごとに行政が取り組む事項を「施策の方向」としてまとめるとともに、「市民に期待する役割」を示すことにより、市政への市民参画を促し、市民と行政による協働のまちづくりを目指すこととしています。

## 第2節 成果重視のまちづくり

地方自治体の財政状況が一層厳しくなる中で、人材・施設・財源などの資源をどのように活用して、いかに大きな効果をあげるかが課題となっています。

このため、地域の現状を的確に把握し、限られた資源をどのように活用し、配分するかという、選択と集中を徹底していかなければなりません。

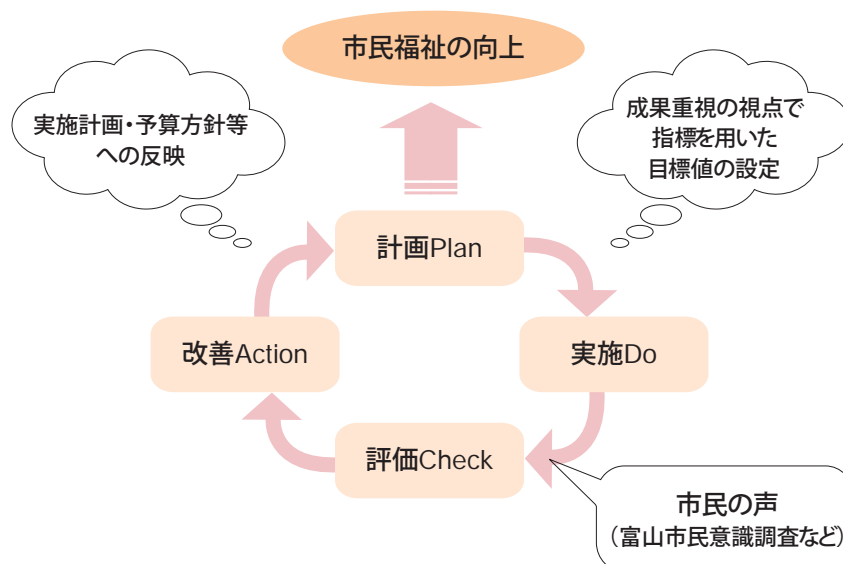
このことから、今後の行政運営では、「どれだけの行政サービスを提供したか」ではなく、「行政サービスの提供によりどのような効果があったか」を重視することが求められています。

本計画では、各施策の具体的な取り組み方向と合わせて、施策を実施することによって得られる成果を表す指標（数値）を示すことにより、施策の目標を明確にすることとしています。

さらに、計画実施過程では、市民意識調査などにより施策の効果の把握に努め、必要に応じて計画内容の見直しを図るなど、成果を重視したまちづくりを推進していくこととしています。

### 行政マネジメントサイクルのイメージ図

一つの施策の中で、Plan(計画)から始まり、Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)→Plan(計画)へと行政マネジメントサイクルを進めていきます。このPDCAサイクルを繰り返すことにより、より効果的で効率的な執行方法へと改善し、さらなる市民福祉の向上を図っていきます。



# 第9章 財政の見通し

## 1 まちづくりの目標別の事業費

前期基本計画期間における事業費は、209,606百万円程度と見込んでいます。

## 2 事業費の性格

事業費の額は、前期基本計画期間において、市が支出する経費の概算を示すものです。また、この事業費は、行政需要の推移や国・県の施策の動向、市の財政事情などにより変動します。

このことから、事業費はそれぞれの計画項目に関する市の財政措置の一応の目安として算定したものです。

なお、事業費の額は、計画期間中の価格変動は見込まないものとしています。

前期基本計画における事業費

(百万円)

| まちづくりの目標                 | 平成19~23年度<br>事業費 | 事業費内訳   |          |
|--------------------------|------------------|---------|----------|
|                          |                  | 一般会計分   | 特別・企業会計分 |
| I 人が輝き安心して暮らせるまち         | 53,111           | 52,551  | 560      |
| II すべてにやさしい安全なまち         | 86,734           | 16,037  | 70,697   |
| III 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち | 64,648           | 64,648  | 0        |
| IV 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち    | 4,621            | 4,621   | 0        |
| V 新しい富山を創る協働のまち          | 492              | 492     | 0        |
| 計                        | 209,606          | 138,349 | 71,257   |

### 3 財政規模の試算

まちづくりの目標別事業費算出の前提となる前期基本計画期間の財政規模の試算は、次のとおりです。

また、この試算は、三位一体改革による住民税への税源移譲、並びに所得譲与税の廃止等、現時点で想定される事情について可能な限り考慮しています。

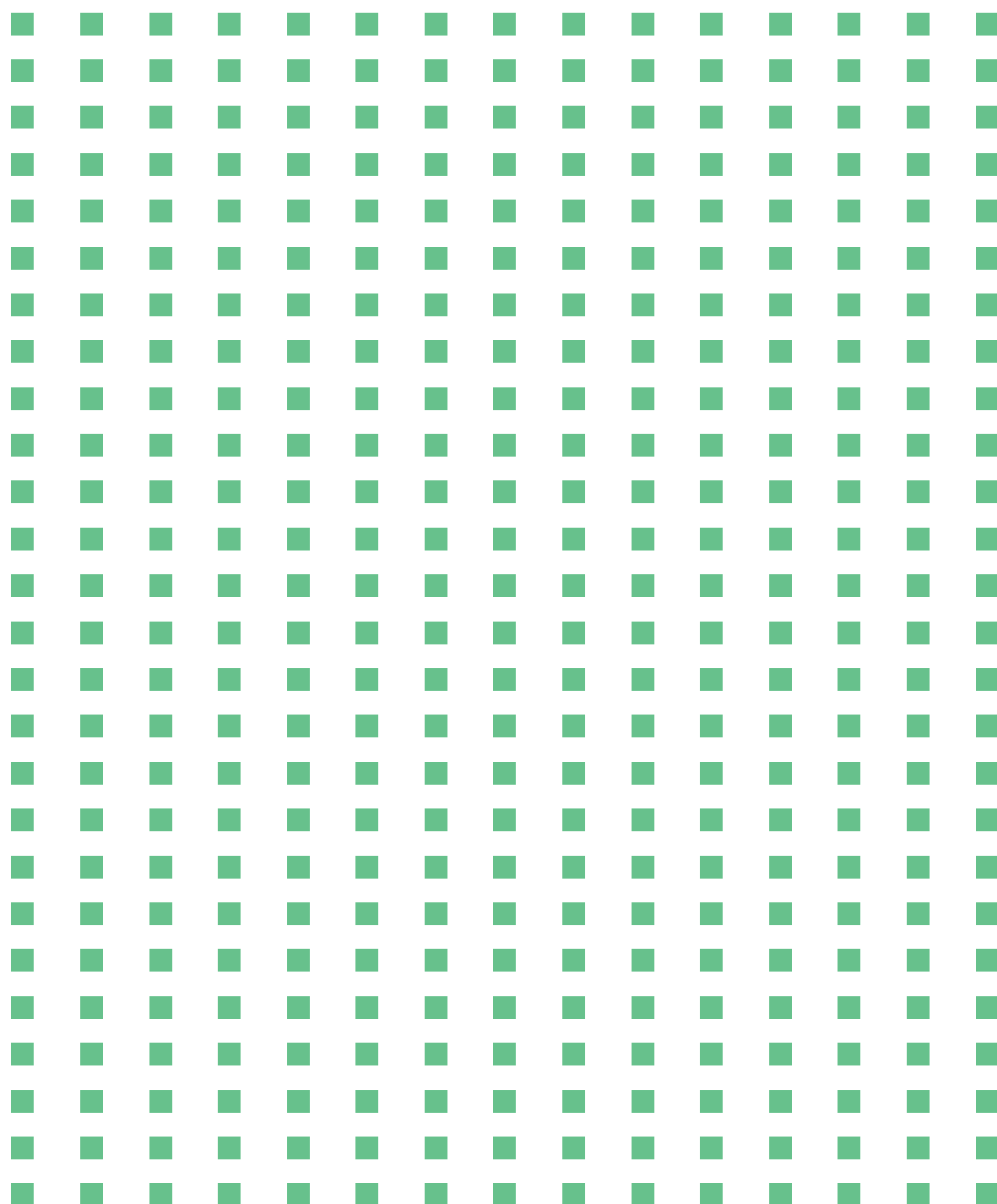
なお、本市の収入の大宗を占める市税については、平成19年度見込額を基準として年平均1%程度の伸び率を想定しました。

財政見通し（一般会計）

（百万円、%）

|        |                   | 平成19～23年度<br>合計額 | 構成比   |
|--------|-------------------|------------------|-------|
| 歳<br>入 | 一 般 財 源           | 510,311          | 61.2  |
|        | う ち 市 税           | 363,948          | 43.7  |
|        | う ち 地 方 交 付 税     | 105,728          | 12.7  |
|        | 国 ・ 県 支 出 金       | 101,089          | 12.1  |
|        | 市 債               | 100,562          | 12.1  |
|        | う ち 臨 時 財 政 対 策 債 | 19,425           | 2.3   |
|        | そ の 他 歳 入         | 121,445          | 14.6  |
|        | 歳 入 合 計           | 833,407          | 100.0 |
| 歳<br>出 | 義 務 的 経 費         | 362,960          | 43.6  |
|        | う ち 人 件 費         | 152,873          | 18.4  |
|        | う ち 扶 助 費         | 99,920           | 12.0  |
|        | う ち 公 債 費         | 110,167          | 13.2  |
|        | 投 資 的 経 費         | 154,330          | 18.5  |
|        | そ の 他 経 費         | 316,117          | 37.9  |
|        | 歳 出 合 計           | 833,407          | 100.0 |

# 前期基本計画（各論）



# 施策1 子育て環境の充実 1-1-1

## 現状と課題

少子化や核家族化の進展、女性の社会進出、就労形態の多様化などにより、子育て環境は大きく変化してきており、これに伴って多様な保育サービスなどの充実が求められています。

また、近年、子どもが被害者となる事件・事故が増加しており、これらを防ぐためにも子どもが安全に過ごせる場所を確保することが課題となっています。

一方、育児に関してさまざまな不安を抱く保護者のための相談・支援体制の強化が必要となっています。



I 人が輝き安心して暮らせるまち

### 保育所数及び入所児童数等

(人、箇所)

|       |       | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育所数  |       | 89     | 88     | 86     | 86     | 87     |
| 児童定員数 |       | 8,955  | 9,110  | 9,345  | 9,590  | 9,855  |
| 入所児童数 | 総数    | 8,669  | 8,962  | 9,276  | 9,255  | 9,340  |
|       | 3歳未満児 | 2,577  | 2,750  | 2,919  | 2,829  | 2,910  |
|       | 3歳児   | 2,035  | 2,108  | 2,117  | 2,150  | 2,059  |
|       | 4歳児   | 1,990  | 2,085  | 2,135  | 2,146  | 2,188  |
|       | 5歳児   | 2,067  | 2,019  | 2,105  | 2,130  | 2,183  |

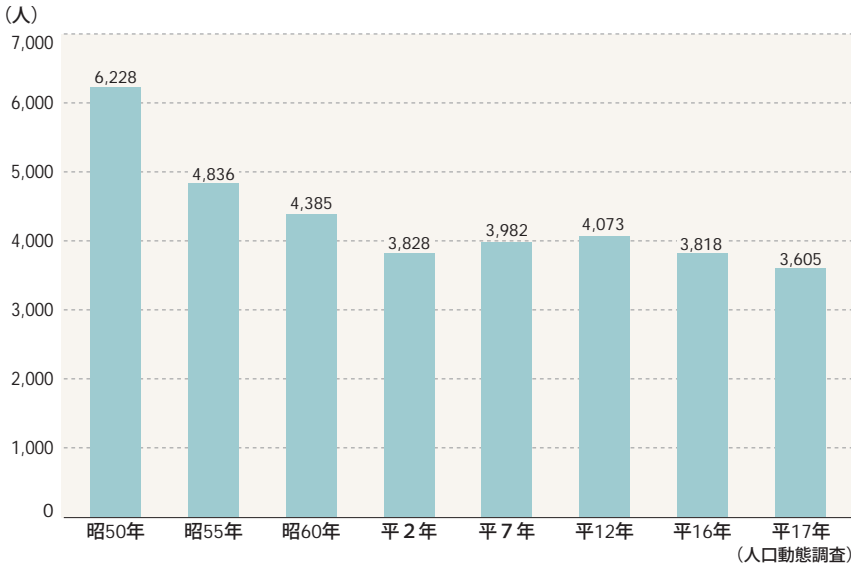
各年度4月1日現在

### 延長保育・一時保育等の実施保育所数

(箇所)

| 事業名    | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延長保育   | 47     | 49     | 51     | 55     | 59     |
| 一時保育   | 26     | 30     | 32     | 35     | 36     |
| 休日保育   | 4      | 5      | 5      | 8      | 13     |
| 地域活動事業 | 74     | 74     | 73     | 72     | 79     |
| 障害児保育  | 27     | 33     | 29     | 34     | 55     |
| 年末保育   | 12     | 14     | 14     | 18     | 24     |
| 休日一時保育 | 3      | 4      | 4      | 4      | 4      |

### 富山市の出生数の推移



### 合計特殊出生率の推移



#### 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

一人が輝き安心して暮らせるまち

## 目標とする指標

| 指標とその説明   | 基準数値(年度等)                      | 23年度目標数値                                   | 目標設定の考え方                                |
|---|--------------------------------|--|---|
| <b>延長保育の実施率</b><br>延長保育を実施する保育所の割合                  | <b>67.8%</b><br>59箇所<br>(18年度) | <b>78.4%</b><br>69箇所<br>(28年度目標84.1% 74箇所) | 多様化する保育ニーズに対応するため、毎年2箇所程度の増を目指す。        |
| <b>一時保育の実施率</b><br>一時保育を実施する保育所の割合                  | <b>41.4%</b><br>36箇所<br>(18年度) | <b>46.6%</b><br>41箇所<br>(28年度目標50.0% 44箇所) | 多様化する保育ニーズに対応するため、毎年1箇所程度の増を目指す。        |
| <b>地域児童健全育成事業の年間利用人数</b><br>地域児童健全育成事業を利用する年間延べ人数   | <b>340,000人</b><br>(17年度)      | <b>370,000人</b>                            | 子どもたちの健全育成を図るため、毎年1箇所程度(6,000人)の増を目指す。  |
| <b>放課後児童健全育成事業の年間利用人数</b><br>放課後児童健全育成事業を利用する年間延べ人数 | <b>40,000人</b><br>(17年度)       | <b>100,000人</b>                            | 子どもたちの健全育成を図るため、毎年2箇所程度(10,000人)の増を目指す。 |



## 施策の方向

### ①多様な保育サービスなどの提供

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育、休日保育などの保育サービスの拡充を図り、子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、幼稚園については、地域の状況を踏まえながら子育て支援事業の充実を図ります。

### ②保育所など児童福祉施設の整備・充実

#### 〈保育所の整備〉

老朽化している保育所の改築を進めるとともに、多様な保育サービスの提供に対応するため、低年齢児童の拡張や子育て支援スペース等の整備に努めます。

また、給食の調理過程での安全性を高めるため、調理場のドライシステム化<sup>※1</sup>を推進します。

#### 〈児童館の整備〉

老朽化している児童館を改築し、児童の健全な遊び場を確保します。

### ③児童健全育成事業の充実

放課後などに保護者が仕事などにより家庭にいない児童の保護・育成と、その保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。

また、小学校の余裕教室などを活用して子どもたちが安全に遊ぶことができる場を確保し、健全に育成するため、地域児童健全育成事業の充実を図ります。

さらに、地域の民生委員や保健推進員などとの連携を強化し、地域の子育てボランティアの養成を図ります。

### ④子育て相談の充実

地域における子育て家庭を支援するため、育児不安などの相談や地域の子育てサークルなどの育成・指導、子育てに関する情報提供などを行う子育て支援センターの整備を推進します。

また、子育てボランティアの育成に努め、地域での子育てを支援する意識の啓発に努めます。

### ⑤母子保健の充実

乳幼児健康診査など母子保健対策の充実を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくりを推進します。

### ⑥ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、就業支援や経済的支援に努めます。

### ⑦不妊治療への支援

不妊治療に関する適切な情報提供を行うとともに、治療を受けている夫婦に対する不妊治療費の助成を行い、当該夫婦の精神的・経済的負担の軽減に努めます。

### ⑧児童虐待防止体制の整備

児童虐待に対する社会的関心が高まる中、市が担う役割も大きくなっており、これまで以上に迅速かつ適切な対応が取れるよう、啓発活動を展開するとともに、関係機関との連携強化や専門職員の養成に努めます。

### ⑨子育て意識の啓発

子育ての楽しさや育児に関するさまざまな情報を交換しあえるような機会の充実に努めるとともに、父親の育児への参加を促進します。



※1 ドライシステム化 食中毒対策を徹底するため、床を菌が繁殖しにくい乾いた状態で使用できるようにすること。



また、中高生などの若い世代から、結婚し、子どもを生み育てることの意義や喜び、家庭を持つことの大切さについての意識の啓発に努めます。

#### ⑩子育てしやすい職場環境づくり

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画<sup>※2</sup>の策定

を促進し、子育てしやすい職場環境づくりについての意識啓発に努めます。

また、ファミリー・サポート・センター<sup>※3</sup>の運営体制の充実を図るとともに、事業所内保育施設の設置を促進するなど、子育てをすすめる勤労者の支援に努めます。

## 市民に期待する役割

- \*子どもを地域全体で育てる意識を持つ。
- \*子育てサークルなどに参加し、地域の中で安心して子どもを育てる。
- \*児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、関係機関に通告する。

※2 一般事業主行動計画 民間事業主が策定する計画で、労働者の仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えることを目的とする。

※3 ファミリー・サポート・センター 育児の援助をしてほしい人と育児の援助を提供したい人とが相互援助活動を行う会員組織。

## 総合計画事業概要

| 事業名          | 平成18年度末現況  | 事業の概要(19~23年度)   |
|--------------|--|--|
| 特別保育等の充実     | 延長保育59箇所<br>一時保育36箇所<br>休日保育13箇所<br>年末年始保育24箇所<br>病後児保育2箇所 | 延長保育69箇所<br>一時保育41箇所<br>休日保育24箇所<br>年末年始保育29箇所<br>病後児保育3箇所 |
| 多機能保育所の整備    |  | 老朽保育所の改築10箇所   |
| 児童館の整備       |  | 改築 2館  |
| 放課後児童健全育成事業  | 10箇所   | 10箇所増(累計20箇所)  |
| 地域児童健全育成事業   | 57箇所   | 3箇所増(累計60箇所)   |
| 子育て支援センターの設置 | 5箇所  | 新設6箇所(累計11箇所)  |
| 親子サークルの充実    | 親子サークル実施保育所<br>43箇所<br>親子サークル実施児童館<br>10箇所                 | 親子サークル実施保育所<br>6箇所増(累計49箇所)<br>親子サークル実施児童館<br>1箇所増(累計11箇所) |
| すこやか子育て支援事業  | 育児自主グループ<br>56グループ   | 育児自主グループ<br>10グループ増<br>(累計66グループ)                          |
| 不妊治療費助成事業    | 申請件数年間210件   | 事業の拡充実施  |
| 児童虐待防止体制の整備  | 児童虐待防止連絡協議会の設置   | 要保護児童対策地域協議会の設置  |

# 施策2 学校教育の充実 1-1-2

## 現状と課題

少子・超高齢社会<sup>※4</sup>の進行、国際化や情報化の進展などの社会情勢の変化に的確に対応した学校教育が求められています。

このことから、児童・生徒それぞれの個性を大切にしながら心と体の調和の取れた発達を促すとともに、生涯にわたって主体的に学ぶことができ、社会の変化に適切に対応できる能力や創造力を育むことが重要となっています。

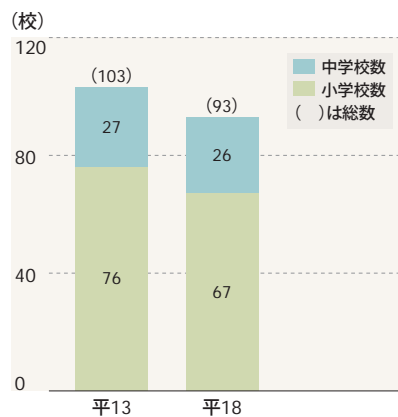
また、学校施設については、児童・生徒の学習の場としての役割のほか、地域の防災拠点としての機能も担うため、耐震化の推進が必要となっています。

また、児童生徒が自然体験や社会体験を通して相手を思いやる心を醸成し、生命の尊さ・大切さを実感し、福祉や環境などの活動に生かせる教育環境づくりを進める必要があります。

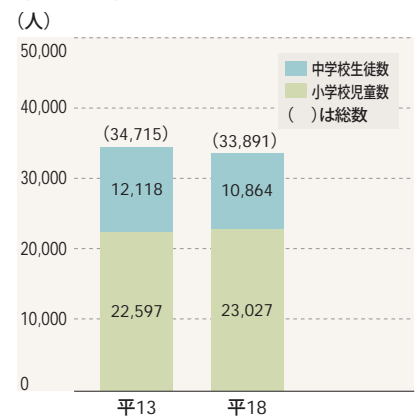


一人が輝き安心して暮らせるまち

市立小・中学校の数



市立小中学校の児童生徒数



芝園小学校及び芝園中学校完成イメージ図

※4 超高齢社会 総人口に占める高齢者人口（65歳以上の人口）の割合が21パーセント以上の社会。

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）                      | 23年度目標数値             | 目標設定の考え方   |
|--|--------------------------------|----------------------|--|
| <b>健康な児童・生徒の割合</b><br><small>すこやか検診における要医療・経過観察の判定を受けていない児童生徒の割合</small> | 87.2%<br>(17年度)                | 90.0%                | 子どもたちの健康管理を推進し、富山市健康プラン21を参考に、約3%の向上を目指す。                        |
| <b>学校給食における地場産野菜の品目数</b><br><small>学校給食における地場産野菜の使用品目数(44品目中)</small>    | 16品目<br>(17年度)                 | 20品目                 | 食育 <sup>※5</sup> 推進の観点から、ある程度の量が確保できる地場産野菜の導入を目指す。               |
| <b>不登校児童・生徒の割合</b><br><small>児童生徒総数に占める不登校(30日以上欠席)児童生徒数の割合</small>      | 小学校0.40%<br>中学校2.95%<br>(17年度) | 小学校0.25%<br>中学校2.10% | 子どもたちが登校しやすい環境づくりを進め、過去10年間の富山県全体の状況で最も低い数値を目標に、不登校児童生徒数の減少を目指す。 |

## 施策の方向

### ①自主性や創造性を育てる教育の推進

#### 〈主体的に学ぶ能力の育成〉

小・中学校教育は、生涯学習の基礎を培う重要な時期であり、心豊かで生涯にわたって主体的に学ぶ能力が身につくよう学校教育の充実に努めます。

#### 〈生きる力の育成〉

自ら学ぶ力を育てる学習指導、自らを律し、志を持って行動できる力を育む生徒指導、人としての生き方の自覚を深める道徳指導、自主的・実践的態度を育てる特別活動など、豊かな人間性、社会性、自立心の育成を目指した教育活動を推進します。

#### 〈生命や人権を尊重する心の育成〉

学校・家庭・地域との連携を密にし、相互に協力し合いながら、生命や人権を尊重する心を育成します。

### 〈自然体験活動や社会体験活動の充実〉

子どもたちが、本市の有する多様な自然、伝統・文化、歴史などを学び、豊かな感性と郷土愛を育む体験学習を推進するとともに、児童生徒が地域を超えて交流を深め、互いの良さにふれあう自然体験活動や社会体験活動の充実に努めます。

#### 〈学校図書館の充実〉

学校図書館司書の配置や学校図書館の充実により読書活動の一層の推進を図ります。

#### 〈情報教育の推進〉

各教科等との関連を図り、情報や情報機器の主体的な選択と活用、情報発信のための基礎的な資質や能力を育てる教育の推進に努めます。

#### 〈国際化への対応〉

国際理解教育の充実のため、外国語指導助手<sup>※6</sup>を活用し、国際化の進展に対応する教育の推進に努



※5 食育 食べ物の安全に関する知識を身につけ、「食事の自己管理能力」を養うための教育。広義には、食卓での一家団らんを通じて社会性を育むなど、わが国の食文化を理解することも含む。

※6 外国語指導助手(ALT) 外国語教育の充実に図るとともに、地域レベルの国際交流の推進を図るため、外国から招致した指導助手(Assistant Language Teacher)。



めます。

#### 〈教職員の研修の充実〉

教職員が社会の急速な変化や学校教育現場におけるさまざまな状況に対応できるよう研修体系を整備し、教員の個別ニーズに対応する研修、自己啓発に役立つ研究・研修などを実施します。

また、教育制度の変更に的確に対応できる体制を整えます。

#### 〈幼児教育の充実〉

幼児教育については、幼稚園と家庭・地域・小学校・保育所との連携のもと、一人ひとりがいきいきと活動できる環境を創造し、健全な心身の発達を促します。

#### 〈私学の振興〉

少子化が進展する中、特徴ある豊かな個性を育む教育活動を行っている私立幼稚園や私立学校の運営等を支援します。

### ②学校教育環境の整備

全ての児童生徒にとって安全で快適な学校教育環境を創出するため、老朽校舎や屋内運動場、学校プールの改築・整備を進めます。

また、給食の調理過程での安全性を高めるため、調理場のドライシステム化を推進します。

さらに、よりよい教育環境を確保するため、幼稚園、小・中学校の適正規模と適正配置に努めるとともに、小学校については指定校変更要件の緩和、中学校については学校選択制<sup>※7</sup>を導入します。

### ③安心・安全な学校づくり

#### 〈開かれた学校づくり〉

開かれた学校づくりの一層の推進に向けて、学校・家庭・地域が連携した学校評価<sup>※8</sup>のあり方を工夫し、特色ある学校づくりを展開します。

また、世代間交流や地域安全マップ<sup>※9</sup>づくりなど、地域とのさまざまな交流・連携を通して、地域に開かれた安心・安全な学校づくりを推進します。

#### 〈指導・相談体制の充実〉

すべての児童生徒を対象としたきめ細かな指導・援助を行うため、スクールカウンセラー<sup>※10</sup>などの配置拡充に努めます。また、学習障害など個別に支援を要する児童生徒にはスクールサポーター<sup>※11</sup>等による支援の充実に努めます。

さらに、教育センターの相談事業の充実を図り、悩みを抱える児童生徒や保護者、教職員に的確に対応できる教育相談の体制づくりに努めます。

### ④食育と健康管理の推進

給食を通じて食べることの喜びや大切さが学べるよう学校給食の充実を図るとともに、家庭・地域との連携のもと食に関する指導を行うことで、食を通じた健康な心身をつくる能力を育てます。

また、生活習慣病の早期発見に努めるとともに、心の健康問題や性に関する問題などについて専門医による助言や指導を行います。

※7 学校選択制 就学校の指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取する制度。

※8 学校評価 学校運営を持続的に改善するため、目指すべき成果とそれに向けた取り組みについて目標を設定し、その達成状況を把握・整理し、取り組みの適切さを検証すること。

※9 地域安全マップ 地図上に注意が必要な場所や危険な場所等に印を付けて、自分たちの生活の場に注意すべき場所がないか確認するための地図。

※10 スクールカウンセラー 児童・生徒が当面する悩みなどについて相談に応じ、適切な指導、助言をする人。

※11 スクールサポーター 個々の教育ニーズによりきめ細かく対応するため、通常の学級で特別な教育的ニーズのある児童生徒のいる学校や、特殊学級に多人数の児童生徒が在籍する学校に配置する指導員。

## 市民に期待する役割

- \*PTA活動や学校行事に参画する。
- \*地域と連携した教育活動に協力する。
- \*事業者は「14歳の挑戦<sup>\*\*12</sup>」の受け入れに協力する。

※1214歳の挑戦 中学2年生が、5日間学校を離れ、地域の人々の指導・援助を受けながら、職場体験活動やボランティア活動等に取り組む。この間、生徒は家庭から直接それぞれの事業所あるいは福祉施設等に通う。

## 総合計画事業概要

| 事業名               | 平成18年度末現況  | 事業の概要(19~23年度)                                    |
|-------------------|--|---|
| 外国青年語学指導事業        | ALTの授業<br>中学校:3週間に2回<br>小学校:3年生以上の全児童に<br>年間6~7回 | ALTの授業<br>中学校:継続実施<br>小学校:拡充実施<br>3年生以上の全児童に年間10回 |
| 校舎改築事業            |  | 小学校9校<br>中学校4校                                    |
| 校舎増築事業            |  | 小学校2校   |
| 大規模改造事業           |  | 小学校5校<br>中学校3校                                    |
| 屋内運動場建設事業         |  | 小学校6校<br>中学校2校                                    |
| 学校プール建設事業         |  | 小学校10校  |
| 統合校新設事業           | 校舎建設   | 4小学校の統合校 1校<br>中学校 1校<br>3小学校の統合校 1校              |
| 分離校新設事業           | 実施方針の策定  | 分離新設小学校 1校  |
| スクールサポーターの配置      |  | 配置の拡充   |
| スクールカウンセラーの配置     |  | 配置の拡充   |
| 学校給食センター施設整備・改築事業 | 新学校給食センターの実施設計                                   | 新学校給食センターの建設                                      |

# 施策3 高等教育の推進 1-1-3

## 現状と課題

### 市内の大学一覧

|    |           |
|----|-----------|
| 国立 | 富山大学      |
|    | 富山国際大学    |
| 私立 | 富山短期大学    |
|    | 桐朋学園大学院大学 |

大学などの高等教育機関は、教育、研究、文化の創造などにおいて大きな役割を果たしています。今後は、さらにその魅力を増すことが、若者の定着を促す面からも期待されています。

また、高等教育機関は、地域の文化、芸術、産業経済の発展に大きな役割を果たしていることから、今後とも、より一層地域との連携を図ることが求められています。

一方、市立の高等教育機関については、民間活力の導入などについて検討する必要があります。

## 施策の方向

### ①富山外国語専門学校の充実

地域社会の情報化・国際化のニーズに応えるため、外国人講師を含む多彩な教師と充実した教育機器による専門教育を行い、国際化の進展に対応した産業の発展や文化の振興に貢献できる広い視野を持った国際人の育成を目指します。

### ②富山ガラス造形研究所の充実

ガラス造形の技術と創造性を磨くため、教育カリキュラムの充実を図り、ガラス造形家の育成に努めるとともに、卒業後も創作活動が行える環境整備に努めます。

また、国際的な感性を磨くため、海外のガラス教育機関との相互交流などを促進します。

### ③高等教育機関との連携強化

桐朋オーケストラ・アカデミーや大学院大学<sup>※13</sup>との連携を促進し、音楽文化に対する市民の理解が深まるよう努めます。

また、大学などが持つ研究・教育機能を地域の活性化につなげるため、産学連携による企業との共同研究をはじめ、生涯学習、福祉・保健分野など、さまざまな分野での連携の促進を図ります。

## 市民に期待する役割

**\*公開講座を受講し、知識・技術を習得し、教養を深め感性を磨く。**

**\*大学等の演奏会を鑑賞し、芸術文化に親しむ。**



一人が輝き安心して暮らせるまち

※13大学院大学 本計画では桐朋学園大学院大学をさす。プロの演奏家を養うため、恵まれた教育環境と施設設備とともに、学生個々の研究計画に十二分に与えられる教育課程と、世界に誇る優れた指導陣を擁している。

# 施策4 市民の自主的な学習環境の充実 1-1-4



人が輝き安心して暮らせるまち

## 現状と課題

本市では、多様化・専門化する市民の学習意欲に応えるため、関係機関、団体と連携・協力し生涯学習情報の提供に努めています。

また、文化のまちづくりを進めるため、市民の自由な文化活動を支援し、文化の創造・発信拠点となる施設の整備を行っています。

今後とも、市民の学習意欲に的確に対応した情報の提供と生活圏域に配慮した生涯学習施設を配置する必要があります。

### 博物館・美術館等の一覧

| 名称             | 施設の内容   |
|----------------|---|
| 科学博物館          | 自然史展示、理工展示、プラネタリウムなど                                      |
| 天文台            | 天体観測室、天文展示、野鳥観察コーナーなど                                     |
| 郷土博物館（富山城）     | 常設展示「富山城ものがたり」、企画展示など                                     |
| 佐藤記念美術館        | 東洋古美術を中心とした展示や茶室など  |
| 民俗民芸村          | 民芸館、民芸合掌館、陶芸館、民俗資料館、売薬資料館、考古資料館、箕牛人記念美術館、茶室円山庵、とやま土人形工房など |
| トヤマガラスアートギャラリー | 富山市の所蔵するガラス造形作品の展示  |
| ファミリーパーク       | 郷土動物館、キリン舎や自然体験センター、芝生広場など                                |
| 富山県立近代美術館      | 20世紀初頭から現在にいたる美術の流れを、世界・日本・富山の3つの視点から展示                   |
| 富山県水墨美術館       | 水墨画などの特色のある日本文化の美を広く紹介                                    |
| 大沢野植物園         | 高山植物、珍しい植物など  |
| 大山歴史民俗資料館      | 有峰の生活と文化、常願寺川の治水と発電、恐竜化石など                                |
| 八尾おわら資料館       | 伝統的な町屋の再現、おわらの歴史など  |
| 八尾化石資料館        | 古生代以前から新生代の地層や化石など  |
| 八尾美術保存展示館      | 八尾出身で日展で活躍した横江嘉純の代表作                                      |
| 八尾曳山展示館        | 県指定文化財八尾曳山3基など  |
| 婦中埋蔵文化財資料館     | 弥生～古墳時代の出土品、民俗資料など  |
| 富山県中央植物園       | 屋外展示園、展示温室、サンライトホール、雲南温室など                                |
| 猪谷関所館          | 猪谷関所や民俗資料の常設展示、橋本家史料など                                    |
| 森家             | 国指定重要文化財で北前船廻船問屋の代表的な建物                                   |
| 浮田家            | 国指定重要文化財で豪農住宅の代表的な建物                                      |
| 北代縄文広場         | 縄文中期の集落跡を復元した史跡公園、北代縄文館など                                 |
| 安田城跡歴史の広場      | 戦国の平城を復元した史跡公園、安田城跡資料館など                                  |

(教育委員会調べ)

## 図書館の設置状況（平成18年度）

| 本館  | 地域館 | 分館   | 自動車文庫等 |
|-----|-----|------|--------|
| 1箇所 | 6箇所 | 18箇所 | 4台     |

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）          | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方  |
|--|--------------------|----------|---|
| <b>公民館利用者数</b><br>市立公民館利用者数                                | 860,000人<br>(18年度) | 880,000人 | 多様な生涯学習などの機会を提供し、年4,000人の利用者増を目指す。              |
| <b>博物館等の観覧者数</b><br>市立博物館等19施設の入館者数                        | 547,562人<br>(17年度) | 600,000人 | 展示内容等の充実を図り、毎年2%程度の増加を目指す。                      |
| <b>市民一人当たり市立図書館の年間図書貸出冊数</b><br>市立図書館全体の図書雑誌貸出冊数<br>／富山市人口 | 4.2冊<br>(17年度)     | 4.4冊     | 全館のコンピュータシステムを統合し、蔵書の効率的運用を図ることなどにより、0.2冊増を目指す。 |

一人が輝き安心して暮らせるまち

## 施策の方向

### ①生涯学習活動の充実

生涯学習関係機関・団体との連携・協力により、社会教育団体や指導者の育成に努め、地域に根ざした学習の推進を図ります。

また、市民が身近な場所で学習する機会が享受できるよう、市民大学や公民館での講座など各種講座の充実とともに、大学などの関係機関との学習講座のネットワーク化や市民の学習活動への支援に向けた取り組みの推進に努めます。

### ②生涯学習拠点の充実

#### 〈公民館の充実〉

市立公民館等の改築を進めるとともに自治公民館整備に対する支援を行い、市民の学習機会の充実や地域住民のコミュニティ意識の高揚を促進します。

#### 〈博物館等の充実〉

郷土博物館については、本市全体の歴史・文化が通観できるよう総合的な展示が行える施設として整備を進めます。

民俗民芸村については、ユニークな施設で構成されているエリアとしての魅力を高めるため、老朽化している施設の改修を進めます。

科学博物館の常設展示やプラネタリウムの更新など施設全体のリニューアルを図り、市民ニーズに沿った良質な展示等に努めます。

また、それぞれの博物館の収蔵品のデジタルデータ<sup>※14</sup>を集積し、情報発信することにより博物館群の知名度を高めます。

一方、今後の博物館群の整備や管理運営について、総合的に検討するための基本構想を策定します。



※14デジタルデータ 数字に置き換えられる形式の情報。



また、市民やボランティア、学芸員が協働して行う市民自然調査事業を推進し、市民の環境保護意識の高揚に努めます。

#### 〈図書館の充実〉

老朽化した図書館本館の整備を行うにあたり、本市の中核館とし

ての本館のあり方を調査・検討し、建設に向け準備を進めるとともに、市民に密着したサービスを提供するため、図書館分館及び自動車文庫の計画的整備を行います。

### 市民に期待する役割

- \* 博物館等を利用し、郷土に対する愛着心と誇りを持つ心を育む。
- \* 公民館で実施する講座や地域活動に参加するなど、生涯学習に努める。

### 総合計画事業概要

| 事業名                     | 平成18年度末現況                         | 事業の概要(19~23年度)                                  |
|-------------------------|-----------------------------------|---|
| 市民自然調査事業                | 調査対象、地域特定について検討                   | 自然環境現況調査の実施                                     |
| 市立公民館の整備・充実             |                                   | 10館建設   |
| 郷土博物館増築棟整備事業            |                                   | 増築棟の整備  |
| 博物館群整備構想の策定             |                                   | 基本構想の検討   |
| 科学博物館整備事業               | 展示更新、リフレッシュ工事、外構整備の一部             | 常設展示の全面展示替<br>施設のリフレッシュ工事<br>外構整備<br>プラネタリウムの更新 |
| 恐竜化石(普及啓発)事業            | 調査<br>夏休み恐竜探検隊の実施<br>市民交流館で成果展の開催 | 調査の継続<br>保存方法の検討<br>恐竜探検隊の実施                    |
| ガラスのまち推進事業<br>(再掲Ⅳ-2-2) | ショーケースの設置<br>ガラス作品収蔵              | ショーケース設置の拡充<br>ガラス作品の購入<br>ガラス美術館の建設検討          |
| 図書館施設整備事業               |                                   | 図書館本館移転改築(設計)<br>分館等2館整備                        |

# 施策1 個性や能力を生かした 多様な雇用機会の創出

I-2-1

## 現状と課題



人が輝き安心して暮らせるまち

少子高齢化の急速な進展の中、労働力人口の減少が予測されています。このため、健康で働く意欲のある高齢者や子育てに手がかからなくなった女性が活躍できるような雇用環境を整えることは、経済社会の活力を維持していく上でも重要な課題となっており、IJUターン<sup>※1</sup>就職希望者の雇用促進とともに対応が必要となっています。

また、障害者を取り巻く雇用情勢は厳しい状況が続いているため、障害者の自立と社会参加の促進のためにも障害者雇用対策の強化が求められています。

一方では、ニート<sup>※2</sup>やフリーター<sup>※3</sup>の増加による税収や社会保障への悪影響が懸念されており、若者の経済的・社会的自立を促すためにも就労の促進と雇用の確保を図る必要があります。

一般労働者雇用状況（各年3月）

（%）

| 区 分               |           | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 |
|-------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 有効求人倍率<br>(季節調整値) | 全 国       | 0.52  | 0.60  | 0.76  | 0.91  | 1.01  |
|                   | 富山県       | 0.52  | 0.65  | 0.90  | 1.17  | 1.33  |
|                   | 富山職業安定所管内 | 0.61  | 0.77  | 1.08  | 1.43  | 1.70  |
| 完全失業率             | 全 国       | 5.3   | 5.4   | 4.7   | 4.5   | 4.1   |
|                   | 北 陸       | 4.5   | 4.5   | 4.5   | 4.1   | 3.4   |
| 失業者数(万人)          | 全 国       | 379   | 384   | 333   | 313   | 289   |

新規学卒者等就職状況（各年3月卒）

（%）

| 区 分                             |           | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 |
|---------------------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大学等<br>卒業者の<br>内定状況<br>(就職内定率)  | 全 国       | 92.0  | 92.5  | 92.8  | 93.1  | 94.8  |
|                                 | 富山県       | 89.3  | 90.9  | 92.1  | 93.0  | 94.5  |
|                                 | 富山職業安定所管内 | 87.1  | 89.0  | 89.7  | 90.3  | 92.8  |
| 高等学校<br>卒業者の<br>内定状況<br>(就職内定率) | 全 国       | 89.7  | 90.0  | 92.1  | 94.1  | 95.8  |
|                                 | 富山県       | 97.1  | 97.3  | 97.2  | 98.3  | 98.8  |
|                                 | 富山職業安定所管内 | 97.1  | 97.7  | 97.0  | 97.7  | 98.0  |

※1 IJUターン 大学進学や就職等で、地方から大都市圏に出たのち、再び地方に就業・移住すること。Uターンは出身地に、Jターンは出身地の経路にある地域に、Iターンは出身地と全く異なる地域に移ること。

※2 ニート 無職の若者。職業にも学業にも職業訓練にも就いてない（就こうとしない）人。

※3 フリーター 定職に就かず、アルバイトで生計を立てる人。英語のfreeとドイツ語のArbeiterを組み合わせた造語。

障害者雇用状況（各年6月1日）

(%)

| 区分               | 平成14年度    | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |      |
|------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|------|
| 実雇用率             | 全国        | 1.47   | 1.48   | 1.46   | 1.49   | 1.52 |
|                  | 富山県       | 1.56   | 1.55   | 1.50   | 1.52   | 1.53 |
|                  | 富山職業安定所管内 | 1.56   | 1.51   | 1.49   | 1.48   | 1.47 |
| 障害者雇用率<br>達成企業割合 | 全国        | 42.5   | 42.5   | 41.7   | 42.1   | 43.7 |
|                  | 富山県       | 54.2   | 52.8   | 53.3   | 53.9   | 53.0 |
|                  | 富山職業安定所管内 | 53.5   | 50.5   | 53.8   | 52.8   | 52.7 |

## 目標とする指標

| 指標とその説明   | 基準数値（年度等）      | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                  |
|---|----------------|----------|---------------------------|
| <b>市内事業所での障害者雇用率達成割合</b><br>障害者雇用率1.8%を達成した一般の民間企業の割合 | 52.7%<br>(18年) | 60%      | 障害者雇用の推進を図り、年1%以上の増加を目指す。 |

## 施策の方向

### ①雇用機会の拡大と就労支援

本市での就職希望者に対し、魅力ある地元企業の概要や採用情報をホームページで紹介し、求職者への情報提供に努めます。

また、高齢者や女性の再就職のため、就職に必要な能力の開発や適応訓練の場の提供に努めます。

特に、高齢者、障害者の就労機

会の拡大に努めるため、国・県、関係機関と連携を図りながら、雇用の場を提供するよう企業に働きかけるとともに、障害者・高齢者雇用奨励金制度により雇用の促進に努めます。

一方、定職に就かない若年層の就労意識の醸成・啓発に努めます。



## 市民に期待する役割

- \*事業者は、障害者や高齢者、女性の雇用拡大に努める。
- \*若年層の未就職者は、就労の大切さを認識し、職業訓練や就職活動などに取り組む。

# 施策2 勤労者福祉の向上 1-2-2

## 現状と課題

雇用環境の変化や価値観の多様化する中、勤労者がゆとりと豊かさを実感できるよう、勤労者福利厚生事業の充実を図る必要があります。

また、育児や介護により働くことができない人も多い現状であることから、仕事と子育て等を両立し、安心して働くことのできる環境づくりが必要です。



一人が輝き安心して暮らせるまち

※4 ファミリー・サポート・センター 育児の援助をしてほしい人と育児の援助を提供したい人とが相互援助活動を行う会員組織。

ファミリー・サポート・センター<sup>※4</sup>会員数（平成18年12月末現在）（名）

| 依頼会員  | 協力会員 | 依頼協力会員 | 計     |
|-------|------|--------|-------|
| 1,028 | 348  | 147    | 1,523 |

## 目標とする指標

| 指標とその説明   | 基準数値（年度等）        | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                             |
|---|------------------|----------|--------------------------------------|
| ファミリー・サポート・センター会員の活動数、時間(活動回数)<br>ファミリー・サポート・センターの相互援助活動の利用延べ回数 | 4,058回<br>(17年度) | 5,200回   | 仕事と家庭の両立を支援するため、会員増を図り、年5%程度の増加を目指す。 |

## 施策の方向

### ①就業環境の向上

企業における就業環境の向上のため、適正な労働管理や有給休暇の取得などについて、関係機関と連携を図りながら啓発活動に努めます。

また、退職金共済制度への加入促進や未組織勤労者融資保証補給金制度の拡充、勤労者小口資金制度の利用促進による勤労者の生活安定に努めるとともに、呉羽ハイツやとやま自遊館、いこいの村富山などの勤労者福祉施設の利用促進を図ります。

### ②仕事と家庭が両立できる職場環境づくり

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画<sup>※5</sup>の策定を促進するとともに、育児・介護休業制度の普及・啓発に努め、仕事と家庭が両立できる職場環境づくりを促進します。

また、ファミリー・サポート・センターの運営体制の充実を図るとともに、事業所内保育施設の設置促進などにより、働きながら子育てをする勤労者を支援します。



## 市民に期待する役割

**\*事業者は、職場の就業環境の向上に努める。**

※5 一般事業主行動計画 民間事業主が策定する計画で、労働者の仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えることを目的とする。

## 総合計画事業概要

| 事業名               | 平成18年度末現況  | 事業の概要(19~23年度)  |
|-------------------|--|---|
| ファミリー・サポート・センター事業 | 本部及び4支部<br>依頼会員数1,028人<br>(18年12月末)<br>協力会員数348人<br>(18年12月末)<br>両方会員数147人<br>(18年12月末)<br>活動回数4,058回<br>(17年度末) | 本部及び4支部<br>依頼会員数 300人の増<br>協力会員数 170人の増<br>両方会員数 50人の増<br>活動回数 1,200回の増 |

# 施策1 スポーツ・レクリエーション活動の充実 1-3-1



## 現状と課題

生涯にわたって元気に暮らす基盤となる心身の健全な発達を図るため、スポーツ・レクリエーション活動は重要な役割を果たしています。

また、これらの活動は、健康・体力づくりや競技力の向上に寄与するとともに人生をより豊かにし、充実したものにしてくれることから、一人ひとりの健康・体力レベルに応じた、さまざまな活動を展開することが大切です。

このため、多様な活動メニューの提供や活動拠点の充実など、スポーツ・レクリエーション環境の整備が必要となっています。

### 各地域の主な体育施設

|       |   |
|-------|---|
| 富山地域  | 総合体育館、体育文化センター、東富山体育館<br>2000年体育館、市民球場、市民プール<br>東富山温水プール、屋内ゲートボール場<br>パークゴルフ場、富山県総合体育センター<br>富山県総合運動公園、富山県五福公園<br>富山県岩瀬スポーツ公園、県営富山武道館 |
| 大沢野地域 | 大沢野青少年体育センター、大沢野武道館、<br>大沢野総合運動公園（陸上競技場、野球場）<br>大沢野プール  |
| 大山地域  | 大山総合体育センター、大山社会体育館<br>大山B&G海洋センタープール<br>大山テニスコート  |
| 婦中地域  | 婦中体育館、婦中武道館<br>婦中スポーツプラザ（プール、テニスコート）  |
| 八尾地域  | 八尾スポーツアリーナ、八尾B&G海洋センタープール<br>八尾夢の森テニスコート  |
| 山田地域  | 山田総合体育センター、山田総合グラウンド  |
| 細入地域  | 楡原プール、猪谷プール<br>富山県漕艇場   |

## 富山市の主なスポーツ振興事業（平成18年度）

### 健康スポーツ事業

| 事業名                | 内容  |
|--------------------|---|
| ・スポーツ教室            | 富山市体育協会の各種教室<br>総合型スポーツクラブ※1の各種教室   |
| ・ウォーキングイベント        | 神通川健康ウォーク2006<br>全国一斉「あそびの日」丘の夢牧場ウォーク<br>立山あおぐ特等席ウォーク<br>佐々成政里山ウォーク<br>旧立山道ウォーク<br>市内一望風の城ウォーク<br>呉羽丘陵ウォーク<br>牛岳ウォーク<br>きりたにウォーク<br>冬を楽しむウォーク |
| ・遊悠元気塾             | 60歳以上の方々を対象に年間を通じたスポーツプログラムに参加し、健康づくり、体力づくり、生きがいづくりを目指す。  |
| ・スポーツ医・科学シンポジウムの開催 | 子どもの体力向上や競技力向上等について継続的な研修会を開催する。  |
| ・健康とスポーツ相談         | スポーツをしていて健康が気になる人へのスポーツ相談<br>スポーツで健康・体力づくりを目指す人のためのスポーツ相談   |



一人が輝き安心して暮らせるまち

### 競技スポーツ事業

| 事業名          | 内容   |
|--------------|--|
| ・ジュニア競技力向上事業 | ジュニア選手の育成強化を図り県民体育大会、北信越大会、国民体育大会、国際大会へ派遣する。                         |
| ・特別強化事業      | 競技を指定して練習、遠征、合宿を通して強化し全国上位入賞を目指す。（陸上、水球、相撲、フェンシング、ボート、バドミントン、スキー7競技） |
| ・市民体育大会      | 夏季39種目<br>冬季3種目  |

※1 総合型スポーツクラブ 従来の単一種目型、一定の年齢層を対象としたスポーツクラブと異なり、複数の種目において、各年齢層が参加できる自主運営の会員制スポーツクラブ。

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）   | 23年度目標数値     | 目標設定の考え方                            |
|--|---|--------------|-------------------------------------|
| <b>全国平均を上回る<br/>体力テストの項目割合</b><br><small>小学校5年生～中学校3年生を<br/>対象とした新体力テストで市内の<br/>児童生徒の平均値が全国平均値を<br/>上回る項目の割合</small> | <b>38.4%</b><br><small>(17年度)</small><br><b>全国平均を<br/>上回っている</b><br><b>項目数／全項目数</b><br><small>(33項目) (86項目)</small> | <b>50%</b>   | 子どもの体力向上事業を全市域に拡大し、<br>年2%程度の増を目指す。 |
| <b>市営スポーツ施設<br/>年間利用者数</b><br><small>市営スポーツ施設の年間利用延べ人数</small>   | <b>155万人</b><br><small>(18年度)</small>   | <b>156万人</b> | 総合型スポーツクラブの充実などによる利<br>用者増を目指す。     |

一人が輝き安心して暮らせるまち



## 施策の方向

### ①スポーツ・レクリエーション活動の推進

健康スポーツと競技スポーツを両輪とした生涯スポーツ社会の実現を目指し、体育協会や関係団体、学校、地域、家庭などが連携したスポーツ振興を図ります。

特に、子どもの基礎体力の向上を図るため、子どもの発育・発達に応じた体力づくり活動を積極的に推進します。

また、地域住民が中心となって運営する総合型スポーツクラブの育成を進め、子どもから高齢者までが年間を通してスポーツが楽しめるよう、活動メニューの充実に

努めます。

さらに、将来有望な人材の発掘・育成や指導者の養成により、競技スポーツの推進を図ります。

### ②スポーツ・レクリエーション拠点の整備・充実

既存のスポーツ・レクリエーション施設の改修に努めるとともに、市全体のバランスに配慮しながら、地域の特色を活かしたスポーツ・レクリエーション拠点施設の整備を図ります。

また、地域住民の身近なスポーツ活動拠点として、小・中学校体育施設の活用を促進します。



## 市民に期待する役割

- \*健康増進のため、日常生活の中で意識的に体を動かすとともに、体育施設の利用や健康スポーツ事業への参加など、スポーツ・レクリエーション活動を実践する。
- \*見る人・応援する人・支える人としてスポーツ・レクリエーション活動に親しむ。



## 総合計画事業概要

| 事業名        | 平成18年度末現況 | 事業の概要(19~23年度) |
|------------|-----------|----------------|
| 子どもの体力向上事業 | 1地区       | 全市域に拡大         |
| 体育館整備事業    |           | 新設1館<br>改築1館   |
| プール整備事業    |           | 1箇所            |
| 艇庫整備事業     |           | 艇庫整備           |

# 施策2 健康づくり活動の充実 1-3-2

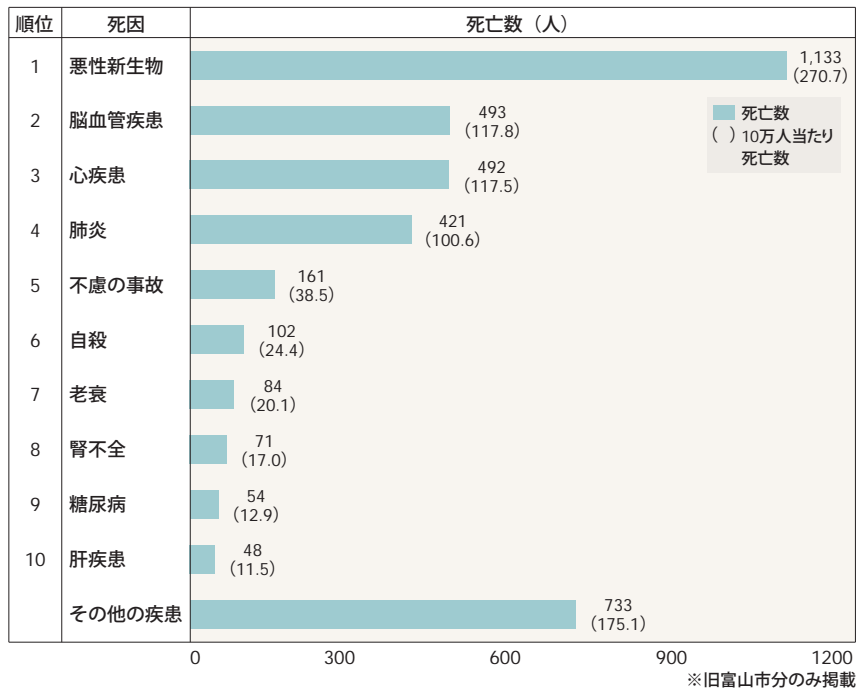


## 現状と課題

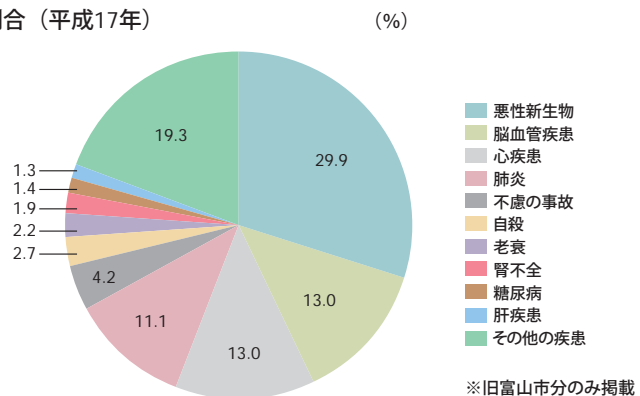
近年、生活習慣に起因した脳血管疾患、心疾患などの生活習慣病が増加しており、これに伴って市民の健康に対する関心も高まっています。

このため、それぞれの地域において、保健・医療・福祉のさまざまな相談に対応できる体制を整備し、健康の保持増進や疾病予防のための健康管理の指導に努め、一人ひとりが主体的に取り組む健康づくり活動を促進することが重要となっています。

死因順位（平成17年）



死因別割合（平成17年）



## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）   | 23年度目標数値   | 目標設定の考え方  |
|--|---|--|---|
| <b>健康であると感じる市民の割合</b><br>健康づくりに関する市民意識調査において、健康である・まあまあ健康であると回答した市民(満20歳～79歳)の割合 | 80.8%<br>(17年度)                                   | 85.3%  | 健康づくり活動を推進し、これまでの実績をもとに5%程度のアップを目指す。            |
| <b>壮年期者(50～59歳)の三大生活習慣病による死亡数</b><br>壮年期50歳～59歳の三大生活習慣病による死亡数(10万人当たり)           | 悪性新生物 215.0人<br>心疾患 34.5人<br>脳血管疾患 20.3人<br>(16年) | 悪性新生物 193.5人<br>心疾患 31.0人<br>脳血管疾患 18.3人<br>(28年度目標<br>悪性新生物 174.2人<br>心疾患 27.9人<br>脳血管疾患 16.5人) | 各種健康診査の充実を図り、国の健康フロンティア戦略における数値目標に準じ、10%の減を目指す。 |

一人が輝き安心して暮らせるまち

## 施策の方向

### ①からだの健康づくりの推進 (健康管理意識の向上)

市民一人ひとりが主体的に生活習慣の改善や健康の保持増進に取り組めるよう、さまざまな健康情報の提供や健康相談の充実を図るとともに、地域、家庭、企業が連携した健康づくり活動の推進に努めます。

特に、三大生活習慣病(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)の発生予防に重点的に取り組むため、喫煙対策やメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)<sup>※2</sup>対策の強化に努めます。

### 〈がん対策の充実〉

がん予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、各種がん検診の未受診者対策を強化し、が

ん検診の受診率の向上に努めます。

### 〈歯と口の健康づくりの推進〉

市民一人ひとりが各自の歯と口腔の健康状態を把握し、自らが進んで健康づくりに取り組めるよう歯科検診の受診を促すとともに口腔衛生<sup>※3</sup>の普及啓発に努めます。

また、乳幼児のむし歯などを予防するため、家庭での食生活をはじめとした生活習慣の指導や健康相談の充実に努めます。

### 〈健康診査の充実〉

生活習慣病の早期発見・早期治療に資するため、節目となる年齢を対象にした総合健康診査などの各種健康診査の受診率の向上に努めます。

※2メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群) 内臓脂肪型の肥満に高血圧や高血糖、高脂血症の生活習慣病の危険因子を2つ以上併せもった状態。複合することによって糖尿病・心筋梗塞・脳卒中などの発症リスクが高まる。

※3口腔衛生 虫歯や歯周病の予防のために、歯や口の中を清潔に保つ手入れをすること。

### ②心の健康づくりの推進

精神疾患を正しく理解し、心の問題を自分の問題として捉えることができるよう、関係機関・団体と連携した精神保健福祉の向上を図ります。

### ③難病対策の充実

富山県難病相談・支援センターなどの関係機関と連携し、難病患者個々のニーズに対応した保健・医療・福祉サービスが効果的に提供できるよう努めます。

また、患者やその家族の交流を図り、相互に話し合い支援し合えるようなグループの育成に努めます。

### ④感染症対策の充実

結核・エイズ<sup>\*4</sup>をはじめとした感染症の発生と蔓延を防止するため、感染症予防に関する知識の啓発を行うとともに、結核定期健康診断の受診率向上やHIV<sup>\*5</sup>の相談・検査体制の充実などに努めます。

※4エイズ 後天性免疫不全症候群。身体を病気から守る免疫系が破壊されて身体の抵抗力が低下し、様々な感染症や悪性腫瘍にかかってしまう病気でHIVに感染して起こる。

※5 HIV ヒト免疫不全ウイルス。人の免疫細胞に感染し免疫細胞を破壊して、後天的に免疫不全を発症させるウイルス。

## 市民に期待する役割

※健康づくりは自らが主役であることを認識し、健康情報の収集に努め、健康づくり活動を実践する。

※定期的に各種健康診断を受け、疾患の早期発見に努める。

## 総合計画事業概要

| 事業名        | 平成18年度末現況   | 事業の概要(19~23年度) |
|------------|---|----------------|
| 健康づくり推進事業  | 富山市健康プラン21の推進<br>地域健康づくり展の開催<br>まちぐるみ健康づくり交流会の開催<br>まちぐるみ禁煙支援事業 | 事業の継続実施        |
| がん検診事業     | 各種がん検診の実施<br>がん予防の啓発  | 事業の継続実施        |
| 口腔衛生予防対策事業 | 乳幼児むし歯予防事業<br>成人のむし歯・歯周病予防                                      | 事業の継続実施        |
| 節目総合健康診査事業 | 新40歳の総合健診<br>新50歳の総合健診  | 事業の継続実施        |

# 施策3 介護予防活動の充実 1-3-3



## 現状と課題

高齢化の進展に伴い、要介護者がさらに増加することが懸念されています。

このため、多くの高齢者が介護を必要とせず、健康に暮らしていただけるよう、介護予防活動を効果的に推進していくことが重要となっています。

本市では、パワーリハビリテーション※6による介護予防などの先進的な取り組みを行い、一定の効果をあげてきました。

今後は、介護予防事業を一層推進するため、高齢者が身近な日常生活圏域で介護予防サービスを受けることのできるよう体制整備が必要となっています。

第1号被保険者数

(人)

| 区 分 |                    | 平成15年度末 | 平成16年度末 | 平成17年度末 |
|-----|--------------------|---------|---------|---------|
| 総 数 |                    | 86,267  | 88,149  | 90,618  |
| 内 訳 | 前期高齢者<br>(65歳～74歳) | 46,559  | 46,744  | 47,453  |
|     | 後期高齢者<br>(75歳以上)   | 39,708  | 41,405  | 43,165  |

要介護認定者数等推移

(人)

| 区 分     |           | 平成15年度末 | 平成16年度末 | 平成17年度末 |
|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 第1号被保険者 |           | 13,038  | 14,246  | 15,063  |
|         | 前期高齢者     | 2,022   | 2,147   | 2,108   |
|         | 後期高齢者     | 11,016  | 12,099  | 12,955  |
|         | 要介護高齢者発生率 | 15.1 %  | 16.2 %  | 16.6 %  |
| 第2号被保険者 |           | 464     | 460     | 462     |
| 計       |           | 13,502  | 14,706  | 15,525  |

※6 パワーリハビリテーション 医師、保健師、理学療法士、運動指導員等の指導のもと、高齢者の身体の力（パワー）の向上を図り、介護予防、自立支援を図るもの。

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）    | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方  |
|--|--------------|----------|---|
| <b>介護予防事業の改善効果のあった人数</b><br>介護予防事業の実施により、要支援・要介護状態になることを防止、あるいは重度化を防止できる人数 | 0人<br>(18年度) | 721人     | 介護予防事業を実施しない場合の要介護予測人数12,488人から、同事業を実施した場合の要介護予測人数11,767人を差し引いた人数を目標として設定する。<br>(要介護予想人数は要介護度2～5) |

## 施策の方向

### ①介護予防活動の推進

高齢者一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な介護予防ケアマネジメント<sup>\*7</sup>に基づく運動器<sup>\*8</sup>機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の介護予防サービスを提供することにより、状態の改善・悪化防止に努め、自分らしい自立した生活を送ることができるよう支援します。

また、身近な地域で介護予防に取り組めるよう、介護予防運動指導者や介護予防栄養改善ボランティア等の育成に努めます。

さらに、高齢者が住み慣れた地

域で元気に生活できるよう、保健・医療・福祉の関係者及び老人クラブ等の高齢者が一体となって、市民総ぐるみで介護予防を推進します。

### ②介護予防サービス基盤の整備

高齢者が身近な場所で、心身の状態に応じた的確な介護予防サービスが受けられる介護予防拠点施設<sup>\*9</sup>の整備を促進します。

また、介護予防の一層の推進を図るため、介護予防事業の研究・試行・評価、啓発などを行う中核施設の整備に努めます。



一人が輝き安心して暮らせるまち

## 市民に期待する役割

**\*いつまでも元気に生活できるよう、介護予防活動に積極的に取り組む。**

**\*地域の高齢者を気遣い、思いやりが感じられる地域社会の実現を目指す。**

**\*7 介護予防ケアマネジメント** 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域包括支援センターが中心となって、①実態把握 ②課題分析（アセスメント） ③介護予防ケアプランの作成 ④介護予防サービスの提供 ⑤モニタリング（評価）等を実施すること。

**\*8 運動器** 身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称。

**\*9 介護予防拠点施設** 一貫性・連続性のある総合的な介護予防システムのもと、介護予防事業（新予防給付・地域支援事業）を行う拠点。

## 総合計画事業概要

| 事業名                         | 平成18年度末現況  | 事業の概要(19~23年度)            |
|-----------------------------|--|---------------------------|
| パワーリハビリテーション事業              | 5箇所×1クール   | 事業の拡充実施                   |
| 介護予防運動(楽楽いきいき運動)<br>指導者育成事業 | 介護予防運動(楽楽いきいき運動)<br>指導者養成研修会の開催<br>指導者30人を育成     | 事業の継続実施<br>小学校区単位に指導者を確保  |
| 介護予防運動(楽楽いきいき運動)<br>推進事業    | 単位老人クラブを単位として、<br>「楽楽いきいき運動」を普及啓発<br>5単位老人クラブで実施 | 事業の継続実施<br>小学校区単位に実践団体を確保 |
| 介護予防拠点整備事業                  | 9箇所  | 15箇所の増(累計24箇所)            |
| (仮称)角川介護予防センター整備事業          | 調査・検討  | 介護予防施設の整備に向けた<br>具体的な検討   |

# 施策1 高齢者・障害者への支援 1-4-1



## 現状と課題

本市では、急速な高齢化の進展や核家族化の進行などにより、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、在宅福祉・介護サービスの充実や、安全に暮らせる住環境の整備などが求められています。

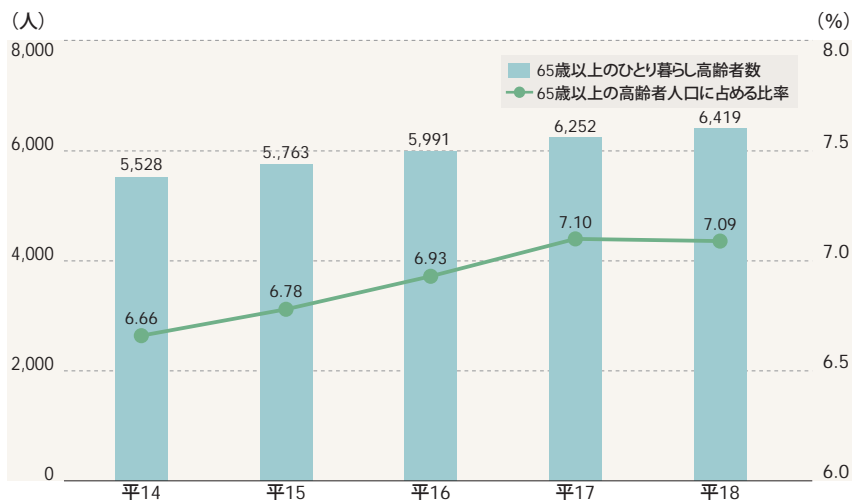
また、障害者手帳を所持している人は、平成17年度末で21,057人となっており、障害のある人それぞれの心身の状況に応じた支援サービスの提供が求められているとともに、重度障害者の多くが入所や入院している現状があることから、障害者が地域で暮らせるよう社会資源の整備や障害福祉サービスの充実が求められています。

今後は、高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活ができる生活環境の整備が重要となっています。

一人が輝き安心して暮らせるまち



ひとり暮らし高齢者人口の推移



## 目標とする指標

| 指標とその説明                           | 基準数値 (年度等)    | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                             |
|-----------------------------------|---------------|----------|--------------------------------------|
| 高齢者向け賃貸住宅供給戸数<br>高齢者向け優良賃貸住宅の供給戸数 | 78戸<br>(18年度) | 230戸     | これまでの状況を踏まえ高齢者が安心して暮らせる住宅供給戸数の増を目指す。 |



## 施策の方向

### ①高齢者・障害者にやさしい環境づくり

高齢者や障害のある人が安心して日常生活を送れるよう生活環境を整備するため、ハートビル法<sup>\*1</sup>の施設整備基準の適合率の向上を図るとともに、すべての人が使いやすいユニバーサルデザイン<sup>\*2</sup>の普及啓発に努めます。

また、高齢者や障害のある人が安全に暮らせるよう住宅改修への支援や、市営住宅・歩道などの公共施設のバリアフリー<sup>\*3</sup>化などを推進するとともに、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進するなど高齢者や障害のある人にやさしい住環境の整備に努めます。

### ②高齢者の自立を支える地域づくり

#### 〈地域の総合的なケア体制の整備〉

要援護高齢者やひとり暮らし高齢者等が、安心して在宅生活を送れるよう、地域包括支援センター<sup>\*4</sup>が中心となって地域住民同士が支えあうネットワークを構築するなど、市民と一体となった地域のケア体制の整備に努めます。

また、公共交通を利用して外出することが困難な高齢者に対する外出支援サービスを推進するとともに、食の自立支援や日常生活援助等をはじめとした、きめ細かな在宅福祉サービスを提供することにより、自立支援が必要な高齢者等の生活の質の確保・向上に努めます。

#### 〈認知症<sup>\*5</sup>ケア、権利擁護の充実〉

認知症高齢者が、安心して生活できる地域環境を整備するとともに、

認知症ケアの充実を図ります。

また、高齢者虐待への対応や成年後見制度<sup>\*6</sup>、権利擁護事業等の円滑な活用を図ることにより、高齢者等の尊厳と自立を支える体制の整備に努めます。

### ③障害者の自立支援の充実

重い障害があっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活介護や自立訓練などの「日中活動の場」や障害者支援施設、グループホーム・ケアホーム<sup>\*7</sup>などの「住まいの場」の整備など、専門的な介護や訓練が必要な障害のある人のためのサービス提供基盤の充実を図るとともに、居宅介護や重度訪問介護などの障害福祉サービスや移動支援などの地域生活支援事業の充実を図り、一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

一方、視覚障害者の図書サービスの向上を図るため、録音図書の充実に努めます。

### ④介護サービス基盤の整備

#### 〈地域密着型サービスの充実〉

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所<sup>\*8</sup>や認知症高齢者グループホームなどの整備を促進します。

#### 〈在宅介護サービスの充実〉

在宅で生活している要援護・要介護高齢者の多様なニーズに対応し、介護度に応じた適切な居宅サービスの充実に努めます。

<sup>\*1</sup>ハートビル法 正式な法律名は、高齢者や身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律。病院、デパート、ホテルなど不特定多数の人が利用する建築物について、階段、出入口、通路、エレベーターなどを高齢者や障害者が利用しやすいようにする努力規定を定めているもの。

<sup>\*2</sup>ユニバーサルデザイン 障害者・高齢者・健常者の区別なしに、全ての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

<sup>\*3</sup>バリアフリー 段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便な障害となっていること（バリア）を除去（フリー）し、障害者などが安心して暮らせる環境をつくること。

<sup>\*4</sup>地域包括支援センター 公正・中立な立場から、地域における①介護予防マネジメント、②総合相談③権利擁護④包括的・継続的マネジメント（地域ケア支援）を担う中核機関として、創設されたもの。市内に32カ所のセンターがある。

<sup>\*5</sup>認知症 脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障害がおこり、普通の社会生活がおくれなくなった状態。

<sup>\*6</sup>成年後見制度 精神上の障害によって判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理などを後見人が行う制度。市では、配偶者又は2親等以内の親族がいないなどで成年後見制度の利用ができない場合、市長が本人等に代わり申立てを行う。

<sup>\*7</sup>グループホーム・ケアホーム 障害のある人が援助や介護を受けながら生活を営む施設。

<sup>\*8</sup>小規模多機能型居宅介護事業所 「通い」を中心として、利用者の希望や状態に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、24時間365日体制でサービスを提供する介護保険事業所。

※10個室・ユニット化 一人ひとりの個性を尊重するため、居室の個室化を図るとともに、居室（個室）を10室程度のグループに分け、それぞれを一つのユニット（生活単位）とし、このユニットごとに食事や入浴、施設内の行事などの日常生活を送り、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共にしながら個別にケア（介護）する取り組み。

※11ノーマライゼーション 障害者や高齢者などを特別視することなく、社会の中で他の人々と同じように共に暮らし、すべての住民が同等の権利を享受できる社会こそがノーマル（普通）であるという福祉の基本的な考え方。

### 〈施設介護サービスの充実〉

在宅生活が困難な要介護者に対する介護サービスの充実を図るため、特別養護老人ホームにおいては、一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアを実現するた

め、既存施設の個室・ユニット化<sup>※10</sup>への改修などを促進します。

また、療養型病床の介護保険施設等への円滑な転換が図られるよう、支援に努めます。

## 市民に期待する役割

※すべての人が互いを思いやることで、ノーマライゼーション<sup>※11</sup>の考えが実現される社会を目指す。

※高齢者などさまざまな人たちの生活を相互に理解し、良好な生活環境を創出する。

## 総合計画事業概要

| 事業名               | 平成18年度末現況   | 事業の概要（19～23年度）   |
|-------------------|---|--|
| 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 | 完成戸数78戸   | 152戸増（累計230戸）  |
| 地域密着型サービス等拠点整備事業  | 小規模多機能型居宅介護事業所6箇所<br>認知症高齢者グループホーム384床<br>認知症対応型デイサービス事業所11箇所 | 小規模多機能型居宅介護事業所30箇所増（累計36箇所）<br>認知症高齢者グループホーム90床増（累計474床）<br>認知症対応型デイサービス事業所10箇所増（累計21箇所）<br>夜間対応型訪問介護1箇所新設 |
| 外出支援タクシー券交付事業     | 利用者数1,300人  | 事業の継続実施  |
| 特別養護老人ホーム建設助成事業   | 床数1,755床<br>個室・ユニット化率18.7%                                    | 140床の増<br>（累計床数1,895床）<br>個室・ユニット化率42.6%   |



# 施策2 社会参加と生きがいづくり 活動への支援 1-4-2

## 現状と課題

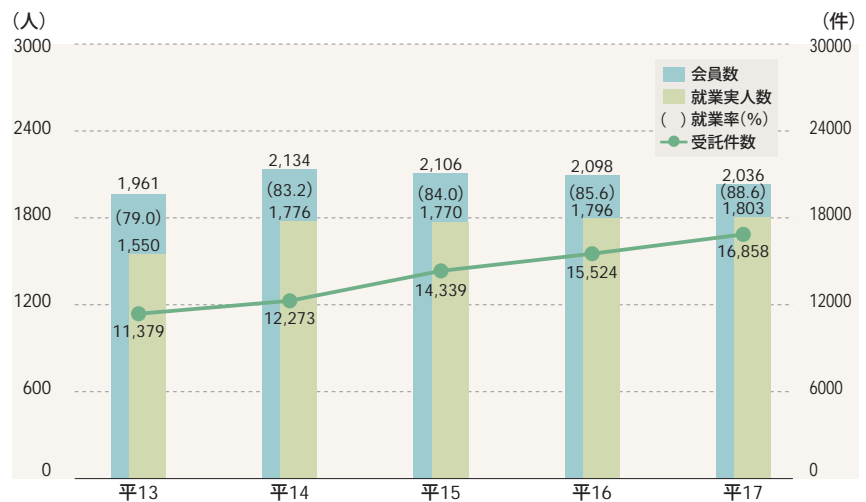
団塊の世代<sup>※12</sup>が定年退職を迎え、元気で意欲のある高齢者の増加が予想されるため、就労や社会参加、健康づくりなどのさまざまな活動の場や機会の拡大・充実に努め、活力ある社会を築いていく必要があります。

また、障害のある人がその意欲や能力に応じて就労や社会参加ができるよう、障害者の社会的自立を支援していく必要があります。

### 老人クラブの結成状況

| 年 度    | 単位クラブ数 | 会員数(人) |
|--------|--------|--------|
| 平成14年度 | 725    | 56,984 |
| 平成15年度 | 726    | 56,759 |
| 平成16年度 | 728    | 56,847 |
| 平成17年度 | 727    | 56,542 |
| 平成18年度 | 725    | 55,883 |

### シルバー人材センター年間事業実績



※12 団塊の世代 戦後のベビーブーム時代といわれる昭和22年から昭和24年に生まれた世代。

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値 (年度等)      | 23年度目標数値               | 目標設定の考え方   |
|--|-----------------|------------------------|--|
| <b>健康な高齢者の割合</b><br>65歳以上の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人の割合 | 82.7%<br>(17年度) | 80%以上<br>(28年度目標80%以上) | 高齢化の進展に伴い、要介護認定者率も増加すると見込まれるが、その増加率を最小限に抑え、健康な高齢者の割合の維持を目指す。 |

## 施策の方向

### ①高齢者の社会参加と生きがいくりの推進

高齢者が豊富な経験と知識を活かし、地域社会の一員として多様な活動ができるよう、シルバー人材センターの充実を図るとともに、さまざまな就労や活動の場の確保に努めます。

また、生涯学習活動や世代間の交流事業を推進するとともに、老人クラブなどの関係団体が主体となった生きがいくり活動を支援します。

さらに、高齢者交流広場などを整備し、高齢者が自主的に交流活動や軽スポーツを実践できるような環境づくりに努めるとともに、老朽化が著しい老人福祉センターの改築について検討します。

### ②障害者の自立と社会参加の推進

障害のある人がそれぞれの意欲や能力に応じて就労できるよう、就労移行支援や就労継続支援などの福祉的就労の場の確保や、雇用機会の拡大に努めます。

また、障害福祉サービスや日常生活などに関する相談や創作的活動などへの支援を行う地域生活支援事業の充実を図るなど、在宅の障害者やその家族の地域における生活や社会参加への支援に努めます。

さらに、障害のある人とない人とがふれあい、お互いの理解を深める交流事業を継続して実施するとともに、文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大を図ります。



一人が輝き安心して暮らせるまち

## 市民に期待する役割

- \*シルバー人材センターを積極的に活用する。
- \*高齢者や障害者が住みよい地域づくりを心がける。

## 総合計画事業概要

| 事業名          | 平成18年度末現況 | 事業の概要(19~23年度)      |
|--------------|-----------|---------------------|
| 高齢者交流広場等整備事業 |           | パークゴルフ場、足湯施設、芝生広場など |

# 施策1 保健・医療・福祉の 連携、充実

I-5-1

## 現状と課題

生涯を通して安心して暮らしていくため、身近なところで質の高い保健サービスや医療サービスを受けられることが求められています。

保健福祉センターでは、7センターを配し、地域の保健福祉サービス提供の拠点として活動していますが、老朽化している施設もあり、今後、再編も含め、改築等について検討していく必要があります。

市民病院では、従来から開放型病床<sup>\*1</sup>の開設や地域医療連携室の設置を行うなど、地域医療機関との連携のもとで地域完結型の医療を提供し、地域医療の中核病院としての役割を果たしてきました。

今後は、地域連携をさらに推進するとともに、市民から信頼される病院となるよう、医療の質の向上を図り、安心で安全な医療の提供に努める必要があります。

また、初期救急医療の拠点である救急医療センターは、市民の医療ニーズに対応するため、改築について検討していく必要があります。

市内の病院で取り扱った患者数及び富山市民病院の現況

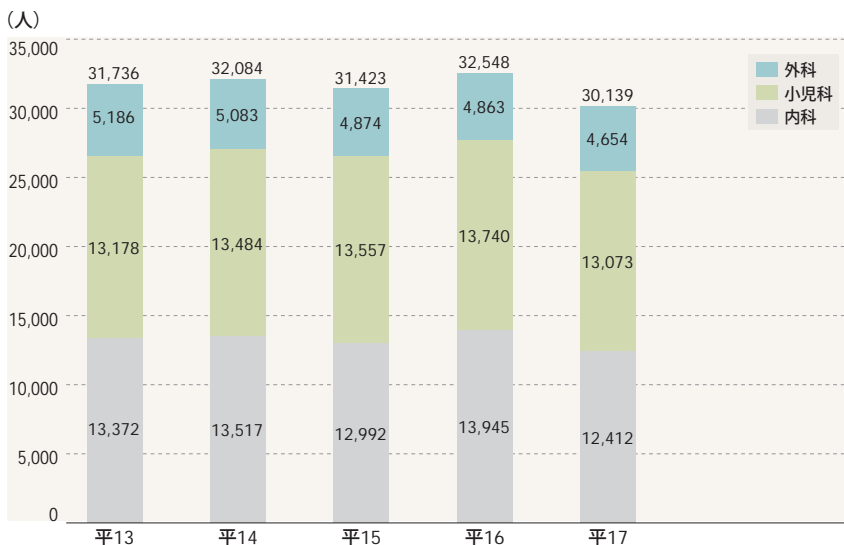
(人)

| 年 度    | 患 者 数          |           |                |         |
|--------|----------------|-----------|----------------|---------|
|        | 市内の病院で取り扱った患者数 |           | 左記の内富山市民病院の患者数 |         |
|        | 入院患者           | 外来患者      | 入院患者           | 外来患者    |
| 平成13年度 | 2,476,858      | 2,600,467 | 225,734        | 386,799 |
| 平成14年度 | 2,442,496      | 2,537,401 | 224,627        | 357,378 |
| 平成15年度 | 2,435,772      | 2,471,025 | 220,019        | 343,043 |
| 平成16年度 | 2,409,883      | 2,348,349 | 219,210        | 326,401 |
| 平成17年度 | 2,831,726      | 2,491,551 | 205,127        | 293,224 |

※平成16年度以前の「市内の病院の患者数」については旧富山市分のみ。

※1 開放型病床 病院の病床の一部を地域のかかりつけ医に開放した病床。開放型病床に入院した患者をかかりつけ医が訪問し、病院の医師と共同して治療を行う。患者は退院後、引き続きかかりつけ医のもとで治療を受ける。かかりつけ医と病院の医師が情報を共有することにより、患者は入院中から退院後まで一貫した治療を診療所と病院で受けることができる。

救急医療センターの利用状況



## 施策の方向

### ①保健・医療・福祉の一体的なサービスの実現

保健・医療・福祉の一体的なサービスの実現を図るため、情報の提供や相談体制の充実に努めます。

また、保健と福祉の拠点施設である保健福祉センターについては、その機能や利便性など地域ニーズを踏まえながら再編、改築について検討します。

### ②市民病院の充実

医療の高度化に対応するため、認定看護師<sup>※2</sup>の養成など、看護師

の資質の向上に努めます。

また、施設面については、既存施設の改修を進めながら、終末期医療を充実するための緩和ケア<sup>※3</sup>病棟の整備や、外来診療施設の充実に努めるなど多様な医療サービスを提供できる施設の整備に努めます。

### ③救急医療体制の充実

初期救急医療の拠点である救急医療センターについては、広域的な医療ニーズを踏まえながら改築等について検討します。

## 市民に期待する役割

**\*かかりつけ医や保健福祉センターの活用などによって、自主的、継続的な健康管理に努める。**

※2 認定看護師 日本看護協会が、救急看護など特定の17の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践ができると認定した看護師。

※3 緩和ケア 生命を脅かす疾患による問題に直面している患者に対して、痛み、その他の症状のコントロール、心理面、社会面、精神面の全人的ケアを行う医療（その家族へのケアも含む）。

## 総合計画事業概要

| 事業名               | 平成18年度末現況           | 事業の概要(19~23年度)   |
|-------------------|---------------------|------------------|
| 市民病院病棟改修事業        | 病棟改修(平成17年度からの継続事業) | 病棟改修<br>緩和ケア病棟設置 |
| 救急医療センター整備基本構想の策定 |                     | 基本構想の策定          |

# 施策2 コミュニティの再生 1-5-2



## 現状と課題

本市では、これまで主に小学校区を単位としてコミュニティが形成されてきましたが、都市化の進展や生活様式の多様化などにより、従来の地域社会における連帯意識や地域への愛着心が希薄化しつつあります。

自らのまちを魅力ある地域にしようとする活動や福祉をはじめとするさまざまな分野での市民の活動が重要な役割を担っていくことが期待されています。

そのためには、コミュニティ意識の高揚に努めるとともに、市民のまちづくりに対する積極的な参画意識を育むことが必要となっています。

### 市立公民館利用状況

(人)

| 区 分    | 主催事業    | その他の事業  | 計       | 1日平均  |
|--------|---------|---------|---------|-------|
| 平成16年度 | 198,498 | 658,351 | 856,849 | 2,502 |
| 平成17年度 | 183,765 | 657,014 | 840,779 | 2,462 |

※主催事業とは、公民館及び市・県が主催する事業をいう。  
その他の事業とは、クラブ・サークル・各種団体が自主的に行う事業をいう。

## 施策の方向

### ①地域活動の推進

それぞれの地域における防犯、防災、福祉、教育などの活動を担う団体の支援に努めるとともに、コミュニティの役割の大切さを啓発し、連帯意識の醸成を図ります。

また、地域力の強化を図るため、地域を支える人材の育成や新たな人材の発掘を促進するとともに、各種団体の連携強化を支援します。

### ②ボランティア活動の推進

ボランティア情報を積極的に提

供するとともに、各種ボランティア団体などの活動例を広く市民に周知し、誰もが気軽にボランティアに取り組める環境の整備に努めます。

### ③地域の活動拠点の整備

それぞれの地域における学習やコミュニティ活動、交流活動の拠点となる市立公民館の整備を進めるとともに、より身近な地域活動の拠点となる自治公民館の建設支援に努めます。





## 市民に期待する役割

\*防犯、防災、福祉、教育などのさまざまな地域活動やボランティア活動に積極的に参加する。

## 総合計画事業概要

| 事業名                        | 平成18年度末現況 | 事業の概要(19~23年度) |
|----------------------------|-----------|----------------|
| 市立公民館の整備・充実<br>(再掲 I -1-4) |           | 10館建設          |

# 施策3 家庭・地域における教育力の向上 1-5-3

一人が輝き安心して暮らせるまち



## 現状と課題

家庭教育は、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など生きる力の基礎的な資質や能力を形成するものであり、すべての教育の出発点です。

しかし、近年の少子化、核家族化、地域における地縁的つながりの希薄化により家庭を取り巻く社会状況が変化しており、家庭の教育力の低下が懸念されています。

家庭教育は、本来、保護者の主体性と責任において行われるものですが、子どもは将来の担い手であるという観点から個々の家庭の意思を尊重しながら、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）   | 23年度目標数値                        | 目標設定の考え方   |
|--|---|---------------------------------|--|
| <b>朝食をとる子どもの割合</b><br><small>朝食をとる児童・生徒の割合</small> | <b>小学生99%</b><br><b>中学生95%</b><br><small>(18年度)</small> | <b>小学生100%</b><br><b>中学生98%</b> | 家庭での健全な食習慣の確立を図り、富山県の目標数値を参考に小学生100%、中学生98%を目指す。 |



## 施策の方向

### ①家庭における教育力の向上

各種講座や家庭教育相談などを通して、子育てやしつけなど家庭教育に関する情報提供に努めるとともに、親子の共同体験の機会の提供など、親子のふれあいの場づくりに努めます。

また、情操教育として効果が期待されている子どもの読書活動を推進するため、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりの大切さを啓発します。

### ②家庭・学校・地域との連携

子どもたちが健全に育ち安心して活動できるよう、家庭・学校・地域が一体となった教育環境づくりに努め、郷土について学ぶなど、地域の特色を大切にした学習活動を推進します。

また、家庭での健全な食習慣の確立を図るため、家庭・学校・地域の連携のもと食育<sup>\*4</sup>を推進します。

※4食育 食べ物の安全に関する知識を身につけ、「食事の自己管理能力」を養うための教育。広義には、食卓での一家団らんを通じて社会性を育むなど、わが国の食文化を理解することも含む。

## 市民に期待する役割

- \*地域の子どもを見守り、子どもにとって安全な環境づくりに努める。
- \*学校や地域と連携しながら、しつけや情操教育、食育などの家庭教育を行う。

## II すべてのにやさしい安全なまち

### 政策1

### 安全に暮らせる社会の実現

# 施策1 災害に強いまちづくり II-1-1



### 現状と課題

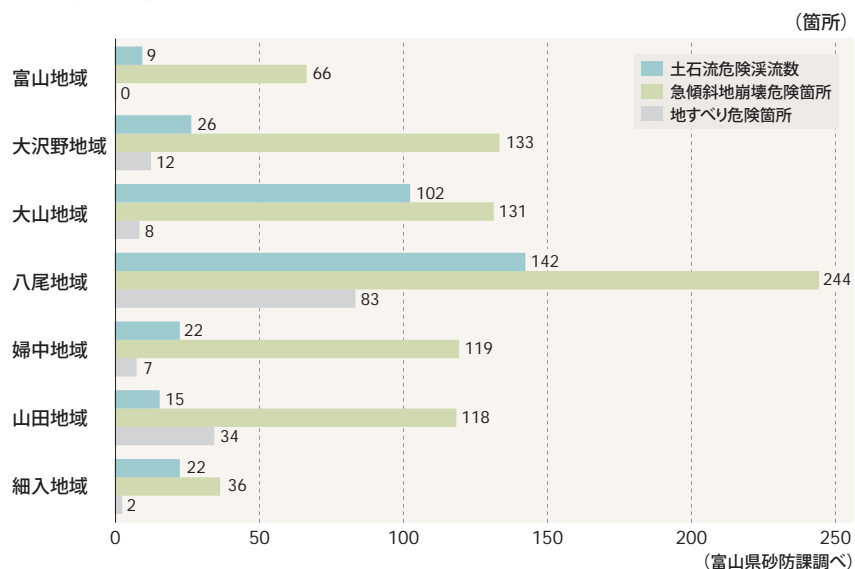
都市化が進展した地区や河川等の沿川低地部などでの集中豪雨に伴う浸水被害や急峻な地形や急流河川を有している山間地での土砂災害などの防止対策、災害に備えた体制づくりなどの取り組みが必要となっています。

さらに、災害発生時に迅速かつ的確に情報伝達・避難誘導・復旧活動が行える体制を整備するとともに、橋梁や水道施設などの公共施設の耐震化をはじめとした災害に強いまちづくりを進める必要があります。

一方では、これらの防災対策に加え、テロなどのさまざまな危機事象への対応を含めた総合的な危機管理体制の整備が必要となっています。



土砂災害危険箇所数（平成18年1月31日現在）



### 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）        | 23年度目標数値           | 目標設定の考え方   |
|--|------------------|--------------------|--|
| <b>配水池の水道水貯留能力</b><br>災害時における配水池からの水道水供給時間             | 10.7時間<br>(18年度) | 14.2時間             | 富山市上下水道事業中長期ビジョンに基づき、配水池の整備により災害時の水道水供給時間の増を目指す。 |
| <b>自主防災組織<sup>※1</sup>の組織率</b><br>全世帯に占める自主防災組織加入世帯の割合 | 25.2%<br>(17年度)  | 50%<br>(28年度目標70%) | 実績等に基づき、より一層防災意識の啓発に努め、概ね5割の組織率を目指す。             |

## 施策の方向

### ①浸水対策の強化

富山市浸水対策基本計画に基づき、河川や水路の整備、浚渫に努めるとともに公共下水道（雨水）の整備を推進します。

また、雨水の河川・水路への流出抑制施設として調整池などを整備するとともに、迅速な内水排除と浸水被害の軽減を図るため、排水ポンプ車を増強するなど、総合的な浸水・排水対策を進めます。

さらに、一・二級河川などの基幹河川の整備を関係機関に働きかけます。

### ②土砂災害の防止

土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所における土砂災害対策を進めます。特に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された地域における土砂災害ハザードマップ<sup>※2</sup>を作成し、警戒避難体制の整備を推進するとともに、土砂災害防止工事の整備促進を関係機関に働きかけます。

### ③災害への対応機能の強化

重要な橋梁の耐震診断及び橋梁

や水道施設をはじめとした公共施設などの耐震化を進めるとともに、建築物の安全確保のための指導の充実など減災対策に努めます。

また、災害情報を迅速に提供し、的確な避難行動につながるよう防災行政無線や避難標識の整備に努めるとともに、すばやい対応ができる初動体制を確立します。

さらに、応急給水用資機材の配置や飲料水・食糧等の備蓄、避難生活のための防災用資機材を配備し、災害への備えに万全を期します。

### ④防災意識の啓発

自主防災組織の結成や地域の支援体制づくりを推進し、実践的かつ総合的な防災訓練の実施や防災広報などにより、市民の防災意識の高揚を図ります。

### ⑤危機管理体制の整備

自然災害に限らず、感染症の発生やテロなどに的確に対応するため、マニュアル整備や実践的な教育訓練を行うなど、危機管理体制の整備を推進します。



※1 自主防災組織 地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、平常時には防災訓練や防災活動用資器材の整備、災害時には初期消火活動や救出活動を行う。

※2 ハザードマップ 発生が予想される災害現象の、進路や範囲、時間などを地図に表したもの。災害予測地図。



## 市民に期待する役割

- \* 自主防災組織に参加し、防災訓練や講習会等の活動に協力する。
- \* 災害の発生に備え、災害時の対応の確認や家具の転倒防止策等を行う。
- \* 自宅や職場の屋内外の危険箇所や周辺の避難場所を確認する。
- \* 防災物資や生活物資を備蓄する。
- \* 災害時等において、救援・救助活動や復旧支援活動に協力する。

## 総合計画事業概要

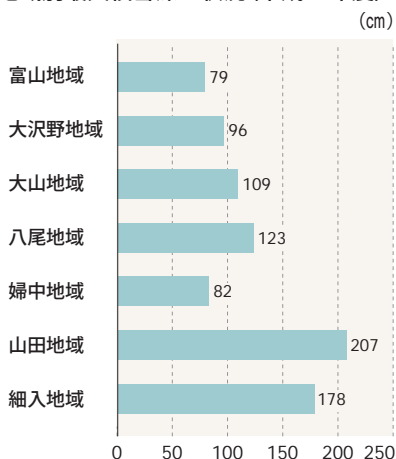
| 事業名                  | 平成18年度末現況   | 事業の概要(19~23年度)   |
|----------------------|---|--|
| 河川水路整備事業             | 河川 4,777m<br>排水路 16,800m<br>雨水流出抑制施設(調整池等) 3箇所<br>浚渫 132m | 河川 3,343m<br>排水路 10,000m<br>雨水流出抑制施設(調整池等) 13箇所<br>水田貯留 240ha<br>浚渫 1,000m                 |
| 公共下水道(雨水)整備による浸水対策事業 | 公共下水道(雨水)整備延長 42,994m<br>(貯留池など2箇所)                       | 公共下水道(雨水)整備延長 3,906m<br>(累計46,900m)<br>(貯留池1箇所)  |
| 排水ポンプ車導入事業           | 2台(排水能力10m <sup>3</sup> /分)                               | 3台の増(排水能力20m <sup>3</sup> /分)(累計5台)  |
| 急傾斜地崩落防止対策事業         | 防止対策済家屋数 225戸<br>法面施工延長 2,187m                            | 対象家屋数 26戸<br>法面施工延長 480m   |
| 土砂災害ハザードマップ作成事業      | 作成済危険箇所 308箇所   | 作成対象危険箇所<br>1,023箇所(累計1,331箇所)   |
| 橋梁保全事業               | 緊急通行確保路線の重要橋梁25橋中<br>耐震工事終了15橋                            | 緊急通行確保路線の重要橋梁25橋中<br>耐震工事施工5橋(累計20橋)   |
| 防災行政無線の整備            | 旧市町村ごとにアナログ方式の設備を整備済                                      | 神通川・常願寺川に同報系無線を増設<br>移動系無線をデジタル方式へ移行   |
| 防災拠点機能充実強化事業         | 新避難標識(JIS規格)の整備済数<br>0箇所<br>主食用乾パン等の備蓄日数<br>0.87日         | 新避難標識(JIS規格)の整備済数110箇所<br>(指定避難所221箇所の約50%)<br>主食用乾パン等の備蓄日数 1.00日<br>(想定り災者数の市備蓄割合40%の3食分) |

|                        |  |  |
|------------------------|--|--|
| 自主防災組織支援事業             | 自主防災組織の活動費及び資機材等の購入に対する補助<br>(平成17年度末の自主防災組織加入世帯数38,500世帯)             | 組織の拡充<br><br>(平成23年度末の自主防災組織加入世帯数78,000世帯)                                       |
| 流杉浄水場改築事業<br>(再掲Ⅱ-2-3) | 浄水場改築工事<br>(土木、建築、機械、電気、管工事)進捗率32.2%                                   | 浄水場改築工事 一式<br>(浄水能力:100,000m <sup>3</sup> /日)<br>既存浄水場改修工事 一式                    |
| 配水施設の整備<br>(再掲Ⅱ-2-3)   | 配水池の総容量 100,960m <sup>3</sup><br>配水幹線の整備済延長13.7km<br>(新設4.1km、更新9.6km) | 配水池の築造<br>施設更新事業(配水池の改築、設備の更新)<br>配水幹線の整備(新設6.2km、更新1.9km)<br>老朽水道管の整備(更新約31km)  |
| 地下水源の整備<br>(再掲Ⅱ-2-3)   | 既存地下水源(井戸)数 30井  | 新規地下水源(井戸)の開発<br>八尾地域 1井   |
| 簡易水道の整備<br>(再掲Ⅱ-2-3)   | 簡易水道 23事業<br>飲料水供給施設 11事業<br>小規模水道 8事業                                 | 簡易水道統合整備事業(上水道との統合・再編)<br>統合簡易水道事業(簡易水道の統廃合)<br>生活基盤近代化事業(配水池の改築、設備の更新、老朽水道管の更新) |

# 施策2 雪に強いまちづくり II-1-2

## 現状と課題

地域別最大積雪深の状況(平成17年度)



冬期間における快適な市民生活と円滑な経済活動を支えるため、道路除雪などにより安全な道路交通を確保することが重要となっています。

特に、山間部の特別豪雪地帯<sup>※3</sup>では、大量の降・積雪に備えた除排雪体制を整える必要があります。

また、雪処理が困難となっている高齢者世帯などに対する支援や、身近な生活道路・歩道の除雪については、行政と連携し、地域が自主的に除排雪活動に取り組むことが必要となっています。

除雪対象路線数等(平成17年度)

| 除雪路線数   | 車道      | 歩道    | 公園園路等 | 合計      |
|---------|---------|-------|-------|---------|
| 7,177路線 | 1,910.3 | 170.6 | 58.0  | 2,138.9 |

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値(年度等)       | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方  |
|--|-----------------|----------|---|
| <b>市道の消雪化率</b><br>市道延長に対する、消雪装置設置延長(市管理及び町内管理) | 15.9%<br>(18年度) | 18.7%    | 高齢社会における市民の除排雪時の負担を軽減するため、消雪計画に基づき、消雪装置の延長を目指す。 |



## 施策の方向

### ①除排雪体制の強化

市街地から特別豪雪地帯まで、それぞれの地域における降・積雪の状況に対応できる除雪体制を整備するとともに、県との連携除雪の強化や地区内の除雪堆雪場所の確保により、除雪作業の効率的な展開を図ります。

また、市民が主体となって行う「地域主導型除雪」の体制を促進し、市民と行政が協働して除排雪活動を展開することにより、冬期間の道路の確保に努めます。

さらに、路面凍結時の事故を防止するため、路面凍結対策を強化

します。

### ②道路の消雪施設の整備

交通量の多いバス路線などに消雪装置を整備し、積雪期の交通渋滞の解消を図ります。

また、地域が主体となって行う消雪装置の整備を支援します。

### ③地域ぐるみの除排雪活動への支援

希望する地区への除排雪機械の貸与や除排雪機械購入費の支援などにより、地域ぐるみで取り組む除排雪活動を促進します。

また、屋根雪下ろしなどが困難となっている高齢者世帯などを支

※3 特別豪雪地帯 豪雪地帯対策特別措置法の規定により指定される、積雪の度が特に高く、積雪により長期間自動車の交通が途絶するなどにより住民生活に著しい支障を生ずる地域。



援する体制を整備し、当該世帯の 雪害防止に努めます。

## 市民に期待する役割

＊地域ぐるみで、雪処理が困難な高齢者や障害者などを支援する。

＊地域の歩道や生活道路の除雪に自主的に取り組む。

## 総合計画事業概要

| 事業名    | 平成18年度末現況                             | 事業の概要(19～23年度)                        |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 消雪対策事業 | 消雪装置設置距離延長<br>(市管理及び町内会管理)<br>472.5km | 消雪装置設置距離延長<br>82.5kmの増<br>(累計555.0km) |



# 施策3 消防・救急体制の整備 Ⅱ-1-3



## 現状と課題

多様な災害や事故に迅速かつ的確に対応するため、消防車両などの消防施設の整備や装備の充実に加え、常備消防拠点の新たな整備や老朽化した拠点の改築などにより常備消防力の強化が必要となっています。

また、地域に密着した消防活動を行う消防団においては、団員の確保や施設の整備、装備の充実により非常備消防力の向上が必要となっています。

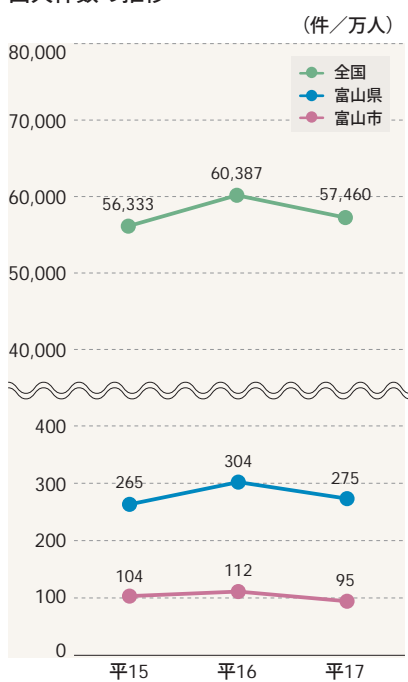
一方、今後、高齢者世帯の増加に伴い、火災発生時における人的被害の拡大が懸念されることから、火災予防の啓発を進める必要があります。

救急業務については、救命効果を高めるため、救急救命士<sup>\*4</sup>の養成とともに、多くの市民が適切に応急手当を行えるよう応急手当の普及啓発活動が必要となっています。

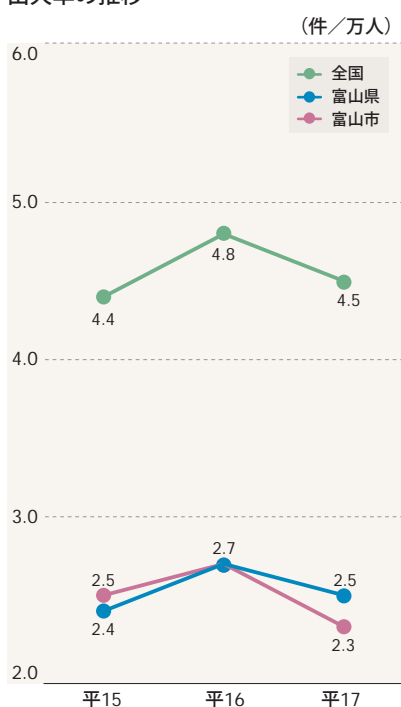
※4 救急救命士 傷病者を搬送する際、医師の指示の下に高度な応急処置を行うことができる国家資格。

Ⅱ すべてにやさしい安全なまち

出火件数の推移

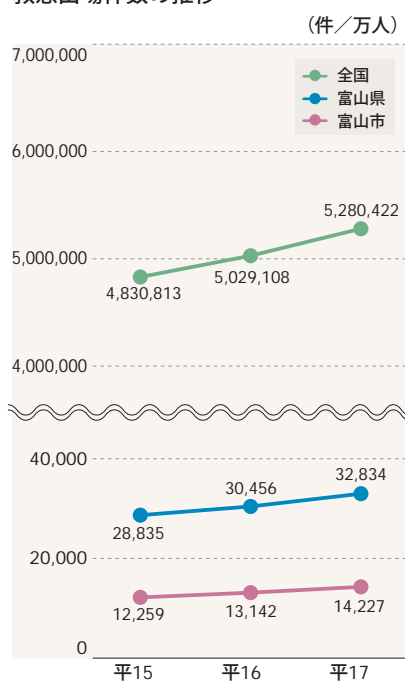


出火率の推移



\*人口1万人当たりの年間出火件数  
(年間出火件数÷人口×1万人)

救急出場件数の推移



## 目標とする指標

| 指標とその説明   | 基準数値（年度等）            | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方   |
|---|----------------------|----------|--|
| <b>年間出火率</b><br>人口1万人当たりの年間出火件数                 | 2.4件/万人<br>(過去5年間平均) | 2.3件/万人  | 火災予防広報活動等の強化を図り、出火率の減少を目指す。                                      |
| <b>救急隊の現場到着時間</b><br>救急車が出動して救急現場に到着するまでの平均所要時間 | 5分30秒<br>(17年度)      | 5分30秒    | 救急件数の増加により、現場到着時間が延びつつあることから、新たに消防拠点を整備するなどにより、現状の現場到着時間の維持を目指す。 |

## 施策の方向

### ①多様な災害や事故への対応能力の強化

災害や事故の発生時に消防車両の出動などをより効率よく管理するため、次期消防総合指令情報システムの整備や消防・救急無線のデジタル化を進めるとともに、多様な災害に対応できるよう消防施設の整備と装備の充実を図ります。

また、震災時の大規模火災対策として耐震性貯水槽の整備を進めます。

さらに、救急要請の際の救命効果を高めるため、救急救命士を増員します。

### ②地域における消防拠点の整備と機能強化

全市域において迅速に消防・救急活動が展開できるよう、常備消

防拠点の整備を進めます。

また、消防団員を確保し、消防分団の施設や装備を充実させることにより地域の消防力の強化を図っていきます。

### ③応急手当の普及啓発

応急手当普及員<sup>※5</sup>バンク登録者の中から指導員資格者を養成し、これらを中心とした新たな組織を構築し、応急手当の普及・啓発を推進します。

### ④市民の防火意識の高揚

火災予防の広報活動や防火講習会などを積極的に展開し、防火意識の高揚を図ります。

また、住宅用火災警報器の設置を促進するため、消防団や自主防災組織などとの連携により啓発活動を推進します。

## 市民に期待する役割

- \* 応急手当講習会や防火講習会に参加し、救急や消防技術を習得する。
- \* 消防団活動の重要性を認識し、活動に協力する。
- \* 住宅用火災警報器を設置する。



※5 応急手当普及員 応急手当の基礎実技、除細動器の使用法、応急手当の指導要領などを学び、住民に対し、救命手当の指導が出来る人。

## 総合計画事業概要

| 事業名                | 平成18年度末現況 | 事業の概要(19~23年度)               |
|--------------------|-----------|------------------------------|
| 次期消防総合指令情報システム整備事業 |           | 通信指令室棟の建設<br>システムの整備         |
| 消防・救急無線デジタル化事業     |           | 無線設備の整備                      |
| 消防車両の増強            | はしご車4台    | 屈折はしご車(15m級)1台を30m級はしご車に増強整備 |
| 救急救命士の養成           | 救急救命士70人  | 救急救命士 7人の増(累計77人)            |
| 消防署等常備消防拠点整備事業     |           | 新規建設2棟<br>移転建設1棟<br>大規模改修1棟  |
| 消防分団器具置場改築事業       |           | 15箇所                         |

# 施策4 交通安全対策の充実 II-1-4



## 現状と課題

本市では、毎年3,500件前後の交通事故が発生しており、そのうち子どもが関係する事故が150件余り、高齢者が関係する事故が750件前後発生しています。

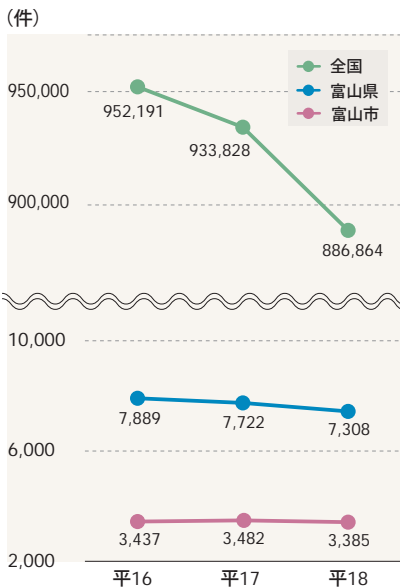
このため、子どもや高齢者の事故防止に向けた啓発活動や歩行者優先の道路環境の整備が必要となっています。

一方、自転車が関係する交通事故も多く発生しており、また、主要な駅周辺などでは自転車の無秩序な駐車などが見受けられるため、自転車利用者へのマナーの啓発と自転車利用環境の向上が必要となっています。

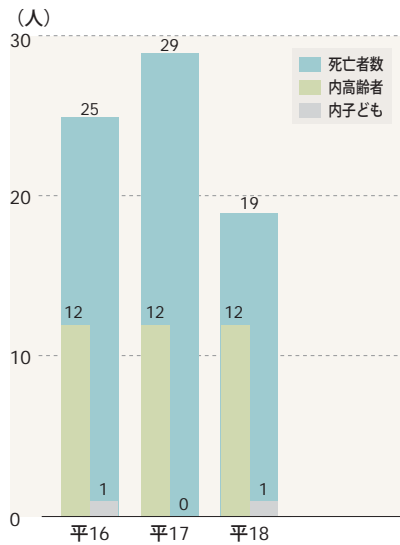
さらに、家庭、学校、企業、地域、行政が一体となって交通安全活動を展開し、市民一人ひとりが交通安全を意識し、実践することが重要となっています。

II すべてにやさしい安全なまち

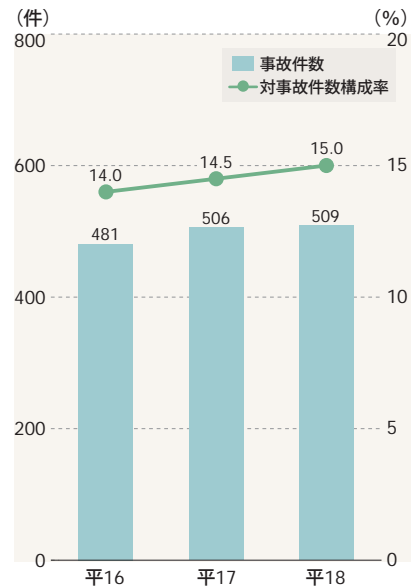
交通事故発生件数の推移



市内での交通事故死者の推移



自転車事故件数の推移



## 目標とする指標

| 指標とその説明                | 基準数値 (年度等)      | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                                      |
|------------------------|-----------------|----------|---|
| 市内の交通事故件数<br>年間の交通事故件数 | 3,385件<br>(18年) | 2,900件   | 交通安全意識の啓発に努め、県の目標である毎年1.5%の減を上回る毎年2%余りの減を目指す。 |

## 施策の方向

### ①交通安全施設の整備

各地区の交通安全環境を日常的に点検し、道路反射鏡や安全柵などの交通安全施設の整備に努めます。

### ②子どもや高齢者の交通事故防止

子どもや高齢者の交通事故を防止するため、日頃の行動パターンや年齢、それぞれの地域における交通安全環境などの特性を勘案したきめ細かい交通安全指導・啓発を推進します。

### ③安全で快適な歩行空間の確保

高齢者や障害のある人などが安心して通行できる快適な歩行者空間を確保するため、新たな歩道の整備を進めるとともに、既存の歩道と車道との段差解消や歩道のリフレッシュ工事、危険箇所における歩行者保護のための安全柵など

の設置及び無電柱化を推進します。

### ④自転車利用者の快適性と安全の確保

自転車駐車場の確保や既設歩道を利用した自転車走行空間の確保に努めるとともに、自転車の安全な乗り方などのマナーについての意識啓発を推進します。

また、鉄道駅周辺や中心市街地などで歩行者の通行の妨げとなり、都市景観を阻害する要因となっている自転車放置の防止に努めます。

### ⑤地域に根ざした交通安全活動の促進

交通安全協会や交通安全母の会、交通指導員連絡協議会などの地域に根ざした交通安全活動を支援し、交通安全意識の向上を図り、交通事故の縮減に努めます。



## 市民に期待する役割

- \*交通ルールを守り、自動車、自転車などの安全運転を  
実践する。
- \*地域での交通安全活動に参加する。
- \*夜間外出時は、明るい服装や反射材の活用を心がける。
- \*事業者は、効果的な交通安全対策に努める。

## 総合計画事業概要

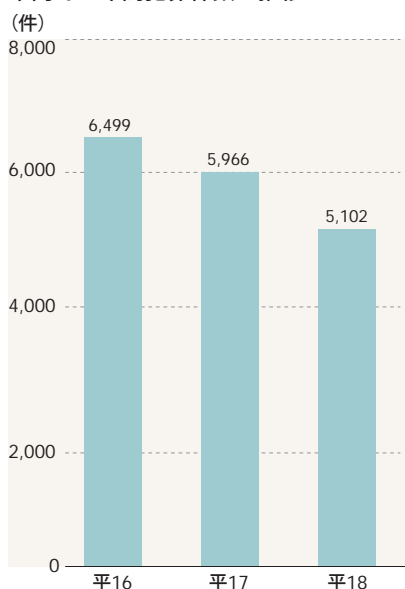
| 事業名                        | 平成18年度末現況   | 事業の概要(19~23年度)  |
|----------------------------|---|---|
| 交通安全施設設置事業<br>(反射鏡、防護柵)    | 反射鏡65基(18年度予定)<br>防護柵1.1km(18年度予定)                      | 反射鏡577基の増<br>防護柵4.4kmの増                                 |
| 子ども及び高齢者交通安全対策事業           | 高齢者運転免許自主返納支援<br>交通安全教室<br>交通安全アドバイザー<br>交通安全コンクール      | 事業の継続実施   |
| 歩道整備事業                     | 整備延長 1.0km(18年度予定)                                      | 整備 7.0km  |
| 歩道のバリアフリー※6事業及び歩道のリフレッシュ事業 | 歩道のバリアフリー(段差解消)箇所数<br>76箇所/年<br>歩道のリフレッシュ整備<br>延長 4.4km | 歩道のバリアフリー(段差解消)箇所数<br>78箇所/年<br>歩道のリフレッシュ整備<br>延長 5.1km |
| 無電柱化事業<br>(再掲Ⅲ-1-3)        | 整備済延長 0.1km(18年度予定)                                     | 整備延長 1.8km  |

※6バリアフリー 段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便な障害となっていること(バリア)を除去(フリー)し、障害者などが安心して暮らせる環境をつくること。

# 施策5 防犯・防災体制の充実 Ⅱ-1-5

## 現状と課題

市内での年間犯罪件数の推移



刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、街頭犯罪など市民の身近での犯罪や子どもが被害者となる事件が目立っているため、治安が悪化していると感じている人が多くなっています。

このため、防犯意識の啓発と地域の防犯環境の向上のため自主防犯組織<sup>※7</sup>の育成支援が必要となっています。

さらに、夜間の安全な歩行空間を確保するため、防犯灯の整備を進める必要があります。

また、災害発生時には、住民の避難誘導や負傷者の救出・救護、初期消火など、地域ぐるみで行う初期活動が重要な役割を果たします。

このため、日頃からの備えや災害等に対する心構えを整えるなど、市民の防災意識の高揚を図る必要があります。

## 目標とする指標

| 指標とその説明   | 基準数値 (年度等)      | 23年度目標数値           | 目標設定の考え方   |
|---|-----------------|--------------------|--|
| 市内の犯罪認知件数<br>年間の犯罪認知件数                              | 5,102件<br>(18年) | 4,400件             | 防犯意識の啓発などにより、治安の悪化が認識され始めた平成10年の犯罪認知件数(4,917件)の10%減を目指す。 |
| 自主防災組織の組織率<br>(再掲Ⅱ-1-1)<br>全世帯に占める自主防災組織<br>加入世帯の割合 | 25.2%<br>(17年度) | 50%<br>(28年度目標70%) | 実績等に基づき、より一層防災意識の啓発に努め、概ね5割の組織率を目指す。                     |

## 施策の方向

### ①地域の防犯活動への支援

自主防犯組織の育成のため、防犯活動に必要な知識の習得や、自主防犯組織同士の連携と情報交換のための研修会を実施します。

また、地区センターに安全担当職員を配置し、地域内の巡回や各種団体との連携を図りながら、安

全で安心な地域づくりを推進します。

さらに、緊急時にこどもの避難所となる「こども110番の家」の設置を促進します。

### ②夜間の防犯環境の向上

夜間の住宅地における防犯環境の向上を図るため、防犯灯の設置

※7 自主防犯組織 地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、防犯教室に参加・研修しながら、地域でパトロール等を行う。



を推進するとともに、夜間の公園の安全性・健全性を確保するため照明灯の設置に努めます。

### ③防犯意識の啓発

防犯に関する研修会を開催するほか、市広報やホームページで自主防犯組織や防犯に向けた先進的な取り組み事例を紹介することなどにより、防犯意識の啓発に努めます。

また、犯罪が起こりにくい清潔で健全な生活環境を確保するため、落書き消し隊の活動の拡充やごみのポイ捨て防止対策、違法看板などの撤去によるまちの環境美化に努めます。

また、災害などの発生時には、地域が自主的にすばやく避難行動や災害時要援護者への支援などが行えるよう、自主防犯組織の結成や地域の支援体制づくりを推進するとともに、訓練や講習会などを通じて自主防犯組織の育成・支援に努めます。

### ④地域の防災活動への支援

実践的かつ総合的な防災訓練の実施や防災広報などにより、市民の防災意識の高揚に努めます。

また、災害などの発生時には、地域が自主的にすばやく避難行動や災害時要援護者への支援などが行えるよう、自主防犯組織の結成や地域の支援体制づくりを推進するとともに、訓練や講習会などを通じて自主防犯組織の育成・支援に努めます。



## 市民に期待する役割

- \*地域の自主防犯組織の活動に協力する。
- \*地域の子供の安全確保に努める。
- \*地域の環境美化活動に協力する。
- \*空き家や空き地の所有者は、犯罪防止のため、施錠や雑草を除去するなど適正に管理する。
- \*自主防犯組織に参加し、防災訓練や講習会等の活動に協力する。

## 総合計画事業概要

| 事業名                     | 平成18年度末現況  | 事業の概要(19~23年度)                         |
|-------------------------|--|--|
| 防犯灯設置事業                 | 防犯灯の設置総数<br>45,725灯  | 3,020灯の増<br>(防犯灯の設置総数48,745灯)          |
| 自主防災組織支援事業<br>(再掲Ⅱ-1-1) | 自主防災組織の活動費及び資機材等の購入に対する補助<br>(平成17年度末の自主防災組織加入世帯数38,500世帯) | 組織の拡充<br>(平成23年度末の自主防災組織加入世帯数78,000世帯) |

# 施策1 安全で快適なまちづくり II-2-1



## 現状と課題

大気や水質等の生活環境の状況については、近年、全般的に良好な水準を維持していますが、一部の測定項目が環境基準に不適合となっているため、今後も引き続き監視を行う必要があります。

また、事業所における有害物質などによる環境汚染を防止するため、指導の強化が必要となっています。

さらに、食中毒や感染症の発生予防のための監視指導や検査体制を強化し、健康に暮らすことができる生活環境を維持する必要があります。

一方、身近な公園については、公園施設の安全確認や、夜間の防犯対策などが必要となっており、空き地については、雑草の除去などの管理面での苦情への対応が必要となっています。

地下水については、採取量が増加傾向にあることから、適正な利用の啓発やその涵養に努める必要があります。

環境基準の達成度一覧（平成17年度）

（箇所、％）

| 区分                    | 測定数 | 環境基準 |       |
|-----------------------|-----|------|-------|
|                       |     | 達成数  | 達成率   |
| 大気汚染                  | 35  | 29   | 82.9  |
| 水質汚濁                  | 8   | 8    | 100.0 |
| 地下水                   | 23  | 23   | 100.0 |
| 騒音                    | 31  | 25   | 80.6  |
| ダイオキシン類 <sup>※1</sup> | 27  | 25   | 92.6  |
| 計                     | 124 | 110  | 88.7  |

事業所立入検査違反率（平成17年度）

（箇所、％）

| 区分      | 測定数 | 違反数 | 違反率  |
|---------|-----|-----|------|
| 大気汚染    | 25  | 0   | 0.0  |
| 水質汚濁    | 235 | 8   | 3.4  |
| 騒音      | 43  | 7   | 16.3 |
| 振動      | 16  | 0   | 0.0  |
| 悪臭      | 19  | 0   | 0.0  |
| ダイオキシン類 | 8   | 0   | 0.0  |
| 計       | 346 | 15  | 4.3  |

※1 ダイオキシン類 非常に強い毒性をもつ有機塩素化合物。

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）     | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                                    |
|--|---------------|----------|---|
| <b>環境基準の達成率</b><br>調査した測定数のうち、環境基準を達成した割合<br>（大気汚染等の区分ごとの環境基準達成数／全調査数×100） | 89%<br>（17年度） | 93%      | これまでの状況を踏まえ、事業所等の公害防止対策に努め、環境基準の達成率の向上を目指す。 |

## 施策の方向

### ①大気などの監視活動の強化

大気汚染や水質汚濁、ダイオキシン類、騒音などの環境基準の適合状況を把握するため、監視活動の強化に努めます。

また、揮発性有機化合物※<sup>2</sup>やアスベスト※<sup>3</sup>などの新たな物質による大気汚染の防止に努めます。

さらに、化学物質排出把握管理促進法に基づき、有害化学物質の排出や移動状況を把握し、その状況について市民への周知に努めます。

### ②事業所等への指導の強化

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などに基づく事業所への立ち入り調査や指導を強化し、事業者の環境保全に関する意識の向上と排出基準違反や事故、土壌汚染の防止に向けた指導の強化に努めます。

### ③食品衛生・環境衛生対策の強化

食中毒による健康被害を予防するため、食品営業施設や公衆浴場などの生活衛生施設の監視・指導を充実するとともに、検査体制を

強化し、多様な検査に対応できる施設と分析機器などの整備を進めます。

### ④身近な公園の安全確保

遊具をはじめとした公園施設の状況を把握するため、公園愛護会※<sup>4</sup>の活動を促進するとともに、照明灯や手洗用水栓を整備し、防犯面と衛生面での安全確保に努めます。

### ⑤空き地の適正な維持管理の指導

雑草の繁茂など、管理が不十分な空き地の所有者や管理者に対して、雑草の除去などの適正管理についての指導に努めます。

### ⑥地下水の適正利用

地下水の水位の観測や水質検査により地下水の実態の把握に努めます。

また、地下水の涵養を図るとともに、地下水利用者に富山地域地下水利用対策協議会への加入を促進し、地下水の適切で合理的な利用を推進するなど、市民への節水意識の啓発に努めます。



※<sup>2</sup>揮発性有機化合物 常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称。トルエン、ベンゼン、フロン類、ジクロロメタンなど洗剤や溶剤、燃料として、産業界で幅広く使用されているが、大気や水質などへ放出されると、公害や健康被害を引き起こす。

※<sup>3</sup>アスベスト 繊維状鉱物の総称。熱・電気の不良導体で、防火・保温、電気の絶縁などに用いる。吸い込むと肺がん等の原因となるため、使用規制されている。石綿。

※<sup>4</sup>公園愛護会 地元町内会などを主体とし、地域住民の愛園精神により、公園や緑地を住民が健全に使用できるよう組織された会。公園・緑地の除草・清掃作業、遊具や公園内の施設などの点検、適正な利用の呼びかけなどを行う。



## 市民に期待する役割

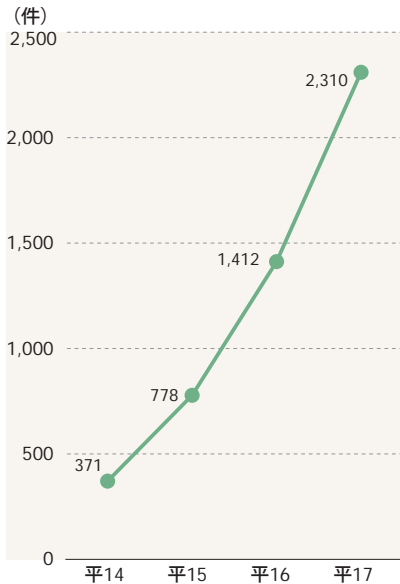
- \* 身近な公園の施設などを点検し不備があった場合は市に連絡する。
- \* 空き地の所有者は、生活環境の保全のため、雑草を除去するなど適正に管理する。
- \* 水資源の保全のため、節水を心がける。

## 総合計画事業概要

| 事業名           | 平成18年度末現況                | 事業の概要(19~23年度) |
|---------------|--------------------------|----------------|
| 保健所試験検査機能強化事業 | 保健所検査棟建設用地取得<br>検査棟の実施設計 | 検査棟の建設         |

# 施策2 安全・安心な消費生活の推進 Ⅱ-2-2

消費生活相談件数の推移



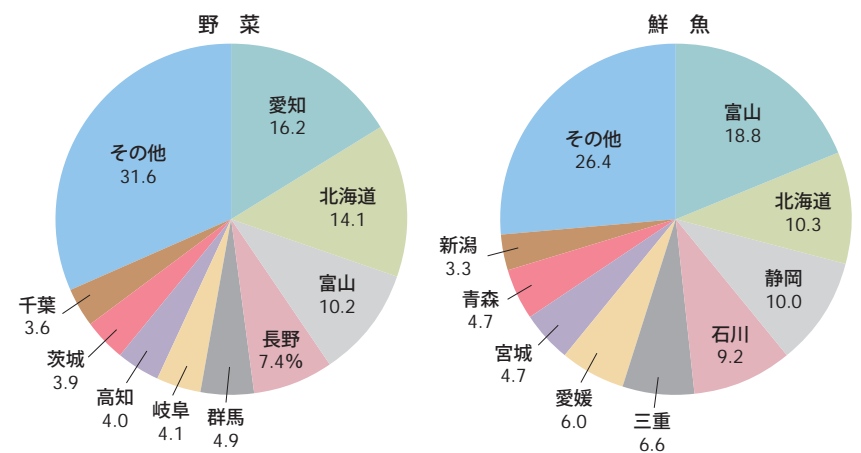
## 現状と課題

消費生活に関する相談件数は近年増加しており、悪質商法の手口も巧妙化しています。

このことから、悪質商法の新たな手口などの情報をいち早く把握し、被害防止に向けた情報提供を迅速に行うとともに、トラブルの解決などのための消費生活相談機能を強化することが必要となっています。

また、食品の安全性に対する不安が高まっているため、食に関する正しい知識を身につける食育<sup>※5</sup>の推進や、地場産の良質で新鮮な農林水産物などの消費拡大を図るため地産地消<sup>※6</sup>の推進が求められています。

中央卸売市場の取扱状況（平成17年の産地別取扱数量割合）



※5 食育 食べ物の安全に関する知識を身につけ、「食事の自己管理能力」を養うための教育。広義には、食卓での一家団らんを通じて社会性を育むなど、わが国の食文化を理解することも含む。

※6 地産地消 地域で生産されたものを、地域で消費すること。食の安全性、低い食料自給率、農林水産業の縮小化傾向の問題などから、「地場産品」を見直し、地域の活性化を図ろうという運動。

## 目標とする指標

| 指標とその説明                               | 基準数値（年度等）          | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                       |
|---------------------------------------|--------------------|----------|--------------------------------|
| 消費生活相談解決率<br>相談総数のうち、助言等により解決した割合     | 98.7%<br>(17年度)    | 現状維持     | 相談内容が複雑化する中、現状の相談解決率の維持を目指す。   |
| 地場産青果物取扱金額<br>中央卸売市場で取り扱う地場産の青果物の年間金額 | 1,472百万円<br>(17年度) | 1,484百万円 | 取扱高が減少傾向にある中、施設整備などにより、増加を目指す。 |

## 施策の方向

### ①消費生活の情報提供の充実

消費生活講座の開催などによる悪質商法の被害防止と、新たな手口の消費者トラブルの情報などの迅速な提供に努め、消費者の自立を支援します。

また、多様化・複雑化する消費者トラブルに対応するため、消費生活専門相談員による相談体制の充実に努めます。

### ②食育や地産地消の推進

さまざまな機会を捉えて食育の

重要性を啓発するとともに、朝市を行っているグループへの支援や農林水産物をはじめとした地元の良質な食材を学校給食へ活用することなどにより、地産地消を推進します。

### ③食料の安定供給

食料の安定供給に資するため、卸売市場の施設整備を進めるとともに、市場の活性化策について検討します。



## 市民に期待する役割

- \*消費生活講座に参加するとともに、地域での消費者トラブルの情報の提供に努める。
- \*地場産の食材の消費拡大に努める。
- \*生産者は、安全な地場産品の供給に努める。

## 総合計画事業概要

| 事業名        | 平成18年度末現況         | 事業の概要(19~23年度)            |
|------------|-------------------|---------------------------|
| 卸売市場施設整備事業 | 水産物部卸売場及び通路照明改良工事 | 低温売場の整備<br>市場内監視システムの強化など |

# 施策3 快適な生活環境づくり Ⅱ-2-3



## 現状と課題

本市の水道水のおいしさは高い評価を受けており、今後も良質で安定した水道水を確保するため、老朽施設の更新や新たな水需要への対応などが必要となっています。

下水道については、平成17年度末の汚水処理人口普及率は91.7%となっており、引き続き未整備地区における整備を推進するとともに、老朽施設の改築・更新により衛生的な生活環境を確保する必要があります。

地域の生活環境の状況では、排水路の改修についての要望やカラスに関する苦情が寄せられており、また、富山駅前や総曲輪・中央通りなどで落書きが目立ってきているため対応が必要となっています。

一方では、動物飼育者の責任感の欠如による市民の生活環境の悪化が懸念されており、飼育者の責任意識の啓発が求められています。

斎場・墓地については、引き続き良好な環境整備に努める必要があります。

汚水処理人口普及率（平成17年度末）

（人、%）

| 地域区分 | 人口      | 下水道処理区域の人口 | 下水道         |          | 農業林業集落排水処理人口 | 地域し尿人口 | 合併処理浄化槽人口 | 合計      | 汚水処理人口普及率 |
|------|---------|------------|-------------|----------|--------------|--------|-----------|---------|-----------|
|      |         |            | うち、下水道の利用人口 | 下水道の利用割合 |              |        |           |         |           |
| 富山   | 321,021 | 284,249    | 258,867     | 91.1     | 11,430       | 3,266  | 6,419     | 305,364 | 95.1      |
| 大沢野  | 22,912  | 17,090     | 15,212      | 89.0     | 1,411        | —      | 3,224     | 21,725  | 94.8      |
| 大山   | 11,539  | 7,924      | 7,147       | 90.2     | 3,286        | —      | 79        | 11,289  | 97.8      |
| 八尾   | 22,275  | 11,749     | 6,380       | 54.3     | 2,502        | —      | 2,509     | 16,760  | 75.2      |
| 婦中   | 36,653  | 15,954     | 11,418      | 71.6     | 1,712        | —      | 7,171     | 24,837  | 67.8      |
| 山田   | 1,869   | 1,249      | 1,215       | 97.3     | 544          | —      | 76        | 1,869   | 100.0     |
| 細入   | 1,743   | 1,258      | 582         | 46.3     | 282          | —      | 83        | 1,623   | 93.1      |
| 合計   | 418,012 | 339,473    | 300,821     | 88.6     | 21,167       | 3,266  | 19,561    | 383,467 | 91.7      |

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）       | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方   |
|--|-----------------|----------|--|
| <b>下水道を利用している人口の割合</b><br>下水道で汚水を処理している区域において、実際に下水道を利用している人口の割合 | 88.6%<br>(17年末) | 92.0%    | 富山市上下水道事業中長期ビジョンに基づき整備及び促進を図り、年平均0.5～0.6%の増を目指す。 |

## 施策の方向

### ①上水道の整備

#### 〈浄水場の整備〉

富山地域の95%の水道水を供給している流杉浄水場を地震などの災害に強い浄水場に改築し、より質の高い水道水の安定供給を図ります。

#### 〈配水施設の整備〉

老朽水道管の更新とあわせて配水管路網の整備を行い、地震等の災害時においても安定給水が確保できる信頼性の高い送配水システムを構築します。

#### 〈地下水源の整備〉

将来の水需要に対応した新規地下水源の開発や既存地下水源の整備を行い、安定供給の確保と災害時の応急給水拠点として整備します。

#### 〈簡易水道の整備〉

簡易水道施設の近代化と統廃合・再編を推進して、中山間地へ質の高い水道水を安定的に供給し、生活基盤の安定と活性化を図ります。

### ②汚水処理施設の整備

下水道、農村下水道、合併浄化槽などのさまざまな整備手法により、効率的・効果的に汚水処理を実施します。

特に、整備が遅れている神通川左岸地域の下水道事業の促進に努めます。

また、老朽化している汚水処理施設の改築・更新を計画的に進め、施設の機能の向上を図ります。

### ③地域の環境美化

市民あげて清潔で健全な地域の生活環境の確保に努めるため、ふるさと美化大作戦の継続実施に努めるとともに、落書き消し隊の活動の拡充やごみのポイ捨て防止対策、違法立看板などの撤去によるまちの環境美化を推進します。

また、地域の生活環境を改善するための排水路の整備や改修を推進するとともに、農業用排水施設の通年通水による居住環境の保全に努めます。

カラス対策については、駆除も含めた効果的な対策を推進します。

### ④動物愛護の推進

動物の愛護及び管理に関する法律の周知により、動物飼育者の責任意識の高揚と動物愛護思想の啓発に努めます。

### ⑤墓地・斎場の環境整備

既存墓地の適正管理に努めるとともに、新たな墓地需要に対し適切に対応します。

また、老朽化している斎場の改修を進め、良好な環境整備に努めるとともに、斎場のあり方について検討します。







## 市民に期待する役割

- \* 下水道が整備された場合は、早期に下水道へ接続する。
- \* 地域の美化推進巡視員の活動に協力し、美化推進デー（年4回実施）や美化大作戦など、地域における美化活動に参加する。
- \* ペット飼育者は、飼育者としての責任を認識し、飼育マナーを遵守する。

## 総合計画事業概要

| 事業名               | 平成18年度末現況  | 事業の概要(19~23年度)   |
|-------------------|--|--|
| 流杉浄水場改築事業         | 浄水場改築工事<br>(土木、建築、機械、電気、管工事)<br>進捗率 32.2%                              | 浄水場改築工事 一式<br>(浄水能力:100,000m <sup>3</sup> /日)<br>既存浄水場改修工事 一式                    |
| 配水施設の整備           | 配水池の総容量 100,960m <sup>3</sup><br>配水幹線の整備済延長13.7km<br>(新設4.1km、更新9.6km) | 配水池の築造<br>施設更新事業(配水池の改築、設備の更新)<br>配水幹線の整備(新設6.2km、更新1.9km)<br>老朽水道管の整備(更新約31km)  |
| 地下水源の整備           | 既存地下水源(井戸)数<br>30井   | 新規地下水源(井戸)の開発<br>八尾地域 1井   |
| 簡易水道の整備           | 簡易水道 23事業<br>飲料水供給施設 11事業<br>小規模水道 8事業                                 | 簡易水道統合整備事業(上水道との統合・再編)<br>統合簡易水道事業(簡易水道の統廃合)<br>生活基盤近代化事業(配水池の改築、設備の更新、老朽水道管の更新) |
| 公共下水道(汚水)整備と普及の促進 | 整備区域面積 8,478ha   | 437ha(累計8,915ha)   |
| 農業集落排水事業          | 対象57地区のうち52地区が完了<br>2地区の事業に着手  | 4地区整備  |
| 農業環境対策事業          | 整備延長 69.3km  | 整備延長 74.3km(延長5.0kmの整備)  |

# 施策1 循環型まちづくりの基盤整備 Ⅱ-3-1



## 現状と課題

平成17年度の一般廃棄物の総ごみ処理量は、約144,100トンで、前年度と比較して約1,400トン（1.0%）減少しています。その内訳は家庭系ごみが約96,500トン、事業系ごみが約47,500トンとなっています。

空きびんや空き缶、古紙などの資源物回収量は約28,700トンで前年度と比較して約500トン（1.8%）増加しています。

発生したごみについては、リサイクルのための分別排出の徹底などを推進していますが、今後は、ごみの発生自体を抑制する取り組みが必要です。

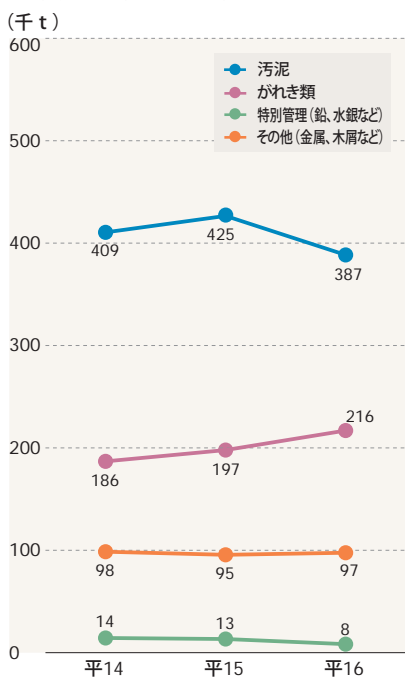
また、平成16年度の産業廃棄物発生量は約708,000トンで、一般廃棄物の約4.9倍となっています。その処理状況は、中間処理により376,000トンが減量され、289,000トンがリサイクルされた結果、減量化・循環利用率は93.8%となっており、残りの43,000トンが埋め立て処分されています。

今後とも廃棄物の排出抑制、減量化、循環的利用及び適正処理の推進により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会<sup>\*1</sup>を形成する必要があります。

※1 循環型社会 大量生産・大量消費・大量廃棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。平成12年に、生産者に廃棄物の最終責任を求める循環型社会形成推進基本法が制定された。

Ⅱ すべてにやさしい安全なまち

産業廃棄物発生量の推移



\* 富山地域における発生量

ごみ処理量の推移（一般廃棄物）

(人、t、%)

| 年度 | 人口<br>(年度末住<br>民基本台<br>帳人口) | 家庭系        |            |           | 前年度<br>比率 | 事業系       |       | 総ごみ処理量    |      |           |
|----|-----------------------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|------|-----------|
|    |                             | 可燃物<br>処理量 | 不燃物<br>処理量 | 合計<br>処理量 |           | 前年度<br>比率 | 処理量   | 前年度<br>比率 | 処理量  | 前年度<br>比率 |
|    |                             |            |            |           |           |           |       |           |      |           |
| 17 | 417,247                     | 89,892     | 6,626      | 96,518    | 98.1      | 47,539    | 101.0 | 144,057   | 99.0 |           |

資源物回収量の推移

(t)

| 年度 | 空きびん  | 空き缶   | ペット<br>ボトル | プラス<br>チック<br>製容器<br>包装 | 紙製<br>容器<br>包装 | 古紙    | 集団<br>回収 | 合計     |              |
|----|-------|-------|------------|-------------------------|----------------|-------|----------|--------|--------------|
|    |       |       |            |                         |                |       |          | 回収量    | 前年度<br>比率(%) |
| 16 | 2,995 | 1,294 | 693        | 2,835                   | 881            | 7,092 | 12,379   | 28,169 | —            |
| 17 | 2,840 | 1,259 | 714        | 3,131                   | 845            | 7,951 | 11,983   | 28,723 | 102.0        |

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）        | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                                      |
|--|------------------|----------|---|
| <b>市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量</b><br><small>ごみ総排出量から求めた<br/>市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量</small> | 1,131g<br>(17年度) | 1,075g   | 市民意識の啓発に努め、約5%の減量を目指す。                        |
| <b>一般廃棄物のリサイクル率</b><br><small>ごみ排出量に占める資源物（空き缶、空き瓶、古紙など）の割合</small>            | 19.1%<br>(17年度)  | 25.0%    | 生ごみ、古布等の資源化も含め、毎年1%強の向上を目指す。                  |
| <b>産業廃棄物減量化・循環利用率</b><br><small>産業廃棄物発生量に占める、中間処理等により減量化された量</small>           | 93.8%<br>(16年度)  | 96.0%    | 廃棄物の循環的利用、適正処理を推進し、富山県の「とやま廃棄物プラン」で定める数値を目指す。 |

## 施策の方向

### ①ごみの減量とリサイクルの推進

ごみの発生を抑制する生活様式への転換に向けた意識啓発に努めます。

また、ごみの排出段階における分別の徹底を図るとともに、排出されたごみを可能な限りリサイクルするシステムづくりに努め、「脱埋立て」を目指します。

さらに、効率的な廃棄物収集体制を確立するため、中継収集基地の整備を検討するとともに、最終処分場の跡地の活用について検討します。

### ②再生資源の利用促進

再生品の利用や不用品の再活用

についての啓発を推進します。

### ③廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者には、廃棄物の適正な分別、保管、運搬、処分等の徹底を指導します。

また、廃棄物の不法投棄防止の広報活動や監視活動を強化します。

### ④エコタウンの充実

立地事業所が活用する廃棄物の確保、リサイクル製品の販売促進を支援するとともに、新たな事業の可能性について検討します。

また、エコタウンと周辺地域が調和した良好な環境づくりに努めます。



## 市民に期待する役割

- \* 分別排出を徹底するとともに、排出ごみの抑制に取り組む。
- \* 古紙などの資源の集団回収に協力する。
- \* 廃棄物は適正に処理するとともに、不法投棄や不適正処理を発見した場合は市に通報する。

## 総合計画事業概要

| 事業名         | 平成18年度末現況            | 事業の概要(19~23年度) |
|-------------|----------------------|----------------|
| ごみの分別回収の推進  | 古布、生ごみのリサイクルモデル事業の実施 | 事業の継続実施        |
| エコタウン推進事業※2 | 7事業操業                | 新たな事業化に向けての調査  |

※2 エコタウン推進事業 あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること（ゼロエミッション）を目指し、資源循環型社会の構築を図る事業。

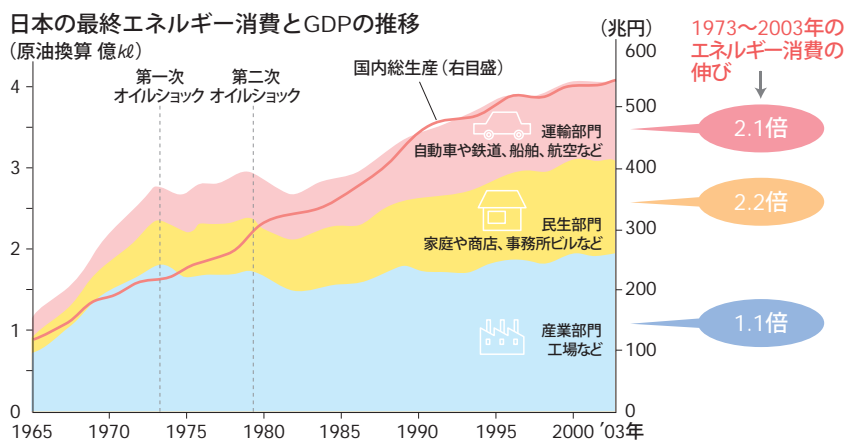
# 施策2 エネルギーの有効活用 II-3-2

## 現状と課題

人々の暮らしや社会に必要なエネルギーの大部分は、石油をはじめとする有限な化石燃料に依存していることから、その消費を抑制することが必要となっています。

一方、エネルギー消費に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガス<sup>※3</sup>の影響により、地球温暖化<sup>※4</sup>という地球規模の問題が発生しています。そのため、平成17年に温室効果ガスの排出削減を義務付けた「京都議定書<sup>※5</sup>」が発効し、日本は、平成24年までに温室効果ガスを6%削減することを世界に約束しています。

このような状況の中、太陽光や風力など身近にあって、使ってもなくならないクリーンな新エネルギーの導入や、「もったいない」の心がけによりエネルギーの消費を抑える省エネルギーへの取り組みが重要になっており、本市においても、その普及・導入が求められています。



注) 原油換算とは、石炭や天然ガスなどの異なるエネルギー源を原油の量に置き換えた場合の量のことです。(資源エネルギー庁資料)

※3 温室効果ガス 太陽熱を封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。

※4 地球温暖化 主に人為的な要因によって、二酸化炭素などの温室効果をもたらすガスが蓄積し気候が温暖化すること。

※5 京都議定書 気候変動枠組条約に基づき、1997年に京都市の国立京都国際会館で開かれた地球温暖化防止京都会議で議決した議定書。この議定書では先進諸国に対し、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を義務づけており、日本は2012年までに1990年の数値から6%削減することを目標としている。



## 目標とする指標

| 指標とその説明   | 基準数値（年度等）  | 23年度目標数値                      | 目標設定の考え方  |
|---|--|-------------------------------|---|
| <b>市民1人あたりの二酸化炭素排出量</b><br><small>富山市全体の二酸化炭素排出量から算出した市民1人当たりの排出量</small> | <b>11.4t-CO<sub>2</sub>/人</b><br><small>(15年度)</small> | <b>10.6t-CO<sub>2</sub>/人</b> | 富山市地域新エネルギービジョン・省エネルギービジョンに基づき、地球温暖化対策を進め、毎年1%程度削減を目指す。 |

## 施策の方向

### ①風力発電の導入

本市の自然条件を活かした風が強い場所での風力発電施設を整備します。

### ②バイオディーゼル燃料<sup>※6</sup>製造事業化への支援

廃食用油を原料として、バイオディーゼル燃料を製造する事業のエコタウン産業団地への立地を支援するとともに、市の塵芥収集車等の軽油代替燃料として積極的に活用します。

### ③太陽光発電導入への支援

クリーンな自然エネルギーを利用する太陽光発電の普及拡大を図るため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し助成を行います。

### ④小水力発電の導入・森林バイオマス<sup>※7</sup>の活用

本市が有する豊かな水資源を活用するため、市民に身近な農業用水等を活用した小水力発電施設の導入を検討します。

また、山間地の間伐材の利用や、製材工場で発生する樹皮・<sup>おがくず</sup>鋸屑などの森林バイオマスエネルギーの活用を検討します。

### ⑤省エネルギー対策の推進

新エネルギーや省エネルギー設備の公共施設への導入を積極的に推進するとともに、市全体でエネルギーの消費を抑えるため、効率的なエネルギーの利用や省エネルギーの啓発に努めます。



|| すべてにやさしい安全なまち

## 市民に期待する役割

**\*住宅において太陽光発電システム、太陽熱温水システムなどの自然エネルギーや、高効率エネルギーシステムの導入を検討する。**

**\*アイドリングストップ<sup>※8</sup>や、低公害車の利用など、自動車利用時のエネルギーの消費抑制に努める。**

※6 **バイオディーゼル燃料** 廃食用油や菜種油から製造される軽油代替燃料。

※7 **森林バイオマス** 山間地の間伐材や製材工場で発生する樹皮やおが屑及びこれらから作られる材木・薪・炭・パレットなどの製品。

※8 **アイドリングストップ** 荷物の積み降ろしや休憩中に自動車のエンジンを停止させることで、燃料の節約や二酸化炭素排出の削減を図る。

## 総合計画事業概要

| 事業名            | 平成18年度末現況                    | 事業の概要(19~23年度)  |
|----------------|------------------------------|-----------------|
| 風力発電導入事業       |                              | 風力発電施設の整備       |
| バイオディーゼル燃料導入事業 | 18年度製造施設整備<br>バイオディーゼル燃料製造開始 | バイオディーゼル燃料の普及拡大 |

# 施策3 市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み II-3-3



## 現状と課題

各地域に、廃棄物減量推進員を配置し、ごみの減量や資源化などについての意識の高揚を図っており、また、事業所に対しては、事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書の提出を求め、ごみの減量や資源化を促進することにより、市民・企業がそれぞれの立場において環境負荷低減に向けた取り組みを実践しています。

環境活動については、川、山、海をきれいにする日を決め、市民や企業、行政が一体となった活動を展開しているところですが、今後も、環境美化に関する意識の啓発や環境活動の実践機会の拡充により、参加者の増加を図り、より一層市民・企業・行政の連携を深める必要があります。

また、環境教育については、平成17年12月からエコタウン交流推進センターにおいて、環境学習を推進する「エコタウン学園」を開催し、環境活動を担う人づくりに努めています。

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）        | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                  |
|--|------------------|----------|---------------------------|
| <b>エコタウン交流推進センター利用者数</b><br>エコタウン交流推進センター見学者、貸館による利用者、エコタウン学園参加者、企業見学ツアー参加者の合計 | 6,500人<br>(18年度) | 8,500人   | 環境学習の機会の充実を図り、約3割の増加を目指す。 |



## 施策の方向

### ①環境負荷低減への取り組みの支援・拡充

地域やPTAなどが自主的に行う資源の集団回収を支援します。

また、ふるさと富山美化大作戦を継続実施するとともに、川、山、海をきれいにする美化活動の実施箇所の拡大を図ります。

さらに、エコボランティア活動<sup>※9</sup>への参加者を対象にしたエコポイント制度<sup>※10</sup>の導入により、環境活動を地域の活性化につなげるよう努めます。

### ②環境負荷低減に関する情報の提供

環境負荷低減の重要性や実際の活動例などの情報を提供し、市民や企業の環境に対する意識の高揚を図ります。

### ③環境教育の推進

エコタウン学園の充実に努めるなど、環境学習の場と機会の充実に努めます。

また、クリーンセンターやリサイクルセンターなどの環境センター関連施設の見学の充実に努め、廃棄物に関する環境情報の提供に努めます。



## 市民に期待する役割

※冷暖房温度を適正に設定する、過剰包装を断る、マイカーの使用を控え、徒歩や自転車にするなどエコライフスタイルの推進に努める。

※古紙などの資源の集団回収に協力する。

※環境美化活動に積極的に参加する。

※9 エコボランティア活動 リサイクル活動や森林等保全活動など、環境にやさしいボランティア活動。

※10 エコポイント制度 エコボランティア活動に参加・従事する毎に、市から参加した個人・団体の皆さんへ配布する地域ポイントで、このポイントを地域商店等で買い物券として利用できる制度。

# 施策1 森林機能の再生・強化 Ⅱ-4-1



## 現状と課題

本市では、広大な面積の約7割を森林が占めており、これら森林が有する災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収などの公益的機能を将来に維持していくことが重要になっています。

しかし、中山間地域<sup>※1</sup>における過疎化・高齢化の進展に伴う森林管理の担い手の減少や、木材価格の低迷による林業の採算性の悪化などにより、手入れが必要な人工林が放置され、森林機能の低下が懸念されています。

このため、林業生産・経営基盤の強化や、多様な主体が森づくりに取り組める環境づくりが必要となっています。

また、呉羽丘陵では、全体の4分の1を占める竹林の管理が行き届かず、丘陵地の荒廃が懸念されています。

今後は、森林の公益的機能<sup>※2</sup>の重要性についての意識啓発を図り、森林を市民共通の財産として守り育てていく必要があります。

Ⅱ すべてにやさしい安全なまち

※1 中山間地域 山間地とその周辺の地域を指す。全国の森林の約8割、農地の4割が中山間地域にあり、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水資源の涵養などの多くの機能を有している地域。

※2 森林の公益的機能 森林の機能には木材の生産機能、水源の涵養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収、飛砂防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供などの機能がある。そのうち、木材等の生産機能以外のものをいう。

### 所有形態別森林面積

| 民有林    |       |       |        |        | 国有林    |       |        | 合計     |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 公有林    | 機構有林  | 公社所有林 | 私有林    | 計      | 林野庁所管  | 他省庁所管 | 計      |        |
| 13,371 | 4,108 | 3,504 | 36,760 | 57,743 | 28,045 | 195   | 28,240 | 85,983 |

### 林種別面積（民有林）

| 人工林    |     |        | 天然林   |        |        | その他<br>(竹林等) | 合計     |        |       |        |
|--------|-----|--------|-------|--------|--------|--------------|--------|--------|-------|--------|
| 針葉樹    | 広葉樹 | 計      | 針葉樹   | 広葉樹    | 計      |              | 針葉樹    | 広葉樹    | その他   | 合計     |
| 13,396 | 40  | 13,436 | 1,708 | 35,028 | 36,736 | 7,570        | 15,105 | 35,067 | 7,570 | 57,743 |

(資料：平成18年3月版県林業統計書)

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）       | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方            |
|--|-----------------|----------|---------------------|
| <b>森林整備面積</b><br>間伐等の森林整備面積、広葉樹植樹面積、針広混交林化整備面積及び市民等による里山整備面積 | 165ha<br>(17年度) | 200ha    | 市民参加などを図り、約2割増を目指す。 |

## 施策の方向

### ①計画的な森林の整備

山間部の森林地帯は、長期的な展望のもと計画的に森林整備を図ります。

また、森づくりを担う人材の育成・確保に努め、里山の整備や森林資源の循環利用への取り組みを促進します。

呉羽山の竹林については、除間伐活動を継続的に実施し、丘陵地の自然環境を良好に保つよう努めます。

### ②森林機能の重要性の啓発

体験活動やレクリエーションを通じて森林の公益的機能を学べる

環境づくりに努めるとともに、森と里山をテーマとしたフォトコンテストなどにより森づくりへの関心を高めながら、森林機能の重要性を啓発する取り組みを推進します。

### ③森林ボランティアとの連携

市民参画型のボランティア組織「きんたろう倶楽部」の活動を支援するとともに、多様な森林ボランティア組織などとの連携を図り、さまざまな主体が一体となって豊かな森づくりに取り組めるような仕組みづくりに努めます。



## 市民に期待する役割

- \* 市民一人ひとりが森林の公益的機能の重要性について理解する。
- \* 森林の有する価値を認識し森林の整備・保全に努める。
- \* 森づくりに関するボランティア活動に参加する。

## 総合計画事業概要

| 事業名              | 平成18年度末現況                            | 事業の概要(19~23年度)         |
|------------------|--------------------------------------|------------------------|
| 森林整備事業           | 森林整備面積165ha/年間                       | 森林整備面積200ha/年間         |
| とやま森の四季彩ふた大賞開催事業 | 第1回募集                                | 事業の継続実施                |
| 森のちから再生事業        | 森林ボランティア(きんたろう倶楽部)の支援<br>里山林整備延面積1ha | 事業の継続実施<br>里山林整備延面積5ha |

## 施策2 生態系の保護・回復 II-4-2



### 現状と課題

森林は、生物の生態系や生物種の多様性などを保全する機能を有していますが、近年は、手入れが行き届かない里山林が増えていることから、人里では熊や猿、猪等による人身被害の発生とともに、農作物被害の拡大が懸念されています。

このため、野生生物の生息域を考慮した森林整備や人と自然をつなぐ豊かな里山の保全が求められています。

また、外来種のペットの飼育放棄などから、外来生物の生息域の拡大による在来種の生息域の圧迫が懸念されています。

### 施策の方向

#### ①生態系に配慮した取り組みの推進

森林整備にあたっては、果実をつける広葉樹の植林などによる野生生物の生息域の保全・回復に努めるとともに、林業基盤である林道や作業道の開設、改良にあたっては、生態系に配慮した整備に努めます。

また、在来種の生態系を保護するため、外来動植物の飼育責任の重要性について意識啓発に努めます。

#### ②野生生物に関する知識の普及

さまざまな動植物の生息に関する

情報の提供などにより、生態系の保護や回復に向けた意識啓発を図ります。

#### ③人身被害の防止

熊などの有害鳥獣による人身被害や農作物被害を防止するため、地域住民との協働による環境整備や猟友会等の協力による巡回パトロールの強化に努めるとともに、必要に応じて捕獲・駆除するなどの対策をとります。

また、継続的な調査に基づく個体管理を含む、適切な保護管理を実施し、野生鳥獣との共存に努めます。

### 市民に期待する役割

\*豊かな自然環境は、野生生物の生息域でもあることを十分認識したうえで自然にふれる。

\*ペット飼育者は、飼育者としての責任を認識し、飼育マナーを遵守する。



第1回とやま森の四季彩フォト大賞作品

# 施策1 賑わいと交流の都市空間の整備・充実 Ⅲ-1-1



## 現状と課題

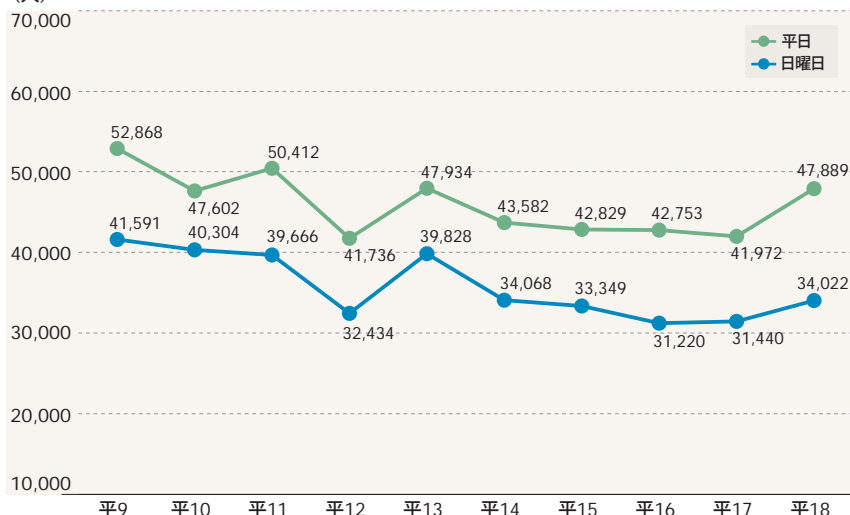
平成26年度末までに予定されている北陸新幹線の完成に併せ、富山駅周辺などの中心市街地の高次都市機能<sup>※1</sup>を一層集積する必要があります。

このため、富山駅周辺地区では鉄道施設によって南北に分断されている市街地を一体化するため、在来線の連続立体交差事業や土地区画整理事業などによる南北一体的なまちづくりを推進し、都市機能の高度化を図る必要があります。

また、都市の顔となる中心市街地では、まちの賑わいを回復することが急務となっており、このため、そこに居住する人、訪れる人それぞれの視点に立った施策を展開し、人々が集い賑わう空間を創出する必要があります。

また、中心部の小学校の統合により発生する大規模な跡地等の活用方策が重要な課題となっており、中心市街地の魅力を高めるよう効果的な活用について検討する必要があります。

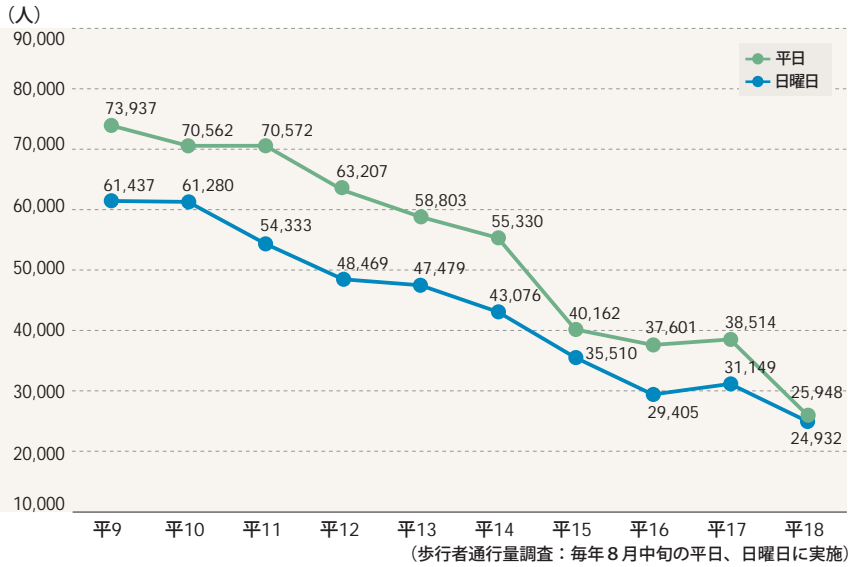
富山駅周辺の7地点における歩行者通行量 (人)



※平成13年以降調査地点が1箇所(アーバンプレイス前)増。(歩行者通行量調査：毎年8月中旬の平日、日曜日に実施)

※1 高次都市機能 居住、就業、娯楽、交通などの単一都市機能を複合化することにより、多様で質の高いサービスの提供と、より快適な都市活動ができる機能。

西町、総曲輪、中央通りの8地点における歩行者通行量



おでかけ定期券利用状況

(人)

| 年 度              | おでかけ定期券申込者数 | 延べ利用者数  | 1日平均利用者数 |
|------------------|-------------|---------|----------|
| 平成16年度           | 13,274      | 301,091 | 899      |
| 平成17年度           | 15,546      | 393,927 | 1,079    |
| 参考<br>平成19年1月末現在 | 22,113      | 388,659 | 1,270    |

※16.17は旧富山市のみ

コミュニティバス※2 (まいどはやバス) 利用状況

(人)

| 年 度              | 乗降者数    | 1日平均乗降客数 | 1便平均乗降者数 |
|------------------|---------|----------|----------|
| 平成15年度           | 229,145 | 313.04   | 10.10    |
| 平成16年度           | 240,894 | 329.99   | 10.64    |
| 平成17年度           | 240,499 | 329.45   | 10.63    |
| 参考<br>平成19年1月末現在 | 207,624 | 339.24   | 10.94    |



※2 コミュニティバス 中心市街地や公共交通が不便な地域において、必要目的に合わせて運行するバス。

## 目標とする指標

| 指標とその説明   | 基準数値（年度等）   | 23年度目標数値                                     | 目標設定の考え方                               |
|---|---|--|--|
| <b>富山駅周辺地区の歩行者数</b><br><small>富山駅周辺の歩行者数</small>            | 平日<br><b>47,889人</b><br>日曜<br><b>34,022人</b><br><small>(18年度)</small> | 平日<br><b>50,000人</b><br>日曜<br><b>35,000人</b> | ライトレールなどの整備により、5%程度の富山駅周辺の歩行者数の増加を目指す。 |
| <b>中心商店街の歩行者数</b><br><small>中心商店街（西町、総曲輪、中央通り）の歩行者数</small> | 平日<br><b>25,948人</b><br>日曜<br><b>24,932人</b><br><small>(18年度)</small> | 平日<br><b>34,000人</b><br>日曜<br><b>32,000人</b> | 市街地再開発事業の完成等により年6%程度の増を目指す。            |



グランドプラザの完成イメージ図



## 施策の方向

### ①富山駅周辺の南北一体的なまちづくり事業の促進

北陸新幹線の整備を契機に在来線の高架化を進め、南北に分断された富山駅周辺の市街地の一体化による円滑な交通を確保するとともに、駅前広場などの整備や駅周辺の土地の高度利用を促進し、県都の玄関口としての機能と魅力を高めます。

### ②中心市街地の賑わい再生

#### 〈グランドプラザでの賑わい創出〉

人々が集まる「地域の顔＝たまり場」として、イベント設備や大型映像装置、心地よい休憩設備などが整ったグランドプラザを整備し、さまざまなイベント等の誘致に努め、中心市街地で人々が滞留できる時間消費型空間としての環境の整備を進めます。

#### 〈城址公園や小学校跡地の整備〉

市民の日常的な憩いの場や多彩なイベントの開催場所としての機

能に加え、歴史的資源を活かした集客力のある施設として城址公園の整備を進めます。

また、小学校跡地については、中心市街地としての特性を生かすことを基本としながら、有効活用についての調査・検討を進めます。

#### 〈市街地再開発事業の推進〉

市街地再開発事業により、商業や集合住宅、公共施設の複合施設の整備などによる快適な都心居住環境を整備し、定住人口の増加を図り、都市の顔としての賑わい・交流・生活の機能が一体となったまちづくりを推進します。

#### 〈公共交通の利便性の向上〉

中心市街地と周辺地域を結ぶ公共交通である、おでかけバスの利用促進による来街者の増加を図るとともに、コミュニティバスの運行による中心市街地の回遊性の向上に努めます。



### ③歩行空間の整備・充実

まちなかでの滞留時間を増やし賑わいを創出するため、公開空地<sup>※3</sup>と一体となった歩道、歩行者が小休憩できる緑や花のあるスペース、自転車駐車場、さまざまな施設への誘導サインなどを整備するとともに、老朽化した側溝などの再整備を図り、まちを訪れる人が

快適に歩くことのできる歩行空間の形成に努めます。

### ④やすらぎ空間の創生

居住者や訪れる人によって親しまれる憩いの場として街区公園を整備するとともに、中心市街地の貴重な水辺空間である松川・いたち川の活用に向けた環境整備を推進します。



## 市民に期待する役割

**\*まちなかでのイベントに参加し、まちの賑わい創出に協力する。**

**\*中心市街地を訪れる際は、公共交通の利用に努める。**

※3 公開空地 民有地内で、歩行者の通行や利用を可能とした公開性のあるまとまった空地。

## 総合計画事業概要

| 事業名                        | 平成18年度末現況  | 事業の概要(19~23年度)                     |
|----------------------------|--|------------------------------------|
| 富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業       | 富山駅付近連続立体交差事業<br>L=1.8km<br>事業進捗率 10.8%                | 事業進捗率 34.1%                        |
| 富山駅周辺地区土地区画整理事業            | 富山駅周辺地区土地区画整理事業<br>A=10.4ha<br>事業進捗率 7.8%              | 事業進捗率 43.7%                        |
| グランドプラザ整備・運営事業             | 整備工事着手   | 延長約65m、幅員約20m<br>イベント開催など          |
| 城址公園整備事業                   | 南西部用地取得<br>濠・石垣整備工事<br>進捗率46%                          | 施設整備 進捗率80%                        |
| 総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業        | 施設建築物工事  | 延床面積 約44,200㎡                      |
| まちなか再生推進事業<br>(西町南地区、桜町地区) | 市街地再開発事業に向けての支援・誘導                                     | 事業の継続実施                            |
| コミュニティバスの運行                | 中央ルート 1日31便<br>8.53人/便・日<br>清水町ルート 1日31便<br>12.73人/便・日 | 事業の継続実施                            |
| おでかナバス事業                   | 平成17年度利用者数<br>39万人                                     | 事業の継続実施<br>利用者数 250万人<br>(50万人×5年) |
| 平和通り等整備事業                  | 北側歩道整備延長190m   | 歩道及びアーケードの整備<br>整備延長270m           |
| 道路景観形成事業                   | 整備延長 78m   | 整備延長280m                           |
| 街区公園再整備事業                  | 施設整備 1公園   | 施設整備 8公園                           |

# 施策2 地域の個性と特性を生かしたまちづくり III-1-2



## 現状と課題

それぞれの地域における豊かな自然や歴史、文化などの多様な資源を生かし、観光・交流拠点としての機能を高め、地域を活性化していくことが重要となっています。

このため、豊かな自然の中で癒しの効果が期待される温泉施設や、地域の歴史や文化について学ぶことができる資料館などの施設を充実させ、さまざまな交流活動につなげていく必要があります。

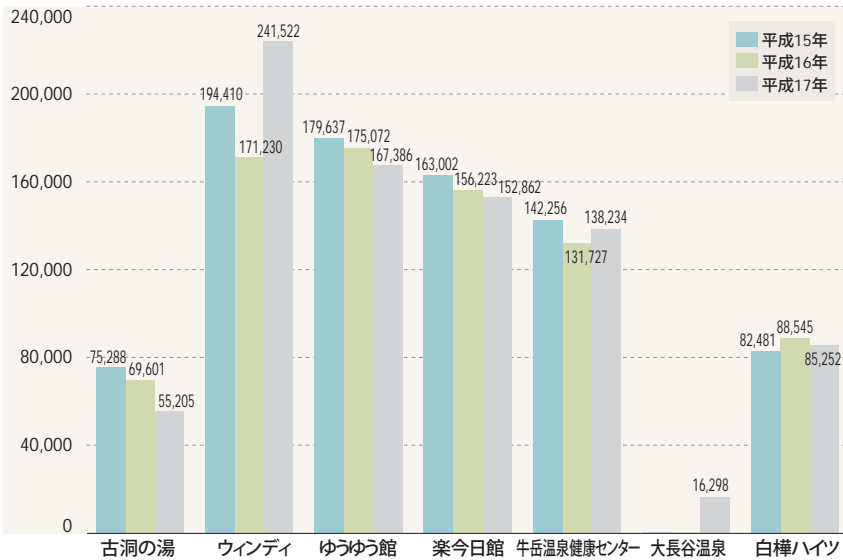
また、「木」をまちづくりに活用した木と出会うまちづくりなどの地域の個性を発揮する取り組みが重要となっています。

### 各地域の主な観光・交流拠点、歴史文化に関する展示施設など

|       |  |
|-------|--|
| 富山地域  | 富山市ファミリーパーク、とやま古洞の森自然活用村、富山市民俗民芸村、岩瀬カナル会館、森家、浮田家 |
| 大沢野地域 | 猿倉山スキー場、大沢野ウェルネスリゾートウインディ、風の城、猿倉山森林公園            |
| 大山地域  | 立山山麓スキー場、亀谷温泉、有峰森林文化村、大山農山村交流センター                |
| 婦中地域  | 婦中ふれあい館、婦中ふるさと自然公園、羽根ピースフル公園、安田城跡資料館             |
| 八尾地域  | 八尾ゆめの森ゆうゆう館、八尾おわら資料館、越中八尾曳山展示館、八尾化石資料館           |
| 山田地域  | 牛岳温泉スキー場、牛岳温泉健康センター、ふれあいの里ささみね、森のステージ木・MAMA      |
| 細入地域  | 神通峡岩稲温泉楽今日館、飛越ふれあい物産センター 林林、森林公園天湖森、猪谷関所館        |

## 市内の主な温泉施設利用者数

(人)



## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値 (年度等)         | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                           |
|--|--------------------|----------|------------------------------------|
| <b>温泉施設利用客数</b><br>市内の主な温泉7施設の年間利用者数   | 856,759人<br>(17年)  | 860,000人 | 滞在型観光を進め、現状より増を目指す。                |
| <b>スキー場入込客数</b><br>(再掲IV-1-2)<br>市内スキー場の入込客数<br>(らいちょうパレー、極楽坂、牛岳温泉、あわすの、猿倉山) | 262,343人<br>(17年)  | 263,000人 | スキー人口が減少する中で、各スキー場の魅力を高め、現状維持を目指す。 |
| <b>博物館等の観覧者数</b><br>(再掲I-1-4)<br>市立博物館等19施設の入館者数                             | 547,562人<br>(17年度) | 600,000人 | 展示内容等の充実を図り、毎年2%程度の増加を目指す。         |

III 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

## 施策の方向

### ①交流拠点施設の充実

それぞれの地域に整備されている温泉施設や歴史・文化に関する既存施設の充実に努めるとともに、積極的なPR活動を展開し、集客力を高め、地域の活性化につなげます。

また、廃校となった小学校の特色を生かした活用策やスキー場の

通年活用策について検討します。

### ②地域の個性の発揮

それぞれの地域の個性を大切にしながら交流活動を推進するため、「木」をテーマにしたシンポジウムやワークショップ※4の開催などにより、地域での賑わい空間の創出に努めます。



※4ワークショップ 所定の課題についての検討会などで、個人の経験や意見・情報などを出し合い、それをグループでまとめることで、集まった人の持っている力を生かして、より創造的に会議を進める方法。



### ③個性的で機能的なサイン整備

訪問者が富山らしさを感じながら過ごせるよう、木のぬくもりを生かしたベンチや案内板などを整備するとともに、訪問者を交流拠

点施設などへ円滑に誘導するサインの配置に努めます。

また、国際化に対応するため、外国語表示によるサイン標識の設置に努めます。

## 市民に期待する役割

- \*交流拠点となる地域の施設を相互に利用し、地域間の交流を深める。
- \*それぞれの地域にある自然や文化などを尊重し、市民共有の財産として保存・継承活動に参画する。
- \*自らの地域について学び、地域の良さを知り、折に触れて紹介する。

## 総合計画事業概要

| 事業名          | 平成18年度末現況  | 事業の概要(19~23年度)                      |
|--------------|--|-------------------------------------|
| 檜尾小学校保存活用事業  | 檜尾小学校校舎<br>木造2階建て  | 檜尾小学校施設の再生整備                        |
| 木と出会うまちづくり事業 | リビングアートイン大山の開催<br>基調講演、シンポジウム、ワークショップ、<br>木工コンペティション等の開催 | リビングアートイン大山の継続開催<br>木を活かした施設案内板等の整備 |

# 施策3 ふるさと景観の保全・形成 III-1-3



## 現状と課題

美しい景観は、そこで暮らす人の心に安らぎやゆとりをもたらすばかりでなく、訪れる人の心にも美しい富山市を印象付けることとなります。

このことから、海岸部から山岳地帯までの豊かな自然景観や、地域の歴史を物語る建造物群の景観などを保全・活用するとともに、市街地においても良好なまち並みを整備し、よりよい景観の創出を進めていく必要があります。

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）                              | 23年度目標数値                                       | 目標設定の考え方                                 |
|--|--|--|--|
| <b>違法なはり紙・はり札等の除去件数</b><br><small>違法なはり紙・はり札等の除去件数</small> | <b>4,334件</b><br><small>(17年度)</small> | <b>3,000件</b><br><small>(28年度目標2,000件)</small> | 市民・事業者の意識の高揚を図りながら、年間200件程度の除去件数の減少を目指す。 |



## 施策の方向

### ①自然景観や伝統的な景観の保全・活用

立山連峰や神通川、常願寺川、豊かな森林、田園風景などがもたらす自然景観を大切にするとともに、岩瀬地区や八尾地区の伝統的なまち並み、歴史的な建造物がもたらす景観の保全に努めます。

また、屋外広告物対策として、違法な張り紙や立て看板などの除去、屋外広告物研修会の開催などを推進します。

### ②良好な市街地景観の創出

市街地における良好な景観を確保するため、無電柱化を推進するとともに、街路樹等の適切な管理による緑豊かなまち並み景観の創出に努めます。

また、街路樹の雪吊りや雪囲い、イルミネーションによる個性ある冬期間の景観の創出を図ります。

### ③景観に関する市民意識の啓発

まちの景観づくりに関する市民の意識啓発に努め、市民が行う景観まちづくり活動を支援します。

## 市民に期待する役割

- \*道路愛護ボランティアなど地域の美化活動に参加する。
- \*地域に暮らす人々の生活そのものが良好な地域の景観づくりに影響を与えることを認識し、主体的に景観づくりに取り組む。
- \*事業者は、景観に関する法令を遵守し、地域の構成員として、景観の保全に努める。



## 総合計画事業概要

| 事業名                       | 平成18年度末現況  | 事業の概要(19~23年度)                         |
|---------------------------|--|--|
| 景観まちづくり推進事業               | 景観セミナー、ワークショップの開催など<br>市民団体登録数 3団体<br>協議会認定数 1団体 | 事業の継続実施<br>市民団体登録数 18団体<br>協議会認定数 3団体  |
| 歴史的まち並み修景等整備事業            | 伝統的の家屋及び一般建築物などの修景<br>空家活性化事業                    | 事業の継続実施                                |
| まち並み保存活用推進事業<br>(再掲Ⅳ-2-1) | 岩瀬地区の廻船問屋の資料調査<br>旧森家の展示活用                       | 岩瀬地区の伝統的建造物群選定の調査など<br>まち並みを生かした施設整備など |
| 無電柱化事業                    | 整備延長 0.1km(18年度予定)                               | 整備延長 1.8km                             |

# 施策4 ゆとりが感じられる 都市生活基盤の整備 Ⅲ-1-4



## 現状と課題

市街地の拡散による都心部の空洞化が進む中、既成市街地を良好な都市基盤として再生・整備するとともに、市街地を取り巻く優良な農地や豊かな森林を保全するため、郊外の土地利用の転換を抑制することが必要となっています。

このため、さまざまな機能が集積した魅力ある市街地を計画的に整備していく必要があります。

また、市営住宅については、高齢者や障害のある人の居住環境に配慮するとともに、それぞれの地域でのニーズに対応した住宅を整備する必要があります。

土地区画整理事業の施行主体別施行状況（平成18年4月1日現在） (ha、%)

| 施行主体  | 施行済 |         | 施行中 |       | 計  |         |       |
|-------|-----|---------|-----|-------|----|---------|-------|
|       | 件数  | 面積      | 件数  | 面積    | 件数 | 面積      | 比率    |
| 行政庁   | 3   | 567.2   | —   | —     | 3  | 567.2   | 26.9  |
| 公共    | 9   | 944.2   | 2   | 71.0  | 11 | 1,015.2 | 48.2  |
| 組合    | 18  | 150.8   | 3   | 37.3  | 21 | 188.1   | 8.9   |
| 個人・共同 | 51  | 332.6   | 1   | 5.1   | 52 | 337.7   | 16.0  |
| 計     | 81  | 1,994.8 | 6   | 113.4 | 87 | 2,108.2 | 100.0 |

市営住宅の概況（公営、特定公共賃貸住宅等を含む。平成18年4月1日現在） (戸)

| 地域    | 総数    | 区分  |          |            |                |                |                |
|-------|-------|-----|----------|------------|----------------|----------------|----------------|
|       |       | 木造  | 簡易耐火構造平屋 | 簡易耐火構造2階建て | 低層耐火構造(1-2階建て) | 中層耐火構造(3-5階建て) | 高層耐火構造(6階建て以上) |
| 富山地域  | 3,924 | —   | 847      | 296        | 12             | 2,586          | 183            |
| 大沢野地域 | 74    | 9   | 4        | 5          | 14             | 42             | —              |
| 大山地域  | 191   | 35  | 38       | —          | 52             | 66             | —              |
| 八尾地域  | 211   | 39  | —        | —          | —              | 172            | —              |
| 婦中地域  | 206   | 14  | —        | —          | —              | 192            | —              |
| 山田地域  | 25    | 7   | —        | —          | —              | 18             | —              |
| 細入地域  | 30    | —   | —        | 30         | —              | —              | —              |
| 合計    | 4,661 | 104 | 889      | 331        | 78             | 3,076          | 183            |

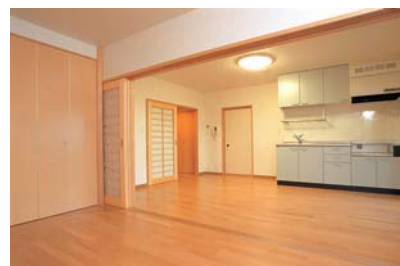


## 施策の方向

### ① 土地区画整理事業の推進

既成市街地の再整備を行うため、土地区画整理事業による面的整備を推進します。また、組合施行による土地区画整理事業には、適正な事業計画となるよう支援を行います。

帯など多様な居住ニーズに対応するため、老朽化した市営住宅の改築については公民連携による手法<sup>※5</sup>も導入しながら進めるとともに、まちの景観に調和するよう市営住宅等の景観改善に努めます。



### ② 多様な市民ニーズに対応した市営住宅の整備

高齢者や障害のある人、母子世

## 市民に期待する役割

**\* 地域や市全体のまちづくりに関心を持ち、良好な都市基盤の再生・整備に参画する。**

※5 公民連携による手法 PFI、買取り、借り上げ等、公共と民間の連携・協働によって公共性の高い事業を進めていく手法。

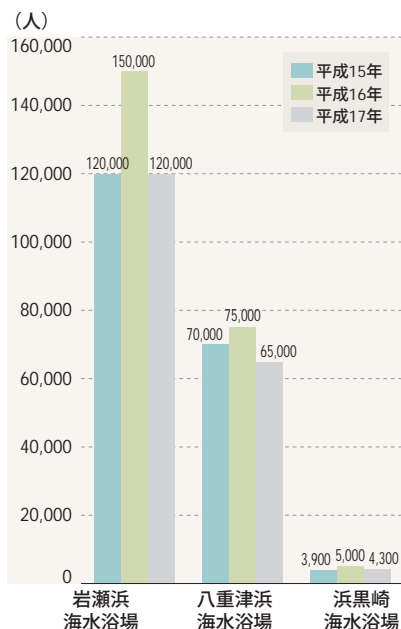
(PFI 公的な社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入する手法)

## 総合計画事業概要

| 事業名                          | 平成18年度末現況                                 | 事業の概要(19~23年度) |
|------------------------------|---|----------------|
| 山室第2土地区画整理事業                 | 進捗率 49.9%                                 | 進捗率 88.5%      |
| 富山駅周辺地区土地区画整理事業<br>(再掲Ⅲ-1-1) | 富山駅周辺地区土地区画整理事業<br>A=10.4ha<br>事業進捗率 7.8% | 事業進捗率 43.7%    |
| 組合等施行土地区画整理事業                | 4地区の土地区画整理事業                              | 事業の継続実施        |
| 市営住宅整備事業                     | 市営住宅戸数4,661戸                              | 300戸の建替え       |

# 施策1 水辺環境の保全・育成 III-2-1

市内海水浴場の利用状況



※1 フィッシャリーナ フィッシュ(魚)とアリーナ(劇場)とを組み合わせた造語。漁港、漁村の豊かな自然環境を背景に、魚を中心に人々が集まるところをイメージした施設。漁業活動のための区域と、遊魚等の海洋性レクリエーションの基地としての区域を明確にし、漁港内で漁船とプレジャーボート・遊漁船等との利用の調整を図るとともに、広く開かれたふれあいの場として、漁業と海洋性レクリエーションとの調和ある発展を目指すもの。

※2 プレジャーボート レジャー用として使う、モーターボート、ヨットなどの船舶。

## 現状と課題

多彩な表情を持つ富山湾や、市内を清らかに流れる神通川、常願寺川をはじめとするさまざまな河川の美しい水辺環境は、訪れた人に安らぎを与えると同時に、地域の魅力を高める貴重な資源としての活用が期待されています。

このため、海洋性レクリエーション拠点の整備などによる海辺空間の活用や、スポーツ・レクリエーションの場としての河川空間の活用により、多様な自然体験や交流活動を推進し、水辺の賑わいを創出しながら豊かな自然環境を将来に継承していくことが重要となっています。

## 施策の方向

### ①海洋レクリエーション拠点の整備

水橋漁港のフィッシャリーナ※1の整備により、プレジャーボート※2の収容場所としての利用を促すとともに、海の恵みを活用したさまざまな交流活動を促進し、海洋レクリエーションの拠点としての機能の充実を図ります。

また、美しい海辺や海岸の保全に取り組みます。

さらに、砂浜の侵食防止対策を関係機関に働きかけます。

### ②河川の活用による沿川地域の活性化

神通川や常願寺川などの河川を親水空間として活用するため、河川敷の整備による水辺での憩いの場を創出するとともに、ボートやカヌーなど、河川を利用したスポーツ・レクリエーションの振興により、沿川地域の活性化を図ります。

## 市民に期待する役割

- ※海や川での交流活動に参加する。
- ※海岸や河川敷の環境保全に努める。

## 総合計画事業概要

| 事業名              | 平成18年度末現況                      | 事業の概要(19~23年度)                   |
|------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 海洋レクリエーション施設整備事業 | 西護岸新設、道路護岸新設、臨港道路新設、陸上保管施設整備など | ビクター棧橋、浮き棧橋、上下架施設、管理棟、駐車場、緑地広場など |
| 水辺空間整備事業         |                                | 水辺空間整備 2河川                       |



## 施策2 公園・緑地の整備 III-2-2



### 現状と課題

公園や緑地は、都市部の緑豊かな景観を構成し、市民が身近に自然と親しみ安らぎを感じられる場であり、スポーツ・レクリエーションや交流活動などでの利用に加え、災害時の避難場所としての役割も果たしています。

このことから、地域の状況や現在の市民ニーズを把握することで、市民にとって利用しやすく親しまれる公園・緑地を整備し、緑豊かな環境を保全していく必要があります。

都市公園の地区別状況（平成18年4月1日現在）

(ha)

| 地区名     | 総数  |        | 総合公園 |        | 地区公園 |       | 近隣公園 |       | 街区公園 |       | その他 |        |
|---------|-----|--------|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|--------|
|         | 箇所  | 面積     | 箇所   | 面積     | 箇所   | 面積    | 箇所   | 面積    | 箇所   | 面積    | 箇所  | 面積     |
| 富山市     | 915 | 570.25 | 9    | 247.26 | 9    | 39.60 | 24   | 38.01 | 843  | 80.63 | 30  | 164.75 |
| 富山地域    | 705 | 458.46 | 7    | 225.60 | 6    | 24.20 | 14   | 19.77 | 654  | 61.44 | 24  | 127.45 |
| 大沢野地域   | 84  | 44.01  | —    | —      | —    | —     | 8    | 16.90 | 73   | 6.36  | 3   | 20.74  |
| 大山地域    | 21  | 14.39  | —    | —      | —    | —     | —    | —     | 19   | 0.89  | 2   | 13.50  |
| 八尾地域    | 39  | 37.47  | 2    | 21.66  | 2    | 10.67 | —    | —     | 35   | 5.14  | —   | —      |
| 婦中地域    | 66  | 15.92  | —    | —      | 1    | 4.73  | 2    | 1.34  | 62   | 6.80  | 1   | 3.05   |
| 山田地域    | —   | —      | —    | —      | —    | —     | —    | —     | —    | —     | —   | —      |
| 細入地域    | —   | —      | —    | —      | —    | —     | —    | —     | —    | —     | —   | —      |
| 県営分(再掲) | 7   | 117.20 | 2    | 19.10  | —    | —     | 1    | 1.20  | —    | —     | 4   | 96.90  |

ファミリーパーク（動物園）の入園者数

(人)

|      | 総数      | 個人      |        |        | 団体     |        |        | 無料入園者   |
|------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
|      |         | 計       | 大人     | 小人     | 計      | 大人     | 小人     |         |
| 13年度 | 220,205 | 102,451 | 88,018 | 14,433 | 29,027 | 16,336 | 12,691 | 88,727  |
| 14年度 | 217,559 | 80,287  | 78,036 | 2,251  | 22,378 | 16,156 | 6,222  | 114,894 |
| 15年度 | 214,161 | 80,139  | 77,898 | 2,241  | 23,084 | 16,619 | 6,465  | 110,938 |
| 16年度 | 197,074 | 67,566  | 66,080 | 1,486  | 19,348 | 13,896 | 5,452  | 110,160 |
| 17年度 | 180,509 | 65,368  | 63,791 | 1,577  | 18,660 | 13,875 | 4,785  | 96,481  |

### 施策の方向

#### ①多様な目的に対応した公園などの整備

##### 〈総合公園の整備〉

総合公園は、休養や遊び、スポ

ーツなどの総合的な利用目的に対応した公園として施設の整備に努めます。

また、本市の個性や地域の特性

に配慮したシンボリックな公園としてのあり方について検討します。

#### 〈地区公園の整備〉

地区公園は、徒歩圏内に居住する市民の利用を目的として、身近なスポーツを中心としたレクリエーション活動や、コミュニケーションを図る公園として整備を進めます。

#### 〈近隣公園の整備〉

近隣公園は、市民の日常的な屋外レクリエーション活動の場や憩い・やすらぎの場として、また、災害時の一時避難場所として整備を進めます。

#### 〈街区公園の整備〉

街区公園は、地域住民の遊びや憩いの場として、児童や高齢者の利用に配慮した整備を進めます。

また、都心居住者にも親しまれる憩いの場として、老朽化の著しい街区公園の再整備を進めます。

#### 〈都市緑化植物園の整備〉

都市緑化植物園は、植物に触れることや、植物の栽培体験ができる公園として、また、緑化意識の高揚、植栽知識の普及などの情報を発信する拠点として整備を進めます。

#### 〈ファミリーパークの整備〉

ファミリーパークは、自然環境の学習拠点として、また、動物に

触れることができる場として、自然生態園やふれあい動物園などの整備を進めます。

#### 〈地域広場の整備〉

地域の生活拠点地区における住民の憩いの広場として、また、災害時の避難場所として地域広場を整備します。

#### 〈公園管理体制の充実〉

地域に居住する造園経験者や、趣味で園芸を行っている市民の知識や技術を公園管理に生かすため、地域と一体となった公園管理体制の整備に努めます。

#### ②緑地の維持と緑化活動の推進

市街地における緑あふれる景観を確保し、騒音などの発生源と市街地を遮断する緩衝帯の役割を果たす緑地の維持に努めるとともに、身近な環境をより緑豊かにするため、宅地や事業所、まちなみに花や緑を増やす施策を推進します。

また、本市の中心部近くの貴重な緑地である呉羽丘陵については、自然とふれ合う場としての整備に努めます。

さらに、一定の基準を満たす樹木や樹林を指定し、地域の歴史とともに育まれてきた古木などの保存に努めます。



## 市民に期待する役割

＊身近な公園の環境保全に努める。

＊自宅周辺などの身近な地域の緑化に努める。

## 総合計画事業概要

| 事業名                | 平成18年度末現況                      | 事業の概要(19~23年度)             |
|--------------------|--------------------------------|----------------------------|
| 総合公園整備事業           | 施設整備1公園(13~18年度)               | 施設整備1公園                    |
| 地区公園整備事業           | 施設整備1公園<br>用地取得1公園             | 施設整備3公園<br>用地取得1公園         |
| 近隣公園整備事業           | 施設整備1公園<br>用地取得1公園             | 施設整備8公園<br>用地取得5公園         |
| 街区公園再整備事業(再掲Ⅲ-1-1) | 施設整備 1公園                       | 施設整備 8公園                   |
| 都市緑化植物園整備事業        | 施設整備 進捗率52.1%<br>(園路工、水路工、植栽工) | 施設整備 進捗率62.4%<br>(園路工、植栽工) |
| ファミリーパーク整備事業       | 施設整備(自然体験センター、自然生態園)           | 施設整備(自然生態園、ふれあい動物園など)      |
| 公園管理サポート事業         | 公園サポート活動の実施<br>2公園             | 公園サポート活動の実施<br>16公園        |

# 施策3 中山間地域の振興 III-2-3



## 現状と課題

中山間地域<sup>\*3</sup>は、森林を育み、農地を守ることで、国土の保全や水源の涵養などの重要な役割を果たしてきました。

また、豊かな自然とともに大切に継承されてきた多様な伝統・文化があり、人々に安らぎと憩いの場を提供してきました。

しかし、近年の産業構造の変化や高齢化、人口の減少などにより活力の低下が懸念されており、また、地域を支えてきた産業の一つである農業についても、小規模な農家経営の持続が困難な状況になりつつあります。

このため、豊かな自然環境を活用した都市住民との交流の促進、集落機能の強化などにより地域の活性化を推進する必要があります。

## 施策の方向

### ①山間地での自然体験空間の整備

四季折々に表情を変える豊かな自然の保全に努めます。

また、大自然の中で行うレクリエーション活動や森林浴など森林の持つ癒しの機能を通して、心と体の健康の増進を図るため、森林機能についての意識啓発に努めるとともに、各種ツーリズムを推進します。

さらに、自然公園や森林公園などの自然体験空間の整備を進めるとともに、スキー場の通年利用について検討します。

### ②都市と山村地域の交流事業の推進

中山間地域での農作業などの生活体験を通じて、都市住民の農山村への理解を深めるためのグリーンツーリズム<sup>\*4</sup>の推進をはじめとして、さまざまな資源を活用した都市と山村地域の交流活動を促進し、中山間地域の活性化を推進します。

また、都市部と山間部の市民連携のもと、棚田の保全をはじめとした中山間地域の農業を支える取り組みを推進します。

さらに、農林産物の特産品の開発などによる地域活性化に向けた取り組みを支援します。

## 市民に期待する役割

**\*中山間地域の自然公園などを利用し、交流活動に参加する。**

**\*森林の有する価値を認識し、森林の整備・保全に努める。**

※3 中山間地域 山間地とその周辺の地域を指す。全国の森林の約8割、農地の4割が中山間地域にあり、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水資源の涵養などの多くの機能を有している地域。

※4 グリーンツーリズム 緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

## 総合計画事業概要

| 事業名                        | 平成18年度末現況                 | 事業の概要(19~23年度) |
|----------------------------|---------------------------|----------------|
| 自然公園等整備事業                  | 森林・自然公園等7箇所               | 公園施設整備の継続実施    |
| 都市農山漁村交流推進事業<br>(再掲IV-4-2) | グリーンツーリズムの推進<br>重点推進地区4箇所 | 重点推進地区14箇所     |
| 中山間地域等農業活性化支援事業            | とやま棚田保全事業                 | 事業の継続実施        |

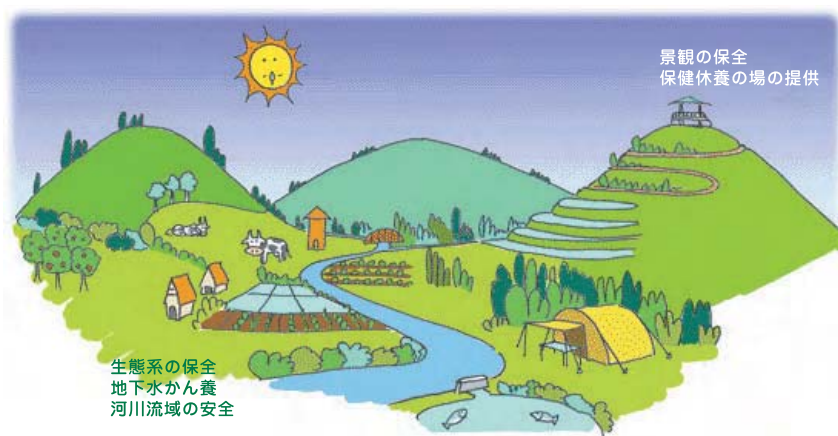
中山間地域の範囲(イメージ)



(農林水産省資料)



中山間地域の多面的機能



(農林水産省資料)



政策3 コンパクトなまちづくり

# 施策1 歩いて暮らせるまちづくりの推進 III-3-1



## 現状と課題

本市では、持ち家志向が高く自動車の保有率が高いことなどの要因から、車に過度に依存した、人口密度の低い、薄く広がった市街地が形成されており、車を運転しない高齢者等にとって暮らしにくいまちとなっています。

今後は、日常生活に必要な施設がコンパクトに整い、利便性の高い公共交通が利用されることで、誰もが各種サービスを不便なく受けることのできる、歩いて暮らせるまちづくりを進める必要があります。

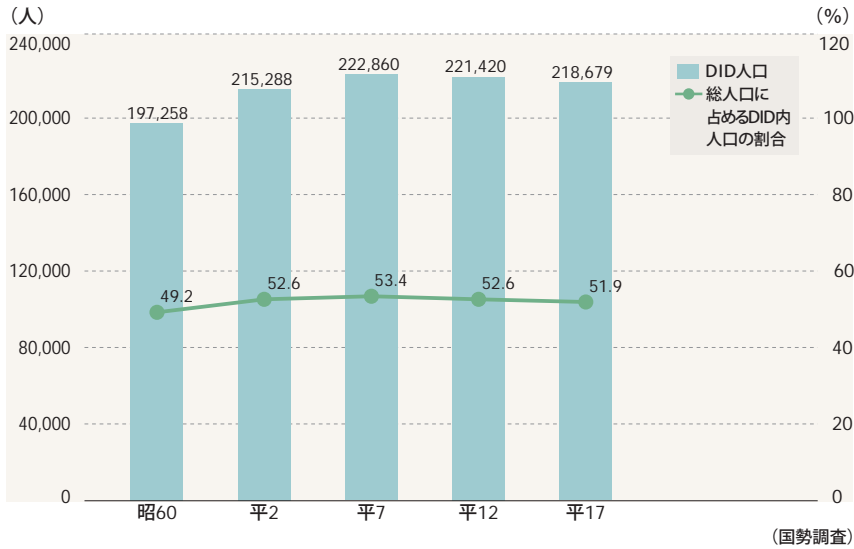
|     | 持ち家比率 (%) |        | 1世帯当りの自動車保有台数 (台) |        |
|-----|-----------|--------|-------------------|--------|
|     | 平成2年度     | 平成12年度 | 平成6年度             | 平成16年度 |
| 全国  | 61.2      | 61.1   | 0.97              | 1.11   |
| 富山県 | 83.2      | 79.3   | 1.41              | 1.73   |
| 富山市 | 74.8      | 71.0   | 1.34              | 1.62   |

(国勢調査) (富山県運輸概況)

### 市内電車の環状化イメージ



## DID人口の推移



## 目標とする指標

| 指標とその説明   | 基準数値 (年度等)                            | 23年度目標数値       | 目標設定の考え方   |
|---|---------------------------------------|----------------|--|
| <b>総人口に占めるDID人口の割合</b><br><small>国勢調査における総人口に占めるDID内人口の割合</small> | <b>51.9%</b><br><small>(17年度)</small> | <b>基準数値より増</b> | コンパクトなまちづくりを推進し、減少傾向にあるDID地区内の人口を高め、基準数値より増を目指す。 |

## 施策の方向

### ①コンパクトなまちの実現に向けた整備計画の推進

農山村部の集落機能の維持など地域特性に配慮した施策を進めるとともに、市街地の拡散に歯止めをかけるため、都心部や生活拠点への都市機能の集積を図り、コンパクトなまちづくりを進めます。

本市の都市づくりの指針として地域別の将来のあり方を示すため、都市マスタープランを策定します。

都心地区は、まちなか居住の推進による人口回帰を図るとともに、低未利用地の高度利用の促進などにより多様な機能が集合する広域的な拠点として再生を図ります。

また、既成市街地の周辺部や公共交通幹線沿線の地区は、日常生活に必要な機能が集積した地域の生活拠点として整備を進めます。

### ②公共交通の活用による歩いて暮らせるまちづくり

公共交通の活性化を図るため、鉄軌道網やおでかけバスの利用を促進するとともに、都心地区とそれぞれの地域の生活拠点とを結ぶ公共交通機関の利便性を高めて、全市的に歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。

また、市内電車の環状線化やコミュニティバス<sup>※1</sup>の運行による中心市街地の回遊性の向上に努めます。



※1 コミュニティバス 中心市街地や公共交通が不便な地域において、必要目的に合わせて運行するバス。



## 市民に期待する役割

- \* 地域や市全体のまちづくりに関心を持ち、地域の活性化に努める。
- \* 日常生活において、できるだけ公共交通機関を利用する。

## 総合計画事業概要

| 事業名           | 平成18年度末現況      | 事業の概要(19~23年度)                 |
|---------------|----------------|--------------------------------|
| 都市マスタープラン策定事業 | 都市マスタープラン素案の作成 | 都市マスタープランの策定                   |
| 中心市街地まちづくり事業  | 低未利用地活用推進調査    | 都市再生市民グループの活動支援<br>モデル地区での事業実施 |
| 市内電車環状線化事業    | 路線測量、基本設計など    | 延長 約0.9km                      |

## 施策2 まちなか居住の推進 III-3-2

### 現状と課題

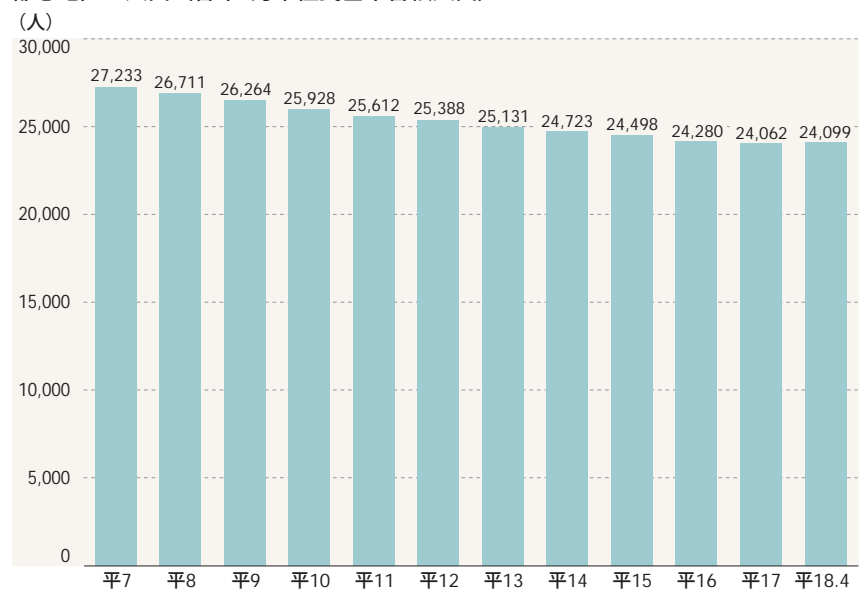
本市では、市街地が郊外へ拡散を続けた結果、市街地の人口密度が県庁所在地の中で最下位に位置するなど、薄く広がった市街地を形成しています。

都心地区では、居住人口の減少とともに、商業等の都市機能が衰退し、空洞化を進行させるとともに、空家や青空駐車場などが増加しています。

このため、まちの賑わいや活動のもととなる定住人口を増加させることが重要となっています。



都心地区の人口（各年9月末住民基本台帳人口）



## 都心部における駐車場件数等の推移

(件、㎡)

| 区分                     | 合計    |         | 面積別件数  |          |          |          |          |         | 500㎡以上<br>合計面積 |
|------------------------|-------|---------|--------|----------|----------|----------|----------|---------|----------------|
|                        | 件数    | 総面積     | 100㎡未満 | 100～199㎡ | 200～299㎡ | 300～499㎡ | 500～999㎡ | 1000㎡以上 |                |
| 平成4年以前からの駐車場           | 1,006 | 271,250 | 257    | 366      | 161      | 113      | 66       | 43      | 119,150        |
| 平成5年から14年の間に駐車場となったもの  | 484   | 134,895 | 103    | 197      | 88       | 47       | 32       | 17      | 60,350         |
| 平成15年から16年の間に駐車場となったもの | 251   | 55,840  | 100    | 77       | 26       | 27       | 12       | 9       | 21,772         |
| 計                      | 1,741 | 461,985 | 460    | 640      | 275      | 187      | 110      | 69      | 201,272        |

注) 対象地区：総曲輪、愛宕、安野屋、八人町、五番町、柳町、清水町、星井町、西田地方、奥田

## 目標とする指標

| 指標とその説明                         | 基準数値 (年度等)        | 23年度目標数値  | 目標設定の考え方                               |
|---------------------------------|-------------------|-----------|--|
| 都心地区の人口<br>都心地区(436ha)における人口の推移 | 24,099人<br>(18年度) | ▶ 26,500人 | まちなか居住推進計画に基づき、26年度の都心地区人口28,000人を目指す。 |

## 施策の方向

### ①まちなか居住の推進

#### 〈事業者向け施策〉

まちなか住宅・居住環境指針に適合する共同住宅の整備や店舗・事務所等から住宅への転用、住宅に併設する店舗等の整備を支援し、まちなかでの住宅建設の促進と生活の利便性向上を図ります。

#### 〈市民向け施策〉

まちなかにふさわしい住宅の取得やまちなか賃貸住宅への入居を支援し、まちなか居住人口の回復に努めます。

また、郊外からまちなかへの住み替えを希望する高齢者世帯のため、当該世帯の所有住宅を活用し

た住み替え支援制度の普及に努めます。

#### 〈まちなか居住の普及啓発〉

まちなか居住フェアやシンポジウム、ワークショップ※2の開催などにより、まちなか居住の普及啓発に努めます。

### ②まちなかの生活環境の整備

まちなかでの暮らしの利便性を高めるため、生鮮食料品や日用雑貨の販売店などの誘導立地を推進します。

また、老朽化している側溝などを再整備し、快適な歩行空間を創出することにより、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。



※2ワークショップ 所定の課題についての検討会などで、個人の経験や意見・情報などを出し合い、それをグループでまとめることで、集まった人の持っている力を生かして、より創造的に会議を進める方法。

## 市民に期待する役割

\*まちなかに居住することを住まい方の選択肢とする。

## 総合計画事業概要

| 事業名                 | 平成18年度末現況   | 事業の概要(19~23年度)                |
|---------------------|-------------|-------------------------------|
| まちなか居住推進事業          | 補助対象戸数 120戸 | 補助対象戸数1,350戸の増<br>(累計 1,470戸) |
| くらしのみちゾーン整備事業       | 整備延長 620m   | 950mの増(累計 1,570m)             |
| 高齢者の持家活用による住み替え支援事業 |             | 対象戸数 30戸                      |

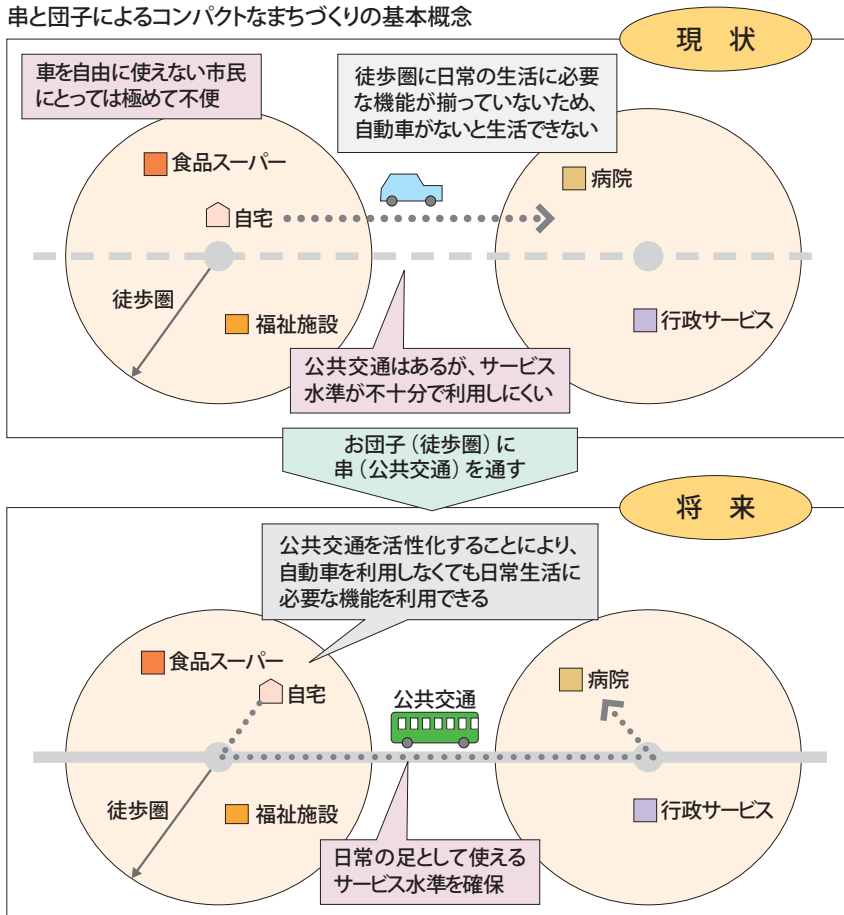
# 施策3 地域の生活拠点地区の整備 III-3-3

## 現状と課題

それぞれの地域における公共施設や商業施設などが集中している生活拠点地区においては、環境との共生に配慮しながら生活道路の整備や公共交通網の整備による生活環境の利便性を高める必要があります。

また、豊かな自然環境や特色あるまち並みなどそれぞれの地域特性を生かした魅力ある生活空間の創出による地域の活性化が必要となっています。

串と団子によるコンパクトなまちづくりの基本概念



## 施策の方向

### ①生活拠点地区の機能強化

地域社会の形成や快適な日常生活を営むための基盤となる道路の新設・改良や老朽化した橋梁の架け替え、さらに、こども達が安全

に歩行できる歩道などの整備を進めるとともに、市民が集える公園や広場の整備などにより、地域の生活拠点地区の良好な住環境の形成に努めます。

また、それぞれの生活拠点地区の定住人口の増加を図るため、各地域の生活環境に適合した良質な

住宅・宅地の供給や定住支援メニューの充実に努めます。



## 市民に期待する役割

- \*地域の特性を生かした住みやすい環境づくりに努める。
- \*地域生活における生活環境の利便性の維持・向上のため、地元商店などの利用に努める。

## 総合計画事業概要

| 事業名    | 平成18年度末現況 | 事業の概要(19~23年度) |
|--------|-----------|----------------|
| 宅地整備事業 | 9区画造成     | 17区画造成(累計26区画) |



# 施策1 公共交通の利用促進 III-4-1



## 現状と課題

本市の薄く広がった市街地の生活では、移動手段として自動車を選択する人が多く、公共交通の利用者が減少し続けており、将来にわたって現在の路線を維持していくことが困難となることが懸念されています。

また、自動車交通の増加は二酸化炭素の排出などによる環境への負荷を増大させることになります。

これらの課題に対応するためには、公共交通の積極的な利用に向けて市民意識を醸成することが極めて重要となっています。



市内軌道及び定期路線バスの利用状況 (km、台、千人、人)

| 年度 | 市内軌道 |      |       |         | 定期路線バス (県内) |      |       |         |
|----|------|------|-------|---------|-------------|------|-------|---------|
|    | 営業キロ | 配置車輛 | 乗客数   | 1日平均乗客数 | 系統数         | 配置車輛 | 乗客数   | 1日平均乗客数 |
| 12 | 6.4  | 17   | 4,256 | 11,661  | 190         | 168  | 9,086 | 24,892  |
| 13 | 6.4  | 17   | 3,983 | 10,912  | 200         | 163  | 8,110 | 22,220  |
| 14 | 6.4  | 17   | 3,868 | 10,597  | 181         | 165  | 7,540 | 20,656  |
| 15 | 6.4  | 17   | 3,795 | 10,369  | 185         | 173  | 7,271 | 19,866  |
| 16 | 6.4  | 17   | 3,674 | 10,066  | 178         | 169  | 6,824 | 18,696  |

(富山地方鉄道(株)調べ)

## 目標とする指標

| 指標とその説明                                      | 基準数値 (年度等)        | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                                   |
|--|-------------------|----------|--|
| <b>公共交通利用者数</b><br>1日当たりの富山市内の鉄軌道及び路線バスの利用者数 | 61,780人<br>(16年度) | 62,000人  | 公共交通利用者の減少傾向の中、利便性の向上などを図り、現状の利用者数の維持を目指す。 |

## 施策の方向

### ①公共交通の利用促進

自動車利用から公共交通利用へ転換することによって得られるさまざまな公益や、超高齢社会<sup>※1</sup>における安全な移動手段としての公共交通の役割などの啓発により公共交通利用意識の高揚を図りま

す。

また、ノーマイカーデー<sup>※2</sup>の実践などを通して、さまざまな地域での公共交通の利用頻度を高め、公共交通の運行の確保につなげます。

※1 超高齢社会 総人口に占める高齢者人口（65歳以上の人口）の割合が21パーセント以上の社会。  
 ※2 ノーマイカーデー 地球環境の保全と公共交通機関の利用促進のため、クルマの利用を控えてもらい、自家用車に比べてエネルギー効率が良く、環境への負荷の少ないバス、電車、自転車の利用を推進する日。

## 市民に期待する役割

- \*日常生活において、できるだけ公共交通を利用する。
- \*事業者は、ノーマイカーデーの設定など公共交通の利用を推進し、従業員は実践に努める。

## 総合計画事業概要

| 事業名          | 平成18年度末現況 | 事業の概要(19~23年度)           |
|--------------|-----------|--------------------------|
| 公共交通利用促進啓発事業 |           | 公共交通活性化計画/パンフレットの作成、配布など |

# 施策2 拠点を結ぶ交通体系の再構築 III-4-2



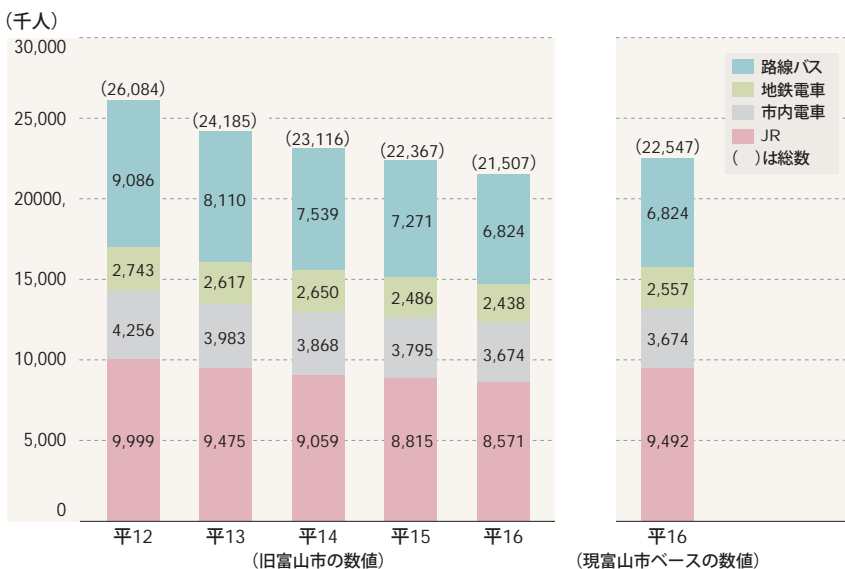
## 現状と課題

公共交通は、環境にやさしく、子どもや高齢者などが安全に移動できる有効な手段として注目されていますが、利用者は年々減少傾向にあります。

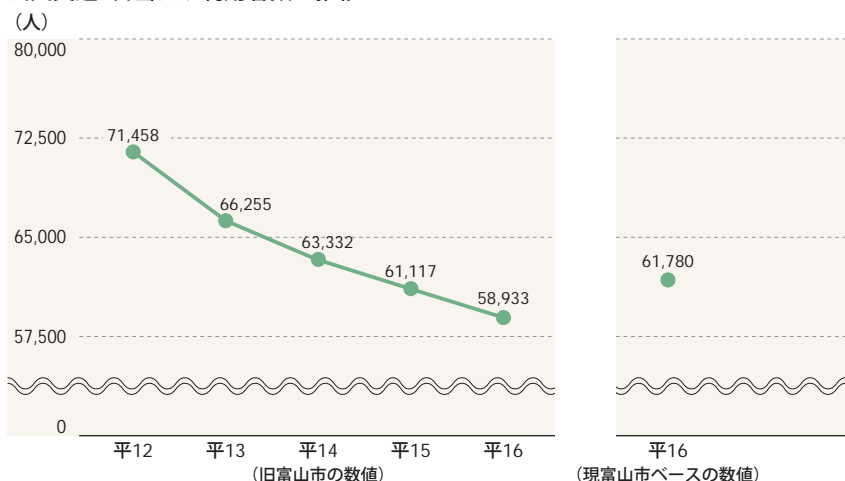
このため、さまざまなライフスタイルに対応できるよう公共交通を軸とした交通体系を整備し、公共交通の利便性や快適性を高める必要があります。

また、広大な市域には公共交通を利用しにくい地域もあることから、公共交通網の整備と一体的に道路網を整備していく必要があります。

公共交通利用者数の推移



公共交通1日当たり利用者数の推移



## 目標とする指標

| 指標とその説明   | 基準数値（年度等）         | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                                   |
|---|-------------------|----------|--|
| <b>公共交通利用者数</b><br>(再掲Ⅲ-4-1)<br>1日当たりの富山市内の鉄軌道及び路線バスの利用者数 | 61,780人<br>(16年度) | 62,000人  | 公共交通利用者の減少傾向の中、利便性の向上などを図り、現状の利用者数の維持を目指す。 |

## 施策の方向

### ①公共交通の利便性の向上

バス交通の維持・拡大を図るため、生活バス路線を維持するための支援を行うとともに、地域自主運行バスの支援やコミュニティバス<sup>※3</sup>の運行に努めます。

また、JRやライトレール、不二越・上滝線などの地方鉄道の鉄軌道を中心とした公共交通の活性化を図るため、主要駅周辺での駐車場

などの整備やアクセス道路の整備によるパーク・アンド・ライド<sup>※4</sup>の促進を図るとともに、フィーダーバス<sup>※5</sup>の運行により、地域での公共交通の利便性を高めます。

特に、高山本線を高頻度運行し、活性化を図る社会実験の結果を踏まえながら沿線主要駅周辺のコンパクトなまちづくりを進めます。



※3 コミュニティバス 中心市街地や公共交通が不便な地域において、必要目的に合わせて運行するバス。

※4 パーク・アンド・ライド 交通混雑を緩和するため、自動車を都市郊外の駐車場に駐車（パーク）して、鉄道やバスなどの公共交通機関に乗り換え（ライド）て、目的地まで行くシステム。

※5 フィーダーバス 鉄道や基幹バス路線などに接続して、支線的な役割を果たすバス路線のこと。

## 市民に期待する役割

**\*日常生活において、できるだけ公共交通を利用する。**

**\*事業者は、ノーマイカーデーの設定など公共交通の利用を推進し、従業員は実践に努める。**

## 総合計画事業概要

| 事業名           | 平成18年度末現況                              | 事業の概要（19～23年度）    |
|---------------|--|-------------------|
| バス交通利用促進事業    | 生活バス路線維持支援<br>地域自主運行バス支援<br>コミュニティバス運行 | 事業の継続実施           |
| 高山本線沿線まちづくり事業 | 高山本線活性化社会実験など                          | 各駅関連施設及び周辺道路などの整備 |

# 施策3 地域を結び生活を支える 道路網の整備 Ⅲ-4-3



## 現状と課題

市民生活に密着した道路の整備にあたっては、歩行者の安全確保に努めるとともに、自然景観や都市景観にも配慮したゆとりが感じられる道路空間の創出が大切となっています。

また、市街地の交通需要への対応に加え、防災や産業などの多様な分野における地域間の交流・連携を促すため、幹線道路の整備促進が必要となっています。

地域別市道舗装率・改良率

平成18年4月1日現在

|          | 富山           | 大沢野       | 大山      | 八尾        | 婦中           | 山田      | 細入      | 計          | 単位             |
|----------|--------------|-----------|---------|-----------|--------------|---------|---------|------------|----------------|
| ①路線数     | 8,027        | 454       | 262     | 521       | 504          | 59      | 64      | 9,891      | 本              |
| ②総延長     | 1,929,397.40 | 199,467   | 102,884 | 357,253   | 333,270.10   | 106,583 | 33,742  | 3,062,596  | m              |
| ③実延長     | 1,882,417    | 195,426   | 101,867 | 350,254   | 308,818.90   | 102,091 | 33,506  | 2,974,380  | m              |
| ④実面積     | 11,738,064   | 1,289,300 | 626,823 | 1,951,951 | 1,991,038.56 | 511,944 | 176,968 | 18,286,089 | m <sup>2</sup> |
| ⑤舗装済延長   | 1,746,179.80 | 177,834   | 91,577  | 260,372   | 272,656.90   | 62,186  | 30,055  | 2,640,861  | m              |
| ⑥舗装済面積   | 11,071,886   | 1,212,922 | 428,930 | 1,200,561 | 1,822,426.29 | 360,089 | 166,137 | 16,262,951 | m <sup>2</sup> |
| ⑦砂利道延長   | 126,643      | 17,592    | 10,671  | 89,881    | 36,162.00    | 39,906  | 3,450   | 324,304    | m              |
| ⑧規格改良済延長 | 1,501,483.40 | 136,665   | 73,311  | 175,612   | 226,078.60   | 69,373  | 24,391  | 2,206,914  | m              |
| ⑨舗装率=⑤/③ | 92.76        | 91.00     | 89.90   | 74.34     | 88.29        | 60.9    | 89.70   | 88.8       | %              |
| ⑩改良率=⑧/③ | 79.76        | 69.93     | 71.97   | 50.14     | 73.21        | 68.0    | 72.80   | 74.2       | %              |

国道・県道の舗装率・改良率

平成18年4月1日現在

(単位：m、%)

|    | 実延長       | 改良済延長     | 改良率  | 舗装済延長     | 舗装率  |
|----|-----------|-----------|------|-----------|------|
| 国道 | 133,083   | 112,683   | 84.7 | 115,185   | 86.6 |
| 県道 | 613,174   | 526,693   | 85.9 | 541,343   | 88.3 |
| 市道 | 2,974,380 | 2,206,914 | 74.2 | 2,640,861 | 88.8 |
| 合計 | 3,720,637 | 2,846,290 | 76.5 | 3,297,389 | 88.6 |

## 施策の方向

### ①国道や県道の整備促進

都市部や周辺の市街地、中山間地域※<sup>6</sup>の交流・連携を強化するため、一般国道や県道などの整備促進を国・県に働きかけ、各地域の主要施設間のネットワーク化を促進します。

### ②市道の整備推進

本市の道路網の骨格を構成し、都市機能の活性化に資する幹線市道の整備を進めます。

また、交差点での渋滞による交通障害を解消するため、交通支障箇所の改善に努めます。



## 市民に期待する役割

**\*道路によって結ばれている地域との交流・連携を深め、地域同士が支えあう意識の醸成に努める。**

※<sup>6</sup> **中山間地域** 山間地とその周辺の地域を指す。全国の森林の約8割、農地の4割が中山間地域にあり、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水資源の涵養などの多くの機能を有している地域。

## 総合計画事業概要

| 事業名        | 平成18年度末現況         | 事業の概要(19~23年度) |
|------------|-------------------|----------------|
| 幹線市道整備事業   | 整備延長5.4km(18年度予定) | 整備延長 20.6km    |
| 街路整備事業     | 整備延長0.5km(18年度予定) | 整備延長 4.1km     |
| 交通支障箇所改善事業 | 改善箇所6箇所(18年度予定)   | 改善箇所 12箇所      |

## IV 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

### 政策1

### 出会いと発見に満ちた魅力ある観光のまちづくり

# 施策1 広域・滞在型観光の推進 IV-1-1



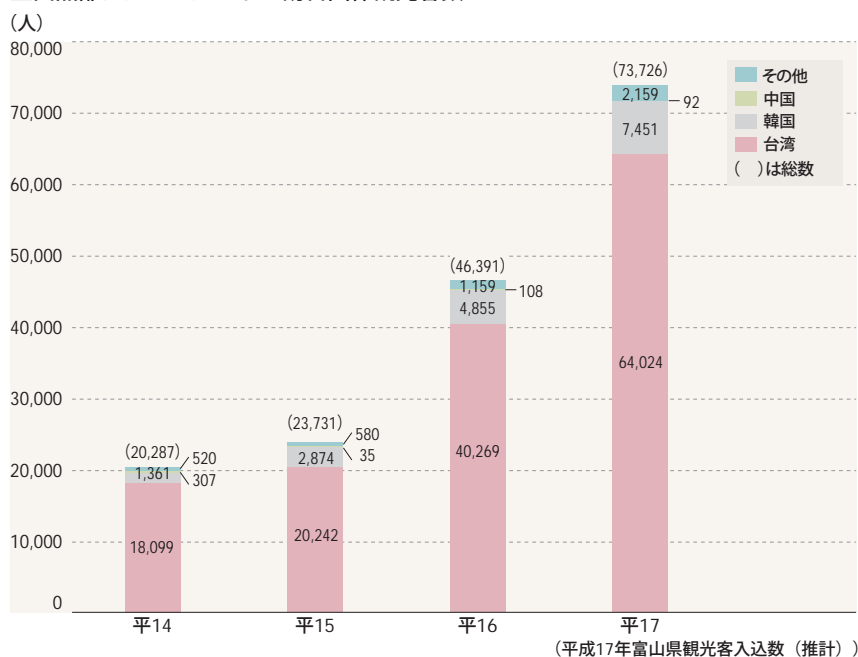
#### 現状と課題

本市では、道路や鉄道、空港などの交通の基盤整備が進んでおり、今後も北陸新幹線や地域高規格道路※<sup>1</sup>などの高速交通網の整備により、国内外からの観光客の増加が見込まれます。

このことから、立山黒部アルペンルートなどへの発着点としての役割に加え、隣接県などの観光地を周遊する際の滞在拠点として選択されるよう、広域的な視点にたった観光施策の展開が必要となっています。

このため、周辺市町村との連携により、お互いの資源を活用・補完しながら滞在型観光に向けた環境の整備を推進する必要があります。

立山黒部アルペンルートの訪日団体観光客数



※1 地域高規格道路 高速自動車道路などと一体となって高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する道路で、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、60～80km/hの高速サービスを提供できる道路として整備される。

#### 目標とする指標

| 指標とその説明                          | 基準数値(年度等)           | 23年度目標数値   | 目標設定の考え方                                       |
|----------------------------------|---------------------|------------|--|
| 外国人観光客入込数<br>富山空港国際線の外国人降客数      | 34,330人<br>(17年)    | 46,000人    | 外国人観光客の誘致を進め年間2,000人程度の増を目指す。                  |
| ホテル旅館等の<br>宿泊者数<br>ホテル・旅館の延べ宿泊者数 | 1,783,005人<br>(17年) | 1,933,000人 | 広域・滞在型観光を推進し、ホテル・旅館の宿泊者について、年間25,000人程度の増を目指す。 |

## 施策の方向

### ①富山らしい滞在型観光の推進

来訪者が本市で多様な過ごし方ができるよう、豊かな自然を生かしたグリーン・ツーリズムやエコ・ツーリズム※2などの体験型観光のほか、医薬品製造業やエコタウンをはじめとした富山の特色ある産業や企業などを紹介する産業観光を促進するなど、滞在メニューの充実を図ります。

また、ぶり街道推進協議会や立山黒部観光宣伝協議会などの広域観光推進組織と連携を図りながら周辺観光地を含んだ魅力的な周遊モデルルートを構築し、広域滞在型観光の推進に努めます。

本市の観光の将来像や施策の方向、さらには実践的な取り組み内容を明らかにして施策を展開するため、富山市観光実践プランを策定し、本市の立地特性を活かした

観光の推進に努めます。

### ②外国人観光客の誘致促進

外国人が安心して滞在できる都市としての魅力を高めるため、外国語表記の案内板や外国語パンフレットの充実、観光ボランティアへの外国語会話研修の実施、宿泊施設での外国語テレビ放映機器の整備に対する支援などによる受け入れ環境の整備を図るとともに、飛越国際観光都市連合やホテル・旅館などの観光関連事業者と連携し、外国人観光客に対し魅力的な観光ルートを提案します。

また、本市の魅力ある観光資源や物産などを紹介するため、海外での観光客誘致宣伝活動を行うとともに、インターネットでの外国人向けの観光情報を充実し、海外における本市の知名度向上を図ります。



## 市民に期待する役割

\*折に触れて市の観光資源を紹介する。

\*おもてなしの心をもって観光客と接する。

\*観光ボランティア活動に参加し、国内外の観光客に対して案内を行う。

※2エコ・ツーリズム 生態系や自然保護に配慮し、旅を通じて環境に対する理解を深めようという考え方。またそのような旅のしかた。

## 総合計画事業概要

| 事業名            | 平成18年度末現況 | 事業の概要(19～23年度)      |
|----------------|-----------|---------------------|
| 観光実践プランの策定     |           | プランの策定              |
| 外国語表示観光案内板整備事業 | 設置箇所数 8箇所 | 設置箇所 14箇所の増(累計22箇所) |



# 施策2 観光資源のネットワーク化の推進

## IV-1-2



### 現状と課題

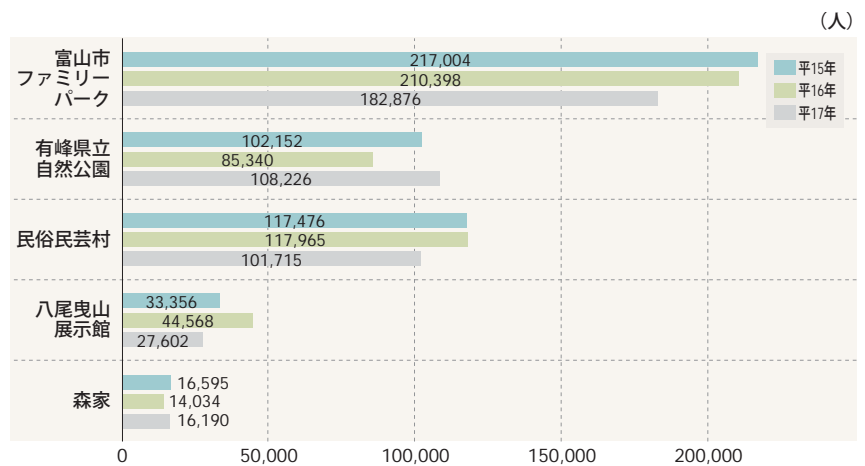
本市には、海や山岳、河川、森林など、四季ごとに豊かに彩られる自然や、それぞれの地域で育まれてきた伝統文化や芸術、祭りなどがあります。また、八尾曳山展示館、北前船廻船問屋森家、売薬資料館など地域の歴史を物語る施設、美しい都市空間などの観光資源が点在しています。

また、平成18年度に県から移管されたらいちょうバレースキー場など、市内にあるスキー場については、スキー人口の減少に伴い経営が厳しくなっており、経営の改善が必要になってきています。

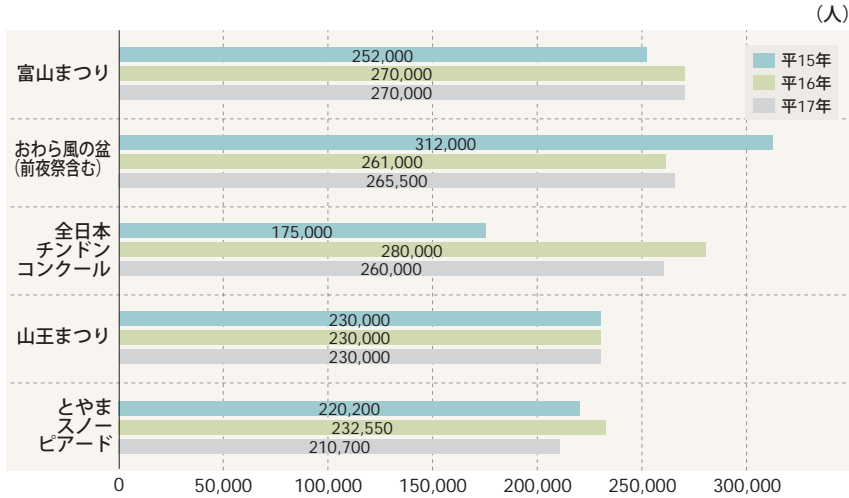
今後は、これら個々の観光資源について魅力を高めながら、季節別・テーマ別に連携させることにより、通年型観光を促進する必要があります。

また、点在する観光資源を公共交通機関やアクセス道路で効率よく結ぶとともに、充実した観光情報を発信するなど、観光地としての基盤の確立と利便性を高める必要があります。

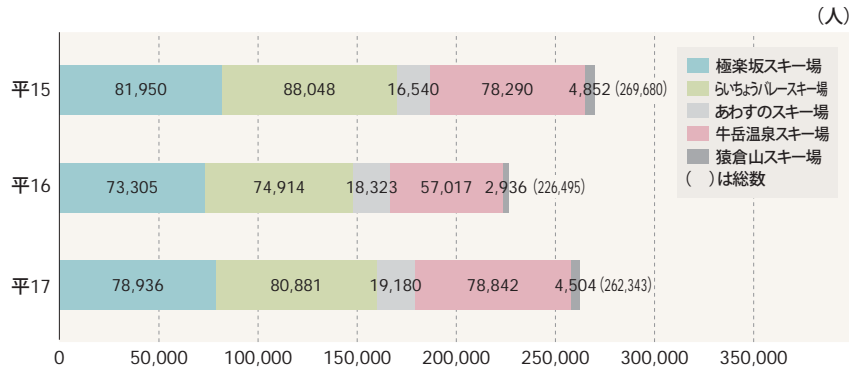
主な観光資源の観光客入込み数



### 主な観光行事の観光客入込み数



### 市内スキー場の利用状況



## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値 (年度等)        | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                           |
|--|-------------------|----------|------------------------------------|
| <b>スキー場入込客数</b><br>市内スキー場の入込客数<br>(らいちょうバレー、極楽坂、牛岳温泉、あわすの、猿倉山) | 262,343人<br>(17年) | 263,000人 | スキー人口が減少する中で、各スキー場の魅力を高め、現状維持を目指す。 |
| <b>温泉施設利用客数</b><br>(再掲Ⅲ-1-2)<br>市内の主な温泉7施設の年間利用者数              | 856,759人<br>(17年) | 860,000人 | 滞在型観光を進め、現状より増を目指す。                |



## 施策の方向

### ① まちなか観光の推進

観光の拠点となる中心市街地の再整備により魅力を高め、まちの賑わい創出に努めるとともに、城址公園や松川・いたち川の整備・活用などにより人々が滞留できる空間形成を図り、まちなか観光を推進します。

### ② 地域の観光資源のネットワーク化による魅力の向上

さまざまな交通手段を利用して訪れる観光客が、目的地まで快適に移動できるよう交通網の整備に努めます。

また、点在している観光資源の情報を整理し、季節別・テーマ別

の観光ルートを構築するなど、観光メニューの充実に努めます。

さらに、観光客をひきつける観光パンフレットを作成し、配布することにより、観光情報の発信に努め、多くの人々が本市を訪れ地域の賑わいが創出されるよう努めます。

### ③ スキー場と温泉施設等との連携

スキー場については、温泉施設をはじめとした近隣の観光施設との連携による利用者の増加に努めるとともに、トレッキングコース<sup>※3</sup>の整備などグリーンシーズン<sup>※4</sup>の活用策や、今後の経営方式のあり方について検討を進めます。

## 市民に期待する役割

- \* 伝統的な行事や地域で行われるさまざまなイベントなどに参加する。
- \* 折に触れて市の観光資源を紹介する。

※3 トレッキングコース 山歩きのコース。

※4 グリーンシーズン スキーシーズン以外のシーズンで、雪どけ後の新緑の時期から積雪前までの季節。

# 施策3 富山ブランドの発掘・発信 IV-1-3



## 現状と課題

本市には、「くすり」や「ますの寿し」など、全国的に有名な商品や、「おわら風の盆」など著名な伝統文化があり、これらは確立された富山ブランドといえます。

しかしながら、地域全体のイメージの好感度や知名度としての富山ブランドは、全国的なものとして確立するまでには至っていない状況です。地域イメージの向上には、市民一人ひとりが富山ブランドの良さを認識し、暮らしのあらゆる場面で利活用し、PRしていくことが大切です。

このことから、これら富山ブランドの価値をさらに高める工夫をしながら、さらに魅力ある富山ブランドの発掘に取り組む必要があります。

また、販売品については、富山ブランドとして位置づけるとともに、流通経路を拡大し、販売を促進することが必要となっています。

### 富山市の特産品一覧

| 区分        | 主な特産品  |
|-----------|--|
| 水産物・水産加工物 | かまぼこ、ほたるいかの沖漬け、いかの黒作り、白えびの刺身、イワシやアジのみりん干し、塩乾物 など             |
| 農産品・農産加工品 | 富山米、呉羽梨、朝日すいか、池多りんご、富山トマト、いちじく、自然薯、らっきょう漬、山菜加工品、啓翁桜、水橋カレー など |
| 各種食品      | ますの寿し、みょうが寿し、八尾そば など   |
| 工芸品・民芸品   | 富山木象嵌、越中八尾和紙、ガラス工芸品、とやま土人形 など                                |
| その他       | 配置用医薬品、薬膳料理、地酒・地ビール・地ワインなどの酒類、地元産の食材を使った菓子類                  |

## 施策の方向

### ①富山のイメージを高めるブランド化の推進

市民が富山ブランドの良さを再認識し、誇りをもって全国に自慢できるよう市民への意識啓発に努めます。

また、県内外で開催される各種イベントや、富山ブランド市、富山くすりフェアなどの機会を捉えて富山ブランドのPRに努めると

ともに、くすりに関する情報発信の拠点となる施設などの整備について検討します。

一方、特産品の生産者に対しては、商品などの高付加価値化や高品質化、差別化を図るための研修会を開催するとともに、インターネット網を活用した販路拡大に向けた取り組みを支援します。

さらに、富山ブランド情報を集

めたホームページを開設し、富山 めます。  
 ブランドの普及と販売の促進に努



## 市民に期待する役割

\*市の特産品の良さを認識するとともに、折に触れて紹介する。

## 総合計画事業概要

| 事業名         | 平成18年度末現況  | 事業の概要(19~23年度)                                      |
|-------------|------------|---|
| 富山ブランド推進事業  |            | 講演会の開催、ホームページの開設、生産者向け富山ブランド研修会の開催、生産者等ホームページ開設助成など |
| 富山ブランド市開催事業 | 富山ブランド市の開催 | 継続開催  |

# 施策4 コンベンションの振興 IV-1-4



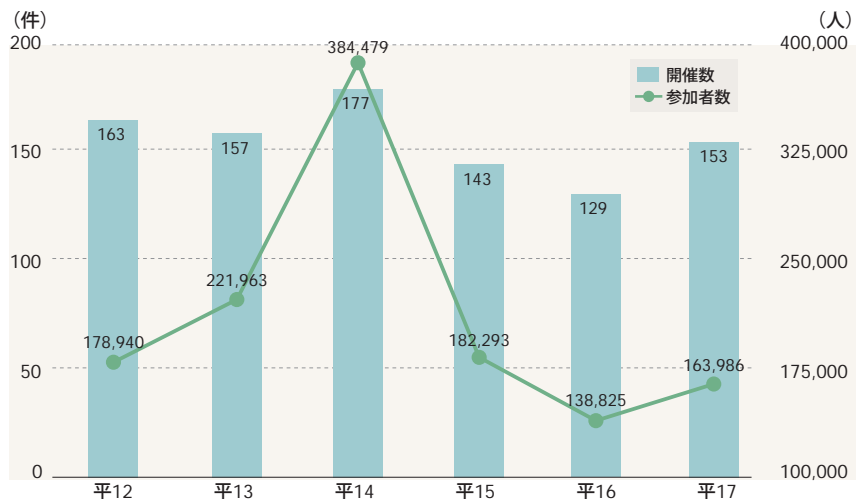
## 現状と課題

本市には、富山国際会議場、富山市芸術文化ホール（オーバードホール）、富山県民会館などの大規模な会議などができるコンベンション※<sup>5</sup>施設があり、中でも中心的役割を担う富山国際会議場は、メインホール、大型スクリーン、6カ国語同時通訳設備などにより、国際的な会議に対応できるものとなっています。また、近隣には、ホテルや飲食店が集積しており、富山大手町コンベンション(株)や、(財)富山コンベンションビューローとの連携により、大学や各種団体を訪問するなど、コンベンション情報を収集し、誘致に努めています。

市民によるコンベンションサポーター※<sup>6</sup>は、会議場での受付業務補助などの会議支援や、会場内での通訳、観光案内などを行い、コンベンションが円滑に開催できるよう主催者を支援しています。また、国際会議場でのコンベンション開催の際には、民間において物産販売のサービスを行っています。

会議参加者を本市のリピーター※<sup>7</sup>とするためには、参加者が市内を観光し、地元の料理を味わい、特産品を購入するなど、富山を楽しんでいただくことが大切です。そのためには、各種団体やコンベンションサポーターなどと連携したアフターコンベンション※<sup>8</sup>の充実が必要となっています。

コンベンション開催数推移



※<sup>5</sup> **コンベンション** 国際会議、大規模な会議や見本市など。国の内外から多くの人々を集めるなど、経済的、文化的波及効果が高い。

※<sup>6</sup> **コンベンションサポーター** 富山市内で開催されるコンベンションの受付や案内業務を支援する者。

※<sup>7</sup> **リピーター** 買い物、食事、宿泊、旅行などで同じ店やホテルや観光地を何度も利用したり訪れたりする人のこと。

※<sup>8</sup> **アフターコンベンション** コンベンション（会議、大会、学会）の後、その周辺で楽しめる娯楽。

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）     | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                 |
|--|---------------|----------|--------------------------|
| <b>コンベンション開催数</b><br><small>県外参加者が本市で延べ100泊以上するコンベンションの開催数</small> | 68件<br>(17年度) | 80件      | コンベンションの誘致を進め、毎年2件増を目指す。 |

## 施策の方向

### ①コンベンション誘致の推進

コンベンションを誘致するため、開催補助制度やコンベンションサポーター派遣制度をPRするとともに、富山大手町コンベンション(株)や(財)富山コンベンションビューローとの連携の強化に努めます。

また、コンベンションの国際化に対応するため、交通・宿泊・飲食・観光などの関連団体と協力し、開催支援の充実に努めるとともに、外国人に分かりやすい案内

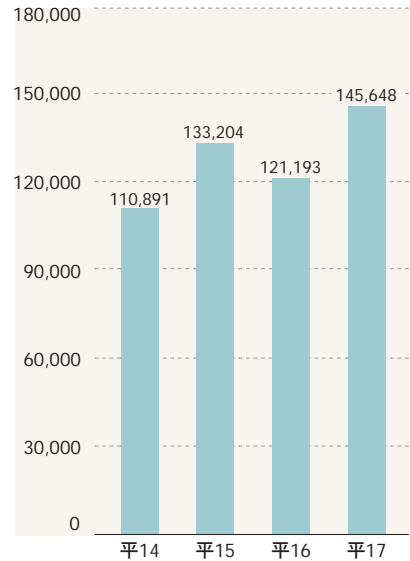
板の設置や、宿泊施設での外国語テレビ放映機器の整備に対する支援などを推進します。

### ②アフターコンベンションの充実

会議参加者に富山を楽しんでいただくため、各種団体や市民と行政が連携した、おもてなしの体制づくりに努めます。

また、アフターコンベンションでの観光を充実するため、インターネットでの飲食情報や特産品の紹介など、四季折々の旬の情報提供に努めます。

富山国際会議場入場者数  
(人)



## 市民に期待する役割

\*おもてなしの心をもって、コンベンションに参加した外来者と接する。

\*コンベンションサポーターに登録し、コンベンション参加者との交流活動に取り組む。



# 施策5 おもてなしの心の醸成 IV-1-5



## 現状と課題

本市では、ホテルや旅館などの関係団体と連携し、これらの従業員、タクシー運転手など観光客と接する機会が多い職業の方々を対象に、接遇や施設・特産品の情報、簡単な外国語会話の習得に取り組んでいます。

また、本市には、観光ボランティアガイドや、会議の支援を行うコンベンションサポーター、中心市街地周辺地区で清掃・案内などの活動を行うアーバンアテンダントなどのグループにより観光客へのおもてなしが実践されています。

今後は、観光の国際化や新幹線の開通などで、国内外から多くの観光客が訪れることが予想されるため、観光客を受け入れる体制の充実と、意欲的におもてなしの活動ができる人材の育成と確保が必要となっています。

### 観光ボランティア団体等一覧

| 区分           | 団体名                 | 活動地域  |
|--------------|---------------------|-------|
| 観光ボランティア     | 紙ふうせん               | 富山地域  |
|              | 岩瀬案内グループ            |       |
|              | 婦中町観光ボランティア         | 婦中地域  |
|              | うれの会                | 大山地域  |
| コンベンションサポーター | とやまコンベンションサポーター会    | 富山市全域 |
| アーバンアテンダント   | T-angels(ティーエンジェルズ) | 富山地域  |

## 施策の方向

### ①市民ぐるみでもてなす心の醸成

市民全体がおもてなしの心を持って観光客に接することが観光客の満足度向上につながり、富山のファンやリピーターの獲得に大切なことから、市民がそれぞれの地域において、得意な分野で活動しやすい環境の整備に努め、市全体で観光客をもてなす気運の醸成を

図ります。

また、今後、増加が予想される外国人観光客への対応に備え、観光産業関係者や観光ボランティアを対象とした研修を支援するとともに、異文化の慣習への理解や、外国語会話の習得など、研修内容の充実に努めます。



## 市民に期待する役割

- \*おもてなしの心をもって観光客と接する。
- \*観光関係者は、本市の観光についての知識を深めるとともに、接遇などについて資質の向上に努める。

## 総合計画事業概要

| 事業名         | 平成18年度末現況             | 事業の概要(19~23年度) |
|-------------|-----------------------|----------------|
| 観光サポーター研修事業 | コンベンションサポーターとの合同研修の実施 | 事業の継続実施        |



# 施策1 伝統的文化・文化遺産の 保全、活用 IV-2-1



## 現状と課題

本市にはおわら風の盆や八尾曳山祭り、熊野神社の稚児舞などの伝統芸能や、とやま土人形や富山木象嵌、越中和紙などの伝統工芸品があります。

これら、それぞれの地域の歴史と生活に培われた伝統が、関係者の高齢化などから担い手や後継者が減少しており、伝統文化の継承のための対策が必要となっています。

また、岩瀬地区や八尾地区の情緒豊かで歴史的なまち並みや、史跡王塚・千坊山遺跡群など、地域の歴史や文化を語る貴重な資源を保全し、まちの活性化につなげていくことが必要となっています。

### 富山市内の国指定文化財一覧

|    | 種 別     | 名 称                 |
|----|---------|---------------------|
| 1  | 建造物     | 浮田家住宅               |
| 2  | 建造物     | 旧森家住宅               |
| 3  | 建造物     | 富岩運河水閘施設（中島閘門）      |
| 4  | 絵画      | 紙本著色野郎歌舞伎、婦女遊楽図六曲屏風 |
| 5  | 絵画      | 絹本著色法華経曼荼羅図         |
| 6  | 彫刻      | 木造十一面観音立像           |
| 7  | 彫刻      | 木造聖観音立像             |
| 8  | 書跡      | 仏祖正伝菩薩戒教授文          |
| 9  | 考古資料    | 境A遺跡出土品             |
| 10 | 有形民俗文化財 | 富山の売薬用具             |
| 11 | 無形民俗文化財 | 越中の稚児舞（熊野神社の稚児舞）    |
| 12 | 史跡      | 北代遺跡                |
| 13 | 史跡      | 直坂遺跡                |
| 14 | 史跡      | 王塚・千坊山遺跡群           |
| 15 | 史跡      | 安田城跡                |
| 16 | 特別天然記念物 | 薬師岳の圈谷群             |
| 17 | 天然記念物   | 真川の跡津川断層            |
| 18 | 天然記念物   | 猪谷の背斜・向斜            |
| 19 | 天然記念物   | 横山楡原衝上断層            |

## 施策の方向

### ① 伝統文化等の保存・継承への支援

地域の伝統文化を次代に継承するため、本市の伝統文化に関するさまざまな情報を市内外に発信するとともに、市内の小学生等を対象とした伝統芸能発表会などを開催することにより、後継者となる人材を幅広く発掘し、後継者の確保・育成に努めます。

また、地域に残る伝統的な行事に対して支援制度を整備し、伝統文化の保存・継承に努めます。

さらに、先人の残した本市の伝統工芸品の良さを広く市民にPRするとともに、富山木象嵌技術講習会の開催や関係団体の活動に対して支援し、後継者の育成や技術の継承に努めます。

### ② 伝統的なまち並みの保全と活用

地域の活性化を図るため、風情ある伝統的な家屋を修景し伝統的なまち並みの形成を進め、観光資源としての活用に努めます。

また、歴史的な風致を形成している伝統的な建造物群を、文化財

として保存する、国の伝統的建造物群保存地区※1の選定に向けた準備を進めます。

さらに、特色あるまち並みの創出を図るため、景観や雰囲気を損なう建築物や広告物などの抑制に努めます。

### ③ 文化遺産等の保全と活用

市内の多様な文化財の実態を把握するため、市全体の文化財を調査するとともに、史跡や建造物周辺に遊歩道や案内標識などを整備することにより、観光資源としての活用を図ります。

史跡王塚・千坊山遺跡群については、計画的に保存整備を図ります。

また、収蔵庫や展示スペースを備えた埋蔵文化財センターの整備について検討します。

### ④ 地域固有の文化資料等の電子化

図書館に所蔵する貴重な書物や地域固有の文化資料の電子化を推進し、ホームページ等での情報提供に努めます。



## 市民に期待する役割

＊地域の伝統行事に参加する。

＊折に触れて地域の伝統工芸品を紹介する。

＊地域に残る歴史的建造物や文化財を愛護する心を育む。

※1 伝統的建造物群保存地区 文化財保護法に基づいて、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために選定する地区。

## 総合計画事業概要

| 事業名                         | 平成18年度末現況                   | 事業の概要(19~23年度)                            |
|-----------------------------|-----------------------------|---|
| 歴史的まち並み修景等整備事業<br>(再掲Ⅲ-1-3) | 伝統的家屋及び一般建築物等の修景<br>空家活性化事業 | 事業の継続実施                                   |
| まち並み保存活用推進事業                | 岩瀬地区の廻船問屋の資料調査<br>旧森家の展示活用  | 岩瀬地区の伝統的建造物群選定のための調査など<br>まち並みを生かした施設整備など |
| 史跡王塚・千坊山遺跡群整備事業             | 保存管理計画策定委員会の開催              | 遺跡群の復元整備など                                |
| 埋蔵文化財センター施設整備事業             |                             | 整備計画策定、施設整備の検討                            |

## 施策2 新たな芸術文化の発信 IV-2-2



### 現状と課題

本市では、ガラス工芸品の創作活動を通じて、ガラス工芸を新しい産業として定着させるため、富山ガラス工房を整備・充実するとともに、作品を展示するショーケースを街路に設置するなど、ガラス工芸技術者の養成とガラス工芸品の普及に努めてきました。

今後は、ガラスを富山の新しい文化として位置づけるための拠点施設等の整備と「ガラスの街とやま」のイメージの定着を図る必要があります。

また、富山の伝統的な産業である薬業とともに、グラフィックやパッケージデザインに代表される商業デザイン産業が発展しており、全国的にも高い評価を受けています。

今後は、デザインの振興や普及啓発により、地域の活性化を図る必要があります。

一方、地域に潜在している芸術・文化資源の発掘に努め、新たな芸術文化として、発展の可能性を検討する必要があります。

富山ガラス造形研究所卒業生進路一覧

(人)

| 進路先 |         | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 進学  | 研究科     | 4      | 3      | 2      | 3      | 3      |
|     | その他(留学) | 1      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 就職  | 富山ガラス工房 | 0      | 1      | 1      | 0      | 1      |
|     | ガラス関係会社 | 1      | 4      | 1      | 0      | 1      |
|     | 公立工房    | 0      | 1      | 0      | 1      | 1      |
|     | 個人工房    | 2      | 9      | 14     | 12     | 7      |
|     | 教育関係    | 2      | 1      | 0      | 0      | 1      |
| その他 |         | 9      | 1      | 1      | 1      | 6      |
| 合計  |         | 19     | 20     | 19     | 17     | 20     |

富山ガラス工房の利用状況

(人)

| 年度         | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入館者数       | 32,066 | 34,053 | 33,315 | 33,837 | 34,742 |
| 1日平均       | 105    | 111    | 117    | 109    | 112    |
| ガラス制作講座受講者 | 12     | 12     | 12     | 18     | 18     |
| 吹きガラス等体験者数 | 398    | 504    | 679    | 1,577  | 3,146  |

デザイン業務種類別年間売上高（平成15年北陸三県）（百万円）

| 区分         | 富山県   | 石川県 | 福井県 |
|------------|-------|-----|-----|
| パッケージデザイン  | 59    | 10  | 11  |
| グラフィックデザイン | 1,231 | 552 | 365 |
| サインデザイン    | 141   | 34  | 35  |
| ディスプレイデザイン | 46    | 36  | 8   |

（平成15年特定サービス産業実態調査）

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）                              | 23年度目標数値      | 目標設定の考え方               |
|--|--|---------------|------------------------|
| <b>ガラス作品制作<br/>体験者数</b><br><small>吹きガラス体験などの有料体験参加者数</small> | <b>3,146人</b><br><small>(17年度)</small> | <b>4,200人</b> | 体験事業の充実により毎年約5%の増を目指す。 |

## 施策の方向

### ①新たな芸術文化の創造への支援

ガラス工芸の知名度の向上を図るため、建築家やアーティストなど異業種のデザイナーとのコラボレーション※2による新しい表現領域の開発に努めるとともに、ガラスアートの建築空間や都市空間への活用を促進します。

また、ガラス工芸の活性化を図るため、翡翠の入った新素材ガラスの普及促進や、創作工房（レンタル工房）や体験事業の充実を図り、ガラス作家の本市への定着を促進するとともに、創作活動に対して支援します。

また、ガラス美術館基本構想に基づき、富山のガラス文化の拠点の整備について検討します。

### ②デザインの普及とデザイン活動への支援

デザイナーの資質向上や人材の育成のため、若手デザイナーなどの活動に対して支援するとともに、ポスター塔やデザインサロン富山での特別企画展やデザインセミナー、富山デザインフェアなどを開催し、市民が商業デザインを身近に感じることができるよう工夫するなど、商業デザインの振興や普及啓発に努めます。



IV 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

## 市民に期待する役割

\* ガラス工芸や商業デザインについて理解を深める。

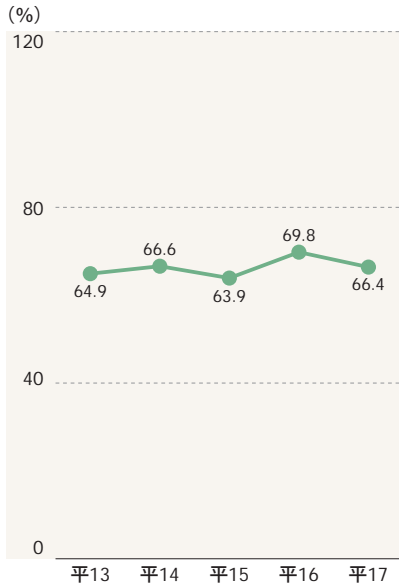
※2 コラボレーション 共同作業。共同製作。

## 総合計画事業概要

| 事業名            | 平成18年度末現況            | 事業の概要(19~23年度)                         |
|----------------|----------------------|--|
| ガラスのまち推進事業     | ショーケースの設置<br>ガラス作品収蔵 | ショーケース設置の拡充<br>ガラス作品の購入<br>ガラス美術館の建設検討 |
| 富山デザインフェア等開催事業 | 富山デザインフェアの開催         | 富山デザインフェア等(デザイン月間事業)の開催                |

# 施策3 市民の芸術文化活動への支援 IV-2-3

富山市芸術文化ホール年間稼働率



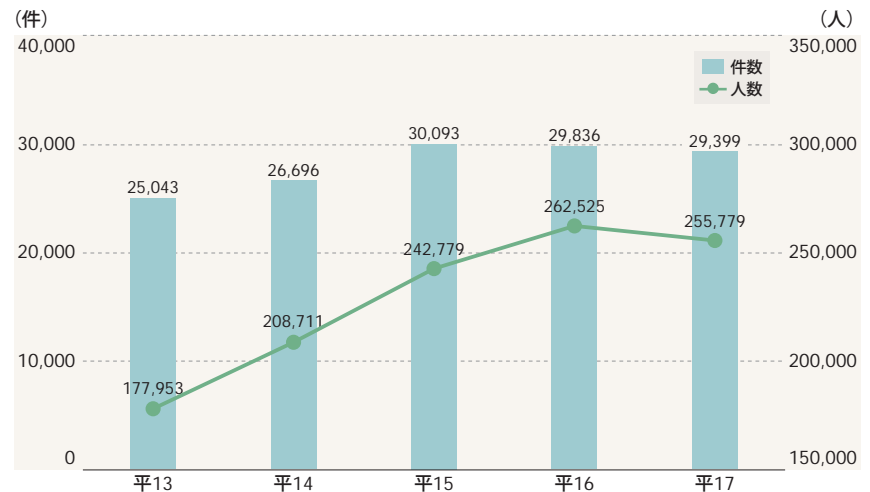
## 現状と課題

心豊かな暮らしを実現するため、市民の創作活動への支援や、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供が求められています。

また、本格的に芸術作家を目指している人から、趣味として芸術文化活動を実践している市民まで、それぞれの活動に応じた発表・鑑賞の場を提供し、芸術文化の発展につなげることが重要となっています。

さらに、次代の芸術文化を担う子どもたちに、芸術文化に触れる機会を提供することが重要になっています。

富山市民芸術創造センター利用状況



(件、人)

| 年度 | 舞台稽古場 |        | リハーサル室 |        | 大練習室  |         | 練習室    |        | アトリエ<br>舞台美術製作室 |       | 研修室 |       | 計      |         |
|----|-------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|--------|-----------------|-------|-----|-------|--------|---------|
|    | 件数    | 人数     | 件数     | 人数     | 件数    | 人数      | 件数     | 人数     | 件数              | 人数    | 件数  | 人数    | 件数     | 人数      |
| 13 | 388   | 20,753 | 468    | 24,921 | 3,272 | 77,471  | 20,148 | 52,014 | 494             | 1,600 | 273 | 1,194 | 25,043 | 177,953 |
| 14 | 419   | 29,098 | 489    | 30,312 | 3,837 | 92,145  | 21,122 | 51,771 | 513             | 3,545 | 316 | 1,840 | 26,696 | 208,711 |
| 15 | 380   | 32,230 | 521    | 34,155 | 4,681 | 107,932 | 23,603 | 64,070 | 485             | 3,188 | 423 | 1,204 | 30,093 | 242,779 |
| 16 | 332   | 43,171 | 444    | 29,193 | 4,560 | 116,815 | 23,604 | 62,703 | 544             | 8,833 | 352 | 1,810 | 29,836 | 262,525 |
| 17 | 388   | 39,366 | 455    | 27,979 | 4,638 | 117,117 | 23,363 | 67,164 | 263             | 2,564 | 292 | 1,589 | 29,399 | 255,779 |



## 施策の方向

### ①優れた芸術文化に親しむ機会の充実

市民が芸術文化に親しむ機会を拡充するため、芸術文化ホールなどでの芸術文化事業の情報提供に努めます。

### ②地域の芸術文化活動拠点の充実

市民が身近で芸術文化に親しめる環境を整備するため、市民芸術創造センターや各地域の文化会館などを創作活動の拠点として充実させるとともに、老朽化した施設の改修を進めます。

また、市民の創作活動の発表の場として富山市美術展や神通峡美術展を開催するほか、音楽や舞踊などさまざまな文化活動の成果を

発表する機会の提供に努めます。

### ③地域文化を支える人材の育成

次代に地域の伝統文化を継承するため、児童生徒が地域の伝統的な文化行事などを通じて地域文化への理解を深めるとともに、児童生徒の文化活動を支援することにより地域文化を支える人材の育成に努めます。

また、地域文化のリーダーの育成を図るため、ふるさと発見塾や地域の文化に関するシンポジウムを開催するなど、市民が地域にある芸術文化資源を再発見し、住民一人ひとりが地域文化の担い手であると自覚できるよう意識の啓発に努めます。



## 市民に期待する役割

- \*音楽や演劇、美術などを鑑賞し、芸術文化に親しむ。
- \*創作活動に関する講座等に参加し、感性を磨き創造力を養う。
- \*芸術文化活動の発表の場でそれぞれの成果を披露する。
- \*伝統的な行事やさまざまな芸術文化活動に参加する。

## 総合計画事業概要

| 事業名              | 平成18年度末現況                               | 事業の概要(19~23年度)   |
|------------------|---|------------------|
| 市美術展の開催          | 日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、書道、写真の7部門               | 事業の継続実施          |
| 神通峡美術展の開催        | 壁面や野外に展示する造形作品の美術展                      | 3年に1度の公募展として継続実施 |
| 市民文化振興事業         | 市民文化事業団ソフト事業<br>芸術創造センター事業<br>桐朋アカデミー事業 | 事業の継続実施          |
| 文化芸術による創造のまち支援事業 | ふるさと発見塾やシンポジウム等の開催<br>ボランティアの育成など       | 事業の継続実施          |

# 施策1 広域交流の推進・充実 IV-3-1

## 現状と課題

人口減少、少子高齢化社会においては、本市を来訪する人々がもたらす、「もの」、情報及び人々との交流が、地域の活力を維持し、地域の活性化を図る上で欠かせないものとなっています。

このことから、本市が人々から訪れたいまち、暮らしたいまちとして選ばれるまちづくりを行っていくことが必要となっています。

また、本市では、市内のスポーツ施設等を活用して、地域における広域的な交流や地域の活性化を図るため、補助制度を設けて、県外の高等学校・短期大学・大学のスポーツ合宿を誘致しています。

今後は、これらの交流活動が将来にわたって持続し、発展していくよう、交流の分野を広めるとともに、活動を担う組織や人材の発掘と育成が必要となっています。

## 施策の方向

### ①選ばれるまちづくりの推進

本市が人々から訪れたいまち、暮らしたいまちとして選ばれるよう、本市の有する自然、景観、伝統芸能、文化、産業などの豊富かつ多様な資源の保全、整備、育成により本市の新たな魅力の創出に努めます。

また、それらの魅力の情報発信、観光の振興及び交通のネットワーク化に努めるとともに、来訪者受け入れの担い手となる、NPO<sup>※1</sup>やボランティアなどの人材の育成を図ることにより、交流人口の増加に努めます。

さらに、団塊の世代<sup>※2</sup>や大都市

圏等からのIJUターン<sup>※3</sup>者の受け皿づくりを進め、週末居住<sup>※4</sup>などを含めた定住人口の増加に努めます。

### ②都市間の連携・交流による魅力の創出

国内外に誇れる魅力に満ちた地域として持続的に発展するため、市民と県内外の人々が、民間・行政の枠を超え、経済や教育、文化などさまざまな分野において交流を深め、互いの地域の特性等を認識し、また互いの魅力を組み合わせることで相乗効果が発揮できるよう、連携・協働による活動体制の構築を図ります。

※1 NPO 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人、非営利組織、非営利団体(Non Profit Organization)。

※2 団塊の世代 戦後のベビーブーム時代といわれる昭和22年から昭和24年に生まれた世代。

※3 IJUターン 大学進学や就職等で、地方から大都市圏に出たのち、再び地方に就業・移住すること。Uターンは出身地に、Jターンは出身地の経路にある地域に、Iターンは出身地と全く異なる地域に移ること。

※4 週末居住 大都市に暮らす人が、週末を地方都市等で暮らすこと。団塊の世代のリタイアで、都市住民に広がることが予想されている生活様式。

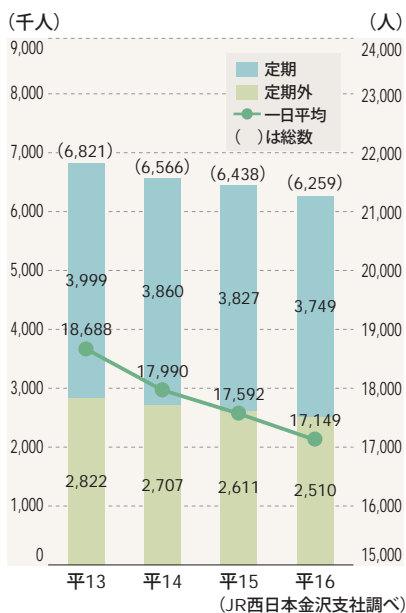
## 市民に期待する役割

\*地域の活性化に向けた活動に協力するとともに、市内外の人々や団体などとも積極的に交流する。



# 施策2 発展と交流を支える広域交通ネットワークの整備・充実 IV-3-2

JR富山駅の輸送状況



## 現状と課題

本市には、JR北陸本線やJR高山本線が整備されており、さらに、北陸新幹線の整備が進められるなど、鉄道交通の利便性の高い都市といえます。

空の玄関口である富山空港については、国内定期路線は3路線が運行されており、また、国際路線はソウル・ウラジオストク・大連の各便に加え、平成17年10月には上海便が開設され、国内外へのアクセス性が向上しています。

道路の状況では、高速道路として北陸自動車道が整備されており、また、地域高規格道路<sup>※5</sup>として富山高山連絡道路の整備も予定されていることから、自動車を利用した移動の利便性の向上が期待されています。

富山港については、地域の産業・経済の発展に貢献しており、内外貿易港として港湾機能の向上が求められています。

これらのことから、本市は、陸・海・空の交通の要衝地であるというポジションを生かし、環日本海地域の中核都市として、人・もの・情報の一層の交流を促進する必要があります。

平成16年海外渡航者数

|      | 全国順位 | 人口千人当り<br>出国日本人数 |
|------|------|------------------|
| 全国平均 | -    | 133.4            |
| 石川   | 21   | 90.4             |
| 福井   | 22   | 88.5             |
| 富山   | 25   | 82.3             |

(出入国管理統計年報)



※5 地域高規格道路 高速自動車道路などと一体となって高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する道路で、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、60～80km/hの高速サービスを提供できる道路として整備される。

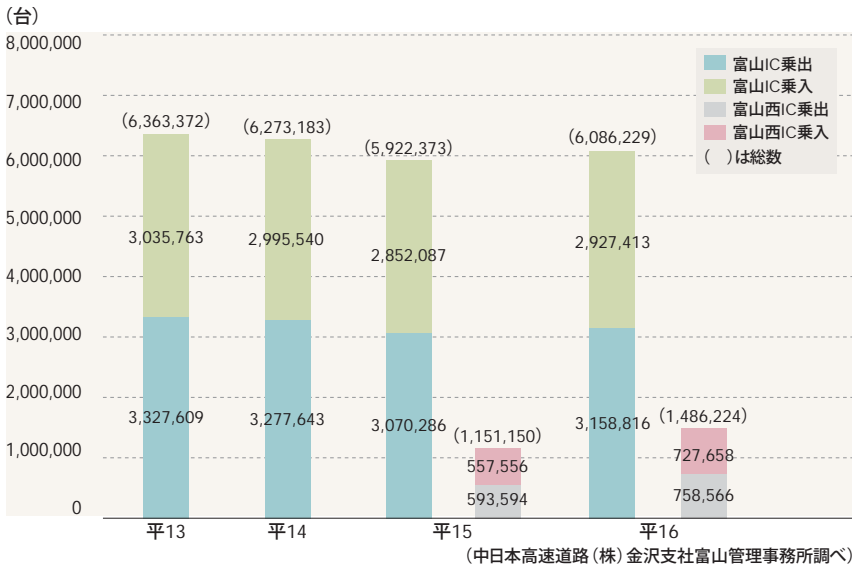
富山空港定期便の利用者数

| 年度 | 東京便     |         | 札幌便    |        | 福岡便    |        |
|----|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
|    | 降客      | 乗客      | 降客     | 乗客     | 降客     | 乗客     |
| 13 | 429,536 | 438,358 | 60,318 | 56,599 | 27,259 | 29,575 |
| 14 | 555,472 | 530,150 | 58,730 | 58,185 | 29,507 | 29,454 |
| 15 | 545,562 | 544,538 | 57,170 | 53,812 | 27,790 | 30,699 |
| 16 | 558,503 | 555,378 | 54,731 | 52,216 | 26,166 | 28,213 |
| 17 | 534,198 | 532,778 | 53,985 | 51,239 | 24,336 | 26,040 |

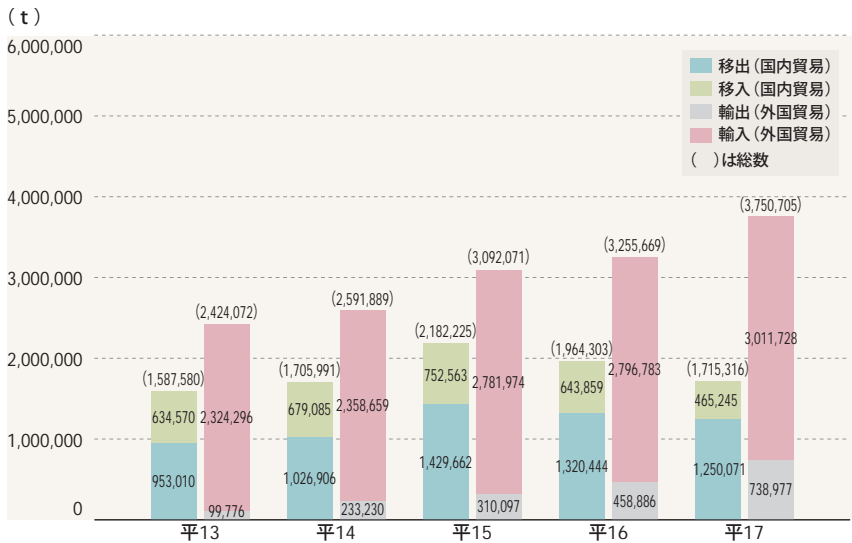
| 年度 | ソウル便   |        | ウラジオストク便 |       | 大連便    |        |
|----|--------|--------|----------|-------|--------|--------|
|    | 降客     | 乗客     | 降客       | 乗客    | 降客     | 乗客     |
| 13 | 20,548 | 20,350 | 1,477    | 1,408 | 16,483 | 15,640 |
| 14 | 19,149 | 18,388 | 1,515    | 1,300 | 16,629 | 15,295 |
| 15 | 14,607 | 14,332 | 1,684    | 1,553 | 9,752  | 8,877  |
| 16 | 18,762 | 18,224 | 1,758    | 1,731 | 15,995 | 14,998 |
| 17 | 15,324 | 15,660 | 2,070    | 2,105 | 14,931 | 13,899 |

(富山空港管理事務所調べ)

## 富山・富山西インターチェンジ出入り交通量



## 富山港輸移出入貨物の状況



## 施策の方向

### ①陸・海・空の広域交通ネットワークの活用

#### 〈北陸新幹線の整備促進〉

北陸新幹線は、北信越地域の飛躍的な発展を図る上で大きな効果をもたらし、本市と大都市圏との交流の活性化を担う柱であるため、全線開通に向けた事業の促進に努めます。

#### 〈広域的な道路交通網の充実〉

北陸自動車道の利便性を向上するため、流杉パーキングエリアにおいてETC※6専用インターチェンジ(スマートインターチェンジ)の実現に努めます。

また、富山県広域道路網マスタープランに位置づけられている富山高山連絡道路などの国道及び県道の整備について関係機関に働き

※6 ETC 無線通信を用いて有料道路などの料金精算を自動的に行う、電子料金徴収システム(Electronic Toll Collection)。



かけます。

#### 〈空港・港湾の充実〉

国内外の交流を促進するため、  
富山空港施設や航空路線の充実を

促進するとともに、富山外港や臨  
港道路の整備を関係機関に働きか  
けます。

### 市民に期待する役割

\* 恵まれた広域交通ネットワークを活用し、積極的に国  
内外の人々と交流する。

# 施策3 世界とふれあう 多様な交流の促進 IV-3-3



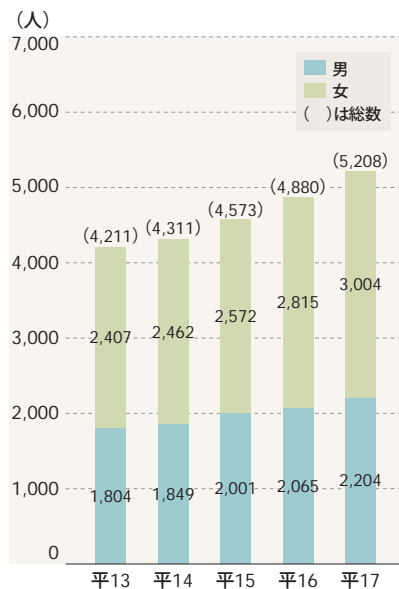
## 現状と課題

国際化の進展に伴って、本市を訪れ、居住している外国人が増加しており、市民が他国の風習などに接する機会が多くなっています。

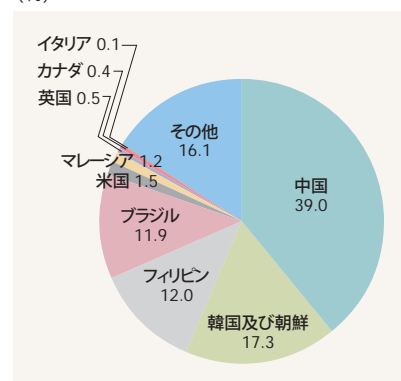
このことから、市民の異文化への理解を深めるため、外国人と交流できる機会の提供などにより、国際感覚豊かな人材を育成する必要があります。

また、本市を訪れる外国人にとって安心して過ごせるまちづくりを進めることにより、市民が主体的に行う交流活動が活性化し、本市の活力につなげることが期待されています。

外国人登録者数 (各年12月末日現在)



外国人登録者の国別割合 (平成17年12月末日現在)

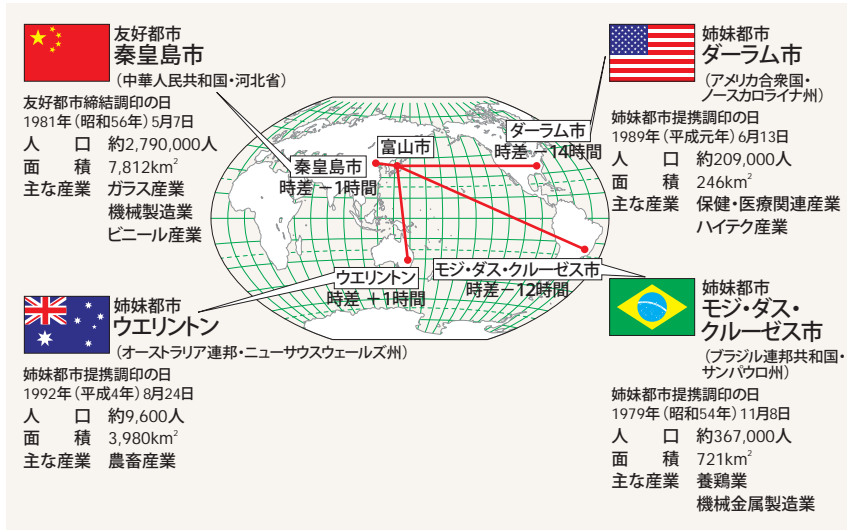


富山市国際交流協会個人会員数

|     | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 会員数 | 583    | 600    | 580    |



## 富山市の姉妹・友好都市



### Sorting and putting out garbage

- Take note of the garbage pick-up days in your area. (Pick-up days vary by area.)
- Place your garbage in the designated pick-up area. (The pick-up area is designated by local residents.)
- Place your garbage before eight in the morning.

**Burnable (Twice weekly)** (These garbage items are the designated burnable bags and materials bags.)

- Kitchen garbage**  
Remove excess water from kitchen garbage.  
Cooking oil (Squeezed out of used cloth or paper)
- Plutons - Carpets**  
Cut carpets into one-meter squares and bundle with string.  
Curtains and cushions  
Do not bundle too large.
- Wooden furniture**  
Wooden items must be cut into pieces no larger than one meter. The boards and planks are bundled no larger than one meter.
- Wastepaper - Waste wood**  
Cut bamboo sticks into short pieces.
- Grass, leaves and twigs**  
Remove all soil, dry well, and place in bags.  
Do not bundle with string. Do not discard more than two or three bundles at a time.
- Videotapes - Cassette tapes**

Toyama-shi Kankyo (Environment) Center 627-8494, Toyama-shi Phone 499-6517

## 施策の方向

### ①さまざまな国際交流活動への支援

環日本海地域との交流が促進されるよう、国際交流団体や海外に進出している企業などとの連携を図ります。

姉妹・友好都市との交流については、市民の主体的な国際交流活動を支援し、さまざまな分野における国際交流と国際協力を推進します。

また、広い視野を持ち、国際感覚が豊かな人材を育成するため、富山市民国際交流協会等の関係団体と連携を図るとともに、市民や

国際交流ボランティア団体の中核的な活動拠点として、国際交流センターの機能の充実を図ります。

### ②外国人がすごしやすいまちづくり

外国人と住民が、互いを尊重し認め合いながら、地域の一員として共に暮らしていくため、多文化共生のまちづくりを推進します。

また、外国人にも住みやすいまちとするため、生活に関するさまざまな情報の提供に努めるとともに、災害時における通訳ボランティアを確保するなど、防災支援体制の整備を図ります。

## 市民に期待する役割

- \* 自らの経験を生かして国際交流・国際協力に取り組む。
- \* 外国人も地域の一員として迎え、一緒に地域活動などを行う。

FOR FOREIGN RESIDENTS IN  
TOYAMA CITY

# DAILY LIVING GUIDE

第5版  
〈生活情報ガイド〉

CITY OF TOYAMA  
富山市

## 総合計画事業概要

| 事業名           | 平成18年度末現況           | 事業の概要(19~23年度)  |
|---------------|---------------------|---|
| 姉妹・友好都市締結記念事業 |                     | モジ・ダス・クルーゼス市姉妹都市提携30周年記念事業<br>ダーラム市姉妹都市提携20周年記念事業<br>秦皇島市友好都市締結30周年記念事業 |
| 中学生国際親善交流事業   | 姉妹・友好都市などとの中学生の相互交流 | 事業の継続実施   |

# 施策1 とやまの活力を生み出す人づくり

## IV-4-1

### 現状と課題

さまざまな産業を支えているのは、熱意と向上心をもって各種サービスや生産活動などに取り組む人材です。今後は、長期的な人口減少傾向を見据えながら、意欲があり、時代とともに高度化・多様化する消費者ニーズに対応できる人材を育成・確保することが重要となっています。

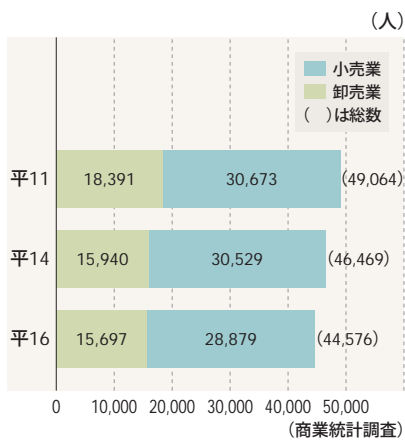
農林業では、従事者の高齢化と後継者不足が進む一方、都市部の住民には、農業体験や農山村での生活に対して関心を持つ人が増えています。

漁業においては、経営の不安定さなどから、従事者が減少・高齢化しており、担い手の育成・確保が必要となっています。

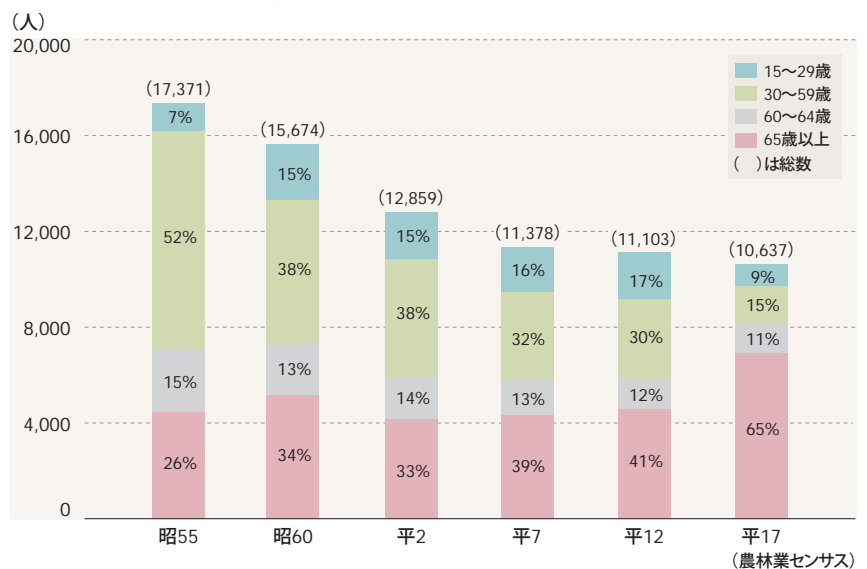
一方、製造業やIT<sup>\*1</sup>などの創業支援を図るため、ハイテク・ミニ企業団地やとやまインキュベータ・オフィスを設置し、入居企業の育成を図ってきています。さらに、平成18年度には研究開発型ベンチャー企業<sup>\*2</sup>を育成するため、新産業支援センターを整備しています。

今後は、各産業を支える新たな人材の育成を図るとともに、新しい産業に取り組む起業家を支援する必要があります。

富山市商業の従業員数の推移



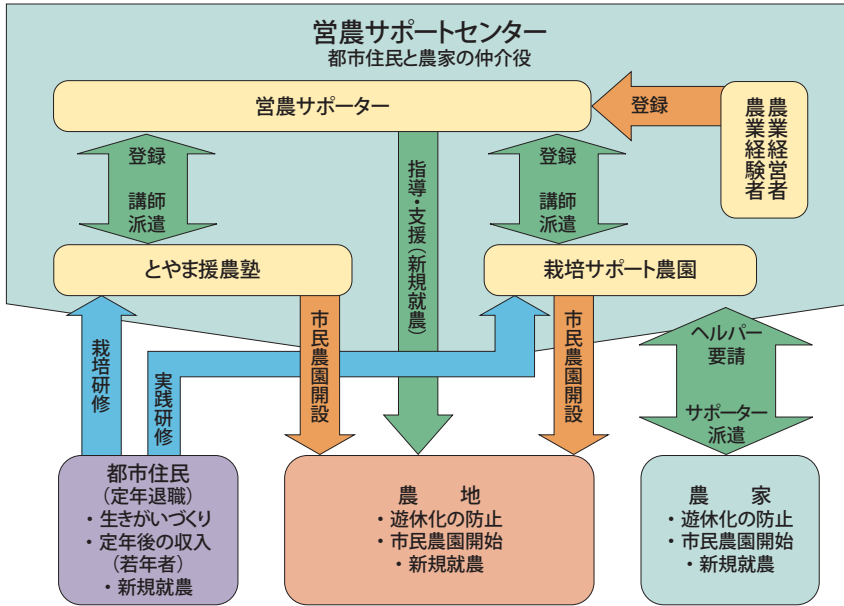
農業就業人口と年齢別割合



※1 I(C)T 情報(通信)技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称していう(Information (and Communication) Technology)。

※2 ベンチャー企業 新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業。

## 営農サポートセンター概要



## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値(年度等)     | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方   |
|--|---------------|----------|--|
| <b>営農サポーター※3登録数</b><br>営農サポートセンターに登録した<br>営農サポーターの人数     | 40人<br>(18年度) | 250人     | とやま援農塾の受講者に呼びかけ、約7割の登録者の確保を目指す。                          |
| <b>認定農業者等が占める経営面積比率</b><br>市内の耕地面積のうち、<br>認定農業者等の経営面積の割合 | 15%<br>(17年度) | 40%      | 富山市担い手育成総合支援協議会アクションプログラム・水田農業ビジョンの育成目標を基に年5ポイントアップを目指す。 |

## 施策の方向

### ①各産業を支える人材育成

多様な企業等の連携により、産業を支える人材ネットワークの構築を促進するため、経営者の世代間や異業種間で交流する機会の創出に努めます。

また、農林漁業の活性化のため、高齢者・女性グループなど多様な担い手の確保に努めます。

農業については、大規模農家への農地の集積や集落営農の組織化・法人化により経営基盤の安定

した経営体の育成に努めるとともに、都市部の住民を対象とした営農サポーター制度の実施により新たな担い手の発掘に努めます。

林業については、着実な森林施業※4を実施するため、森林組合や林業協業体との連携に努めるとともに、新たな担い手として、森林ボランティアの育成に努めます。

### ②起業者への支援

ハイテク・ミニ企業団地やとやまインキュベータ・オフィスでは

※3 営農サポーター 農作物の栽培指導や農家を支援する人。

※4 森林施業 植栽(植林)、下刈り、除伐、間伐、伐採などを行うこと。

高度なものづくりや都市型産業の起業家を育成し、新産業支援センターでは成長分野の研究開発型ベンチャーの育成に努めます。

また、創業者支援資金融資制度や経営相談・指導などにより、資

金面・経営面の両面から創業支援に努めます。

さらに、創業後も、(財)富山県新世紀産業機構や商工会議所などの関係機関と連携を図りながら事業経営の支援に努めます。

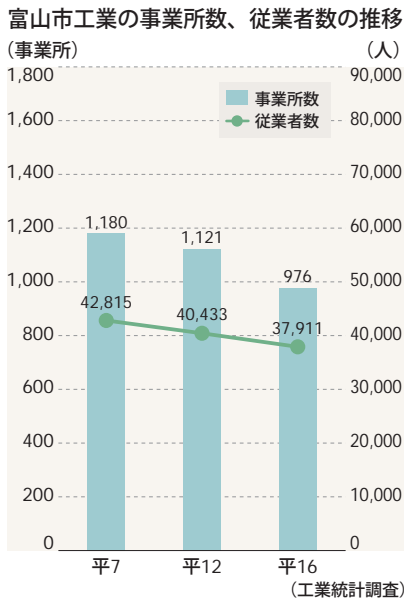
## 市民に期待する役割

＊営農サポーターや森林ボランティアの活動に参加し、担い手不足の農山村の産業を支援する。

## 総合計画事業概要

| 事業名          | 平成18年度末現況             | 事業の概要(19～23年度) |
|--------------|-----------------------|----------------|
| とやま企業経営未来塾   | 公開セミナー、選抜者セミナーの開催     | 継続開催           |
| 担い手総合支援事業    | 農用地利用集積事業<br>農業法人育成事業 | 事業の継続実施        |
| 営農サポートセンター事業 | とやま援農塾での栽培技術研修など      | 事業の継続実施        |

# 施策2 とやまの魅力と活力を築く ものづくり・しくみづくり IV-4-2



## 現状と課題

本市の工業は、豊富な電力、水資源と勤勉な労働力を背景としながら、医薬品等の化学工業を始め一般機械、電子部品などの製造業を中心に、その優れた技術と事業所の集積により日本海側有数の工業都市として発展してきましたが、近年は産業構造の変化などにより、事業所数が減少傾向にあります。

今後は、設備の高度化や優れた人材の育成・確保などによる経営基盤の強化や、独創的な新技術・新商品の開発などによる経営革新が必要となっています。

また中小企業においては、中小企業同士がお互いの技術や知識を補完しあいながら、また大学や産業支援機関とも連携することにより、技術の高度化や製品の高付加価値化を図るなど、新たな価値の創出が求められています。

一方、本市の農林漁業は、兼業率が高く担い手も高齢化していることから、低コスト化と省力化を図るとともに、地域社会を維持しながら将来に持続できる環境保全に配慮した生産活動などを一層推進することが必要となっています。

地域の顔となる商店街については、後継者不足や施設の老朽化、大型店との競合など厳しい環境にあり、魅力ある商業空間をどのように創出し、賑わいを取り戻していくかが課題となっています。

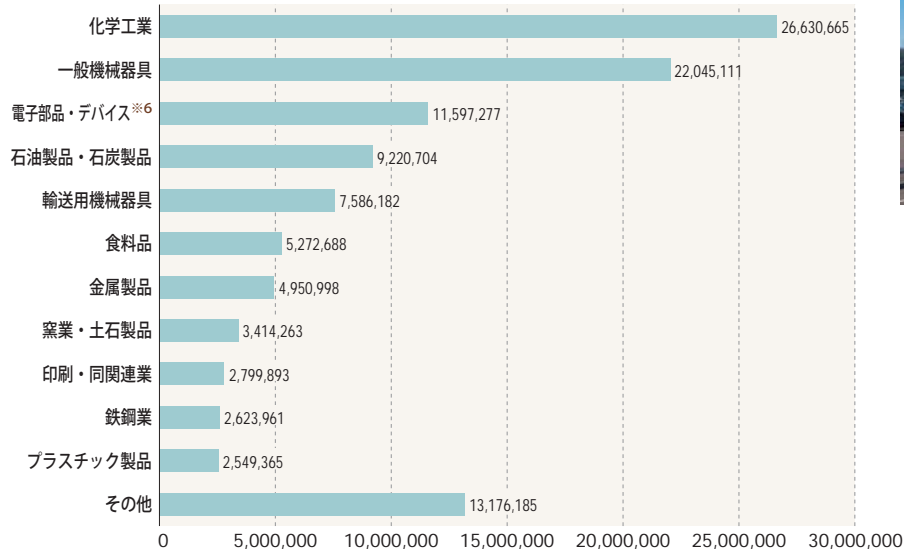
また、地域特有の課題を、地域住民が中心となり、地域の資源で解決する、コミュニティビジネス<sup>※5</sup>への関心が高まっていることから、地域での新たな産業の創出機運を高め、起業への取り組みを支援する必要があります。

※5 コミュニティビジネス 地域の人材や、施設、資金などの資源を活用し、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、ビジネスの手法で地域コミュニティの活性化に取り組むもの。

### 平成16年産業中分類別製品出荷額等

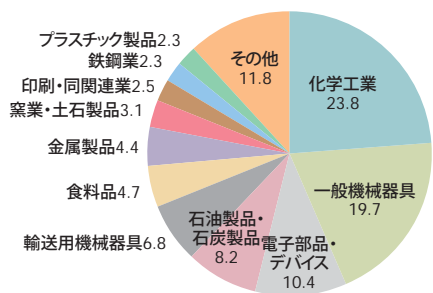
〈製造品出荷額〉計111,867,292万円

(万円)



〈割合〉

(%)



(工業統計調査)

### 富山市商業の事業所数

(事業所)

|       | 総数     |        |        | 卸売業    |        |        | 小売業    |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 平成11年度 | 平成14年度 | 平成16年度 | 平成11年度 | 平成14年度 | 平成16年度 | 平成11年度 | 平成14年度 | 平成16年度 |
| 富山市   | 7,634  | 7,025  | 6,716  | 1,934  | 1,719  | 1,757  | 5,700  | 5,306  | 4,959  |
| 富山地域  | 6,619  | 6,049  | 5,797  | 1,851  | 1,641  | 1,675  | 4,768  | 4,408  | 4,122  |
| 大沢野地域 | 219    | 192    | 178    | 16     | 13     | 16     | 203    | 179    | 162    |
| 大山地域  | 102    | 90     | 85     | 8      | 5      | 7      | 94     | 85     | 78     |
| 八尾地域  | 318    | 291    | 288    | 23     | 24     | 26     | 295    | 267    | 262    |
| 婦中地域  | 324    | 361    | 326    | 34     | 34     | 30     | 290    | 327    | 296    |
| 山田地域  | 16     | 14     | 10     | 1      | 1      | 1      | 15     | 13     | 9      |
| 細入地域  | 36     | 28     | 32     | 1      | 1      | 2      | 35     | 27     | 30     |

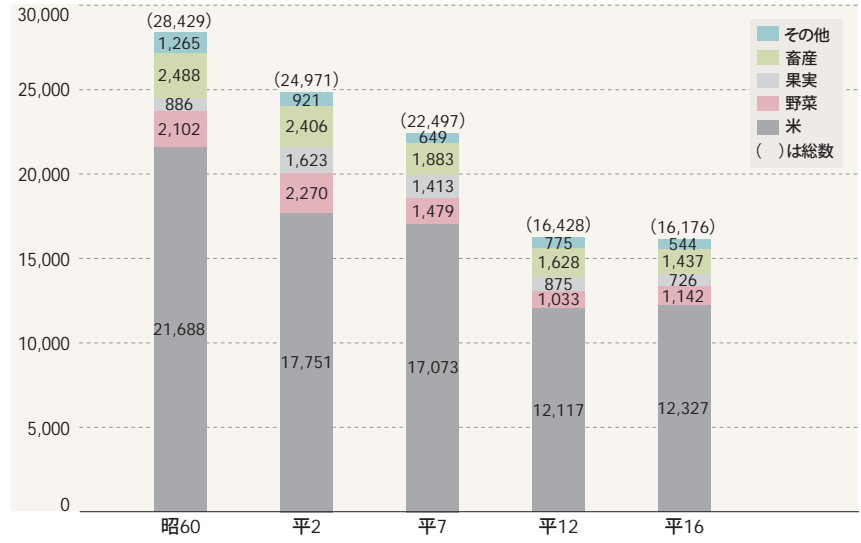
(商業統計調査)

※6 デバイス コンピュータに搭載される装置や接続される周辺機器。



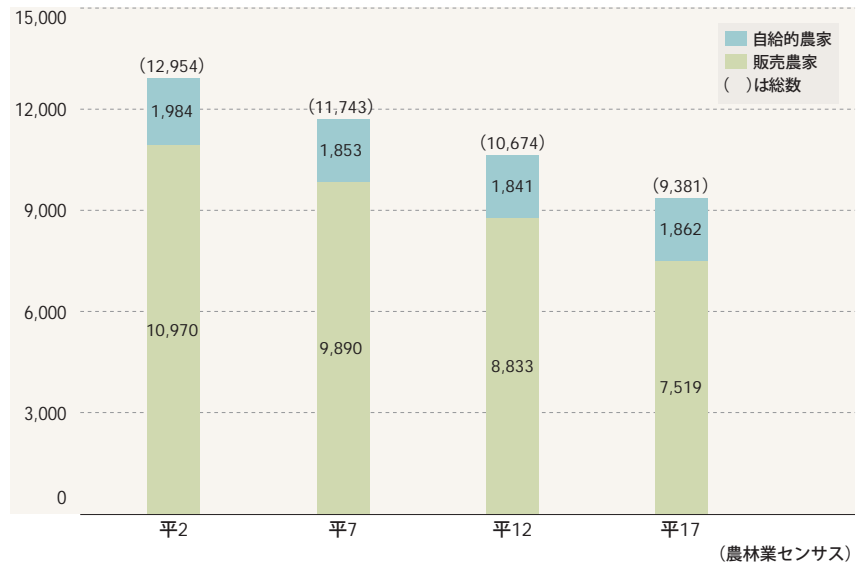
### 農業粗生産額の推移

(百万円)



### 農家数の推移

(戸)



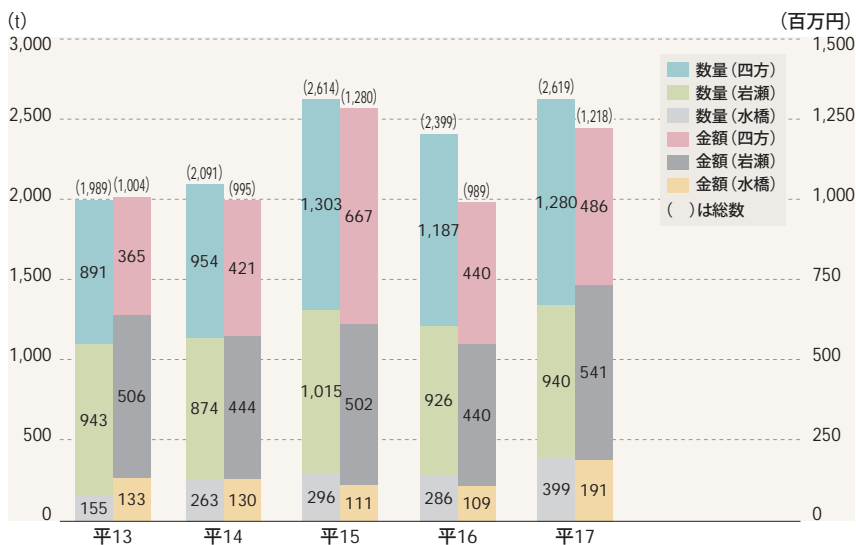
### 平成16年林産物素材生産量 (千m)

| 都道府県 | 全国順位 | 林産物素材生産量 |
|------|------|----------|
| 全国計  | —    | 15,615   |
| 石川県  | 33   | 102      |
| 福井県  | 35   | 97       |
| 富山県  | 42   | 41       |

(農林水産省統計表)



## 漁港別漁獲高



## 目標とする指標

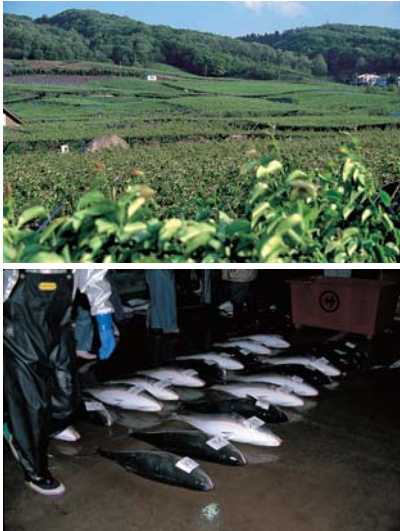
| 指標とその説明  | 基準数値 (年度等)                   | 23年度目標数値            | 目標設定の考え方  |
|--|------------------------------|---------------------|---|
| <b>製造品出荷額等</b><br>工業統計における従業員4人以上の事業所の年間製造品出荷額等                                      | 11,187億円<br>(16年)            | 13,750億円            | 産業の振興を図り、年平均3%程度の増を目指す。                         |
| <b>高品質米の生産比率</b><br>米の生産における1等米の比率   | 76%<br>(17年)                 | 95%                 | 本市の農業の中心をなす米の高品質化を図るため、水田農業ビジョンに基づき高い1等米比率を目指す。 |
| <b>転作面積にかかる出荷大豆・麦、出荷野菜等の栽培面積率</b><br>富山市の転作面積(水稲を作付けしない地目が田の面積)のうち、出荷大豆・麦・野菜の栽培面積の割合 | 24.4%<br>(17年)               | 30.0%               | 調整水田などから大豆・麦・野菜等の栽培に毎年35haずつ移行を目指す。             |
| <b>地域材使用量</b><br>森林組合等へ搬入された市内産木材の量  | 1,300m <sup>3</sup><br>(17年) | 2,400m <sup>3</sup> | 地域材の活用促進に努め、毎年約200m <sup>3</sup> の使用量の増加を目指す。   |
| <b>年間漁獲量</b><br>港勢調査による水橋、岩瀬、四方漁港の水揚高  | 2,610t<br>(11~17年の平均)        | 2,730t              | 放流事業などの推進により、漁獲量の増を目指す。                         |

## 施策の方向

### ①工業振興ビジョンの策定

工業都市としての産業基盤をさらに発展させ、地域経済の活性化と雇用機会の確保を図るため、本

市の産業動向や地域資源、支援施策などへのニーズなどを調査・分析し、地域特性も考慮しながら、今後の工業振興施策の指針となる



ビジョンを策定します。

## ②中小企業の経営基盤安定・強化への支援

中小企業の経営基盤の安定・強化においては、金融・経営指導の両面にわたる対策の強化が必要であることから、景気の動向や中小企業者のニーズを的確に捉えながら、中小企業向け融資制度や経営指導・経営相談業務の充実に努めます。また、産業支援機関とも連携しながら、技術開発や経営革新、人材育成に向けた取り組みに対して支援します。

## ③地域に根ざした農林漁業への支援

### 〈地場産品の高付加価値化〉

地場産品をPRする拠点を設置し、それぞれのネットワーク化を図るとともに、農産加工品の生産販売を支援します。

### 〈農山漁村の活性化〉

農山漁村の活性化を図るため、都市部の住民との交流を行うグリーンツーリズム<sup>※7</sup>などの取り組みを推進します。

さらに、大都市圏の人々が、本市の豊かな自然やおもてなしの心に触れることにより、交流人口の増加から、定住人口の増加につながるよう努めます。

### 〈農業基盤の整備〉

農業生産基盤を整備するため、生産体制の組織化や、農業用機械・施設の共同利用、直播栽培<sup>※8</sup>の推進など低コスト化、省力化に対する取り組みに加え、水田農業の生産工程を分業・専門化する分業共益農業<sup>※9</sup>を推進します。

農業経営の安定化のため、米の計画的生産により水稲を作付けし

ない水田に大豆・麦・野菜の栽培を推進するとともに、果樹や花きの生産量の拡大に努めます。また、環境にやさしい農業を推進するとともに、新たな栽培技術や新品種の開発により、特色ある農産物の産地化を推進します。

中山間地域<sup>※10</sup>では、狭小な集落における営農体制づくりを支援するため、集落一農場方式<sup>※11</sup>を推進するとともに、立地特性を生かした作物を調査・試験し、特産品化することにより、地域の活性化を推進し、耕作放棄地の拡大を防ぎます。

また、土地改良施設の適正な維持管理に努めるとともに、安定した農業用水の利用と農業集落の環境保全への活用を図るため、用排水施設の整備を行います。

### 〈畜産基盤の整備〉

効率的な畜産経営を推進するため、畜舎や家畜排泄物処理施設の整備を支援するとともに、排泄物を堆肥としてリサイクルし、環境にやさしい有機農業を推進します。

### 〈林業基盤の整備〉

本市の広大な森林を着実に整備するため、林道や作業道、高性能機械施設を整備し、的確な森林施業を効率的に推進します。

また、間伐材を含めた地域材の需要拡大を図るため、個人住宅を地域材で建築することに対し補助するなど、地域材の活用促進に努めます。

### 〈漁業基盤の整備〉

安全で円滑な操業環境を整備するため、護岸改良や荷捌所を整備するとともに、漁業者や地域住民

※7グリーンツーリズム 緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※8直播栽培 水稲の種もみを直接田にまく栽培方法。直播は、種もみを育ててから植える移植栽培と比較し、設備投資や管理の手間が少なく、また、移植栽培とは収穫時期がずれるため、作業時期を分散できる。

※9分業共益農業 高い兼業率で、高齢化が進み、稲作農業が基幹となっている富山市の農業の現状を踏まえ、多様な経営体に農地の集積を図り、生産工程を分業・専門化し、兼業農家や高齢者など集落の構成員それぞれが利益を分配する農業。

※10中山間地域 山間地とその周辺の地域を指す。全国の森林の約8割、農地の4割が中山間地域にあり、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水資源の涵養などの多くの機能を有している地域。

※11集落一農場方式 国が進める農業経営の安定対策の対象とするため、狭小な複数の集落を1つの経営体とし、小規模農業の持続的振興を図る方式。

の憩いの場として親しまれる漁港環境の改善に努めます。

また、漁業資源が将来にわたって枯渇しないよう、資源管理型漁業<sup>※12</sup>を推進し、源流から海まで一体となった漁業資源の確保に努めます。

#### ④商店街の活性化

##### 〈中心商店街の活性化〉

中心市街地の商店街の活性化には、郊外大型店舗にはない、きめ細かな顧客サービスや、選び抜かれた商品の販売などが必要であることから、魅力ある商業空間を形成し、個店の魅力向上を図る取り組みに対し支援します。

また、商店街への来街者の滞留時間の延長を図るため、賑わい拠点の創出に努めます。

##### 〈地域商店街の活性化〉

地域の商店街の活性化と賑わいづくりを推進するため、地域の特性を生かした個性ある取り組みに対して支援します。

また、積極的に活動を展開する商店街には、実験的に行う活性化事業などに対して支援し、地域商店街の維持・再生を図ります。

#### ⑤コミュニティビジネス創業機運の醸成

コミュニティビジネスの創業機運を醸成するため、若手起業家や後継者を対象に、コミュニティビジネス経営者などを講師としたセミナーを開催し、地域での普及・啓発に努めるとともに、NPO<sup>※13</sup>などとも連携しながら事業化への取り組みを支援します。

## 市民に期待する役割

- \*生産者は安全な地場産品の供給に努める。
- \*地場産品についての理解を深め、購入に努める。
- \*生活用品は、なるべく地元の商店で購入するよう努める。

※12資源管理型漁業 地域や魚種ごとの資源状態に応じた資源管理を行うとともに、漁獲物の付加価値向上などにより、将来にわたって漁業経営の安定、発展を目指す漁業。

※13NPO 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体(Non Profit Organization)。

## 総合計画事業概要

| 事業名                   | 平成18年度末現況                                | 事業の概要(19~23年度)                            |
|-----------------------|--|---|
| 工業振興ビジョンの策定           |  | ビジョンの策定                                   |
| 富山とれたてネットワーク事業        | 各地域でのサテライトショップ <sup>※14</sup> の設置<br>7箇所 | ネットワーク事業展開<br>地産地消 <sup>※15</sup> 推進拠点の設置 |
| 都市農山漁村交流推進事業          | グリーンツーリズム重点推進地区 4箇所                      | グリーンツーリズム重点推進地区<br>14箇所                   |
| 集落営農促進対策事業            | 営農組織数 109組織                              | 営農組織数 134組織                               |
| 大豆・麦等の生産拡大事業          | 出荷大豆・麦・野菜等面積908ha                        | 出荷大豆・麦・野菜等面積1,116ha                       |
| 中山間地域特産品開発事業          | 展示圃の設置<br>栽培調査品目数 5品目                    | 栽培調査品目数 15品目                              |
| 農業環境対策事業<br>(再掲Ⅱ-2-3) | 整備延長 69.3km                              | 整備延長 74.3km<br>(延長5.0kmの整備)               |
| 畜産基盤再編総合整備事業          |  | 畜舎、堆肥舎の整備など                               |
| 森林整備事業<br>(再掲Ⅱ-4-1)   | 森林整備面積<br>165ha/年間                       | 森林整備面積<br>200ha/年間                        |
| 地域材活用促進事業             | 地域材使用住宅への補助                              | 事業の継続実施                                   |
| 漁港施設整備事業              | 駐車場用地舗装工事<br>臨港道路新設工事 など                 | 護岸改良、臨港道路工事、荷捌所整備、<br>緑地広場整備              |

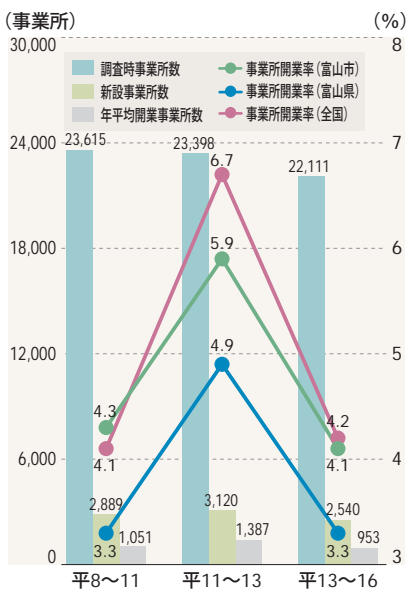
※14サテライトショップ 各地域の特色ある地場農林水産物の販売促進活動を市域全体で一体的に行うために設置するPR拠点。

※15地産地消 地域で生産されたものを、地域で消費すること。食の安全性、低い食料自給率、農林水産業の縮小化傾向の問題などから、「地場産品」を見直し、地域の活性化を図ろうという運動。

# 施策3 とやまの未来を拓く 新産業・新事業の創造 IV-4-3

## 現状と課題

富山市の開業率の推移



本市の産業環境は、医薬品や機械部品、電気機械などの製造業を中心とした産業集積を背景に技術や人材が豊富であり、さらに、大学や産業支援機関が集積しており研究成果のビジネス化が期待されるなど、新産業の育成に適した基盤を有しています。

本市では、ハイテク・ミニ企業団地や、とやまインキュベータ・オフィスなどで創業支援に努めてきましたが、事業所開業率は全国平均を下回っており、産業全体として新事業創出の動きは鈍い状況にあります。

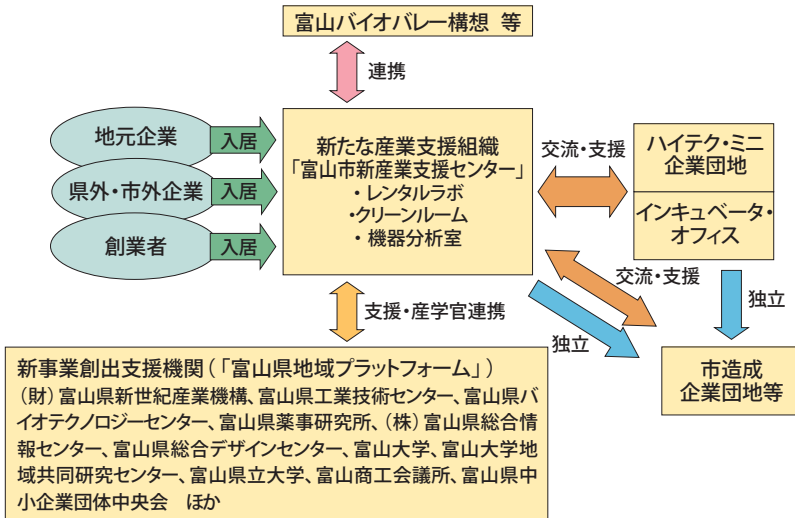
このことから、新産業支援センターを整備し、産学官連携により大学等の優れた研究成果の事業化を支援するなど、創業者やベンチャー企業などの育成に取り組んでいます。

また、本市では企業団地の造成により、多くの企業が立地していますが、今後さらに、新たな研究開発に取り組む個性的な企業の誘致を推進するなど、新しい価値を生み出す新事業の創出に向けた取り組みが重要となっています。

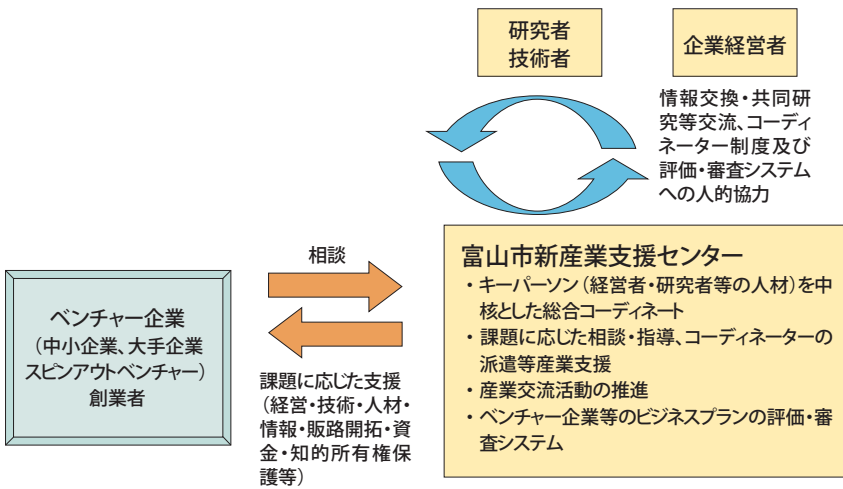
## 目標とする指標

| 指標とその説明   | 基準数値 (年度等)            | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                   |
|---|-----------------------|----------|----------------------------|
| <b>事業所の新規開業率</b><br>事業所統計における新規開業率 (全産業)              | 4.1%<br>(16年)         | 5.0%     | 新規開設の事業所数増により新規開業率の増加を目指す。 |
| <b>新規事業所開設による雇用者数</b><br>事業所統計における新設事業所の年平均就業者数 (全産業) | 7,895人<br>(13~16年の平均) | 9,500人   | 新規事業所の開設を推進し、約20%の増加を目指す。  |

ハイテク都市形成のイメージ



富山市における産業支援体制



IV 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

工業団地・卸商業団地等一覧

|    | 団地名               | 組合並びに協議会設立年 | 所在地                | 面積 (㎡)    | 立地企業数 |
|----|-------------------|-------------|--------------------|-----------|-------|
| 1  | 富山機械工業センター (協)    | 昭和35年       | 新庄本町及び向新庄町地内       | 119,572   | 19    |
| 2  | (協) 富山問屋センター      | 昭和37年       | 問屋町地内              | 207,609   | 48    |
| 3  | (協) 富山木工団地        | 昭和37年       | 下赤江町地内             | 27,437    | 14    |
| 4  | 富山市第二機械工業センター (協) | 昭和42年       | 古寺及び流杉地内           | 65,535    | 12    |
| 5  | 富山市第三機械工業センター (協) | 昭和44年       | 水橋伊勢屋地内            | 108,330   | 6     |
| 6  | 富山企業団地 (協)        | 昭和48年       | 水橋三郷地内             | 295,278   | 33    |
| 7  | (協) 富山トラック輸送センター  | 昭和52年       | 上野地内               | 24,844    | 22    |
| 8  | 富山流通団地 (協)        | 昭和55年       | 八日町地内              | 43,844    | 21    |
| 9  | (協) とやまオムニパーク     | 昭和60年       | 南央町地内              | 130,555   | 21    |
| 10 | 富山市ハイテク・ミニ企業団地    | 平成2年        | 今市地内               | 18,210    | 29    |
| 11 | 四方テクニカルパーク        | 平成3年        | 四方荒屋地内             | 46,820    | 21    |
| 12 | 草島工業団地            | 平成6年        | 草島古川地内             | 78,825    | 13    |
| 13 | 水橋リバーサイドパーク       | 平成6年        | 水橋肘崎及び水橋市田袋地内      | 138,961   | 10    |
| 14 | 上条工業団地            | 平成7年        | 水橋石割及び水橋田伏、水橋北馬場地内 | 135,447   | 6     |
| 15 | 金屋企業団地            | 平成11年       | 金屋地内               | 254,464   | 26    |
| 16 | 大沢野機械工業センター (協)   | 昭和35年       | 高内地内               | 95,300    | 6     |
| 17 | 中大久保企業団地          | 平成7年        | 中大久保地内             | 189,474   | 23    |
| 18 | 八尾機械工業センター (協)    | 昭和35年       | 八尾町福島地内            | 33,275    | 7     |
| 19 | 富山八尾中核工業団地        | 昭和60年       | 八尾町保内地内            | 1,939,314 | 28    |
| 20 | 婦中機械工業センター (協)    | 昭和45年       | 婦中町神保地内            | 140,219   | 5     |
| 21 | 婦中铁工団地 (協)        | 昭和45年       | 婦中町熊野地内            | 90,812    | 12    |
| 22 | 宮野工業団地 (協)        | 昭和50年       | 婦中町宮野地内            | 176,000   | 8     |
| 23 | 婦中企業団地 (協)        | 平成元年        | 婦中町中名及び道場地内        | 315,298   | 28    |
| 24 | 婦中町臨空工業団地         | —           | 婦中町板倉及び増田、添島地内     | 375,000   | 10    |
| 25 | 富山イノベーションパーク      | 平成10年       | 婦中町島本郷地内           | 191,901   | 12    |
| 26 | 西本郷企業団地           | —           | 婦中町西本郷地内           | 58,281    | 4     |

## 現状と課題

### ①新たな産業の育成

レンタルラボ<sup>※16</sup>などを備えた新産業支援センターにおいて、大学や産業支援機関などの関係機関と連携しながら、医薬バイオ・ナノテク<sup>※17</sup>・ITなど成長分野の研究開発型ベンチャーの育成に努めます。

また、このセンターを拠点として、ハイテク・ミニ企業団地やと

やまインキュベータ・オフィスと連携を図りながら、高度なものづくりや都市型産業の育成に努めます。

さらに、ベンチャー企業等の研究開発や事業化の各段階における経営課題の解決を支援するため、(財)富山県新世紀産業機構などと連携し、融資制度・公的支援の相談情報提供を行うとともに、技術や

※16レンタルラボ 医薬バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、IT、環境など、今後成長が期待される新産業を育成するため、研究開発型ベンチャーや創業者、新たな事業化を目指す企業の支援を目的とした施設。

※17ナノテク ナノテクノロジーの略。ナノ(10億分の1)メートルの精度を扱う技術の総称で、マイクロマシンなどの加工・計測技術だけでなく、新素材の開発なども含める。

製品の販路開拓を支援します。

## ②企業立地の促進

雇用機会の拡大による地域経済の活性化を図るため、新たに整備する呉羽南部企業団地をはじめ、

それぞれの企業団地の立地特性に応じた産業・業種の集積を図るとともに、先端技術企業や研究開発型企業の誘致に努めます。



## 市民に期待する役割

＊知識や技能等を生かして、新たな事業に取り組む。

## 総合計画事業概要

| 事業名     | 平成18年度末現況    | 事業の概要(19~23年度) |
|---------|--------------|----------------|
| 新産業支援事業 | 新産業支援センターの整備 | 支援事業の実施        |



# 施策1 一人ひとりが尊重される 平和な社会づくり V-1-1



### 現状と課題

一人ひとりが個性と能力を発揮できる基盤づくりのため、あらゆる生活の場面で、互いに違いを認め合い人権を尊重して生きていく社会を築いていく必要があります。

とりわけ、夫婦間の暴力や子ども・高齢者に対する虐待などの家庭内暴力などが顕在化しており、その対応が必要となっています。

また、誰もが暮らしやすい生活環境を創出するため、さまざまな障壁を感じることなく自由に活動できるまちづくりを進める必要があります。

このため、道路・建物などのハード面だけでなく、人々の意識、習慣、制度など、全ての面でバリアフリー<sup>※1</sup>を進めることが大切になっています。

一方、近年、台風や集中豪雨などによる自然災害の発生や、さまざまな事故・事件等が頻発しており、行政の迅速な対応はもとより、市民による自主的な救援・救助活動や復旧支援活動への協力が重要となっています。

また、被害者やその家族にとっては、身体的・財産的被害に加え、精神的な負担も大きく、これを軽減するためのケアが重要となっています。

### 施策の方向

#### ①一人ひとりの個性と創造性を尊重する社会づくり

さまざまな分野で、一人ひとりの個性が発揮できる基盤づくりを進めるため、学校、地域、職場などのあらゆる場面で、互いの人権を尊重し、個性を認め合うことで生まれる新しい発想が活力につながるよう意識啓発を促進します。

また、ハンディキャップを持つ人が安心して暮らしていける社会づくりのためノーマライゼーション<sup>※2</sup>理念の普及に努めるとともに、援護が必要な方の支援を行います。

#### ②自然災害や事故・事件等への対応

自然災害や事故・事件等が発生し、または発生する恐れがある場合は、速やかに初動体制を確立し、適切な対策を迅速に実施できるよう危機管理体制の整備に努めます。

また、犯罪や虐待などによる被害者やその家族を支援するため、関係機関と連携し、救済制度などの広報に努めるとともに、相談機能の充実を促進します。

※1バリアフリー 段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便な障害となっていること（バリア）を除去（フリー）し、障害者などが安心して暮らせる環境をつくること。

※2ノーマライゼーション 障害者や高齢者などを特別視することなく、社会の中で他の人々と同じように共に暮らし、すべての住民が同等の権利を享受できる社会こそがノーマル（普通）であるという福祉の基本的な考え方。

## 市民に期待する役割

- \* 人権の重要性を理解する。
- \* 誰もが明るく安心して暮らせるよう地域の生活環境づくりに努める。
- \* 災害時等において、救援・救助活動や復旧支援活動に協力する。

# 施策2 市民主体のまちづくり V-1-2



## 現状と課題

市民の間では、自らの知識や経験を生かし、社会のために貢献したいという意欲や市民公益活動が活発化してきており、今日では新たなまちづくりや、公益サービスの担い手として、期待が高まっています。

特に、福祉や環境などの分野で、ボランティア・NPO<sup>※3</sup>などの市民団体が、それぞれのもつ柔軟性、先駆性、専門性等を生かした公益的な活動を展開しており、これに対する市民の関心も高まりつつあります。

このことから、新しい公益的サービスの担い手としての市民団体を支援するとともに、市民団体と行政がさまざまな分野においてそれぞれの特性を活かしつつ、お互いに協力関係を保ちながら市民主体のまちづくりを展開していくことが必要となっています。

## 目標とする指標

| 指標とその説明                 | 基準数値（年度等）      | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方       |
|-------------------------|----------------|----------|----------------|
| NPO法人の数<br>認証されたNPO法人の数 | 78法人<br>(18年度) | 160法人    | 毎年約15法人の増を目指す。 |

## 施策の方向

### ①協働を推進する環境整備 〈協働意識の醸成〉

市民や企業、団体などそれぞれが地域の一員として、地域の活性化や福祉の向上、安全の確保など、コミュニティづくりに参画するため、共に学び合う機会の提供に努めます。

また、協働のまちづくりを進めるため、情報の共有化や相互活用による市民参画の推進を図ります。

### 〈ボランティア活動の推進〉

ボランティア情報の収集と発信に努め、市民がボランティア活動に取り組める環境整備に努めるとともに、ボランティアへの関心を

高める啓発活動の展開により新たな担い手の確保に努めます。

また、従来から活動している団体相互の交流活動を通じて、それぞれの個性を生かしながら連携を進めるなど、新しい協働の仕組みづくりに努めます。

### 〈市民と行政の協働型事業の展開〉

市民の公益活動の活性化や地域の課題を行政との協働により解決しようとする意識の向上を図るため、協働型事業を実施するなど、市民主体のまちづくりを推進します。

### ②市政への参画機会の拡大

各種審議会等の委員の公募やパ

※3 NPO 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人、非営利組織、非営利団体(Non Profit Organization)。

ブリックコメント<sup>※4</sup>の実施、ワークショップ<sup>※5</sup>への参加を推進し、事業の計画段階からの市民参画を推進します。

また、身近な公園や歩道の清掃等の管理を市民とともに行うな

ど、市民の視点から見た行政運営に努めます。

次世代を担う若者の市政への参加意識の醸成を図り、若者の視点からまちづくりを進めていくためのリーダーを養成します。



## 市民に期待する役割

- ※地域の一員として、それぞれがまちづくりについて学び、考えとともに、地域が一体となって地域づくりに取り組む。
- ※市民は市政の担い手であるという認識を持ち、さまざまな機会を捉えて市政に参画する。
- ※歩道清掃などの身近な地域活動に積極的に参加する。
- ※ボランティア活動やイベント等に参加する。

※4パブリックコメント 計画などの策定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、計画などの策定段階において、広く市民に対して計画案などを公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して行政の意思決定を行う方法。

※5ワークショップ 所定の課題についての検討会などで、個人の経験や意見・情報などを出し合い、それをグループでまとめることで、集まった人の持っている力を生かして、より創造的に会議を進める方法。

## 総合計画事業概要

| 事業名                      | 平成18年度末現況           | 事業の概要(19~23年度)       |
|--------------------------|---------------------|----------------------|
| 公募提案型協働事業                | 公募提案型による協働事業の実施     | 事業の継続実施              |
| 青年元気塾開催事業                | ゼミナールの開催            | 事業の継続実施              |
| クリーンロード事業                | 歩道の清掃などのボランティア活動    | 活動の拡充                |
| 公園管理サポート事業<br>(再掲 Ⅲ-2-2) | 公園サポート活動実施公園<br>2公園 | 公園サポート活動実施公園<br>16公園 |

# 施策3 男女共同参画の推進 V-1-3



## 現状と課題

一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できるよう、男女が共に協力し合って社会のあらゆる場面で活動する必要があります。

しかしながら、依然として男女の性別での固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習が根強く残っており、さまざまな分野で女性の登用や参画が十分とはいえない状況にあります。

このことから、男女共同参画に向けたさまざまな施策を総合的に推進し、男女が等しく一人ひとりの個性と能力を発揮できる良好な環境をつくる必要があります。

### 富山市男女共同参画推進条例7つの理念

#### 1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。性別による差別的な取扱いを受けることなく、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

#### 2 社会制度又は慣行についての配慮

「男は仕事、女は家庭」というような固定的な役割などにより、進路や職業など、活動の選択の幅が狭められることのないよう、社会の制度や慣行について考えていきましょう。

#### 3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女は社会の対等なパートナーです。いろいろな方針決定に、企画立案の段階から、男女が共同して積極的に参画するようにしましょう。



#### 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が互いに協力し、社会の支援も受け、子育てや介護など、家族としての役割を果たしながら、仕事や学校、地域などの活動と両立していきましょう。

#### 5 男女の生涯にわたる健康の確保

男女の身体の違いを正しく認識し、互いを尊重しましょう。なかでも女性の身体の特性については十分に配慮し、生涯を通じて、肉体的にも精神的にも健康であることをめざしましょう。

#### 6 世界的視野の下での男女共同参画

男女共同参画の推進は、世界的な視野に立ち、世界女性会議、女子差別撤廃条約などの動きをとらえ、国際的な連携・協力のもとに進めましょう。

#### 7 市、市民及び事業者の協働

男女共同参画を推進するため、市、市民、事業者それぞれがその役割を果たし、互いに尊重した対等なパートナーとして協働していきましょう。

## 施策の方向

### ①社会制度や慣習を見直す意識啓発

女性と男性が互いの人格を尊重し、一人ひとりの個性や能力を発

揮することができる男女共同参画社会を実現するため、職場、学校、家庭、地域などあらゆる場や機会を通じて、意識の啓発活動を推進

するとともに、地域における指導者の育成を図ります。

### ②男女共同参画の環境整備

男女が共に育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境の整備を促進します。また、各種審議会等委員に女性の参画を促進します。

### ③女性の多様な能力の活用

女性が自らの意思によって社会

のあらゆる分野に参画し、多様な能力を発揮できる機会を充実させるなど、女性のチャレンジを支援する施策の充実に努めます。

また、日本女性会議を本市で開催するなど、男女共同参画の一層の推進を図ります。



## 市民に期待する役割

- \* 男女共同参画の実現を自らの課題として捉え、主体的に取り組む。
- \* コミュニティ活動に男女ともに参画できるよう内容を工夫する。
- \* 事業者は、男女ともに働きやすい環境づくりに努める。

## 総合計画事業概要

| 事業名          | 平成18年度末現況             | 事業の概要(19~23年度)   |
|--------------|-----------------------|------------------|
| 男女共同参画プランの推進 | 富山市男女共同参画プランの策定       | 富山市男女共同参画プランの推進  |
| 日本女性会議の開催    | 日本女性会議2008とやま実行委員会の設立 | 日本女性会議2008とやまの開催 |



### 「男女がともに輝いて生きる社会」をめざして

～富山市男女共同参画推進条例が施行されました～

今年4月1日に、これからの富山市がめざす男女共同参画社会の実現に向けた新しい条例が施行されました。この条例は、市や市長、事業者、教育関係者の皆さんが一体となって、男女がともに輝いて生きる社会づくりを積極的に取り組んでいくための柱となるものです。今後では、条例の内容を広く知っていただくために、その趣意となる様々な取り組みをおこなっていきます。

**なぜ男女共同参画の推進が必要なの?**

平成17年に施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が社会的な役割を担い、自らの希望によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が等しく活動し、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる、かつ共に責任を担うべき社会」と定義されています。

現在の我が国の現状はというと、男女とも十分に役割の確保が確保され、能力が十分に発揮できず、能力の発揮や発揮の場が確保されている分野は少なく、現状における能力の発揮や発揮の場が確保されていない分野は、男女ともに「男性は仕事、女性は家庭」という固定観念が根付いている傾向にあるなど、基本法に定義されている「男女共同参画社会」の実現にはまだ大きな課題があります。

**なぜ、争めが必要なの?**

富山市もこれらの傾向があり、一部の分野で男女共同参画の推進を図るために、市としてのめざすべき方向性を示すための法的整備(条例の制定)が必要となります。

この条例の制定には、富山市は「男性がいかにその人を尊重し、喜びも責任も分かちあうから、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現をめざすとされています。

次に、基本的な理念や、市、市長、事業者、教育関係者の皆さんに取り組みしていただきたい取組を掲げ、市をあげて「男女共同参画社会」の実現に取り組んでいただくこととして活動をこの条例で促しています。

### 1. 男女の活躍の場

男女の個人としての活躍を思い返し、性別による差別的な取扱いを受けず、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

DV(パートナー間の暴力行為)被害者の状況

| 被害者の性別 | 被害者の年齢 | 被害者の職業 | 被害者の学歴 |
|--------|--------|--------|--------|
| 男性     | 39.7   | 93.7   | 93.7   |
| 女性     | 38.9   | 94.4   | 94.4   |

平成17年度に市内で2,000人を対象に実施した男女共同参画社会に関する調査の結果によると、夫婦(パートナー)から身体的、精神的、経済的被害を受けた1度でも受けたことがあると答えたと回答した1人という結果が出ています。また、住居別の状況を見ると、17.8%の女性が被害を受けたと回答したことが高いと見えています。

### 2. 社会制度又は慣行についての配慮

「男は仕事、女は家庭」というような固定的な役割などにより、進路や職業など、活動の選択の幅が狭められることのないよう、社会の制度や慣行について考えましょう。

「男は仕事、女は家庭」を打破するべきであるという考え方の割合

| 年代  | 男    | 女    |
|-----|------|------|
| 10代 | 92.8 | 92.8 |
| 20代 | 92.8 | 92.8 |
| 30代 | 92.8 | 92.8 |
| 40代 | 92.8 | 92.8 |
| 50代 | 92.8 | 92.8 |
| 60代 | 92.8 | 92.8 |
| 70代 | 92.8 | 92.8 |

年齢層をみると、平成14年度調査結果で初めて「男は仕事、女は家庭」を打破するべきであるという考え方の割合が高くなっています。また、住居別の状況も、平成16年度調査においても住居別の割合が異なります。上記の調査結果でも、住居別の割合が43.9%と割合全体の38.8%を上回っています。

年齢層をみると、20～40代では住居別が最も高くなる傾向にあり、世代間で違いがみられます。また、住居別の状況も、「男は仕事、女は家庭」を打破するべきであるという考え方の割合が高くなっています。上記の調査結果でも、住居別の割合が43.9%と割合全体の38.8%を上回っています。

# 施策1 職員の意識改革と組織の活性化 V-2-1



## 現状と課題

平成17年4月の合併により誕生した本市では、職員数の適正化を図りながら、複雑多様化する行政需要に迅速かつ適切に対応できる職員の育成が必要となっています。

### 「富山市人材育成基本方針」に示す「めざすべき職員像」

- ①全体の奉仕者としての自覚のもと、高い倫理観と強い使命感を持ち、公正・公平な行政執行に努めるとともに、親切で丁寧な対応と迅速な行動により、市民から信頼される職員
- ②常に問題意識を持って、市民の立場を理解し、情報を積極的に提供し、市民と共に考え、市民と協働して課題解決に取り組む職員
- ③時代の変化を捉え、複雑・高度化する行政課題に的確に対応できる専門性や政策形成能力を持つ職員
- ④前例踏襲に陥ることなく創造性・柔軟性を発揮しながら、積極・果敢に新たな課題にチャレンジする職員
- ⑤簡素で効率的な行政を実現するためのコスト意識やスピード感を持って、組織を運営する職員



## 施策の方向

### ①多様な行政ニーズに対応できる職員の育成

多様な行政ニーズに対応できるよう、職員のまちづくりへの意欲と能力を高めるため、富山市人材育成基本方針に基づき、職員研修、職場運営、人事管理が相互に連携する「人材育成システム」を整備し、市民から信頼される職員の育成に全庁的に取り組みます。

特に、職員の意識改革と職務能力の向上を図るため、職員を民間企業や他の行政機関へ派遣するなど、研修内容の充実を図ります。

### ②職員の地域への参画

職員も地域社会の一員であるという意識を持ち、地域の活動に積極的に参画し、より良いコミュニティづくりを進めるよう、意識の啓発に努めます。

# 施策2 計画的で効率的な 行財政運営の推進 V-2-2



## 現状と課題

税収や地方交付税などの一般財源の歳入の伸びが期待できない中、公債費<sup>\*1</sup>や扶助費などの義務的経費の増加が見込まれており、今後も厳しい財政運営が続くものと予想されます。

このため、職員数の適正化や組織のスリム化などに努めるとともに、効果を重視した財源の配分などにより、健全で効率的な行財政運営に努める必要があります。

また、民間事業者のノウハウの導入などによる市民サービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を目指した指定管理者制度の推進など、民間活力の活用を図っていく必要があります。

富山市職員数（H18.4.1現在）

(人)

| 部局別        | 職員定数  | 総数    |       |       |
|------------|-------|-------|-------|-------|
|            |       | 総数    | 男     | 女     |
| 市長事務部局     | 3,197 | 3,103 | 1,422 | 1,681 |
| 上下水道局      | 217   | 212   | 190   | 22    |
| 議会事務局      | 21    | 21    | 17    | 4     |
| 選挙管理委員会事務局 | 6     | 6     | 5     | 1     |
| 監査委員事務局    | 8     | 8     | 7     | 1     |
| 教育委員会事務局   | 685   | 660   | 233   | 427   |
| 農業委員会事務局   | 14    | 11    | 8     | 3     |
| 消防局        | 474   | 436   | 430   | 6     |
| 総数         | 4,622 | 4,457 | 2,312 | 2,145 |

※1 公債費 市町村の借入金（資金調達のために負担した債務）の償還に必要な元金及び利子。

## 目標とする指標

| 指標とその説明  | 基準数値（年度等）        | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方                                |
|--|------------------|----------|---|
| <b>人口一人あたりの市職員数</b><br>人口一人当たりの特別職、再任用職員を除く正規職員数 | 106.3人<br>(18年度) | 101.6人   | 「定員適正化計画」（平成18年度より5年間で職員数約230人減）に基づく指標。 |



## 施策の方向

### ①健全財政の維持

市税等の一般財源を確保するとともに、予算の重点的かつ効率的な配分に努めます。

また、行政運営が、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルにより推進されるシステムの構築を図るとともに、事務事業全般について、常に費用対効果を検証し、必要なものについては計画等の見直しを図ります。

### ②スリムな行政組織の構築等

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に迅速かつ的確に対応することができる組織づくりに努めます。

また、定員適正化計画に基づき、計画的な職員数の削減を図りなが

ら、各種行政サービスを低下させることなく、スリムでわかりやすい行政組織の構築に努めます。

### ③民間委託など民間活力の活用手法の推進

行政が担うべき役割と責任を十分に見極めながら、効率的で質の高いサービスを提供するため、各種事務事業や公共施設などの管理について、民間委託や民営化、PFI方式などの活用を推進するとともに、指定管理者制度や地域団体との協働による管理手法などの導入を推進します。

### ④遊休財産の活用

公有財産のうち、利用されていない未利用地や施設については、売却による処分や有効活用の方策を検討します。

# 施策3 開かれた行政の確立 V-2-3



## 現状と課題

市民と行政の協働によるまちづくりを実現するためには、行政情報を積極的に公開することにより市民との情報の共有化を図り、市民との意見交換の場を創出していくことが大切です。

このため、広報紙、インターネット、報道機関などにより市政情報を発信するとともに、市政運営について多くの市民の意見を聞き、施策に反映させる取り組みが重要になっています。

タウンミーティング開催状況 (回)

| 年度     | 回数 | タウンミーティング |     |
|--------|----|-----------|-----|
|        |    | テーマ別      | 地域別 |
| 平成17年度 | 14 | 3         | 11  |

出前講座の開催状況

| 区分      | 平成16年度  | 平成17年度  |
|---------|---------|---------|
| 講座メニュー数 | 110講座   | 110講座   |
| 実施講座数   | 289講座   | 432講座   |
| 受講者数    | 10,335人 | 15,544人 |

\*16年度は、旧富士市の数値



## 施策の方向

### ①パブリックコメント※2などの充実

各種計画などの策定過程において、広く市民に案を公表し、市民からの意見を募集し、提出された意見を参考にしながら計画等を決定することにより、市政に対する市民の理解と参画を促進します。

また、市民意識調査などの実施により、市民の満足度などの把握に努めます。

### ②市民との意見交換の機会の充実

市民に市の施策等を説明し、意見を交換するため、出前講座やタウンミーティングをはじめとしたさまざまな機会の充実に努めます。

また、地域住民に身近な窓口で

ある総合行政センターや地区センターの機能強化を図り、地域における意見などを市政に反映できるよう地域住民との緊密な関係の構築に努めます。

### ③広報紙等による情報提供の充実

市政情報をわかりやすく提供するため、広報紙面を充実するとともに、各種媒体を活用した情報提供に努めます。

### ④公文書等の保存と公開

歴史資料として重要な公文書等を保存し、市民共有の記録として後世に伝えるとともに、広く市民の閲覧に供することにより、開かれた行政を推進します。

※2パブリックコメント 計画などの策定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、計画などの策定段階において、広く市民に対して計画案などを公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して行政の意思決定を行う方法。

## 市民に期待する役割

- \* 市政情報や市役所出前講座等を活用し、まちづくりについて考える。
- \* パブリックコメント等で意見を提案する。
- \* タウンミーティング等に参加する。

## 総合計画事業概要

| 事業名           | 平成18年度末現況            | 事業の概要(19~23年度) |
|---------------|----------------------|----------------|
| タウンミーティング開催事業 | 地域別、テーマ別タウンミーティングの開催 | 事業の継続実施        |

# 施策4 情報化の推進 V-2-4



## 現状と課題

高度情報化社会は引き続き進展しており、インターネットを始めとしたICT<sup>※3</sup>（情報通信技術）は市民生活に欠くことのできないものとなっています。

本市ではこれまで、職員へのパソコンの配備や高速ネットワークの構築などによって整備した情報通信基盤の活用により、ホームページを介した迅速な行政情報の提供や各種情報システムの活用による市民サービスの向上、行政事務の効率化などにおいて一定の成果をあげてきました。

しかし、更に満足度の高い市民サービスの提供や各情報システムの開発・運用経費の増大化の抑制、情報セキュリティ<sup>※4</sup>対策の強化などに取り組む必要があります。

## 目標とする指標

| 指標とその説明                           | 基準数値（年度等）       | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方  |
|-----------------------------------|-----------------|----------|---|
| 市ホームページアクセス数<br>市ホームページの年間延べアクセス数 | 430万回<br>(18年度) | 500万回    | 電子申請など行政手続のオンライン化（ホームページからアクセス）により、毎年10万～15万件の増加を目指す。 |

## 施策の方向

### ①電子自治体の推進

ICTを活用した満足度の高い市民サービスの提供と、効率的な電子市役所の実現に向けて、市民が行政に参画し市民と行政の協働を促進するシステムの検討や、電子申請などの、市民が便利だと実感できる行政サービスを拡充するなど、「電子自治体の構築」を推進します。

### ②情報システムの最適化

情報システムの開発や改修時のシステム評価の方法を見直し、情

報システム開発等経費の適正化を図り、最小の経費で最大の効果をあげる効率的な電子市役所を実現します。

### ③情報セキュリティ対策

電子自治体化への移行や、誰もが場所と時間を問わず情報サービスを利用することができる「ユビキタスネットワーク社会<sup>※5</sup>」の進展に伴い、今後ますます重要になってくる情報セキュリティのさらなる強化に努め、安全性・信頼性の確保を図ります。

※3 ICT 情報（通信）技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称するという（Information（and Communication）Technology）。

※4 情報セキュリティ 不正アクセスやデータの改ざんなどからコンピューター内の個人情報などの電子情報を守ること。

※5 ユビキタスネットワーク社会 情報通信技術を利用し、誰もが、いつでも、どこでも、サービスを受けたり、情報をやり取りしたりできる社会。

## 市民に期待する役割

\*パソコン講習会を受講するなど、パソコンの操作を習得する。

\*インターネットなどのICT（情報通信技術）を積極的に利活用する。

## 総合計画事業概要

| 事業名                            | 平成18年度末現況   | 事業の概要（19～23年度）                          |
|--------------------------------|---|---|
| 電子入札システム事業                     | 一部運用開始  | 平成20年度末までに全面運用                          |
| ICT（情報通信技術）活用による行政事務の効率化・高度化事業 | 新・全庁型地図情報システム <sup>※6</sup> の運用<br>電子決裁、文書管理システム等の導入の検討 | 全市域の地形図等の基図の整備<br>電子決裁、文書管理システムの本格導入の検討 |

※6 地図情報システム 地理的位置や空間に関する情報をもった自然、社会、経済等の属性データを統合的に処理、管理、分析し、その結果を表示するシステム。これにより、電子地図をベースに様々な地理的情報（都市計画、防災計画、環境保全などに関する情報等）を重ね合わせ、より迅速、正確、高度な処理をすることができる。

## 施策5 地方分権・広域行政への対応 V-2-5



### 現状と課題

住民ニーズは時代とともに多様化しており、全国統一的な基準に基づいて、すべての市町村が画一的な行政を進めるだけでは、ニーズに的確に対応することが困難となっています。

このため、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が自主性や自律性を高め、地域の実情に即したまちづくりを行うため、地方分権を推進する必要があります。

また、本市では、近隣の市町村と共同で富山地区広域圏事務組合を設置し、ごみ処理などの業務を行いながら圏域の一体的な発展に努めています。さらに、平成20年4月の後期高齢者医療制度の創設に備え、県内市町村で構成する広域連合による準備が進められています。

今後は、必要に応じて行政サービス体制の広域化を推進する必要があります。



### 施策の方向

#### ①地方分権への対応

分権改革により拡大した権限に基づき、主体的に政策を立案し、高度で多様な行政サービスの提供に努めるなど、地方分権の進展に対応した行政体制の確立を目指します。

また、今後の分権改革に対応するため、全国市長会などとの連携強化を図り、行政能力の向上のための調査や研究を進めます。

#### ②広域行政の推進

富山地区広域圏の総合的な発展

に努めるとともに、福祉や消防・防災などの分野において多様化する行政需要に対応するため、広域的な連携を図ります。

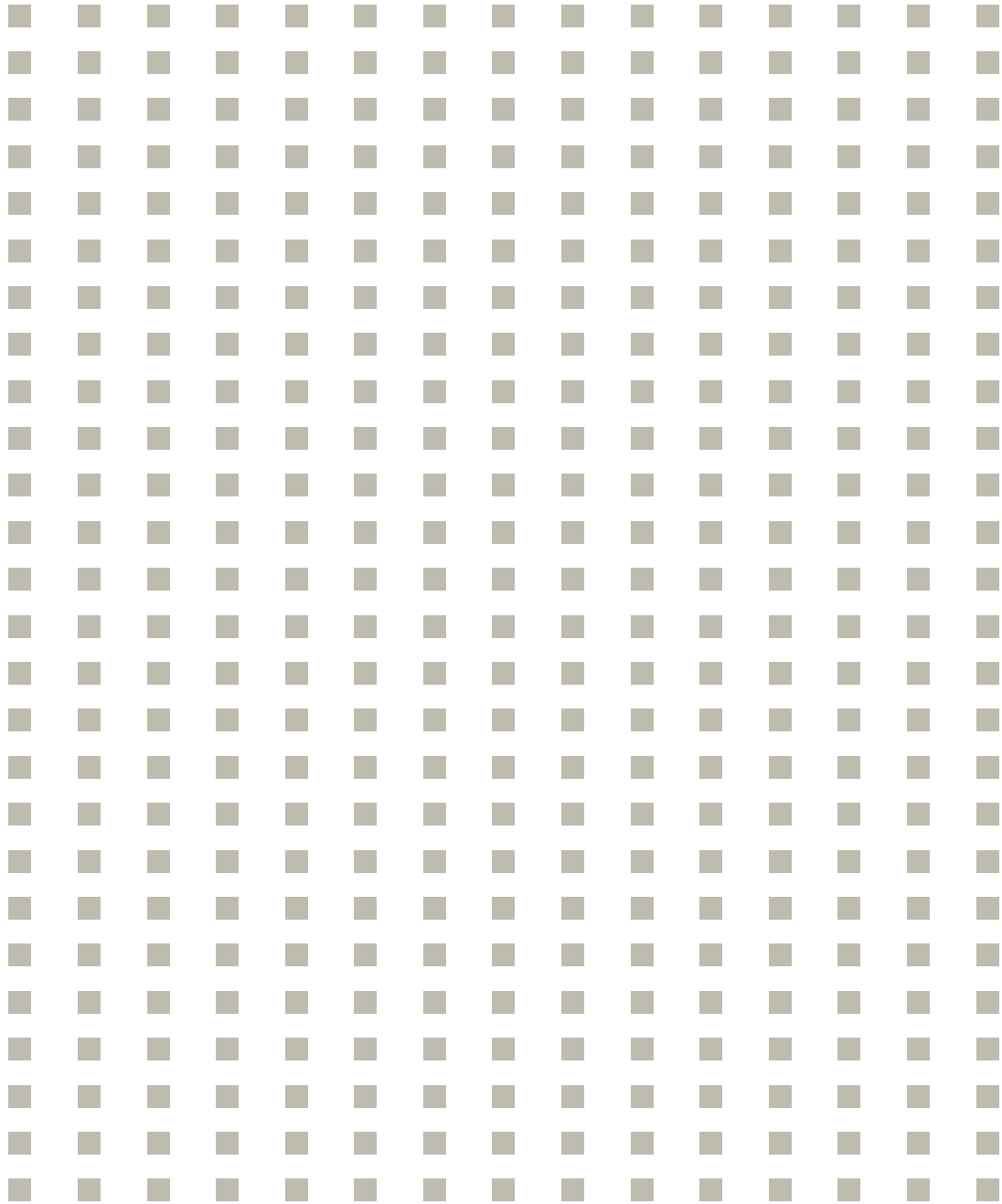
#### ③県との連携等の推進

広域的な行政を担う県と住民の身近な基礎自治体である市とでは、それぞれの果たす役割が異なることから、役割分担を明確にするとともに、住民の利便性の向上や地域の活性化を図るため、連携強化に努めます。

### 市民に期待する役割

**\*地域の行政は、地域の住民が自分たちで決定し、その責任も自分たちが負うという意識を持つ。**

# 総合計画事業



# 総合計画事業概要一覧

## I 人が輝き安心して暮らせるまち

| 事業名                            | 平成18年度末現況  | 事業の概要（19～23年度）   |
|--------------------------------|--|--|
| <b>1 すべての世代が学び豊かな心を育むまちづくり</b> |  |  |
| 特別保育等の充実                       | 延長保育59箇所<br>一時保育36箇所<br>休日保育13箇所<br>年末年始保育24箇所<br>病後児保育2箇所 | 延長保育69箇所<br>一時保育41箇所<br>休日保育24箇所<br>年末年始保育29箇所<br>病後児保育3箇所 |
| 多機能保育所の整備                      |  | 老朽保育所の改築10箇所   |
| 児童館の整備                         |  | 改築2館   |
| 放課後児童健全育成事業                    | 10箇所   | 10箇所増（累計20箇所）  |
| 地域児童健全育成事業                     | 57箇所   | 3箇所増（累計60箇所）   |
| 子育て支援センターの設置                   | 5箇所  | 新設6箇所（累計11箇所）  |
| 親子サークルの充実                      | 親子サークル実施保育所<br>43箇所<br>親子サークル実施児童館<br>10箇所                 | 親子サークル実施保育所<br>6箇所増（累計49箇所）<br>親子サークル実施児童館<br>1箇所増（累計11箇所） |
| すこやか子育て支援事業                    | 育児自主グループ<br>56グループ   | 育児自主グループ<br>10グループ増<br>（累計66グループ）                          |
| 不妊治療費助成事業                      | 申請件数年間210件   | 事業の拡充実施  |
| 児童虐待防止体制の整備                    | 児童虐待防止連絡協議会の設置   | 要保護児童対策地域協議会の設置  |
| 外国青年語学指導事業                     | ALTの授業<br>中学校：3週間に2回<br>小学校：3年生以上の全児童に<br>年間6～7回           | ALTの授業<br>中学校：継続実施<br>小学校：拡充実施<br>3年生以上の全児童に年間10回          |
| 校舎改築事業                         |  | 小学校9校<br>中学校4校   |
| 校舎増築事業                         |  | 小学校2校  |
| 大規模改造事業                        |  | 小学校5校<br>中学校3校   |
| 屋内運動場建設事業                      |  | 小学校6校<br>中学校2校   |
| 学校プール建設事業                      |  | 小学校10校   |
| 統合校新設事業                        | 校舎建設   | 4小学校の統合校1校<br>中学校1校<br>3小学校の統合校1校                          |
| 分離校新設事業                        | 実施方針の策定  | 分離新設小学校1校  |
| スクールサポーターの配置                   |  | 配置の拡充  |
| スクールカウンセラーの配置                  |  | 配置の拡充  |
| 学校給食センター施設整備・改築事業              | 新学校給食センターの実施設計   | 新学校給食センターの建設   |
| 市民自然調査事業                       | 調査対象、地域特定について検討  | 自然環境現況調査の実施  |
| 市立公民館の整備・充実                    |  | 10館建設  |
| 郷土博物館増築棟整備事業                   |  | 増築棟の整備   |
| 博物館群整備構想の策定                    |  | 基本構想の検討  |
| 科学博物館整備事業                      | 展示更新、リフレッシュ工事、外構整備の一部                                      | 常設展示の全面展示替<br>施設のリフレッシュ工事、外構整備<br>プラネタリウムの更新               |
| 恐竜化石（普及啓発）事業                   | 調査<br>夏休み恐竜探検隊の実施<br>市民交流館で成果展の開催                          | 調査の継続<br>保存方法の検討<br>恐竜探検隊の実施                               |
| ガラスのまち推進事業<br>（再掲Ⅳ-2-2）        | ショーケースの設置<br>ガラス作品収蔵                                       | ショーケース設置の拡充<br>ガラス作品の購入<br>ガラス美術館の建設検討                     |
| 図書館施設整備事業                      |  | 図書館本館移転改築（設計）<br>分館等2館整備                                   |



| 事業名                          | 平成18年度末現況  | 事業の概要（19～23年度）   |
|------------------------------|--|--|
| <b>2 いきいきと働き豊かに暮らすまちづくり</b>  |  |  |
| ファミリー・サポート・センター事業            | 本部及び4支部<br>依頼会員数1,028人（18年12月末）<br>協力会員数348人（18年12月末）<br>両方会員数147人（18年12月末）<br>活動回数4,058回（17年度末） | 本部及び4支部<br>依頼会員数300人の増<br>協力会員数170人の増<br>両方会員数50人の増<br>活動回数1,200回の増  |
| <b>3 健康で健全に暮らす元気なまちづくり</b>   |  |  |
| 子どもの体力向上事業                   | 1地区  | 全市域に拡大   |
| 体育館整備事業                      |  | 新設1館<br>改築1館   |
| プール整備事業                      |  | 1箇所  |
| 艇庫整備事業                       |  | 艇庫整備   |
| 健康づくり推進事業                    | 富山市健康プラン21の推進<br>地域健康づくり展の開催<br>まちぐるみ健康づくり交流会の開催<br>まちぐるみ禁煙支援事業                                  | 事業の継続実施  |
| がん検診事業                       | 各種がん検診の実施<br>がん予防の啓発   | 事業の継続実施  |
| 口腔衛生予防対策事業                   | 乳幼児むし歯予防事業<br>成人のむし歯・歯周病予防   | 事業の継続実施  |
| 節目総合健康診査事業                   | 新40歳の総合健診<br>新50歳の総合健診   | 事業の継続実施  |
| パワーリハビリテーション事業               | 5箇所×2クール   | 事業の拡充実施  |
| 介護予防運動（楽楽いきいき運動）指導者育成事業      | 介護予防運動（楽楽いきいき運動）指導者養成研修会の開催、指導者30人を育成  | 事業の継続実施<br>小学校区単位に指導者を確保   |
| 介護予防運動（楽楽いきいき運動）推進事業         | 単位老人クラブを単位として、「楽楽いきいき運動」を普及啓発<br>5単位老人クラブで実施   | 事業の継続実施<br>小学校区単位に実践団体を確保  |
| 介護予防拠点整備事業                   | 9箇所  | 15箇所の増（累計24箇所）   |
| （仮称）角川介護予防センター整備事業           | 調査・検討  | 介護予防施設の整備に向けた具体的な検討  |
| <b>4 誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり</b> |  |  |
| 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業            | 完成戸数78戸  | 152戸増（累計230戸）  |
| 地域密着型サービス等拠点整備事業             | 小規模多機能型居宅介護事業所6箇所<br>認知症高齢者グループホーム384床<br>認知症対応型デイサービス事業所11箇所                                    | 小規模多機能型居宅介護事業所30箇所増（累計36箇所）<br>認知症高齢者グループホーム90床増（累計474床）<br>認知症対応型デイサービス事業所10箇所増（累計21箇所）<br>夜間対応型訪問介護1箇所新設<br>小規模特別養護老人ホーム100床新規整備 |
| 外出支援タクシー券交付事業                | 利用者数1,300人   | 事業の継続実施  |
| 特別養護老人ホーム建設助成事業              | 床数（従来型）1,755床<br>個室・ユニット化率17.7%  | 従来型40床の増（累計床数1,795床）<br>個室・ユニット化率42.6%   |
| 高齢者交流広場等整備事業                 |  | パークゴルフ場、足湯施設、芝生広場など  |
| <b>5 共に生き共に支えるふれあいのまちづくり</b> |  |  |
| 市民病院病棟改修事業                   | 病棟改修（平成17年度からの継続事業）  | 病棟改修<br>緩和ケア病棟設置   |
| 救急医療センター整備基本構想の策定            |  | 基本構想の策定  |
| 市立公民館の整備・充実<br>（再掲I-1-4）     |  | 10館建設  |

## II

# すべてにやさしい安全なまち

| 事業名                    | 平成18年度末現況   | 事業の概要（19～23年度）   |
|------------------------|---|--|
| <b>1 安全に暮らせる社会の実現</b>  |   |  |
| 河川水路整備事業               | 河川 4,777m<br>排水路 16,800m<br>雨水流出抑制施設<br>(調整池等) 3箇所<br>浚渫 132m             | 河川 3,343m<br>排水路 10,000m<br>雨水流出抑制施設<br>(調整池等) 13箇所<br>水田貯留 240ha<br>浚渫 1,000m               |
| 公共下水道(雨水)整備による浸水対策事業   | 公共下水道(雨水)整備延長<br>42,994m<br>(貯留池など2箇所)                                    | 公共下水道(雨水)整備延長<br>3,906m(累計46,900m)<br>(貯留池1箇所)   |
| 排水ポンプ車導入事業             | 2台(排水能力10m <sup>3</sup> /分)   | 3台の増(排水能力20m <sup>3</sup> /分)(累計5台)  |
| 急傾斜地崩落防止対策事業           | 防止対策済家屋数 225戸<br>法面施工延長 2,187m  | 対象家屋数 26戸<br>法面施工延長 480m   |
| 土砂災害ハザードマップ作成事業        | 作成済危険箇所 308箇所   | 作成対象危険箇所1,023箇所<br>(累計1,331箇所)   |
| 橋梁保全事業                 | 緊急通行確保路線の重要橋梁<br>25橋中耐震工事終了15橋  | 緊急通行確保路線の重要橋梁<br>25橋中耐震工事施工5橋(累計20橋)   |
| 防災行政無線の整備              | 旧市町村ごとにアナログ方式の設備を整備<br>済  | 神通川・常願寺川に同報系無線を増設<br>移動系無線をデジタル方式へ移行   |
| 防災拠点機能充実強化事業           | 新避難標識(JIS規格)の整備済数<br>0箇所<br>主食用乾パン等の備蓄日数 0.87日                            | 新避難標識(JIS規格)の整備数 110箇所<br>(指定避難所221箇所の約50%)<br>主食用乾パン等の備蓄日数 1.00日<br>(想定り災者数の市備蓄割合40%の3食分)   |
| 自主防災組織支援事業             | 自主防災組織の活動費及び資機材等の購入<br>に対する補助<br>(平成17年度末の自主防災組織加入世帯数<br>38,500世帯)        | 組織の拡充<br>(平成23年度末の自主防災組織加入世帯数<br>78,000世帯)   |
| 流杉浄水場改築事業<br>(再掲Ⅱ-2-3) | 浄水場改築工事<br>(土木、建築、機械、電気、管工事)<br>進捗率 32.2%                                 | 浄水場改築工事 一式<br>(浄水能力:100,000m <sup>3</sup> /日)<br>既存浄水場改修工事 一式                                |
| 配水施設の整備<br>(再掲Ⅱ-2-3)   | 配水池の総容量 100,960m <sup>3</sup><br>配水幹線の整備済延長 13.7km<br>(新設 4.1km、更新 9.6km) | 配水池の築造<br>施設更新事業(配水池の改築、設備の更新)<br>配水幹線の整備(新設6.2km、更新1.9km)<br>老朽水道管の整備<br>(更新約31km)          |
| 地下水源の整備<br>(再掲Ⅱ-2-3)   | 既存地下水源(井戸)数 30井   | 新規地下水源(井戸)の開発<br>八尾地域 1井   |
| 簡易水道の整備<br>(再掲Ⅱ-2-3)   | 簡易水道 23事業<br>飲料水供給施設 11事業<br>小規模水道 8事業                                    | 簡易水道統合整備事業<br>(上水道との統合・再編)<br>統合簡易水道事業(簡易水道の統廃合)<br>生活基盤近代化事業<br>(配水池の改築、設備の更新、老朽水道管<br>の更新) |
| 消雪対策事業                 | 消雪装置設置距離延長<br>(市管理及び町内会管理) 472.5km  | 消雪装置設置距離延長 82.5kmの増<br>(累計555.0km)   |
| 次期消防総合指令情報システム整備事業     |   | 通信指令室棟の建設<br>システムの整備   |
| 消防・救急無線デジタル化事業         |   | 無線設備の整備  |
| 消防車両の増強                | はしご車 4台   | 屈折はしご車(15m級)1台を30m級はし<br>ご車に増強整備   |
| 救急救命士の養成               | 救急救命士70人  | 救急救命士 7人の増(累計77人)  |
| 消防署等常備消防拠点整備事業         |   | 新規建設2棟<br>移転建設1棟<br>大規模改修1棟  |

| 事業名                      | 平成18年度末現況  | 事業の概要（19～23年度）                                       |
|--------------------------|--|--|
| 消防分団器具置場改築事業             |  | 15箇所   |
| 交通安全施設設置事業<br>（反射鏡、防護柵）  | 反射鏡65基（18年度予定）<br>防護柵1.1km（18年度予定）                                 | 反射鏡577基の増<br>防護柵4.4kmの増                              |
| 子ども及び高齢者交通安全対策事業         | 高齢者運転免許自主返納支援<br>交通安全教室<br>交通安全アドバイザー<br>交通安全コンクール                 | 事業の継続実施  |
| 歩道整備事業                   | 整備延長1.0km(18年度予定)  | 整備 7.0km   |
| 歩道のバリアフリー事業及び歩道のリフレッシュ事業 | 歩道のバリアフリー（段差解消）<br>箇所数 76箇所/年<br>歩道のリフレッシュ整備延長 4.4km               | 歩道のバリアフリー（段差解消）<br>箇所数 78箇所/年<br>歩道のリフレッシュ整備延長 5.1km |
| 無電柱化事業<br>（再掲Ⅲ-1-3）      | 整備済延長 0.1km<br>（18年度予定）  | 整備延長 1.8km   |
| 防犯灯設置事業                  | 防犯灯の設置総数 45,725灯   | 3,020灯の増（防犯灯の設置総数48,745灯）                            |
| 自主防災組織支援事業<br>（再掲Ⅱ-1-1）  | 自主防災組織の活動費及び資機材等の購入<br>に対する補助<br>（平成17年度末の自主防災組織加入世帯数<br>38,500世帯） | 組織の拡充<br>（平成23年度末の自主防災組織加入世帯数<br>78,000世帯）           |

## 2 人と自然にやさしい安全・安心なまちづくり

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| 保健所試験検査機能強化事業     | 保健所検査棟建設用地取得<br>検査棟の実施設計  | 検査棟の建設   |
| 卸売市場施設整備事業        | 水産物部卸売場及び通路照明改良工事   | 低温売場の整備<br>市場内監視システムの強化など  |
| 流杉浄水場改築事業         | 浄水場改築工事<br>（土木、建築、機械、電気、管工事）<br>進捗率 32.2%                                 | 浄水場改築工事 一式<br>（浄水能力：100,000m <sup>3</sup> /日）<br>既存浄水場改修工事 一式                                |
| 配水施設の整備           | 配水池の総容量 100,960m <sup>3</sup><br>配水幹線の整備済延長 13.7km<br>（新設 4.1km、更新 9.6km） | 配水池の築造<br>施設更新事業（配水池の改築、設備の更新）<br>配水幹線の整備（新設6.2km、更新1.9km）<br>老朽水道管の整備<br>（更新約31km）          |
| 地下水源の整備           | 既存地下水源(井戸)数 30井   | 新規地下水源（井戸）の開発<br>八尾地域 1井   |
| 簡易水道の整備           | 簡易水道 23事業<br>飲料水供給施設 11事業<br>小規模水道 8事業                                    | 簡易水道統合整備事業<br>（上水道との統合・再編）<br>統合簡易水道事業（簡易水道の統廃合）<br>生活基盤近代化事業<br>（配水池の改築、設備の更新、老朽水道管<br>の更新） |
| 公共下水道（污水）整備と普及の促進 | 整備区域面積 8,478ha  | 437ha（累計8,915ha）   |
| 農業集落排水事業          | 対象57地区のうち52地区が完了<br>2地区の事業に着手   | 4地区整備  |
| 農業環境対策事業          | 整備延長 69.3km   | 整備延長 74.3km（延長 5.0kmの整備）   |

## 3 地球にやさしい環境づくり

|                |                              |                 |
|----------------|------------------------------|-----------------|
| ごみの分別回収の推進     | 古布、生ごみのリサイクルモデル事業の実施         | 事業の継続実施         |
| エコタウン推進事業      | 7事業操業                        | 新たな事業化に向けての調査   |
| 風力発電導入事業       |                              | 風力発電施設の整備       |
| バイオディーゼル燃料導入事業 | 18年度製造施設整備<br>バイオディーゼル燃料製造開始 | バイオディーゼル燃料の普及拡大 |

## 4 暮らしの安全を守る森づくり

|                   |                                       |                        |
|-------------------|---------------------------------------|------------------------|
| 森林整備事業            | 森林整備面積165ha/年間                        | 森林整備面積200ha/年間         |
| とやま森の四季彩フォト大賞開催事業 | 第1回募集                                 | 事業の継続実施                |
| 森のちから再生事業         | 森林ボランティア(きんたろう倶楽部)の支援<br>里山林整備延面積 1ha | 事業の継続実施<br>里山林整備延面積5ha |

### Ⅲ 都市と自然が調和した潤いを実感できるまち

| 事業名   | 平成18年度末現況  | 事業の概要（19～23年度）                         |
|---|--|--|
| <b>1 都市と自然が共生する賑わいとゆとりのまちづくり</b>              |  |  |
| 富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業                          | 富山駅付近連続立体交差事業 L=1.8km<br>事業進捗率 10.8%                     | 事業進捗率 34.1%                            |
| 富山駅周辺地区土地区画整理事業                               | 富山駅周辺地区土地区画整理事業<br>A=10.4ha<br>事業進捗率 7.8%                | 事業進捗率 43.7%                            |
| グランドプラザ整備・運営事業                                | 整備工事着手   | 延長約65m、幅員約20m<br>イベント開催など              |
| 城址公園整備事業                                      | 南西部用地取得<br>濠・石垣整備工事<br>進捗率46%                            | 施設整備 進捗率80%                            |
| 総曲輪通り南地区第一種市街地再開発事業<br>まちなか再生推進事業（西町南地区、桜町地区） | 施設建築物工事<br>市街地再開発事業に向けての支援・誘導                            | 延床面積 約44,200㎡<br>事業の継続実施               |
| コミュニティバスの運行                                   | 中央ルート 1日31便<br>8.53人/便・日<br>清水町ルート 1日31便<br>12.73人/便・日   | 事業の継続実施                                |
| おでかけバス事業                                      | 平成17年度利用者数<br>39万人                                       | 事業の継続実施<br>利用者数 250万人（50万人×5年）         |
| 平和通り等整備事業                                     | 北側歩道整備延長190m   | 歩道及びアーケードの整備<br>整備延長270m               |
| 道路景観形成事業                                      | 整備延長 78m   | 整備延長280m                               |
| 街区公園再整備事業                                     | 施設整備 1公園   | 施設整備 8公園                               |
| 榎尾小学校保存活用事業                                   | 榎尾小学校校舎 木造2階建て   | 榎尾小学校施設の再生整備                           |
| 木と出会えるまちづくり事業                                 | リビングアートイン大山の開催<br>基調講演、シンポジウム、ワークショップ、<br>木工コンペティション等の開催 | リビングアートイン大山の継続開催<br>木を活かした施設案内板等の整備    |
| 景観まちづくり推進事業                                   | 景観セミナー、ワークショップの開催など<br>市民団体登録数 3団体<br>協議会認定数 1団体         | 事業の継続実施<br>市民団体登録数 18団体<br>協議会認定数 3団体  |
| 歴史的まち並み修景等整備事業                                | 伝統的屋敷及び一般建築物などの修景<br>空家活性化事業                             | 事業の継続実施                                |
| まち並み保存活用推進事業<br>（再掲Ⅳ-2-1）                     | 岩瀬地区の廻船問屋の資料調査<br>旧森家の展示活用                               | 岩瀬地区の伝統的建造物群選定の調査など<br>まち並みを生かした施設整備など |
| 無電柱化事業  | 整備延長 0.1km（18年度予定）                                       | 整備延長 1.8km                             |
| 山室第2土地区画整理事業                                  | 進捗率 49.9%  | 進捗率 88.5%                              |
| 富山駅周辺地区土地区画整理事業<br>（再掲Ⅲ-1-1）                  | 富山駅周辺地区土地区画整理事業<br>A=10.4ha<br>事業進捗率 7.8%                | 事業進捗率 43.7%                            |
| 組合等施行土地区画整理事業                                 | 4地区の土地区画整理事業   | 事業の継続実施                                |
| 市営住宅整備事業                                      | 市営住宅戸数4,661戸   | 300戸の建替え                               |
| <b>2 「海・川・森・山」水と緑が映える潤いと安らぎのまちづくり</b>         |  |  |
| 海洋レクリエーション施設整備事業                              | 西護岸新設、道路護岸新設、臨港道路新設、<br>陸上保管施設整備など                       | ビジター棧橋、浮き棧橋、上下架施設、管<br>理棟、駐車場、緑地広場など   |
| 水辺空間整備事業                                      |  | 水辺空間整備 2河川                             |
| 総合公園整備事業                                      | 施設整備 1公園<br>（13～18年度）                                    | 施設整備 1公園                               |
| 地区公園整備事業                                      | 施設整備 1公園<br>用地取得 1公園                                     | 施設整備 3公園<br>用地取得 1公園                   |
| 近隣公園整備事業                                      | 施設整備 1公園<br>用地取得 1公園                                     | 施設整備 8公園<br>用地取得 5公園                   |

| 事業名                       | 平成18年度末現況                              | 事業の概要（19～23年度）                 |
|---------------------------|--|--------------------------------|
| 街区公園再整備事業<br>(再掲Ⅲ-1-1)    | 施設整備 1公園                               | 施設整備 8公園                       |
| 都市緑化植物園整備事業               | 施設整備 進捗率52.1%<br>(園路工、水路工、植栽工)         | 施設整備 進捗率62.4%<br>(園路工、植栽工)     |
| ファミリーパーク整備事業              | 施設整備 (自然体験センター、自然生態園)                  | 施設整備 (自然生態園、ふれあい動物園など)         |
| 公園管理サポート事業                | 公園サポート活動の実施<br>2公園                     | 公園サポート活動の実施<br>16公園            |
| 自然公園等整備事業                 | 森林・自然公園等7箇所                            | 公園施設整備の継続実施                    |
| 都市農山漁村交流推進事業<br>(再掲Ⅳ-4-2) | グリーンツーリズムの推進<br>重点推進地区4ヶ所              | 重点推進地区14ヶ所                     |
| 中山間地域等農業活性化支援事業           | とやま棚田保全事業                              | 事業の継続実施                        |
| <b>3 コンパクトなまちづくり</b>      |  |                                |
| 都市マスタープラン策定事業             | 都市マスタープラン素案の作成                         | 都市マスタープランの策定                   |
| 中心市街地まちづくり事業              | 低未利用地活用推進調査                            | 都市再生市民グループの活動支援<br>モデル地区での事業実施 |
| 市内電車環状線化事業                | 路線測量、基本設計など                            | 延長 約0.9km                      |
| まちなか居住推進事業                | 補助対象戸数120戸                             | 補助対象戸数1,350戸の増 (累計1,470戸)      |
| くらしのみちゾーン整備事業             | 整備延長 620m                              | 950mの増 (累計1,570m)              |
| 高齢者の持家活用による住み替え支援事業       |  | 対象戸数30戸                        |
| 宅地整備事業                    | 9区画造成                                  | 17区画造成 (累計26区画)                |
| <b>4 生活拠点を繋ぐ交通体系の充実</b>   |  |                                |
| 公共交通利用促進啓発事業              |  | 公共交通活性化計画パンフレットの作成、<br>配布など    |
| バス交通利用促進事業                | 生活バス路線維持支援<br>地域自主運行バス支援<br>コミュニティバス運行 | 事業の継続実施                        |
| 高山本線沿線まちづくり事業             | 高山本線活性化社会実験など                          | 各駅関連施設及び周辺道路などの整備              |
| 幹線市道整備事業                  | 整備延長 5.4km (18年度予定)                    | 整備延長 20.6km                    |
| 街路整備事業                    | 整備延長 0.5km (18年度予定)                    | 整備延長 4.1km                     |
| 交通支障箇所改善事業                | 改善箇所 6箇所 (18年度予定)                      | 改善箇所 12箇所                      |

## Ⅳ 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

| 事業名                             | 平成18年度末現況                               | 事業の概要（19～23年度）  |
|---------------------------------|---|---|
| <b>1 出会いと発見に満ちた魅力ある観光のまちづくり</b> |   |   |
| 観光実践プランの策定                      |   | プランの策定  |
| 外国語表示観光案内板整備事業                  | 設置箇所数 8箇所                               | 設置箇所 14箇所の増（累計22箇所）   |
| 富山ブランド推進事業                      |   | 講演会の開催、ホームページの開設、生産者向け富山ブランド研修会の開催、生産者等ホームページ開設助成など                     |
| 富山ブランド市開催事業                     | 富山ブランド市の開催                              | 継続開催  |
| 観光サポーター研修事業                     | コンベンションサポーターとの合同研修の実施                   | 事業の継続実施   |
| <b>2 個性豊かな文化・歴史を守り育てるまちづくり</b>  |   |   |
| 歴史的まち並み修景等整備事業（再掲Ⅲ-1-3）         | 伝統的の家屋及び一般建築物等の修景<br>空家活性化事業            | 事業の継続実施   |
| まち並み保存活用推進事業                    | 岩瀬地区の廻船問屋の資料調査<br>旧森家の展示活用              | 岩瀬地区の伝統的建造物群選定のための調査など<br>まち並みを生かした施設整備など                               |
| 史跡王塚・千坊山遺跡群整備事業                 | 保存管理計画策定委員会の開催                          | 遺跡群の復元整備など  |
| 埋蔵文化財センター施設整備事業                 |   | 整備計画策定、施設整備の検討  |
| ガラスのまち推進事業                      | ショーケースの設置<br>ガラス作品収蔵                    | ショーケース設置の拡充<br>ガラス作品の購入<br>ガラス美術館の建設検討                                  |
| 富山デザインフェア等開催事業                  | 富山デザインフェアの開催                            | 富山デザインフェア等（デザイン月間事業）の開催   |
| 市美術展の開催                         | 日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、書道、写真の7部門               | 事業の継続実施   |
| 神通峡美術展の開催                       | 壁面や野外に展示する造形作品の美術展                      | 3年に1度の公募展として継続実施  |
| 市民文化振興事業                        | 市民文化事業団ソフト事業<br>芸術創造センター事業<br>桐朋アカデミー事業 | 事業の継続実施   |
| 文化芸術による創造のまち支援事業                | ふるさと発見塾やシンポジウム等の開催<br>ボランティアの育成など       | 事業の継続実施   |
| <b>3 人・もの・情報が行き交う多彩な交流の促進</b>   |   |   |
| 姉妹・友好都市締結記念事業                   |   | モジ・ダス・クルーゼス市姉妹都市提携30周年記念事業<br>ダーラム市姉妹都市提携20周年記念事業<br>秦皇島市友好都市締結30周年記念事業 |
| 中学生国際親善交流事業                     | 姉妹・友好都市などとの中学生の相互交流                     | 事業の継続実施   |
| <b>4 新しい価値を創造する活力ある産業の振興</b>    |   |   |
| とやま企業経営未来塾                      | 公開セミナー、選抜者セミナーの開催                       | 継続開催  |
| 担い手総合支援事業                       | 農用地利用集積事業<br>農業法人育成事業                   | 事業の継続実施   |
| 営農サポートセンター事業                    | とやま援農塾での栽培技術研修など                        | 事業の継続実施   |
| 工業振興ビジョンの策定                     |   | ビジョンの策定   |
| 富山とれたてネットワーク事業                  | 各地域でのサテライトショップの設置<br>7箇所                | ネットワーク事業展開<br>地産地消推進拠点の設置   |
| 都市農山漁村交流推進事業                    | グリーンツーリズム重点推進地区4箇所                      | グリーンツーリズム重点推進地区14箇所   |
| 集落営農促進対策事業                      | 営農組織数 109組織                             | 営農組織数 134組織   |
| 大豆・麦等の生産拡大事業                    | 出荷大豆・麦・野菜等面積908ha                       | 出荷大豆・麦・野菜等面積1,116ha   |
| 中山間地域特産品開発事業                    | 展示圃の設置<br>栽培調査品目数 5品目                   | 栽培調査品目数 15品目  |
| 農業環境対策事業（再掲Ⅱ-2-3）               | 整備延長 69.3km                             | 整備延長 74.3km<br>(延長 5.0kmの整備)  |

| 事業名                 | 平成18年度末現況                | 事業の概要（19～23年度）           |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|
| 畜産基盤再編総合整備事業        |                          | 畜舎、堆肥舎の整備など              |
| 森林整備事業<br>(再掲Ⅱ-4-1) | 森林整備面積<br>165ha/年間       | 森林整備面積<br>200ha/年間       |
| 地域材活用促進事業           | 地域材使用住宅への補助              | 事業の継続実施                  |
| 漁港施設整備事業            | 駐車場用地舗装工事<br>臨港道路新設工事 など | 護岸改良、臨港道路工事、荷捌所整備、緑地広場整備 |
| 新産業支援事業             | 新産業支援センターの整備             | 支援事業の実施                  |

## V 新しい富山を創る協働のまち

| 事業名                            | 平成18年度末現況                                | 事業の概要（19～23年度）                          |
|--------------------------------|--|---|
| <b>1 いきいきと輝く市民が主役の社会の実現</b>    |  |   |
| 公募提案型協働事業                      | 公募提案型による協働事業の実施                          | 事業の継続実施                                 |
| 青年元気塾開催事業                      | ゼミナールの開催                                 | 事業の継続実施                                 |
| クリーンロード事業                      | 歩道の清掃などのボランティア活動                         | 活動の拡充                                   |
| 公園管理サポート事業<br>(再掲Ⅲ-2-2)        | 公園サポート活動実施公園<br>2公園                      | 公園サポート活動実施公園<br>16公園                    |
| 男女共同参画プランの推進                   | 富山市男女共同参画プランの策定                          | 富山市男女共同参画プランの推進                         |
| 日本女性会議の開催                      | 日本女性会議2008とやま実行委員会の設立                    | 日本女性会議2008とやまの開催                        |
| <b>2 新しい「行財政システム」の確立</b>       |  |   |
| タウンミーティング開催事業                  | 地域別、テーマ別タウンミーティングの開催                     | 事業の継続実施                                 |
| 電子入札システム事業                     | 一部運用開始                                   | 平成20年度末までに全面運用                          |
| ICT（情報通信技術）活用による行政事務の効率化・高度化事業 | 新・全庁型地図情報システムの運用<br>電子決裁、文書管理システム等の導入の検討 | 全市域の地形図等の基図の整備<br>電子決裁、文書管理システムの本格導入の検討 |



# 目標とする指標一覧

## I 人が輝き安心して暮らせるまち

| 指標名                            | 指標の説明   | 基準数値(年度等)  | 23年度目標数値                               | 目標設定の考え方   |
|--------------------------------|---|--|--|--|
| 延長保育の実施率                       | 延長保育を実施する保育所の割合   | 67.8%<br>59箇所<br>(18年度)                            | 78.4%<br>69箇所<br>(28年度目標84.1%)<br>74箇所 | 多様化する保育ニーズに対応するため、毎年2箇所程度の増を目指す。                                 |
| 一時保育の実施率                       | 一時保育を実施する保育所の割合   | 41.4%<br>36箇所<br>(18年度)                            | 46.6%<br>41箇所<br>(28年度目標50.0%)<br>44箇所 | 多様化する保育ニーズに対応するため、毎年1箇所程度の増を目指す。                                 |
| 地域児童健全育成事業の年間利用人数              | 地域児童健全育成事業を利用する年間延べ人数                                   | 340,000人<br>(17年度)                                 | 370,000人                               | 子どもたちの健全育成を図るため、毎年1箇所程度(6,000人)の増を目指す。                           |
| 放課後児童健全育成事業の年間利用人数             | 放課後児童健全育成事業を利用する年間延べ人数                                  | 40,000人<br>(17年度)                                  | 100,000人                               | 子どもたちの健全育成を図るため、毎年2箇所程度(10,000人)の増を目指す。                          |
| 健康な児童・生徒の割合                    | すこやか検診における要医療・経過観察の判定を受けていない児童生徒の割合                     | 87.2%<br>(17年度)                                    | 90.0%                                  | 子どもたちの健康管理を推進し、富山市健康プラン21を参考に、約3%の向上を目指す。                        |
| 学校給食における地場産野菜の品目数              | 学校給食における地場産野菜の使用品目数(44品目中)                              | 16品目<br>(17年度)                                     | 20品目                                   | 食育推進の観点から、ある程度の量が確保できる地場産野菜の導入を目指す。                              |
| 不登校児童・生徒の割合                    | 児童生徒総数に占める不登校(30日以上欠席)児童生徒数の割合                          | 小学校0.40%<br>中学校2.95%<br>(17年度)                     | 小学校0.25%<br>中学校2.10%                   | 子どもたちが登校しやすい環境づくりを進め、過去10年間の富山県全体の状況で最も低い数値を目標に、不登校児童生徒数の減少を目指す。 |
| 公民館利用者数                        | 市立公民館利用者数   | 860,000人<br>(18年度)                                 | 880,000人                               | 多様な生涯学習などの機会を提供し、年4,000人の利用者増を目指す。                               |
| 博物館等の観覧者数                      | 市立博物館等19施設の入館者数   | 547,562人<br>(17年度)                                 | 600,000人                               | 展示内容等の充実を図り、毎年2%程度の増加を目指す。                                       |
| 市民一人当たり市立図書館の年間図書貸出冊数          | 市立図書館全体の図書雑誌貸出冊数/富山市人口                                  | 4.2冊<br>(17年度)                                     | 4.4冊                                   | 全館のコンピュータシステムを統合し、蔵書の効率的運用を図ることなどにより、0.2冊増を目指す。                  |
| 市内事業所での障害者雇用率達成割合              | 障害者雇用率1.8%を達成した一般の民間企業の割合                               | 52.7%<br>(18年)                                     | 60%                                    | 障害者雇用の推進を図り、年1%以上の増加を目指す。  |
| ファミリー・サポート・センター会員の活動数、時間(活動回数) | ファミリー・サポート・センターの相互援助活動の利用延べ回数                           | 4,058回<br>(17年度)                                   | 5,200回                                 | 仕事と家庭の両立を支援するため、会員増を図り、年5%程度の増加を目指す。                             |
| 全国平均を上回る体力テストの項目割合             | 小学校5年生~中学校3年生を対象とした新体力テストで市内の児童生徒の平均値が全国平均値を上回る項目の割合    | 38.4%<br>(17年度)<br>全国平均を上回っている項目数(33項目)/全項目数(86項目) | 50%                                    | 子どもの体力向上事業を全市域に拡大し、年2%程度の増を目指す。                                  |
| 市営スポーツ施設年間利用者数                 | 市営スポーツ施設の年間利用延べ人数                                       | 155万人<br>(18年度)                                    | 156万人                                  | 総合型スポーツクラブの充実などによる利用者増を目指す。                                      |
| 健康であると感じる市民の割合                 | 健康づくりに関する市民意識調査において、健康である・まあまあ健康であると回答した市民(満20歳~79歳)の割合 | 80.8%<br>(17年度)                                    | 85.3%                                  | 健康づくり活動を推進し、これまでの実績をもとに5%程度のアップを目指す。                             |

| 指標名                        | 指標の説明  | 基準数値(年度等)                                      | 23年度目標数値   | 目標設定の考え方  |
|----------------------------|--|--|--|---|
| 壮年期者(50～59歳)の三大生活習慣病による死亡数 | 壮年期50歳～59歳の三大生活習慣病による死亡数(10万人当たり)              | 悪性新生物215.0人<br>心疾患34.5人<br>脳血管疾患20.3人<br>(16年) | 悪性新生物193.5人<br>心疾患31.0人<br>脳血管疾患18.3人<br>(28年度目標)<br>悪性新生物174.2人<br>心疾患27.9人<br>脳血管疾患16.5人 | 各種健康診査の充実を図り、国の健康フロンティア戦略における数値目標に準じ、10%の減を目指す。   |
| 介護予防事業の改善効果のあった人数          | 介護予防事業の実施により、要支援・要介護状態になることを防止、あるいは重度化を防止できる人数 | 0人<br>(18年度)                                   | 721人   | 介護予防事業を実施しない場合の要介護予測人数12,488人から、同事業を実施した場合の要介護予測人数11,767人を差し引いた人数を目標として設定する。(要介護予想人数は要介護度2～5) |
| 高齢者向け賃貸住宅供給戸数              | 高齢者向け優良賃貸住宅の供給戸数                               | 78戸<br>(18年度)                                  | 230戸   | これまでの状況を踏まえ高齢者が安心して暮らせる住宅供給戸数の増を目指す。  |
| 健康な高齢者の割合                  | 65歳以上の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない人の割合           | 82.7%<br>(17年度)                                | 80%以上<br>(28年度目標)<br>80%以上   | 高齢化の進展に伴い、要介護認定者率も増加すると見込まれるが、その増加率を最小限に抑え、健康な高齢者の割合の維持を目指す。                                  |
| 朝食をとる子どもの割合                | 朝食をとる児童・生徒の割合                                  | 小学生99%<br>中学生95%<br>(18年度)                     | 小学生100%<br>中学生98%  | 家庭での健全な食習慣の確立を図り、富山県の目標数値を参考に小学生100%、中学生98%を目指す。  |

## Ⅱ すべてにやさしい安全なまち

| 指標名                | 指標の説明   | 基準数値(年度等)                           | 23年度目標数値                  | 目標設定の考え方   |
|--------------------|---|-------------------------------------|---------------------------|--|
| 配水池の水道水貯留能力        | 災害時等における配水池からの水道水供給時間                                   | 10.7時間<br>(18年度)                    | 14.2時間                    | 富山市上下水道事業中長期ビジョンに基づき、配水池の整備により災害時の水道水供給時間の増を目指す。                 |
| 自主防災組織の組織率         | 全世帯に占める自主防災組織加入世帯の割合                                    | 25.2%<br>(17年度)                     | 50%<br>(28年度目標70%)        | 実績等に基づき、より一層防災意識の啓発に努め、概ね5割の組織率を目指す。                             |
| 市道の消雪化率            | 市道延長に対する、消雪装置設置延長(市管理及び町内管理)                            | 15.9%<br>(18年度)                     | 18.7%                     | 高齢社会における市民の除排雪時の負担を軽減するため、消雪計画に基づき、消雪装置の延長を目指す。                  |
| 年間出火率              | 人口1万人当たりの年間出火件数   | 2.4件/万人<br>(過去5年間平均)                | 2.3件/万人                   | 火災予防広報活動等の強化を図り、出火率の減少を目指す。                                      |
| 救急隊の現場到着時間         | 救急車が出勤して救急現場に到着するまでの平均所要時間                              | 5分30秒<br>(17年度)                     | 5分30秒                     | 救急件数の増加により、現場到着時間が延びつつあることから、新たに消防拠点を整備するなどにより、現状の現場到着時間の維持を目指す。 |
| 市内の交通事故件数          | 年間の交通事故件数   | 3,385件<br>(18年)                     | 2,900件                    | 交通安全意識の啓発に努め、県の目標である毎年1.5%の減を上回る毎年2%余りの減を目指す。                    |
| 市内の犯罪認知件数          | 年間の犯罪認知件数   | 5,102件<br>(18年)                     | 4,400件                    | 防犯意識の啓発などにより、治安の悪化が認識され始めた平成10年の犯罪認知件数(4,917件)の10%減を目指す。         |
| 環境基準の達成率           | 調査した測定数のうち、環境基準を達成した割合<br>(大気汚染等の区分ごとの環境基準達成数/全調査数×100) | 89%<br>(17年度)                       | 93%                       | これまでの状況を踏まえ、事業所等の公害防止対策に努め、環境基準の達成率の向上を目指す。                      |
| 消費生活相談解決率          | 相談総数のうち、助言等により解決した割合                                    | 98.7%<br>(17年度)                     | 現状維持                      | 相談内容が複雑化する中、現状の相談解決率の維持を目指す。                                     |
| 地場産青果物取扱金額         | 中央卸売市場で取り扱う地場産の青果物の年間金額                                 | 1,472百万円<br>(17年度)                  | 1,484百万円                  | 取扱高が減少傾向にある中、施設整備などにより、増加を目指す。                                   |
| 下水道を利用している人口の割合    | 下水道で汚水を処理している区域において、実際に下水道を利用している人口の割合                  | 88.6%<br>(17年度末)                    | 92.0%                     | 富山市上下水道事業中長期ビジョンに基づき整備及び促進を図り年平均0.5~0.6%の増を目指す。                  |
| 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量 | ごみ総排出量から求めた市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量                           | 1,131g<br>(17年度)                    | 1,075g                    | 市民意識の啓発に努め、約5%の減量を目指す。   |
| 一般廃棄物のリサイクル率       | ごみ排出量に占める資源物(空き缶、空き瓶、古紙など)の割合                           | 19.1%<br>(17年度)                     | 25.0%                     | 生ごみ、古布等の資源化も含め、毎年1%強の向上を目指す。                                     |
| 産業廃棄物減量化・循環利用率     | 産業廃棄物発生量に占める、中間処理等により減量化された量                            | 93.8%<br>(16年度)                     | 96.0%                     | 廃棄物の循環的利用、適正処理を推進し、富山県の「とやま廃棄物プラン」で定める数値を目指す。                    |
| 市民1人あたりの二酸化炭素排出量   | 富山市全体の二酸化炭素排出量から算出した市民1人当たりの排出量                         | 11.4 t-CO <sub>2</sub> /人<br>(15年度) | 10.6 t-CO <sub>2</sub> /人 | 富山市地域新エネルギービジョン・省エネルギービジョンに基づき、地球温暖化対策を進め、毎年1%程度削減を目指す。          |
| エコタウン交流推進センター利用者数  | エコタウン交流推進センター見学者、貸館による利用者、エコタウン学園参加者、企業見学ツアー参加者の合計      | 6,500人<br>(18年度)                    | 8,500人                    | 環境学習の機会の充実を図り、約3割の増加を目指す。  |
| 森林整備面積             | 間伐等の森林整備面積、広葉樹植樹面積、針広混交林化整備面積及び市民等による里山整備面積             | 165ha<br>(17年度)                     | 200ha                     | 市民参加などを図り、約2割増を目指す。  |

### Ⅲ 都市と自然が調和した潤いを実感できるまち

| 指標名              | 指標の説明                     | 基準数値(年度等)                          | 23年度目標数値                     | 目標設定の考え方   |
|------------------|---------------------------|------------------------------------|------------------------------|--|
| 富山駅周辺地区の歩行者数     | 富山駅周辺の歩行者数                | 平日 47,889人<br>日曜 34,022人<br>(18年度) | 平日 50,000人<br>日曜 35,000人     | ライトレールなどの整備により、5%程度の富山駅周辺の歩行者数の増加を目指す。           |
| 中心商店街の歩行者数       | 中心商店街(西町、総曲輪、中央通り)の歩行者数   | 平日 25,948人<br>日曜 24,932人<br>(18年度) | 平日 34,000人<br>日曜 32,000人     | 市街地再開発事業の完成等により年6%程度の増を目指す。                      |
| 温泉施設利用客数         | 市内の主な温泉7施設の年間利用者数         | 856,759人<br>(17年度)                 | 860,000人                     | 滞在型観光を進め、現状より増を目指す。                              |
| 違法なはり紙・はり札等の除去件数 | 違法なはり紙・はり札等の除去件数          | 4,334件<br>(17年度)                   | 3,000件<br>(28年度目標)<br>2,000件 | 市民・事業者の意識の高揚を図りながら、年間200件程度の除去件数の減少を目指す。         |
| 総人口に占めるDID人口の割合  | 国勢調査における総人口に占めるDID内人口の割合  | 51.9%<br>(17年度)                    | 基準数値より増                      | コンパクトなまちづくりを推進し、減少傾向にあるDID地区内の人口を高め、基準数値より増を目指す。 |
| 都心地区の人口          | 都心地区(436ha)における人口の推移      | 24,099人<br>(18年度)                  | 26,500人                      | まちなか居住推進計画に基づき、26年度の都心地区人口28,000人を目指す。           |
| 公共交通利用者数         | 1日当たりの富山市内の鉄軌道及び路線バスの利用者数 | 61,780人<br>(16年度)                  | 62,000人                      | 公共交通利用者の減少傾向の中、利便性の向上などを図り、現状の利用者数の維持を目指す。       |

## Ⅳ 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

| 指標名                        | 指標の説明   | 基準数値(年度等)                     | 23年度目標数値            | 目標設定の考え方   |
|----------------------------|---|-------------------------------|---------------------|--|
| 外国人観光客入込数                  | 富山空港国際線の外国人降客数                                  | 34,330人<br>(17年)              | 46,000人             | 外国人観光客の誘致を進め年間2,000人程度の増を目指す。                            |
| ホテル旅館等の宿泊者数                | ホテル・旅館の延べ宿泊者数                                   | 1,783,005人<br>(17年)           | 1,933,000人          | 広域・滞在型観光を推進し、ホテル・旅館の宿泊者について、年間25,000人程度の増を目指す。           |
| スキー場入込客数                   | 市内スキー場の入込客数<br>(らいちょうパレー、極楽坂、牛岳温泉、あわすの、猿倉山)     | 262,343人<br>(17年)             | 263,000人            | スキー人口が減少する中で、各スキー場の魅力を高め、現状維持を目指す。                       |
| コンベンション開催数                 | 県外参加者が本市で延べ100泊以上するコンベンションの開催数                  | 68件<br>(17年度)                 | 80件                 | コンベンションの誘致を進め、毎年2件増を目指す。                                 |
| ガラス作品制作体験者数                | 吹きガラス体験などの有料体験参加者数                              | 3,146人<br>(17年度)              | 4,200人              | 体験事業の充実により毎年約5%の増を目指す。                                   |
| 営農サポーター登録数                 | 営農サポートセンターに登録した営農サポーターの人数                       | 40人<br>(18年度)                 | 250人                | とやま援農塾の受講者に呼びかけ、約7割の登録者の確保を目指す。                          |
| 認定農業者等が占める経営面積比率           | 市内の耕地面積のうち、認定農業者等の経営面積の割合                       | 15%<br>(17年度)                 | 40%                 | 富山市担い手育成総合支援協議会アクションプログラム・水田農業ビジョンの育成目標を基に年5ポイントアップを目指す。 |
| 製造品出荷額等                    | 工業統計における従業員4人以上の事業所の年間製造品出荷額等                   | 11,187億円<br>(16年)             | 13,750億円            | 産業の振興を図り、年平均3%程度の増を目指す。                                  |
| 高品質米の生産比率                  | 米の生産における1等米の比率                                  | 76%<br>(17年度)                 | 95%                 | 本市の農業の中心をなす米の高品質化を図るため、水田農業ビジョンに基づき高い1等米比率を目指す。          |
| 転作面積にかかる出荷大豆・麦、出荷野菜等の栽培面積率 | 富山市の転作面積(水稻を作付けしない地目が田の面積)のうち、出荷大豆・麦・野菜の栽培面積の割合 | 24.4%<br>(17年度)               | 30.0%               | 調整水田などから大豆・麦・野菜等の栽培に毎年35haずつ移行を目指す。                      |
| 地域材使用量                     | 森林組合等へ搬入された市内産木材の量                              | 1,300m <sup>3</sup><br>(17年度) | 2,400m <sup>3</sup> | 地域材の活用促進に努め、毎年約200m <sup>3</sup> の使用量の増加を目指す。            |
| 年間漁獲量                      | 港勢調査による水橋、岩瀬、四方漁港の水揚げ高                          | 2,610 t<br>(11~17年度の平均)       | 2,730 t             | 放流事業などの推進により、漁獲量の増を目指す。                                  |
| 事業所の新規開業率                  | 事業所統計における新規開業率(全産業)                             | 4.1%<br>(16年)                 | 5.0%                | 新規開設の事業所数増により新規開業率の増加を目指す。                               |
| 新規事業所開設による雇用量              | 事業所統計における新設事業所の年平均就業者数(全産業)                     | 7,895人<br>(13~16年の平均)         | 9,500人              | 新規事業所の開設を推進し、約20%の増加を目指す。                                |

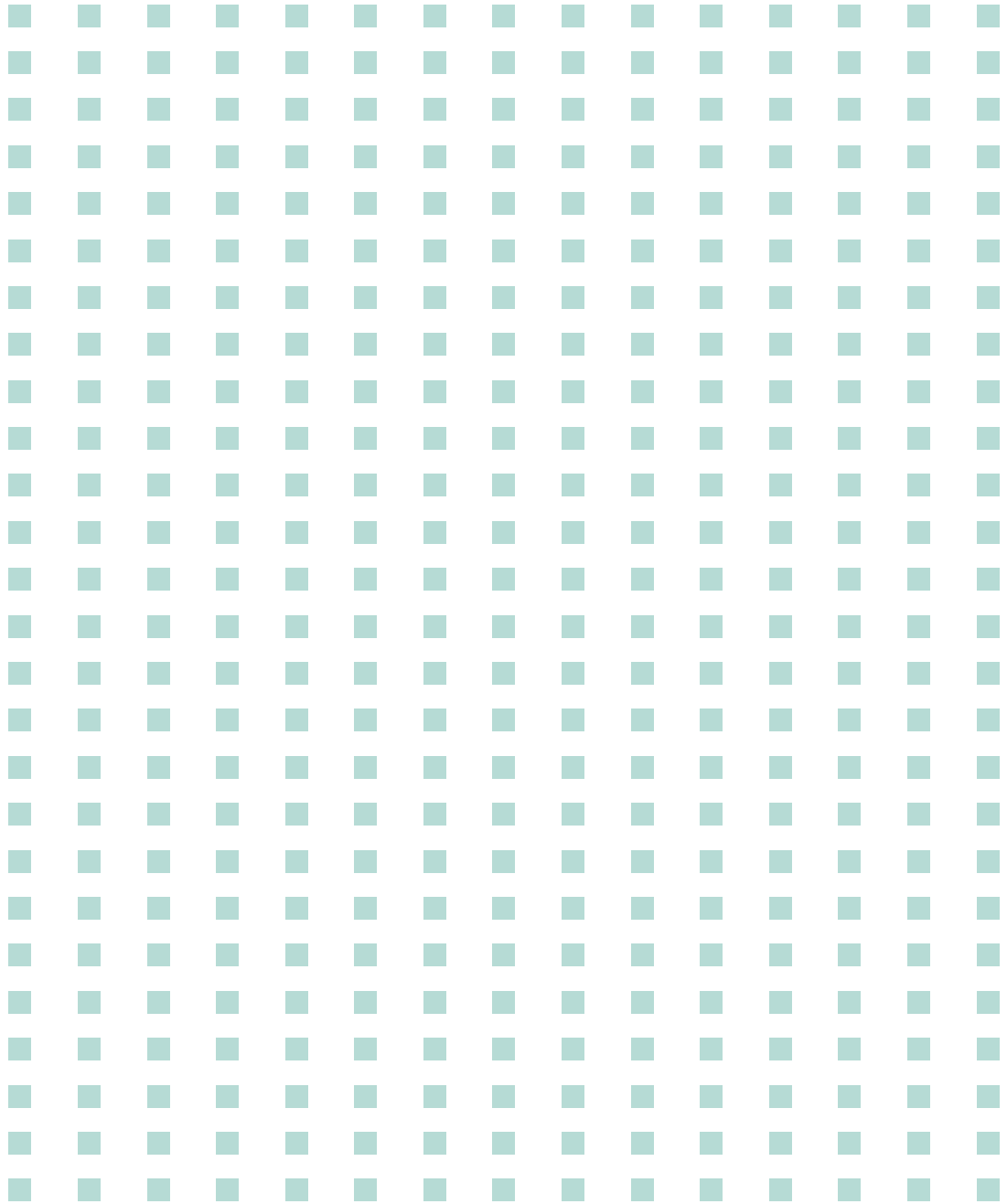
## V 新しい富山を創る協働のまち

| 指標名          | 指標の説明                     | 基準数値(年度等)        | 23年度目標数値 | 目標設定の考え方  |
|--------------|---------------------------|------------------|----------|---|
| NPO法人の数      | 認証されたNPO法人の数              | 78法人<br>(18年度)   | 160法人    | 毎年約15法人の増を目指す。  |
| 人口一人あたりの市職員数 | 人口一人当たりの特別職、再任用職員を除く正規職員数 | 106.3人<br>(18年度) | 101.6人   | 「定員適正化計画」(平成18年度より5年間で職員数約230人減)に基づく指標。               |
| 市ホームページアクセス数 | 市ホームページの年間延べアクセス数         | 430万回<br>(18年度)  | 500万回    | 電子申請など行政手続のオンライン化(ホームページからアクセス)により、毎年10万~15万件の増加を目指す。 |

# 主な協働事業一覧

| 総合計画事業                   | 概要   | 総合計画事業           | 概要  |
|--------------------------|--|------------------|---|
| 地域児童健全育成事業               | 公共施設を活用して、子ども達の遊びの場を提供し、異年齢の子どもや地域の大人との関わりを通して、児童の健全な育成を図る。          | 富山ブランド推進事業       | 特産品やサービスを「富山ブランド」として位置づけ、市民や生産者等への富山ブランド強化への意識啓発を行う。                      |
| 親子サークルの充実                | 保育所等が持つ子育ての知識、経験、技術を活用し、地域における親子サークルの活動の充実を図る。                       | 観光サポーター研修事業      | 観光ボランティアやコンベンション・サポーターの育成・研修を行い、観光客の受け入れ態勢の向上を図る。                         |
| 市民自然調査事業                 | 協働して、自然環境の現況を把握できる調査を行い、環境保護への意識を高める。                                | 歴史的まち並み修景等整備事業   | 平成17年7月1日から補助制度を開始し歴史的な通り沿いの伝統的屋敷などを修景し、岩瀬らしいまち並み形成を進める。                  |
| ファミリー・サポート・センター事業        | 地域において、子育ての相互援助活動を組織化し、安心して仕事と育児を両立できる環境の整備と、子どもの福祉の向上を図る。           | 文化芸術による創造のまち支援事業 | 地域にある文化・芸術資源を再発見し、市民が主体となって連携を図りながら多種多様な取り組みを展開し、新たな担い手を育成する。             |
| 介護予防いきいき運動（楽楽いきいき運動）推進事業 | 介護予防として身体の運動器の機能向上を図るため、単位老人クラブを対象に介護予防運動指導者（ボランティア）による運動の普及啓発を促進する。 | とやま企業経営未来塾       | 現役経営者にシニア経営者との交流の場を設け、経営能力の向上や人的ネットワークの構築を図る機会を提供し、市内商工業の振興を図る。           |
| 自主防災組織支援事業               | 「地域が共に助け合い、自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災組織の結成・育成を図る。                       | 担い手総合支援事業        | 農業の中核的な担い手の掘り起こしなどや、経営規模拡大を目指す農家への農地の利用集積の推進により、安定した経営体の育成を目指す。           |
| 子ども及び高齢者交通安全対策事業         | 高齢者運転免許自主返納支援や交通安全教室など、少子高齢化に対応した交通安全対策を展開する。                        | 営農サポートセンター事業     | 都市住民に農作物の栽培研修を行い、新たな農業の担い手として養成・育成し、営農サポーターとして農家をサポートする。                  |
| ごみの分別回収の推進               | ごみの分別回収を実施し、ごみの減量・リサイクルを図り、循環型社会の構築を目指す。                             | 富山とれたてネットワーク事業   | 特色ある農産物の開発、加工、販売等に取り組む組織の育成と、各地域の連携による事業展開を進めることにより地域農業の活性化を図る。           |
| エコタウン推進事業                | 環境産業の育成及び環境と調和した地域社会の形成を目指す。   | 集落営農促進対策事業       | 共同利用農業用機械施設の集約・近代化、集落営農組織の設立や強化、水稲の直播栽培の普及拡大により、低コストな農業生産基盤の構築を図る。        |
| バイオディーゼル燃料導入事業           | 事業所や家庭から出る廃食用油を原料にバイオディーゼル燃料を製造し、清掃車等の代替燃料とすることで、二酸化炭素排出量削減を推進する。    | 中山間地域特産品開発事業     | 中山間地域の特性を生かせる作物の特産品化することにより、中山間地域農家の所得向上を目指し、地域の活性化を図るとともに耕作放棄地等の拡大を防止する。 |
| 森のちから再生事業                | 担い手の減少などから、整備が遅れている森林や里山の多様な機能を守り維持増進させるため、市民参加による活動を支援する。           | 公募提案型協働事業        | 市民主体のまちづくりを推進するため、市民活動団体等の特性を生かした事業提案を公募し、提案団体と市が協働して事業に取り組む。             |
| 樫尾小学校保存活用事業              | 地域力の強化及び富山からの情報発信を行うための拠点として、移転改築小学校の既存木造校舎等を有効活用する。                 | 青年元気塾開催事業        | まちづくりへ行動を起こしていく次世代のフレッシュな地域リーダーを養成する。                                     |
| 木と出会えるまちづくり事業            | 大山地域において、関係機関と連携して「木」を生かしたまちづくりを推進し、個性的な地域特性を生かしたまちづくりを目指す。          | クリーンロード事業        | 歩道や植樹等清掃、飾花等のボランティア活動を支援し、住民と行政の連携によるきれいで住みよいまちづくりを進める。                   |
| 景観まちづくり推進事業              | 市民・事業者・行政が協働で、景観まちづくりを推進して、住む人にも訪れる人にも「表情豊かで魅力的なまち並み」の形成を目指す。        | 男女共同参画プランの推進     | 男女共同参画社会の実現に向け、実効性のある推進体制を確立するとともに、本市が目指す男女共同参画の将来像を示す。                   |
| 公園管理サポート事業               | 地域の高齢者の方々に、近隣公園、地区公園の管理に協力してもらい、地域に根ざした公園管理を目指す。                     | 日本女性会議の開催        | 平成20年に「日本女性会議」を開催し、本市の男女共同参画の推進がより一層図られることをアピールする。                        |
| 都市農山漁村交流推進事業             | 都市と農山漁村交流により、双方のニーズを生かしたグリーンツーリズムの推進体制の確立を図る。                        | タウンミーティング開催事業    | 市民と行政が市政情報を共有し協働のまちづくりを推進するため、タウンミーティングを開催する。                             |
| バス交通利用促進事業               | 交通事業者や地域自主運行バス、コミュニティバスに支援し、生活路線バスの維持・存続を図る。                         |                  |   |

# 資料編



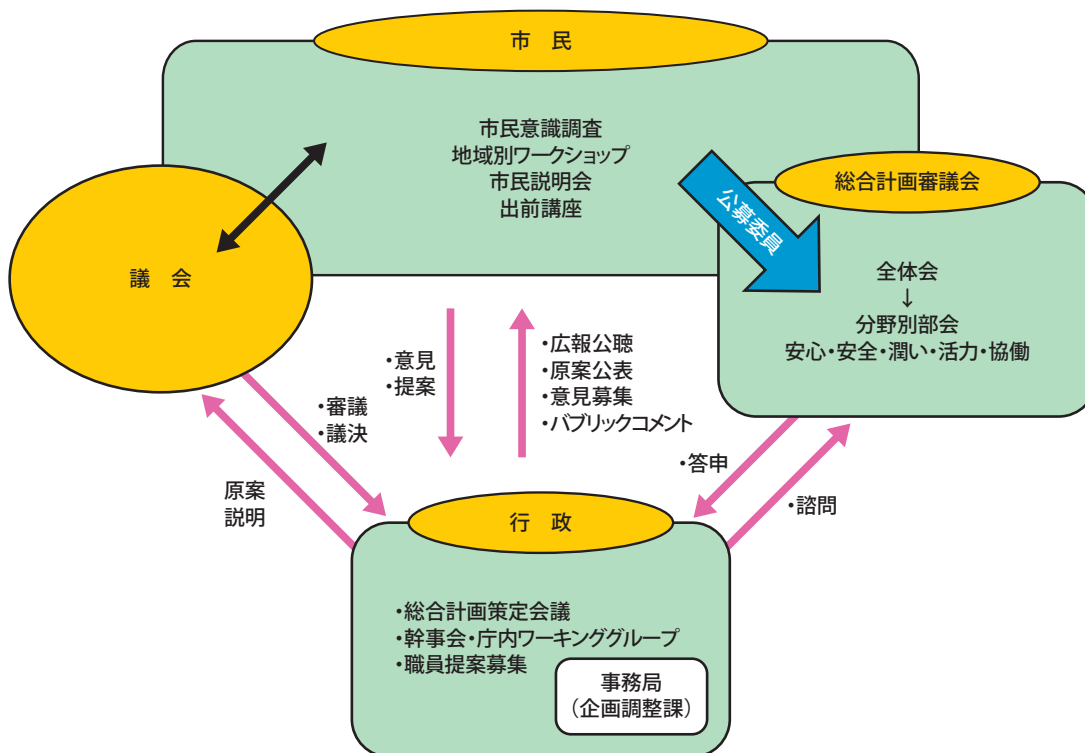


# 1 総合計画策定の経過

| 年月                | 計画策定                                       | 総合計画審議会  | 市議会   | 市民参画等                              |
|-------------------|--|--|---|------------------------------------|
| 17年4月<br>5月<br>6月 |  |  | ・総合計画審議会条例の議決<br>(17.6.27)  | ・市民意識調査                            |
| 7月<br>8月<br>9月    | ・第1回総合計画策定会議<br>(17.9.1)<br>・職員ワーキンググループ設置 |  |   |                                    |
| 10月               | ・将来人口推計                                    | ・委員の委嘱(17.10.5)<br>・第1回全体会(17.10.5)<br>・第1回分野別部会<br>(安心・安全・潤い・活力)                                  |   | ・第1回地域別ワークショップ                     |
| 11月               |  | ・第1回分野別部会<br>(協働)<br>・第2回分野別部会<br>(安心・安全・潤い・活力)  |   | ・第2回地域別ワークショップ                     |
| 12月               |  |  |   | ・第3回地域別ワークショップ                     |
| 18年1月             |  |  |   | ・市民意識調査の公表<br>(広報)                 |
| 2月                | ・第2回総合計画策定会議<br>(18.2.3)                   | ・第3回分野別部会<br>(安心・安全・潤い・活力)<br>・第2回分野別部会<br>(協働)  |   |                                    |
| 3月                | ・職員ワーキンググループ成果報告                           |  |   | ・計画策定についての意見募集<br>(広報)             |
| 4月<br>5月          | ・第3回総合計画策定会議<br>(18.5.12)                  | ・第3回分野別部会<br>(協働)  |   |                                    |
| 6月                |  | ・第2回全体会(18.6.30)<br>(基本構想(案)について<br>諮問)  | ・各派代表者会議で基本構想<br>(案)について説明(18.6.5)<br>・議員協議会で基本構想(案)<br>について説明(18.6.30) | ・基本構想(案)についてパ<br>ブリックコメントの実施       |
| 7月                |  | ・第4回分野別部会<br>(安心・安全・潤い・活力)<br>・第4回分野別部会<br>(協働)<br>・第3回全体会(18.7.25)<br>・基本構想(案)について<br>の答申(18.8.3) |   |                                    |
| 8月                |  |  |   |                                    |
| 9月                | ・基本構想の確定、公表<br>・第4回総合計画策定会議<br>(18.9.29)   |  | ・基本構想の議決(18.9.25)   | ・基本構想(案)パブリック<br>コメントに対する結果の公<br>表 |
| 10月               |  | ・第4回全体会(18.10.23)<br>(前期基本計画(案)につ<br>いて諮問)<br>・第5回分野別部会<br>(安心・安全・潤い・活力)<br>・第5回分野別部会<br>(協働)      | ・議員協議会で前期基本計画<br>(案)について説明<br>(18.10.23)                                | ・前期基本計画(案)につ<br>いてパブリックコメントの実<br>施 |

| 年月    | 計画策定  | 総合計画審議会   | 市議会  | 市民参画等  |
|-------|---|---|--|--|
| 11月   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回分野別部会（安心・安全・潤い・活力）</li> <li>・第6回分野別部会（協働）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務委員会で前期基本計画（案）について説明（18.11.24）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民説明会（3箇所）</li> </ul>                  |
| 12月   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回全体会（18.11.28）</li> </ul>                             |  |  |
| 19年1月 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画（案）について答申（18.12.13）</li> </ul>                    |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画（案）パブリックコメントに対する結果の公表</li> </ul> |
| 2月    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画の確定、公表</li> </ul> |   |  |  |
| 3月    |   |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画書の発行</li> </ul>                    |

## 2 総合計画策定体制図



### 3 富山市総合計画審議会

#### (1) 総合計画審議会への諮問、市長への答申

##### ①基本構想

ア基本構想(案)の諮問

|  |
|--|
| 企 第 25 号<br>平成18年6月30日   |
| 富山市総合計画審議会<br>会 長 八嶋 健三 様  |
| 富山市長 森 雅志  |
| 富山市総合計画基本構想(案)について(諮問)   |
| 富山市総合計画基本構想(案)を別添のとおりとりまとめましたので、富山市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。<br>(別紙原案省略) |

イ基本構想(案)についての答申

|  |
|--|
| 平成18年8月3日  |
| 富山市長 森 雅志 様  |
| 富山市総合計画審議会<br>会長 八嶋 健三   |
| 富山市総合計画基本構想(案)について(答申)   |
| 平成18年6月30日付け企第25号で諮問のありました富山市総合計画基本構想(案)について、当審議会の意見は別紙のとおりです。 |

(別紙)

富山市総合計画基本構想(案)について(答申)

##### I 審議にあたって

富山市総合計画は、平成17年4月に7市町村が新設合併したことから、今後の富山市のまちづくりにおける長期的かつ基本的な方向を示し、県都として、また、日本海側有数の中核都市として発展を遂げていくため、市民と行政の共通の目標を定め、これらを実現していくための指針となるものです。

今回諮問を受けた基本構想(案)は、市民が安心して暮らせるよう安全な環境を確保するとともに、豊かな自然と高次の都市機能を併せ持

つ地域特性を生かし、富山の魅力を高め、ここで暮らすことを誇りに思えるまちを築いていくための方向を定めるものです。

審議会では、このことを基本的な認識として、富山市の現状や課題、今後のまちづくりの基本方向について審議を行ってきました。

審議にあたっては、安心部会、安全部会、潤い部会、活力部会、協働部会の5つの部会を設置し、「時代潮流と市民ニーズが的確に把握されているか」、「富山市の特性・魅力と課題が整理されているか」、「施策の重要性が検討されているか」などについて分野別に審議を行いました。

##### II 審議結果

基本構想(案)の基本理念は新市建設計画の基本理念を継承した「共生・交流・創造」とし、都市と自然が調和しながら、それぞれの機能を高めるとともに、さまざまな交流活動の促進を図り、新しい活力と魅力を創造していくこととしています。

また、都市像には、「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」を掲げ、賑やかな都市部と自然豊かな山間部など、それぞれが持つ個性を大切にしながら、産業や文化活動などにおける企業や市民の活動が活発で、躍動している都市を目指すこととしています。

このことは、合併により誕生した海岸から山岳部までの広範な面積を有する富山市のさまざまな地域で営まれている市民の暮らしを大切にしながら、多彩な魅力を発揮していくための指針として、ふさわしいものであります。

今後は、この都市像の実現に向け、審議会の意見を十分に踏まえ、富山らしい個性や魅力を生かし、積極的な施策の展開に努められることを期待します。

なお、審議会の主な意見等は、次のとおりであります。

##### 1 総括的事項

(誇りをもって暮らせるまちづくりについて)

今後、人口減少、少子・超高齢社会が進行する中で、まちの活力を生み出していくためには、市民が富山市で暮らすことに誇りをもって生活できるという視点が大切である。

このためには、福祉サービスの充実や生活環境の整備、各種産業の振興などに加え、富山市

がもつ潜在的な魅力である地域の歴史や伝統・文化、さらには、人々の活気が感じられる多彩な祭りなどを価値ある貴重な財産として再認識し、市民一人ひとりがまちの魅力を実感できるような施策を展開されたい。

また、市民の一体感が醸成され、だれもが合併してよかったと実感できるような施策の推進に努められたい。

(富山市にふさわしい協働の仕組みづくりについて)

さまざまな分野において協働によるまちづくりが重要となっている。協働とは、多様な主体の力を組み合わせ、結びつけることによって、大きな力を生み出すことである。

今後、協働によるまちづくりの推進力を高めるため、活発に活動している団体や個人への支援に加え、様々なタイプの人々が能力を発揮できる場・機会の創出や、隠れた人材を発掘するといった視点での取り組みなど、富山市にふさわしい協働形態の構築に努められたい。

(市民にわかりやすい行政運営について)

行政運営にあたっては、市民にわかりやすい目標を設定し、その達成状況などについてもわかりやすく説明することが重要である。

このため、各種計画の策定にあたっては、審議会委員の公募やパブリックコメント、市民意識調査などにより、広く市民のニーズや満足度の把握に努めるとともに、タウンミーティングや出前講座等も活用し、積極的に情報提供や意見交換に努められたい。

また、施策や事業について評価し、必要に応じて見直しを行うための行政評価システムを構築するなど、成果を重視した行政運営を進められたい。

## 2 個別事項

(1) 人が輝き安心して暮らせるまちについて

① 子育てしやすい環境づくりについて

子育てに関する市民ニーズの多様化に対応するため、行政が提供する保育サービスの充実のほか、地域での放課後児童健全育成事業の充実や、職場での子育て支援の促進に努められるなど、家庭・地域・企業・行政が連携した子育て支援体制の整備を図られたい。

また、子どもを持つことの意味や喜びについての啓発等に努められたい。

② 多様な働き方を受け入れる社会づくりについて

情報化の進展によって可能となったSOHO（スモールオフィス・ホームオフィスの略で、自宅を仕事場として仕事をする）やテレワーク（情報通信技術を利用した場所・時間にとらわれない働き方）などの多様な働き方を受け入れる寛容な社会づくりに努められたい。

③ 家庭・地域の教育力の向上について

未来を担う子どもたちを社会全体で育成していくという観点から、学校教育の場はもちろん、家庭や地域においても、子どもに命の大切さ、生きる力の基本をしっかりと教え、それぞれが連携しながら、地域の中で子どもが健やかに育つような環境づくりに努められたい。

④ 超高齢社会への対応について

超高齢社会では、高齢者が元気に生きがいをもって生活できることが望ましい。このため、介護予防や健康づくり活動の充実を図るなど、高齢者が元気で意欲をもって社会で活躍できるようさまざまな取り組みを進められたい。

また、今後増加が予想される一人暮らしの高齢者が、安心して暮らせるよう、市民が互いに支え合い信頼し合いながら生活できる地域づくりを進めるとともに、住まいなどの環境の整備に努められたい。

(2) すべてにやさしい安全なまち

① 市民生活の安全確保について

富山市は、海岸から山岳部までの広大な範囲に多様な地域を有しており、さまざまな自然災害の発生が懸念される箇所も多く存在している。

このため、特に、森林の公益的機能の回復や、河川流域での浸水被害の防止対策に努められたい。

また、近年、日常生活を脅かすような事件や事故が多発しており、市民の不安につながっている。

これらのことから、市民生活に影響を及ぼす事象を迅速かつ的確に把握し、効果的な対

策を講じられるよう防災対策の強化と危機管理体制の整備に努められたい。

② 災害に対応できる地域社会づくりについて

日頃から、災害が発生したときに、それぞれの市民は何をすべきかを明確にしておくことが大切である。

このため、各種訓練の実施や自主防災組織の育成により、避難行動や、災害弱者への支援が迅速に行えるような体制が整備された地域社会づくりに努められたい。

③ 環境政策について

富山市は、エコタウンの整備をはじめとした環境政策に積極的に取り組んでいる。今後さらに効果的に環境対策を推進するためには、この取り組みに加え、空気や水などの環境が大切であることの意識啓発や、身近なところで環境活動を実践できる情報の提供など、地球にやさしい環境づくり意識の醸成に努められたい。

(3) 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

① 中心市街地の活性化について

富山市のまちづくりでは、県都の顔となる中心市街地の活性化が重要な課題と考えられる。そのためには中心市街地に人を呼び込む仕掛けをいかに創っていくかが大切であり、富山市のオリジナル性が感じられ、国内外から人々が集い賑わう交流の場の整備などにより、魅力あふれる都市空間づくりを工夫されたい。

② 地域の活性化に向けた自然資源の活用について

富山市には、立山連峰の眺望や日本海などの豊かな自然資源があり、また、海から山岳部までの広範囲に、自然が体験できるさまざまな場所がある。

今後は、これらの資源の魅力をさらに高め、それぞれの地域の特色を生かした交流活動を促進し、地域の活性化につながるような取り組みを工夫されたい。

③ コンパクトなまちづくりについて

富山市は、中心市街地や地域の生活拠点地区を重点的に整備するとともに、公共交通の利便性の向上と利用意識の醸成を図ることによって、市街地の拡散に歯止めをかけ、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進し

ている。

このことは、都市部や各地域の魅力と活力を維持・向上させるとともに、効率的な行政サービスの提供や優良な農地の保全などの観点からも、一層推進すべき方向であると考え

る。一方、農村部や中山間地域などの住民に対しても適正な行政サービスを提供しなければならないことから、まちづくりを進めるにあたっては、都市部や地域の生活拠点地区とその周辺部のバランスにも十分配慮されたい。

(4) 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

① 特色ある観光の振興について

富山市には、豊かな自然やおわりに代表される伝統文化、芸術、産業など多くの観光資源があるが、今後、特に、富山のくすりやガラス工芸などのブランド化を進め、経済の活性化を図っていく必要がある。

また、北陸新幹線の開業が富山市の観光産業の発展につながるよう、観光情報の発信に努めるとともに、市内に点在する観光拠点を鉄軌道やバスといった公共交通で結ぶことで独自の都市のイメージを創造し、国内外から訪れる人にインパクトを与えるような特色ある取り組みを進められたい。

② 産業振興について

(産業を支える人づくりについて)

産業の活力を生み出すためには、富山市で働くことに誇りを持ち、経営や起業に意欲的に取り組む人材が必要である。このため、関係機関と連携して各産業を担う人材の育成・支援に積極的に努められたい。

特に、中山間地域における農林業については、担い手の減少と高齢化により、耕作放棄地や、手入れ不足の森林が増加しているが、生産面以外の重要な多面的な機能も有していることから、産業振興の面でも十分配慮されたい。

(農業の活性化について)

農業については、国の政策である新たな経営安定対策により、大規模な経営体を中心に施策の重点化が図られることになった。

このため、小規模な農業経営が困難になり、さらには、地域コミュニティの活力にも影響

が出るのが懸念されることから、地域の集落機能の維持に向けた支援に努められたい。

また、市民が「食」について考える習慣を身に付け、食材の生産地や生産者が見える安心な食生活を実現することができるよう、食育や地産地消の推進に努められたい。

#### (5) 新しい富山を創る協働のまち

##### ① 市民と行政との協働について

市民と行政との協働を進めるにあたっては、市民が「まちづくりの主役である」という意識をもつことが重要である。

このため、協働の効果やあり方などについて市民の理解が深まるよう、さまざまな成功例などを示すとともに、市民が主体的にまちづくりに参加できるような環境づくりに努められたい。

##### ② 情報の共有から協働へ

市民が地域の活動や行政に参加する気運を醸成するため、積極的に情報を提供し、市民と行政が情報を共有することによって、新たな連携と協働を実践されるよう努められたい。

また、電子自治体の構築など情報技術を活用した施策を展開する必要があるが、一方では、情報化によるサービスを受けることが困難な人への配慮も必要であるため、各種情報提供の格差が生じないよう努められたい。

##### ③ 効率的で質の高い行財政システムについて

市民サービスの向上を図るため、行財政運営の効率化の観点から、民間委託や民営化の推進、PFI方式の活用も大切な視点であり、適切に対応されたい。

また、県との適切な役割分担のもと、互いに連携しながら各種施策の推進に努められたい。

## ②前期基本計画

### ア 前期基本計画（案）の諮問

企 第 47 号  
平成18年10月23日

富山市総合計画審議会  
会 長 八 嶋 健 三 様

富山市長 森 雅志

富山市総合計画前期基本計画(案)について(諮問)

富山市総合計画前期基本計画（案）を別添のとおりとりまとめましたので、富山市総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。  
(別紙原案省略)

### イ 前期基本計画（案）についての答申

平成18年12月13日

富山市長 森 雅志 様

富山市総合計画審議会  
会長 八 嶋 健 三

富山市総合計画前期基本計画(案)について(答申)

平成18年10月23日付け企第47号で諮問のありました富山市総合計画前期基本計画（案）について、当審議会の意見は別紙のとおりです。

(別紙)

### 富山市総合計画前期基本計画(案)について (答申)

#### I はじめに

基本計画は、基本構想で示した富山市が目指す都市像とまちづくりの目標を達成するための基本的な施策を体系的に明らかにするもので、新市建設計画を尊重しつつ、富山市が実施する事業等を5年間の中期計画として示すものです。

審議会では、基本計画（案）の施策が、基本構想で示したまちづくりの主要課題にどのように対応していくのか、また、施策の推進にあたって市民との協働をどのようにして発展させていくのかなどについて審議を行ってきました。

審議にあたっては、安心部会、安全部会、潤い部会、活力部会、協働部会の5つの部会で慎

重に検討を行ってまいりました。

これらの経過を踏まえ、審議会として次のような審議結果を取りまとめました。

## Ⅱ 審議結果

基本計画（案）では、基本構想で示した12項目のまちづくりの主要課題に対応する主な施策を明示するとともに、19の政策を実現する手段として62の施策が体系的に整理されており、その施策ごとに「目標とする指標」、「施策の方向」、「市民に期待する役割」、「総合計画事業概要」を示すことにより、富山市が目指すまちづくりの方向が市民にとってわかりやすく感じられるよう工夫された構成になっています。

特に、「市民に期待する役割」を具体的に示したことは、市民との協働によるまちづくりを進めるうえで、実効力を高めることにつながるものと高く評価するところであります。

これらのことから、本基本計画（案）は、全体として富山市がさらに発展するために積極的に推進すべき内容であると認められます。

なお、審議会の主な意見等は、次のとおりであります。

### 1 総括的事項

（地域の個性の尊重と一体感の醸成について）

本総合計画は、平成17年4月に7市町村が合併してから初めて策定する総合計画であることから、市民が合併してよかったと感じることができるよう、それぞれの地域の個性を大切にしながらバランスよく発展していくための施策の推進に努めるとともに、広い市域の一体感の醸成を図られたい。

また、公共施設等の整備にあたっては、市民生活の利便性の向上に十分配慮しつつ、全市民的観点から、必要性や施設がもたらす効果を十分検討し、適切に進められたい。

（市民の視点に立った行政運営について）

今回策定する基本計画で位置づけられる施策や事業は、平成19年度を初年度として実施されることとなるが、個々の事業の実施過程においては、市民との協働や連携をより深め、市民の視点に立って施策を推進されるよう努められたい。

そのためには、市民への的確な情報の提供に

努めるとともに、若者や女性も含めさまざまな立場の市民からの意見を聴きながら市民と行政が情報を共有するよう取り組まれたい。

（協働の担い手である市民の活動への支援について）

各地域においては、住みよいまちづくりに向けて、自主的な市民活動が活発に展開されることが望ましい。行政は、これら市民の自主的な活動を重視するとともに、市民との協働によるまちづくりが促進されるよう、部局横断的に対応するなど、適切な支援に努められたい。

特に、地域での危機管理体制の整備については、防災、防犯、消防、福祉、教育、環境など多くの分野が関係するので、各部門の連携を強化し、地域での市民活動が効果的に行えるような体制の整備に努められたい。

（成果を重視したまちづくりについて）

基本計画（案）では、ほとんどの施策において、「目標とする指標」を掲げ、平成23年度の目標数値を示すことにより、市民にとって施策の達成目標が容易に確認できるよう工夫されている。

今後は、設定した指標の達成度を適宜確認しながら、施策に対する市民の満足度の調査・分析などによって施策の評価を行うとともに、指標そのものの検証も含め、成果を重視したまちづくりに努められたい。

（国・県との連携について）

富山市は、県の総人口の4割近くを占めており、県都として、また、日本海側有数の中核都市として重要な役割を担っている。このため、国や県との適切な役割分担のもと、さらに連携を強化し各種施策の効果的な推進に努められたい。

特に、治山・治水事業や道路・河川整備事業などは、国・県の事業との連携を図りながら市の施策を進め、公共事業が効率的に展開されるよう努められたい。

### 2 個別事項

(1) 人が輝き安心して暮らせるまち

① 子育て環境の充実について

子育てに関する市民ニーズの多様化に対応

するためには、行政が提供する保育サービスだけでは十分でなく、放課後児童健全育成事業などの充実や事業者が従業員の子育てを支援する取り組みを促進するなど、家庭・地域・企業・行政が連携し、社会全体で子育てを支援する体制の整備に努められたい。

特に、近年問題化している児童虐待については、関係機関との連携を強化するとともに、実効性のある取り組みの推進に努められたい。

#### ② 家庭の大切さを啓発することについて

生命を次代に伝え育てていくことや家庭を築くことの大切さの理解を図るため、小中学生の頃から子どもを生み育てることの意義や喜び、家庭の大切さについての意識の啓発に努められたい。

また、子育てやしつけなどの情報提供に努めるとともに、生活の基本である食育の推進にも取り組まれたい。

#### ③ 通学区域制度の弾力化について

富山市では地域活動は基本的に小学校区単位で取り組まれることが多いことから、今後の小中学校の通学区域制度の弾力化にあたっては、地域の連帯感に影響が出ないように配慮し、家庭・地域・学校の連携のあり方について工夫されたい。

#### ④ コミュニティに関する施策について

地域社会における連帯意識や地域への愛着心が希薄化しつつあることから、コミュニティの役割の大切さの啓発や連帯意識の醸成に努めるとともに、地域を支える人材の育成・確保を図られたい。

また、コミュニティ活動の促進については、地域内の団体、企業、個人など多様な力を生かしながら連携が図られるような仕組みづくりに努められたい。

### (2) すべてにやさしい安全なまち

#### ① 自主防災組織の効果的な活動に向けて

自主防災組織の結成については、市として説明会を積極的に開催し組織率を上げるよう努力しているが、単に組織率を上げるだけではなく、実際に地域で活動できる組織をつくるのが重要である。

地域では、自分たちの地域は自分たちで守るという意識も芽生えつつあり、それぞれの地域の実情に応じて自主的に展開されている

防災活動の支援に努められたい。

#### ② 良好な生活環境の創出について

地域での良好な生活環境を創出するため、環境保全対策やエネルギー対策を積極的に推進されたい。また、市民が自主的に行っている地域での環境維持に関する活動などについては、市民ニーズを把握し、行政としても支援に努められたい。

#### ③ 地産地消の推進について

地域でとれる新鮮・良質な食材を市民の健全な食生活に生かすため、積極的に地産地消を推進する必要がある。

そのためには、消費者の地場産品購入に向けた意識啓発はもとより、地場産品の流通の拡大などにより、生産者が地産地消に関わる意識を高めるような取り組みを推進されたい。

#### ④ 森林機能の再生・強化について

富山市は、市域の7割が森林であることから、森林の有する災害防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収などの公益的機能の重要性の啓発や、森づくりは全ての市民で支えるという意識の醸成に努められたい。

### (3) 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

#### ① 人口対策について

富山市の人口推計では、総人口は減少傾向で推移するものの世帯数はここしばらく増加傾向が続くとしており、この間に効果的・魅力的な居住環境を創出する住宅政策を展開し、大都市圏からの団塊の世代の移住促進など、定住人口の増加を図るよう努められたい。

市では、都心地区の人口増加を図るため「まちなか居住推進事業」を実施し、事業者・市民双方に対する支援を行っているところであるが、空き家や小規模な駐車場用地の活用などさらなる取り組みを検討されたい。

また、地域の生活拠点地区においても良好な居住環境の創出に努め、定住人口の増加を図られたい。

#### ② コンパクトなまちづくりについて

人口減少や高齢化の進展による人口構造の大きな変化が予想され、これまで拡散してきた都市機能の集積を目指すコンパクトなまちづくりは、高齢者の利便性や公共サービスの効率性の向上、環境への負荷の低減等さまざまな見地から推進すべきものと考えているが、こ



の推進にあたっては、都市部や地域の生活拠点地区と農村部や中山間地域とのバランスにも十分配慮されたい。

また、市の顔となる都心地区は、公共交通や商業、業務等の都市活動の拠点として大きな役割が求められていることから、今後、都心地区における賑わい創出や中心市街地の活性化に向けた施策の推進に積極的に取り組まされたい。

#### ③ 良好な景観の保全・形成について

人々に安らぎや癒しをもたらす美しい自然景観や伝統的な景観、良好な市街地景観を市民が大切な地域資源として認識できるよう意識啓発に努められたい。

また、景観を保全するためには市民と行政のほか、事業者の取り組みも不可欠であり、良好な景観保全に向けて多様な主体が連携するよう仕組みづくりを検討されたい。

#### ④ 公共交通の利便性の向上と一体的な道路網の整備について

高齢化の進展に伴い、公共交通の必要性が増しており、今後富山ライトレールの取り組み事例も生かしながら、鉄軌道や路線バスなどの公共交通の活用により、高齢者や環境に優しい公共交通の利便性の向上に努められたい。

また、公共交通網の整備と一体的に道路網を整備することも重要であり、各地域での交通手段の現状も踏まえ、安定した市民生活が確保できるよう交通網の整備に努められたい。

#### (4) 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

##### ① 観光振興について

北陸新幹線の開業により交流人口の増加が見込まれる反面、ストロー現象により富山市の拠点性が弱まることが懸念されている。

このため、「都市の顔」となる富山駅周辺や中心市街地の魅力を高めるとともに、地域の観光ポイントの特色を生かしながら立山黒部アルペンルートや飛騨地方などの観光地との連携を深め、富山市を発着点とした広域観光の振興に努められたい。

また、訪問者と市民との心の触れ合いを通じて富山のよさが伝わるよう、もてなしの心を醸成し、人と人とのつながりから生まれるリピーターの増加を図られたい。

さらに、外国人観光客の増加を図るため、外国人にも魅力のある観光都市としての環境整備やPRに努められたい。

##### ② 富山のイメージの確立について

国内外で富山をPRするためには、富山のイメージを確立することが重要である。

富山市には、「くすり」や「おわら風の盆」「ますの寿し」などさまざまな観光資源があるものの対外的にインパクトが弱いと思われることから、さらに工夫を凝らした分かりやすい表現でPRできるイメージづくりを検討されたい。

##### ③ 産業の振興について

(小規模な農業集落への支援について)

農業が市場メカニズムに組み込まれていく中、国は新たな農業政策を打ち出しており、市においても農林漁業振興計画の中でさまざまな対応が示されることとなる。

今回の農業政策の転換で大きな影響があると予想される中山間地域の農地の保全や集落機能の維持を図るための施策の推進に努められたい。

(地場産品の高付加価値化について)

地場産品の高付加価値化のためには、産品を加工し付加価値を付けて販売することが必要と考えられるが、富山市では、加工し、流通させることへの取り組みが少ないように見受けられる。

このため、農林漁業と他業種の交流・連携が効果的であると考えられ、新しい発想力を持つ若い世代の人材に期待しつつ、農林漁業と加工・流通・販売業種などとの交流・連携の基盤づくりを検討されたい。

(商業の振興について)

中心市街地の活性化を進めるには、郊外大型店舗にはない顧客サービスや専門店の強化が必要であり、そのような取り組みに対しては積極的に支援されたい。

また、地域の商店街等については、生活の利便性のみならずコミュニティ活動や安心の拠点にもなっており、その活性化に向けた支援や市民に対する地元商店の利用意識の啓発に努められたい。

(工業の振興について)

富山市は工業の集積度が高いが、近年は事業所数の減少傾向が続き、活力の低下が懸念されている。このことから、産業支援機関や大学などと連携したサポート体制の整備や企業のネットワーク化の促進、新分野への取り組みの支援、さらには技術的支援、経営指導などのさまざまな面から工業を支援し、都市の活力につなげるよう努められたい。

#### (5) 新しい富山を創る協働のまち

##### ① 市民参画の促進のために

市民と協働によるまちづくりを進めるためには、事業の計画段階からの市民参画の機会拡大に努めるとともに、審議会等へ多くの市民が参画できるようその運営方法について工夫されたい。

また、タウンミーティングや出前講座以外に、地域や団体が自発的に行っているまちづくりの情報の収集などに努め、市民ニーズに的確に対応できる仕組みづくりを検討されたい。

地域には、市の発展につながるアイデアを持ちさまざまな知識や能力を持つ多くの市民がおり、地域の発展やまちづくりに大きな力になると考えられることから、今後、これらの人材を発掘し、連携・交流の促進に努められたい。

##### ② 男女共同参画の推進について

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、このことによって男女が均等に社会的・文化的利益等を享受できると同時に、共に責任を担うべき社会である。

今後とも、市民、企業、行政の協働により、男女の別なく、一人ひとりの能力が発揮できるよう男女共同参画の推進に努められたい。

##### ③ 職員の育成について

市民サービスの向上や行政コストの削減などの成果につながるよう、職員の職務能力の向上と意識改革を図ることが重要となっている。

そのためには、新たなシステムを入れたらどう変わるかではなく、どうすれば目的を実現するシステムになるかという視点が重要で

あることから、研修などの一層の充実を図り、しっかりとした目標を設定し向上心をもって行動する意欲のある職員の育成に努められたい。

また、災害や事故などの危機事象に的確に対応できるよう、危機管理の意識の醸成と体制の整備を図り、組織として情報や状況に速やかに反応できるよう努められたい。

##### ④ 情報基盤の整備と情報の安全対策について

市民に開かれた行政となるためには、行政情報が市民に正確・迅速に伝わるのが重要である。このことから、効率的な電子市役所の実現に向け情報インフラの整備の促進と情報セキュリティ対策の強化に努められたい。

#### III おわりに

審議の過程における意見や要望のうち、この答申で示すことができなかつた具体的な事業の提案などについては、各種施策を推進する過程においてできるだけ配慮願います。

また、今後のまちづくりを進める上で重要なポイントとなる「市民との協働」を推進するためには、基本計画（案）で示している「市民に期待する役割」を実践につなげることが重要であることから、その浸透に努められるよう要望します。

今後とも、審議会の意見・要望について十分検討され、都市像である「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」の実現に向けて、最大限の努力をされることを要望します。

## (2) 富山市総合計画審議会条例

平成17年7月1日  
富山市条例第304号

(設置)

第1条 本市の総合計画に関し市長の諮問に応じ必要な事項を調査審議するため、富山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第3号に掲げる委員は、公募により選出するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市内に住所を有する者、市内に事務所若しくは事業所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者、関係団体の役職員及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、第1項に規定する専門の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画管理部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (3) 富山市総合計画審議会委員名簿

(50名、50音順)

|         | 氏名               | 所属団体等                   | 所属部会 |
|---------|------------------|-------------------------|------|
| 会長      | 八嶋健三             | 富山商工会議所会頭               | 協働   |
| 会長職務代理者 | 宮口侗廼             | 早稲田大学教育・総合科学学術院教授       | 協働   |
| 委員      | 安部友則             | 国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所所長 | 安全   |
| 〃       | 新畑彬              | 大沢野地域審議会会長              | 潤い   |
| 〃       | 岩城隆宏             | 公募委員                    | 潤い   |
| 〃       | 海野優              | 富山市エコタウン事業者協議会会長        | 安全   |
| 〃       | 浦上義孝             | 公募委員                    | 安全   |
| 〃       | 竹田テル子<br>(大泉美登子) | 富山市女性団体等連絡協議会会長         | 協働   |
| 〃       | 大島哲夫             | (福)富山市社会福祉協議会会長         | 安心   |
| 〃       | 太田正博             | 公募委員                    | 安心   |
| 〃       | 大寺浩              | 公募委員                    | 活力   |
| 〃       | 尾久彩子             | (社)富山県デザイン協会建築・環境部会長    | 潤い   |
| 〃       | 鹿熊久三             | 富山市公民館連絡協議会会長           | 安心   |
| 〃       | 金尾雅行             | 富山港振興協議会副会長             | 活力   |
| 〃       | 神川康子             | 富山大学人間発達科学部教授           | ○安全  |
| 〃       | 川上洋司             | 福井大学工学部教授               | 潤い   |
| 〃       | 川岸みづほ            | 富山市保健推進員連絡協議会会長         | ○安心  |
| 〃       | 北山虎雄             | 婦負森林組合代表理事組合長           | 潤い   |
| 〃       | 栗山美知子            | 富山池多・食と農を考える女性の会会長      | 安全   |
| 〃       | 酒井富夫             | 富山大学極東地域研究センター教授        | ○活力  |
| 〃       | 酒井和佳子            | (財)富山市民文化事業団理事          | 活力   |
| 〃       | 桜木竜朔             | 公募委員                    | 活力   |
| 〃       | 窪田菊次郎<br>(柴野吉光)  | 富山市自治振興連絡協議会会長          | 協働   |
| 〃       | 島田智恵             | 富山県消費者協会所属四ツ葉グループ代表     | 安全   |
| 〃       | 高田信一             | 公募委員                    | 安全   |

|    | 氏名           | 所属団体等                     | 所属部会 |
|----|--------------|---------------------------|------|
| 委員 | 竹内茂彌         | 富山大学名誉教授                  | ◎安全  |
| 〃  | 武内秀勝         | 富山市青年団協議会会長               | 安心   |
| 〃  | 竹田博之         | 公募委員                      | 潤い   |
| 〃  | 土田希          | 細入地域審議会会長                 | 潤い   |
| 〃  | 土岐善雄         | 公募委員                      | 安心   |
| 〃  | 長尾治明         | 富山国際大学地域学部教授              | ◎活力  |
| 〃  | 中田正一         | 公募委員                      | 安心   |
| 〃  | 永田博樹         | 日本労働組合総連合会富山県連合会富山地域協議会議長 | 安心   |
| 〃  | 中村和之         | 富山大学経済学部教授                | ◎潤い  |
| 〃  | 馬場先恵子        | 金沢学院大学美術文化学部助教授           | ○潤い  |
| 〃  | 早水通男         | 大山地域審議会会長                 | 活力   |
| 〃  | 福島順二         | 八尾地域審議会会長                 | 活力   |
| 〃  | 土田豊夜<br>(福田) | (社)富山市医師会会長               | 安心   |
| 〃  | 藤田寛          | 日本政策投資銀行富山事務所所長           | 活力   |
| 〃  | 榊田隆一郎        | 岩瀬まちづくり(株)代表取締役           | 潤い   |
| 〃  | 増山樟三         | 婦中地域審議会会長                 | 安心   |
| 〃  | 松木幸一         | 富山防犯協会副会長                 | 安全   |
| 〃  | 松原典子         | 富山県消費者協会事務局長              | 安全   |
| 〃  | 宮田伸朗         | 富山短期大学福祉学科教授              | ◎安心  |
| 〃  | 柳瀬久義         | 公募委員                      | 潤い   |
| 〃  | 山崎佐和子        | 富山商工会議所女性会会長              | 活力   |
| 〃  | 山崎正大         | (財)北陸経済研究所常務理事            | 活力   |
| 〃  | 山下隆司         | (株)シー・イー・ピー代表取締役社長        | ○協働  |
| 〃  | 山田尚忠         | 山田地域審議会会長                 | 安全   |
| 〃  | 山西潤一         | 富山大学人間発達科学部学部長            | ◎協働  |

注1：平成18年12月答申時による

2：( )は前任者

3：◎は部会長、○は部会長職務代理者

4：協働部会は、各部会長が委員に加わり総合的な調整も行う。

## 4 富山市総合計画策定方針

### (1) 総合計画策定の趣旨

本市を取り巻く時代潮流は、人口の減少、急速な少子・高齢社会の進展、国際化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題など、大きな転換期にあり、これにともない市民意識も個性や感性を重んずる傾向が強まり、多様な価値観が尊重され、ライフスタイルも多様化している。

また、自治体の行財政運営では、厳しい財政状況下での地方分権の進展により、「自己決定」と「自己責任」の理念のもと、評価や成果を重視した施策の展開が求められている。

本市の持続的な発展のためには、時代の大きな変化に対応しながら、本市が持つ多彩な魅力を最大限に発揮できるまちづくりを進める必要がある。

このため、都市と自然が共生する活力ある新しい富山市の創造を目指し、市民との協働を基本とした総合計画を策定する。

### (2) 総合計画の位置付け

総合計画は、本市のまちづくりにおける長期的かつ基本的な方向を示し、県都として、また、日本海側有数の中核都市として発展を遂げていくため、今後の目標を定め、これを実現していくための指針として位置付ける。

### (3) 新市建設計画との整合

総合計画の策定にあたっては、新市建設計画を尊重しつつ、各地域の現状を十分踏まえ、今後の社会情勢等を勘案し、広い見地から施策の必要性や重要性等を検討する。

### (4) 計画策定の視点

総合計画は、次の視点にて策定する。

#### ① 一体感の醸成

本市は、旧7市町村が合併してできた新しい市であることから、市民の一体感が醸成され、市民が合併して良かったと実感できるよう施策を展開することが重要である。

#### ② 地域特性の尊重

本市の各地域には、これまでの長い歴史で培われた伝統文化、芸術や産業があることから、これらの貴重な資産を大切に、地域特性・個性を活かし、次世代へ引き継ぐことが重要である。

#### ③ 都市と自然の共生

本市は、広大な森林を有することから、森林の持つ機能の保全や活用を図るとともに、都市部と中山間地域が交流し、相互に認め合い、連携し、お互いを補っていくことが重要である。

#### ④ 成果重視

本市の行財政運営は、三位一体の改革の影響や税収の伸びが期待できない厳しい状況にあるため、成果重視の観点から、施策の必要性、重要性、優先性、効率性等に十分配慮することが重要である。

### (5) 策定体制

計画策定のため、次の審議会等を置く。

#### ① 富山市総合計画審議会

富山市総合計画審議会条例（平成17年富山市条例第304号）第1条の規定に基づき、富山市総合計画審議会を置く。

審議会の定めにより、部会を置くことができる。

#### ② 富山市総合計画策定会議（庁内組織）

総合計画の原案等の作成を行うため、富山市総合計画策定会議を置く。

重要な課題について調査研究するためワーキンググループを置く。

### (6) 策定過程での市民参画

市民の視点を導入したまちづくりを進めるため、総合計画審議会委員に市民からの公募委員を委嘱する。また、広大な市域における市民ニーズを的確に把握し、多様な特性や課題を整理するため、地域別ワークショップや各種団体との意見交換、タウンミーティングを実施する。さらに、パブリックコメントにより、計画の策定過程の公正の確保と透明性の向上を図る。

## (7) 計画の策定期間

総合計画策定期間は、平成17年度・平成18年度の2か年度とする。

## (8) 計画の構成

計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」によって構成する。

### ①基本構想

基本構想では、本市の特性や魅力、広域的な位置付け等を整理し、長期的な展望のもとに将来の都市像やまちづくりの目標とその実現に向けた施策の大綱を示す。平成19年度を初年度とし、平成28年度を目標年次とする。

### ②基本計画

基本計画では、基本構想で示した都市像、まちづくりの目標及び施策の大綱を受け、施策の体系化を行い、現況と課題を整理するとともに施策の方向を示す。平成19年から平成23年までの5か年を前期計画、平成24年から平成28年までの5か年を後期計画とする。

### ③実施計画

実施計画では、基本計画で定める施策体系に基づき、具体的な事業の年次計画等を示す。基本計画に沿って、前期・後期計画の各5か年の計画をローリング方式により毎年見直ししながら、実効性の確保に努めるとともに、諸情勢の変化に的確に対応した計画を策定する。

## (9) 基礎調査

### ①将来人口推計

将来における総人口、年齢区分別人口、世帯数、昼夜間人口、産業分類別人口について推計を行い、総合計画の基礎資料とする。

### ②市民意識調査

市民意識調査により、市民の生活環境や市の施策等に対する満足度及び今後の施策要望等を把握する。

## 5 市民参画等

### (1) 市民意識調査

#### ①調査の目的

市民の生活環境や市の施策等に対する満足度及び今後の施策要望等を把握し、総合計画策定のための基礎資料として活用することを目的とする。

#### ②調査の項目

- ア. 住みよさについて（4設問）
- イ. 生活環境の満足度について（1設問：74項目）
- ウ. 市民の行動などについて（1設問）
- エ. 今後重点的に取り組むべき課題について（2設問）
- オ. 回答者の属性について（5設問）

#### ③調査の設計

- ア. 調査地域 富山市全域
- イ. 調査対象 満18歳以上の男女
- ウ. 標本数 6,000  
回収数 2,555（回収率42.6%）
- エ. 抽出方法 住民基本台帳から男女別・地域別に無作為抽出
- オ. 調査期間 平成17年5月23日～6月6日
- カ. 調査方法 郵送記入回答方式

### (2) 地域別ワークショップ

#### ①設置の目的

「総合計画」を策定するにあたり、広く市民の皆様の声を聞き、各地域が抱える課題の把握や、今後のまちづくりに対する意見を取りまとめることを目的とする。

#### ②開催地域及び組織

富山地域、大沢野・大山・細入地域、婦中・八尾・山田地域の3グループ。

いずれも公募による市民で組織した。

#### ③活動期間

平成17年10月17日～平成17年12月16日（延べ9回開催）

### ④参加者名簿

（敬称略・50音順）

| 富山地域  | 大沢野・大山・細入地域 | 八尾・婦中・山田地域 |
|-------|-------------|------------|
| 奥田 健雄 | 川口 彰悦       | 岩崎 久夫      |
| 中島 茂雄 | 柴田 時和       | 加藤 哲       |
| 中野 満能 | 長沢 進        | 桐井 博       |
| 中林 伸男 | 中村 宗充       | 竹内 昭男      |
| 布村 定也 | 貫場 美紀       | 田代 忠之      |
| 能作 靖雄 | 本多 秀男       | 中川 尚孝      |
| 飛見 丈行 | 村中 浩則       | 場家 茂夫      |
| 廣瀬 敏男 | 本芳 彦弘       | 村上 光進      |
| 堀江 清三 | 山下 登        | 柳原 正年      |
| 本庄 清志 | 山本 正勝       | 山口 和雄      |
| 水落 勇二 | (10名)       | 山田 満里子     |
| 山本 逸哉 | (12名)       | (11名)      |

### (3) 市民説明会

#### ①開催目的

富山市総合計画前期基本計画の策定に際し、市民の計画（案）に対する意見等を聴き、これを審議の参考とする。

#### ②開催日時等

- ア. 平成18年11月12日（日）午前10時～午前11時30分  
富山国際会議場  
参加者数 約80名
- イ. 平成18年11月12日（日）午後2時～午後3時30分  
大沢野生涯学習センター  
参加者数 約30名
- ウ. 平成18年11月23日（木）午後5時～午後6時30分  
八尾コミュニティセンター  
参加者数 約60名

### (4) パブリックコメント

#### ①基本構想（案）について

##### ア 募集目的

基本構想を策定するにあたり、市民の意見を聴き、その意見を構想に反映させるため実施。

##### イ 募集期間

平成18年6月30日（金）～平成18年7

|         |                      |               |                      |
|---------|----------------------|---------------|----------------------|
| 月21日（金） |                      |               | 10件                  |
| ウ 件数    | 24件                  | すべてにやさしい安全なまち |                      |
| 内訳      | 総合計画策定の趣旨            | 1件            | 7件                   |
|         | 時代の潮流                | 1件            | 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち |
|         | まちづくりの主要課題           | 3件            | 9件                   |
|         | 土地利用の方向性             | 1件            | 新しい富山を創る協働のまち        |
|         | すべてにやさしい安全なまち        | 1件            | 3件                   |
|         | 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち | 5件            | その他                  |
|         | 新しい富山を創る協働のまち        | 2件            | 6件                   |
|         | その他                  | 10件           |                      |

### (5) 職員ワーキンググループ

#### ①設置の目的

総合計画の原案を策定するにあたり、職員で組織するワーキンググループを設置し、市政の重要な課題について調査研究し、横断的な施策の検討を行うことを目的とする。

#### ②組織

部局推薦・庁内公募により26名、2グループで組織した。

#### ③検討課題

- ・新しい時代におけるコミュニティの姿（役割）の設定
- ・国際観光都市『とやま』としてのビジョンとアクション（戦略・手段）の明確化

### ②前期基本計画（案）について

#### ア 募集目的

前期基本計画を策定するにあたり、市民の意見を聴き、その意見を前期基本計画に反映させるため実施。

#### イ 募集期間

平成18年10月24日（火）～11月20日（月）まで

#### ウ 件数

37件  
 内訳 土地利用の方針 1件  
 市民の視点に立った計画の推進 1件  
 人が輝き安心して暮らせるまち



○用語説明（50音順）

|   | 用 語         | 説 明  |
|---|-------------|--|
| あ | アイドリングストップ  | 荷物の積み降ろしや休憩中に自動車のエンジンを停止させることで、燃料の節約や二酸化炭素排出の削減を図る。  |
|   | I(C)T       | 情報（通信）技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピュータやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している（Information（and Communication）Technology）。 |
|   | I J Uターン    | 大学進学や就職等で、地方から大都市圏に出たのち、再び地方に就業・移住すること。Uターンは出身地に、Jターンは出身地の経路にある地域に、Iターンは出身地と全く異なる地域に移ること。  |
|   | アスベスト       | 繊維状鉱物の総称。熱・電気の不良導体で、防火・保温、電気の絶縁などに用いる。吸い込むと肺がんの原因となるため、使用規制の方向にある。石綿。  |
|   | アフターコンベンション | コンベンション（会議、大会、学会）の後、その周辺で楽しめる娯楽。   |
|   | 一般事業主行動計画   | 事業主が策定する計画で、労働者の仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えることを目的とする。  |
|   | E T C       | 無線通信を用いて有料道路などの料金精算を自動的に行う、電子料金徴収システム（Electronic Toll Collection）。   |
|   | インキュベーション   | 英語の卵を抱くこと、卵がかえることの意味から、創業者や起業者の経営が軌道にのるまで、施設や資金などの援助を行い、育成すること。  |
|   | 運動器         | 身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称。  |
|   | エイズ         | 後天性免疫不全症候群。身体を病気から守る免疫系が破壊されて身体の抵抗力が低下し、様々な感染症や悪性腫瘍にかかってしまう病気でHIVに感染して起こる。   |
|   | 営農サポーター     | 農作物の栽培指導や農家を支援する人。   |
|   | エコタウン推進事業   | あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすること（ゼロエミッション）を目指し、資源循環型社会の構築を図る事業。   |
|   | エコ・ツーリズム    | 生態系や自然保護に配慮し、旅を通じて環境に対する理解を深めようという考え方。またそのような旅のしかた。  |
|   | エコボランティア活動  | リサイクル活動や森林等保全活動など、環境にやさしいボランティア活動。   |
|   | エコポイント制度    | エコボランティア活動に参加・従事する毎に、市から参加した個人・団体の皆さんへ配布する地域ポイントで、このポイントを地域商店で買い物券として利用できる制度。  |
|   | H I V       | ヒト免疫不全ウイルス。人の免疫細胞に感染し免疫細胞を破壊して、後天的に免疫不全を発症させるウイルス。   |
|   | N P O       | 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体（Non Profit Organization）。   |
|   | 応急手当普及員     | 応急手当の基礎実技、除細動器の使用方法、応急手当の指導要領などを学び、住民に対し、救命手当の指導が出来る人。   |
|   | 温室効果ガス      | 太陽熱を封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。   |

|   | 用 語            | 説 明   |
|---|----------------|---|
| か | 外国語指導助手（A L T） | 外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルの国際交流の推進を図るため、外国から招致した指導助手（Assistant Language Teacher）。  |
|   | 介護予防拠点施設       | 一貫性・連続性のある総合的な介護予防システムのもと、介護予防事業（新予防給付・地域支援事業）を行う拠点。  |
|   | 介護予防ケアマネジメント   | 地域包括支援センターが中心となって、高齢者の実態を把握し、地域の介護予防活動参加者の現状分析を行い、①発見 ②課題分析（アセスメント） ③介護予防プランの作成 ④介護予防サービスの提供 ⑤モニタリング（評価）等を実施すること。   |
|   | 開放型病床          | 病院の病床の一部を地域のかかりつけ医に開放した病床。開放型病床に入院した患者をかかりつけ医が訪問し、病院の医師と共同して治療を行う。患者は退院後、引き続きかかりつけ医のもとで治療を受ける。かかりつけ医と病院の医師が情報を共有することにより、患者は入院中から退院後まで一環した治療を診療所と病院で受けることができる。 |
|   | 学校選択制          | 就学校の指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取する制度。   |
|   | 学校評価           | 学校運営を持続的に改善するため、目指すべき成果とそれに向けた取り組みについて目標を設定し、その達成状況を把握・整理し、取り組みの適切さを検証すること。   |
|   | 活断層            | 過去に変動したことがあり、将来も活動する可能性のある断層。   |
|   | 緩和ケア           | 生命を脅かす疾患による問題に直面している患者に対して、痛み、その他の症状のコントロール、心理面、社会面、精神面のケアをするもの（その家族へのケアも含む）。   |
|   | 揮発性有機化合物       | 常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称。トルエン、ベンゼン、フロン類、ジクロロメタンなど洗剤や溶剤、燃料として、産業界で幅広く使用されているが、大気や水質などへ放出されると、公害や健康被害を引き起こす。   |
|   | 救急救命士          | 傷病者を搬送する際、医師の支持の下に高度な応急処置を行うことができる国家資格。   |
|   | 京都議定書          | 気候変動枠組条約に基づき、1997年に京都市の国立京都国際会館で開かれた地球温暖化防止京都会議で議決した議定書。この議定書では先進諸国に対し、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を義務づけており、日本は2012年までに 1990年の数値から6%削減することを目標としている。                      |
|   | グリーンシーズン       | スキーシーズン以外のシーズンで、雪どけ後の新緑の時季から積雪前までの季節。   |
|   | グリーンツーリズム      | 緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。  |
|   | グループホーム・ケアホーム  | 障害のある人や認知症高齢者などが援助を受けながら生活を営む施設。  |
|   | グローバル化         | 世界規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。   |
|   | 建築協定           | 建築基準法などによる規制に加え、より良い地域環境の形成・保全を図るため、関係者全員の合意により区域を設定し、建築物についての必要な基準を定める協定。  |
|   | 公園愛護会          | 地元町内会などを主体とし、地域住民の愛園精神により、公園や緑地を住民が健全に使用できるよう組織された会。公園・緑地の除草・清掃作業、遊具や公園内の施設などの点検、適正な利用の呼びかけなどを行う。   |
|   | 公開空地           | 民有地内で、歩行者の通行や利用を可能とした公開性のあるまとまった空地。   |
|   | 口腔衛生           | 虫歯や歯周病の予防のために、歯や口の中を清潔に保つ手入れをすること。  |

|   | 用語           | 説明  |
|---|--------------|---|
| か | 公債費          | 市町村の借入金(資金調達のために負担した債務)の償還に必要な元金及び利子。   |
|   | 高次都市機能       | 居住、就業、娯楽、交通などの単一都市機能を複合化することにより、多様で質の高いサービスの提供と、より快適な都市活動ができる機能。  |
|   | 国際分業         | 国と国との間の分業。各国が自国の生産条件に見合った商品の生産を行い、その一部を輸出し、他の商品は外国から輸入すること。   |
|   | 個室・ユニット化     | 一人ひとりの個性を尊重するため、居室の個室化を図るとともに、居室(個室)を10室程度のグループに分け、それぞれを一つのユニット(生活単位)とし、このユニットごとに食事や入浴、施設内の行事などの日常生活を送り、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共にしながら個別にケア(介護)する取り組み。 |
|   | コミュニティバス     | 中心市街地や公共交通が不便な地域において、必要目的に合わせて運行するバス。   |
|   | コミュニティビジネス   | 地域の人材や、施設、資金などの資源を活用し、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、ビジネスの手法で地域コミュニティの活性化に取り組むもの。   |
|   | コラボレーション     | 共同作業。共同製作。  |
|   | コンベンション      | 国際会議、大規模な会議や見本市など。国の内外から多くの人々を集めるなど、経済的、文化的波及効果が高い。   |
|   | コンベンションサポーター | 富山市内で開催されるコンベンションの受付や案内業務を支援する者。  |
| さ | サテライトショップ    | 各地域の特色ある地場農林水産物の販売促進活動を市域全体で一体的に行うために設置するPR拠点。  |
|   | 三位一体の改革      | 「国庫補助負担金の削減、地方交付税の改革、国から地方への税源移譲」を一体的に推進しようとする改革。   |
|   | 直播栽培         | 水稻の種もみを直接田にまく栽培方法。直播は、種もみを育ててから植える移植栽培と比較し、設備投資や管理の手間が少なく、また、移植栽培とは収穫時期がずれるため、作業時期を分散できる。   |
|   | 資源管理型漁業      | 地域や魚種ごとの資源状態に応じた資源管理を行うとともに、漁獲物の付加価値向上などにより、将来にわたって漁業経営の安定、発展を目指す漁業。  |
|   | 自主防災組織       | 地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、平常時には防災訓練や防災活動用資器材の整備、災害時には初期消火活動や救出活動を行う。   |
|   | 自主防犯組織(地域)   | 地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、防犯教室に参加・研修しながら、地域でパトロール等を行う。   |
|   | 週末居住         | 大都市に暮らす人が、週末を地方都市等で暮らすこと。団塊の世代のリタイアで、都市住民に広がることが予想されている生活様式。  |
|   | 14歳の挑戦       | 中学2年生が、5日間学校を離れ、地域の人々の指導・援助を受けながら、職場体験活動やボランティア活動等に取り組む。この間、生徒は家庭から直接それぞれの事業所あるいは福祉施設等に通う。  |
|   | 集落一農場方式      | 国が進める農業経営の安定対策の対象とするため、狭小な複数の集落を1つの経営体とし、小規模農業の持続的振興を図る方式。  |
|   | 循環型社会        | 大量生産・大量消費・大量廃棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進  |

|            | 用語  | 説明  |
|------------|---|---|
| さ          |   | めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。平成12年に、生産者に廃棄物の最終責任を求める循環型社会形成推進基本法が制定された。   |
|            | 小規模多機能型居宅介護事業所  | 「通い」を中心として、要介護者の希望や様態に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、24時間365日体制でサービスを提供する介護保険事業所。  |
|            | 小規模特別養護老人ホーム  | 65歳以上の高齢者で、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護が必要であって、居宅において適切な介護を受けることが困難な方が入所する、定員が29人以下の特別養護老人ホーム。                           |
|            | 情報セキュリティ  | 不正アクセスやデータの改ざんなどからコンピューター内の個人情報などの電子情報を守ること。  |
|            | 食育  | 食べ物の安全に関する知識を身につけ、「食事の自己管理能力」を養うための教育。広義には、食卓での一家団らんを通じて社会性を育むなど、わが国の食文化を理解することも含む。                                   |
|            | 森林施業  | 植栽（植林）、下刈り、除伐、間伐、伐採などを行うこと。   |
|            | 森林の公益的機能  | 森林の機能には木材の生産機能、水源の涵養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収、飛砂防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供などの機能がある。そのうち、木材等の生産機能以外のものをいう。             |
|            | 森林バイオマス発電   | 山間地の間伐材や製材工場で発生する樹皮やおが屑を燃料として行われる発電。  |
|            | 水源涵養機能  | 森林が降った雨水を蓄えておくことで、洪水緩和や渇水の幅を少なくし、河川の流量を一定に保つ機能。   |
|            | スクールカウンセラー  | 児童・生徒が当面する悩みなどについて相談に応じ、適切な指導、助言をする人。   |
|            | スクールサポーター   | 個々の教育ニーズによりきめ細かく対応するため、通常の学級で特別な教育的ニーズのある児童生徒のいる学校や、特殊学級に多人数の児童が在籍する学校に配置する指導員。                                       |
|            | ストロー現象  | 高速交通手段が整備されることにより、企業の支店などが廃止されるなど、地方都市の拠点性が低下し、経済力のある大都市に吸い取られる現象。  |
|            | スピンアウト  | 会社の一部門を別個の会社として独立させること。特に独立後の新会社が旧会社との資本関係がなくなることを用いる。独立後の新会社が旧会社と資本関係を継続させる場合には、スピンオフという。                            |
|            | 成年後見制度  | 精神上の障害によって判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）の財産管理などを後見人が行う制度。市では、配偶者又は4親等以内の親族がいないなどで成年後見制度の利用ができない場合、市長が本人等に代わり申立てを行う。 |
|            | 世界単一市場化   | 地域や国境の隔たりを越えて、人、もの、資本、サービスが自由に移動し、一つの市場となること。   |
| 総合型スポーツクラブ | 従来の単一種目型、一定の年齢層を対象としたスポーツクラブと異なり、複数の種目において、各年齢層が参加できる自主運営の会員制スポーツクラブ。 |   |
| た          | ダイオキシン類   | 非常に強い毒性をもつ有機塩素化合物。  |
|            | 大学院大学   | 本計画では桐朋学園大学院大学をさす。プロの演奏家を養うため、恵まれた教育環境と施設設備とともに、学生個々の研究計画に十二分に応えられる教育課程と、世界に誇る優れた指導陣を擁している。                           |

|          | 用語   | 説明  |
|----------|--|---|
| た        | 団塊の世代                                      | 戦後のベビーブーム時代といわれる昭和22年から昭和24年に生まれた世代。  |
|          | 地域安全マップ                                    | 地図上に注意が必要な場所や危険な場所等に印を付けて、自分たちの生活の場に注意すべき場所がないか確認するための地図。   |
|          | 地域高規格道路                                    | 高速自動車道路など一体となって高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する道路で、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、60～80km/hの高速サービスを提供できる道路として整備される。  |
|          | 地域包括支援センター                                 | 公正・中立な立場から、地域における①介護予防マネジメント、②総合相談・支援及び権利擁護、③包括的・継続的マネジメント（地域ケア支援）を担う中核機関として、創設されたもの。   |
|          | 地球温暖化                                      | 主に人為的な要因によって、二酸化炭素などの温室効果をもたらすガスが蓄積し気候が温暖化すること。   |
|          | 地区計画                                       | 地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区の目標・将来像や公共施設の整備、建築物に関する事項などを定める計画。   |
|          | 地産地消                                       | 地域で生産されたものを、地域で消費すること。食の安全性、低い食料自給率、農林水産業の縮小化傾向の問題などから、「地場産品」を見直し、地域の活性化を図ろうという運動。  |
|          | 地図情報システム                                   | 地理的位置や空間に関する情報をもった自然、社会、経済等の属性データを統合的に処理、管理、分析し、その結果を表示するシステム。これにより、電子地図をベースに様々な地理的情報（都市計画、防災計画、環境保全などに関する情報等）を重ね合わせて、より迅速、正確、高度な処理をすることができる。 |
|          | 地方分権一括法                                    | 地方分権を推進する観点から地方自治法をはじめとする475の関係法律について必要な改正を行うため、平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。   |
|          | 中核市  | 地方自治法に基づいて指定される地域の中核的都市機能を備えた都市で、人口30万人以上を要件とする。指定を受けると、福祉や保健衛生、都市計画などの権限が都道府県より移譲される。  |
|          | 中山間地域                                      | 山間地とその周辺の地域を指す。全国の森林の約8割、農地の4割が中山間地域にあり、一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利だが、国土の保全、水資源の涵養などの多くの機能を有している地域。  |
|          | 超高齢社会                                      | 総人口に占める高齢者人口(65歳以上の人口)の割合が21パーセント以上の社会。   |
|          | デジタルデータ                                    | 数字に置き替えられる形式の情報。  |
|          | デバイス                                       | コンピュータに搭載される装置や接続される周辺機器。   |
|          | 伝統的建造物群保存地区                                | 文化財保護法に基づいて、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために選定する地区。  |
|          | 投資的経費                                      | 建物や道路の建設などのように、固定的な資本の形成に向けられるもので、支出の効果が長期間にわたる経費。  |
|          | 特別豪雪地帯                                     | 豪雪地帯対策特別措置法の規定により指定される、積雪の度が特に高く、積雪により長期間自動車の交通が途絶するなどにより住民生活に著しい支障を生ずる地域。  |
| ドライシステム化 | 食中毒対策を徹底するため、床を菌が繁殖しにくい乾いた状態で使用できるようにすること。 |   |

|   | 用語              | 説明  |
|---|-----------------|---|
| た | トレッキングコース       | 山歩きのコース。  |
| な | ナノテク            | ナノテクノロジーの略。ナノ(10億分の1)メートルの精度を扱う技術の総称で、マイクロマシンなどの加工・計測技術だけでなく、新素材の開発なども含める。  |
|   | ノーマライゼーション      | 障害者や高齢者などを特別視することなく、社会の中で他の人々と同じように共に暮らし、すべての住民が同等の権利を享受できる社会こそがノーマル(普通)であるという福祉の基本的な考え方。                                     |
|   | ニート             | 無職の若者。職業にも学業にも職業訓練にも就いていない(就こうとしない)人。   |
|   | 認定看護師           | 日本看護協会が、救急看護など特定の17の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践ができると認定した看護師。   |
|   | 認知症             | 脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障害がおこり、普通の社会生活がおくれなくなった状態。   |
|   | ノーマイカーデー        | 地球環境の保全と公共交通機関の利用促進のため、クルマの利用を控えてもらい、自家用車に比べてエネルギー効率が良く、環境への負荷の少ないバス、電車、自転車の利用を推進する日。   |
| は | バイオディーゼル燃料      | 廃食用油や菜種油から製造される軽油代替燃料。  |
|   | バイオテクノロジー       | 生物工学。生物を工学的に研究し、医薬品や食品の生産などに応用する技術。   |
|   | パーク・アンド・ライド     | 交通混雑を緩和するため、自動車を都市郊外の駐車場に駐車(パーク)して、鉄道やバスなどの公共交通機関に乗り換え(ライド)て、目的地まで行くシステム。   |
|   | ハザードマップ         | 発生が予想される災害現象の、進路や範囲、時間などを地図に表したものの。災害予測地図。  |
|   | パートナーシップ        | 協力関係。それぞれが対等の立場で他者の主体性を尊重し、かつ、相互作用による創造的な効果を発揮していく関係。   |
|   | ハートビル法          | 正式な法律名は、高齢者や身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律。病院、デパート、ホテルなど不特定多数の人が利用する建築物について、階段、出入口、通路、エレベーターなどを高齢者や障害者が利用しやすいようにする努力規定を定めているもの。 |
|   | パブリックコメント       | 計画などの策定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、計画などの策定段階において、広く市民に対して計画案などを公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して行政の意思決定を行う方法。                            |
|   | バリアフリー          | 段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便な障害となっていること(バリア)を除去(フリー)し、障害者などが安心して暮らせる環境をつくること。   |
|   | パワーリハビリテーション    | 医師、保健師、理学療法士、運動指導員等の指導のもと、高齢者の身体の力(パワー)の向上を図り、介護予防、自立支援を図るもの。   |
|   | P F I           | これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法(Private Finance Initiative)。                                       |
|   | ファミリー・サポート・センター | 育児の援助をしてほしい人と育児の援助を提供したい人とが相互援助活動を行う会員組織。   |
|   | フィーダーバス         | 鉄道や基幹バス路線などに接続して、支線的な役割を果たすバス路線のこと。   |

|   | 用語                        | 説明   |
|---|---------------------------|--|
| は | フィッシャリーナ                  | フィッシュ（魚）とアリーナ（劇場）とを組み合わせた造語。漁港、漁村の豊かな自然環境を背景に、魚を中心に人々が集まるところをイメージした施設。漁業活動のための区域と、遊魚等の海洋性レクリエーションの基地としての区域を明確にし、漁港内で漁船とプレジャーボート・遊漁船等との利用の調整を図るとともに、広く開かれたふれあいの場として、漁業と海洋性レクリエーションとの調和ある発展を目指すもの。 |
|   | 扶助費                       | 市町村が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の法令や条例等に基づいて、生活困窮者などに対して経済的に支援するために支給する費用。   |
|   | フリーター                     | 定職に就かず、アルバイトで生計を立てる人。英語のfreeとドイツ語のArbeiterを組み合わせた造語。   |
|   | プレジャーボート                  | レジャー用として使う、モーターボート、ヨットなどの船舶。   |
|   | 分業共益農業                    | 高い兼業率で、高齢化が進み、稲作農業が基幹となっている富山市の農業の現状を踏まえ、多様な経営体に農地の集積を図り、生産工程を分業・専業化し、兼業農家や高齢者など集落の構成員それぞれが利益を分配する農業。  |
|   | ベンチャー企業                   | 新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創制的・革新的な経営を展開する小企業。  |
|   | ボーダレス化                    | 従来は区別や差異のあった複数のものの中で、交流や融合化が起こること。   |
| ま | メタボリックシンドローム<br>(内臓脂肪症候群) | 肥満・高血糖・高中性脂肪血症・高コレステロール血症・高血圧の危険因子が重なった状態。複合することによって糖尿病・心筋梗塞・脳卒中などの発症リスクが高まる。  |
| や | ユニバーサルデザイン                | 障害者・高齢者・健常者の区別なしに、全ての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。  |
|   | ユビキタスネット社会                | 情報通信技術を利用し、誰もが、いつでも、どこでも、サービスを受けたり、情報をやり取りしたりできる社会。  |
| ら | 緑地協定                      | 都市緑地法に基づき、関係者全員の合意によって区域を設定し、市街地の良好な環境を確保するため、緑地の保全又は緑化に関する事項を定める協定。   |
|   | リピーター                     | 買い物、食事、宿泊、旅行などで同じ店やホテルや観光地を何度も利用したり訪れたりする人のこと。   |
|   | レンタルラボ                    | 医薬バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、IT、環境など、今後成長が期待される新産業を育成するため、研究開発型ベンチャーや創業者、新たな事業化を目指す企業の支援を目的とした施設。  |
| わ | ワークショップ                   | 所定の課題についての検討会などで、個人の経験や意見・情報などを出し合い、それをグループでまとめることで、集まった人の持っている力を生かして、より創造的に会議を進める方法。  |

## 富山市総合計画 2007—2016

平成19年3月

編集・発行 富山市企画管理部企画調整課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

電話 (076) 443-2010

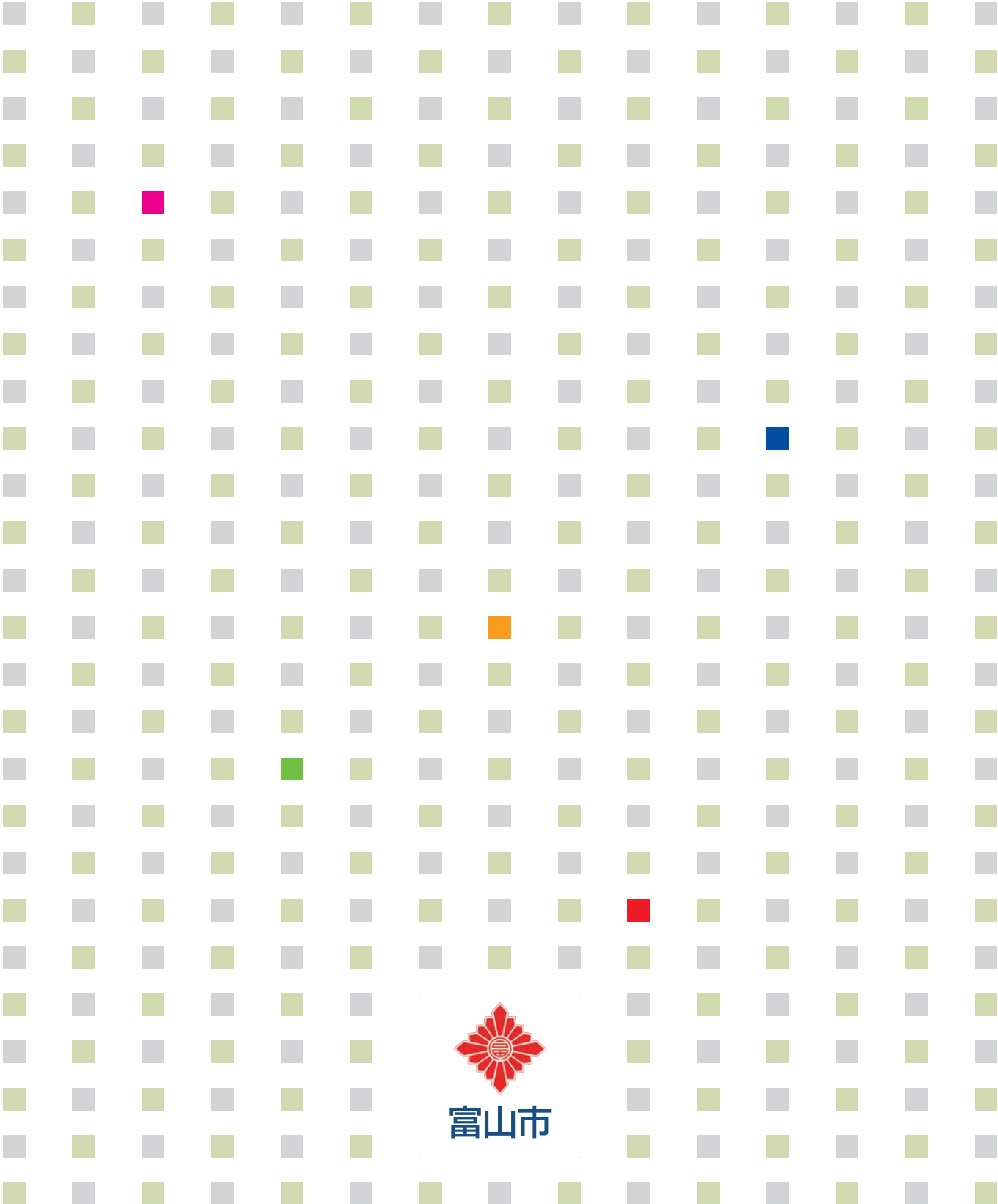
<http://www7.city.toyama.toyama.jp/>

印刷・製本 とうざわ印刷工芸株式会社

---

この冊子は、回収古紙を配合した再生紙を使用しています。表紙は牛乳パック古紙を使用しています。  
また、印刷インキには環境負荷の少ない大豆油インキを使用しています。





富山市